

研究紀要

— 8 —

目 次

群馬県における縄文時代前期の住居形態について	原 雅信(1)
赤井戸式土器の祖型について	大木紳一郎(1)
東国における前期古墳の出現過程 ——群馬県鍋川流域の古墳出現前夜の様相——	若林正人(1)
土器型式変化の要因 ——群馬県における出現期の須恵器模倣土師器の様相——	坂口 一鶴
牛伏砂岩使用古墳の研究(2)	右島和夫・津金沢吉茂・南雲芳昭 小林 勲・井上昌美・磯貝朗子(1)
新田郡笠懸町山際窯跡探集遺物	木津博明・綿貫邦男(1)
地方出土の古代木簡について	高島英之(1)
延喜式内社上野国株名神社遺跡をめぐって ——巖殿寺の故地を求めて——	川原嘉久治(1)

1991・3

財團法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

資料	福島県埋蔵文化財 管理団体保管	01-350
No. 3-5	平成3年5月29日	6-8
		(5)

研究紀要

—8—

1991・3

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

群馬県における縄文時代前期の住居形態について

原 雅 信

1 はじめに

住居は人間の生活において必要不可欠の施設であり、各種行動の拠点となる存在であろう。住居の第一義的な機能としては、自然的環境、例えば風雨、寒暑等を防ぐ、害獣、害虫等の外敵から身体を守る、というような目的を果すものであり、当初は簡単な圓い程度の施設から出発したであろうことは容易に想定される。

また、住居の基本的な構成要素としては、降雨・日光を防ぐ屋根、側面からの風雨・冷気を防ぐ壁、下位からの湿気を防ぐ床の要素が考えられ、各住居はこれら構成要素を地域、環境および生活に適した形態とし、その目的を果しているものといえる。

縄文時代では、堅穴住居が居住施設として採用され、ほぼ全期間・全地域にわたり使用され消長を繰り返している。堅穴住居自体は、各種住居形態の中で防寒・保温性に優れ、寒冷地や山岳地に適した住居形態と理解されている。縄文時代において当初の採用の経緯については明らかとなっていないものの、旧石器時代についてもさみ山遺跡等少例ながら堅穴状の住居が出現しており、縄文時代住居との関連はおくとしても、日本の環境および生活に適合した住居形態であったことは事実であろう。

個々の住居は、当然それを利用する居住者にとって最も適切な施設として存在するものであるが、同時に住居の設計、資材調達、堅穴掘削、施工、完成という住居建築の一連の工程がその居住者のみではなく、その属する集団（集落）においての共同作業であることを前提とすれば、住居自体は社会的な構築物として認知され得るものとなる。そこには住居というものに対して共通する形態・規模等、一定の企画性もしくは基本形というものが存在することを想定させ、地域的、時期的に共通する住居形態をとっていることが考えられる。

このような住居の形態上の共通性、類似性はすでに多くの研究により明らかにされつつあり、例えば縄文時代中期の集落である三原田遺跡では共通する住居形態のもと、住居型式が設定されることにより同集落の変遷も把えられてきている。

住居形態の分類を主とした地域的・時期的な異同については、検出例が多く、ある程度定型的な住居形態をもつ前期以降の住居に関し特に進められており、各遺跡毎の特徴もそれぞれの報告書により分析されている。

県内でも丘陵地域における発掘調査が増加する中で、前期遺跡の調査例が一気に増加し、検出された住居軒数も300軒を超えるものが得られている。これら検出住居例を一覧すると各遺跡内に

おいて形態的に類似する住居の存在も目につくが、さらに異なる遺跡間についてもやはり形態的類似性を示す住居の存在に注意されるのである。個々の住居が孤立した存在でないことと同様に、各集落も前期社会の一構成要素として孤立した存在でないことを考えれば、住居形態も集落単位にとどまらず地域的な広がりをもつ共通性なり企画性というものが存在することには妥当性があるものといえよう。土器・石器等と同様に住居形態も時間的・地域的特徴を有し、縄文社会の動向の一端を示しているものと考えられる。

ここでは、群馬県内における前期住居の形態的特徴を比較・検討しその関連をみるものとしたい。なお形態の比較に際しては平面形、主柱構成、炉の位置等を主にみている。また、本来であるならば形態分類によって類別基準を示し、その関係・変遷等について考える予定であったが、ここでは各遺跡毎および遺跡間における住居形態の特徴・類似性に関し報告するものとしたい。

2 各遺跡の住居について

まず、調査された前期遺跡における住居の形態について遺跡毎に概観してみたい。

(3) 三原田城遺跡 花積下層期 8軒、諸磯b期 1軒の住居が検出されている。平面形をみると、不整円形（4号住居）、梢円形（2号住居）、不整梢円形（6号住居）および隅丸長方形（3号住居、7号～10号住居）の各種存在する。主柱構成は2号・4号住居は柱穴がやや不規則であり、明確な配置は確定できない。6号住居は4本主柱とみられ、柱穴交差中央部やや西寄りに炉が設定される。隅丸長方形を呈する各住居は主柱構成に一定の配置が認められるが、基本的に住居長軸中央に対象して2列に主柱が配置されている。3号住居・8号住居は6本主柱、7号住居・10号住居については一部柱穴の欠落があるものの、この2軒の住居は3号住居と平面形、主柱配置に共通する形態的特徴を示しており、やはり6本主柱による可能性が高い。8号住居はこれらより平面規模がやや大きいが、主柱配置のみを比較すると先の3号・7号・10号各住居と共通する配置が認められ注目される。

(4) 謙訪西遺跡 開山期 9軒、諸磯a期 1軒の住居が検出されている。この開山期の住居には類似する住居例が多く含まれている。1号・3号・4号・10号住居はいずれも隅丸長方形を呈し、その規模に多少の相違はあるもののほぼ同様の形態をもつ一群である。さらに6本主柱による構成、住居北側に偏在する炉の位置も共通しており、その基本的な配置は全くといっていい程一致しており、平面規模の多少の相違に関わらずこれら住居間には強い関連性が存在している。加えて壁柱穴をもつ点も共通した要素としてとりあげられよう。なお、炉の形態には差があり3号住居は埋甕炉、1号・4号・10号住居が石甕炉もしくは石組炉となっている。さらに、12号住居についても比較すると、平面形および炉の位置がこれら住居と一致し、周溝・壁柱穴をもつ点形態上の類似が認められるが、床面上に主柱配置が存在しない点に大きな相違がある。

7号住居は隅丸長方形を呈し、4本主柱構成をもち、住居中央に炉を設置している。平面形・規模から比較すると13号住居とほぼ一致するもので、炉の位置も全く同様であるものの、13号住

居については主柱配置が確認されておらず相違点となっている。8号住居はやはり隅丸長方形を示すが、他住居と平面形の類似する例は認められない。しかし、6本主柱による構成をみてみると、4号住居をはじめとする主柱構成に一致する部分もあり、何らかの関連も考えられる。

これらの住居をみていくと、炉の位置の共通性に注目される。住居規模に相違があるものの、住居北壁を基準として比較すると、北壁中央部から約1.7m程度の位置に共通して炉が設置されているのである。炉の形態は石組炉、石囲炉、埋甕炉と相違があるが、その位置は先のように全く一致しているといつてよい。

11号住居は同遺跡最大の規模をもち、隅丸長台形（長軸7.5m、北辺4.5m、南辺5.3m）を呈し、壁柱穴が全周し、床面上には主柱配置は認められない。炉は住居中央北寄りに設置される。なおこれら関山期の住居の短軸：長軸比は1:1.3~1.4程度の値を示している。

⁽⁵⁾
下箱田向山遺跡 関山(II)期3軒、黒浜(有尾)期2軒、前期後半2軒の計7軒の前期住居が検出されている。関山期に位置づけられている1号住居は隅丸で方形に近い長方形を示し、主柱構成は4本主柱、住居対角線上に配置するものとみられる。南壁に沿って周溝が存在し、炉については不明である。8号住居は隅丸長方形を呈し1号住居よりやや規模が大きく、主柱構成はやや不規則ながら6本主柱とみられ、住居長軸に2列対象に配置する。炉は柱穴列中央北寄りに設置される。5号住居は梢円形を呈し、この時期の住居平面形としては類例が少ない。主柱構成は不確定であるが、住居中央やや北側に設置される炉の位置からみて4本主柱、2列配置が考えられるが、検出例では1穴不足しており確定できない。このように関山期の3軒の住居はそれぞれに形態を示しており、共通する類似性は認められない。

黒浜期に位置づけられる2号住居は南壁側にやや広がりをもつ長台形平面を呈し、住居中央北側に炉をもつ。主柱構成は住居対角線上に配置する4本主柱を基本とするとみられるが、それ長辺中央付近に1穴づつ柱穴の存在する可能性もある。3号住居は長方形を呈し、炉はやはり住居中央北寄りに設置される。主柱構成は住居長軸中央を対象とし2列の主柱配置が行なわれると考えられるが、北東隅に1穴欠落しており確定できないものの6本主柱構成の可能性が高い。両住居は平面形、主柱構成とも異なるが、住居内における炉の相対的な位置および炉内北側に一石を配する点は共通した要素といえる。

細別型式の確定しない4号住居・6号住居は隅丸方形もしくは円形に近い平面形を示している。4号住居はより円形化が強いが、西半部のみの調査であるため全容は不明である。6号住居は隅丸方形又は隅丸台形を呈する平面形で、住居対角線上に4本主柱を配置するが、この配置は住居中央に寄りぎみである。なお、両住居とも炉は不明である。この2軒の住居について、先の関山期、黒浜期の住居と比較してみると、主柱構成、炉の有無等に相違するが、平面形、規模等の面から関山期の5号住居と類似する傾向も認められ、同期との関連性があるのかも知れない。

⁽⁶⁾
中畦遺跡 黒浜期の住居2軒、諸磯a期1軒、諸磯b期2軒、前期1軒の計6軒が検出されており、住居間の重複はない。黒浜期に属する5号住居は隅丸長台形(長軸4.9m、北辺3.3m、南辺4.

0m)を呈し、周溝および壁柱穴が全周する。床面上には主柱配置は認められない。炉は住居対角線交差部にあたる住居中央に設置される。7号住居は隅丸長方形を呈し、部分的に周溝が巡り、床面上には柱穴状の小穴が多数存在しているが、おそらく6本主柱を構成するものとみられる。炉は住居中央部北側に偏在している。両住居間には、炉の形態(炉石地床炉)に共通性がある他、平面形、主柱配置、炉の位置等、形態上の類似性は認められない。諸磯a期の6号住居は不整の隅丸方形を呈し、炉は北壁近くに設置されている。なお主柱構成は不明である。諸磯b期の4号住居は隅丸方形を示し、4本主柱が住居対角線上に配置され、南北柱穴に接した位置に炉を設置している。3号住居は床面が2面存在することから拡張住居と推定されている例で、形態はやや不整の隅丸方形を呈している。柱穴が2ヶ所認められるものの全体の構成は不明であり、炉は南西部に設置される。この2ヶ所の柱穴と炉の位置関係をみると、4号住居における柱穴と炉の位置とほぼ一致する関係にあることが認められる。

(7) 森山遺跡 黒浜期の住居が2軒検出されている。1号住居南半部は削平を受けており、全容は不明であるが、炉は2ヶ所存在し、北側柱穴間中央付近に設置されている。2号住居は各隅が丸みを帯びた方形に近い長方形を呈し、住居対角線上に4ヶ所柱穴が配置される。炉は地床炉であり、住居中央やや北側に設けられている。両住居に形態上の類似性は特に認められない。

(8) 分郷八崎遺跡 関山期4軒、黒浜期6軒、諸磯期1軒の計11軒の前期住居が検出されている。関山期に属する4軒のうち1軒(4号住居)は遺存が不良でその痕跡のみの検出となっている。1号住居は検出例中最大規模の住居であり7.8m×5.4mを測る隅丸長方形を呈する。主柱構成は6本配置とみられ、周溝および壁柱穴が伴う。炉はコの字状の石囲炉であり、住居中央北側に位置する。2号住居は長軸5.1m、南辺3.6m、北辺3.1mの長台形を呈し、主柱構成はやや不規則な6本配置とみられ、1号住居同様周溝および壁柱穴が伴う。炉はコの字状の石囲炉が住居中央に設置されるが、この時期とすれば珍らしい存在といえよう。規模は異なるが、1号住居と比較すると北壁を基準として炉の位置をみた場合、両住居の炉は同様な位置関係にあることが看取され、そのため2号住居については住居中央に相当することになったとも考えられる。また、方形プランを示す3号住居についても炉は住居中央に設置されるが、北壁との関連でみると1号住居、2号住居に類する関係は認められない。しかし、主柱配置と炉の位置関係について観察すると、3号住居も6本主柱と考えられその構成は2号住居におけるものとほぼ一致していることも認められる。これら3軒の住居は規模、形態等いずれも相違し共通した要素は看取されないが、部分的ながら上記のような類似点も指摘し得る。

黒浜期の7号住居、9号住居および10号住居については遺構の全容が不明となっている。5号住居、6号住居、8号住居は隅丸長方形を呈し、規模としてはいずれも類似する住居である。平面形をみるとやや不整な長方形といえ、辺の一部が直交せず並みが認められる。この傾向は3軒とも共通する要素となっており、多少の相違はあるものの平面形態ではほぼ一致した住居であるものとみられる。主柱構成をみると8号住居は6本主柱の配置が行なわれ、北辺柱穴間中央に炉

(地床炉)が設置される。5号住居、6号住居についても6本構成の主柱配置も推定されるが、8号住居に類する長方形配置は認められず、不整な配置とみられる。炉(地床炉)については、住居における位置はほぼ一致した傾向を示し、その共通性がうかがわれる。その他の住居施設とすれば周溝および壁柱穴を3軒とも伴っている。

諸磯a期に属すると推定される11号住居は遺存状態が不良であり、やや不整な方形プランが確認された以外は不明である。

⁽⁹⁾ 善上遺跡 計14軒の前期住居が検出されている。時期別にみると閑山期1軒(J-12)、黒浜期(J-2~J-6、J-9、J-11、J-13~J-15)、諸磯b期3軒(J-1、J-7、J-10)となっている。

閑山期に属するJ-12は、隅丸長方形を呈し主柱構成は6本配置としている。柱穴は3本づつ2列に配されるが、この住居については柱穴列が平行に並んでおらず南辺に向って間隔が狭くなっている。また、長軸両端の柱穴は南、北壁に接した位置に設けられている。炉については推定される位置に他遺構が重複しているため不明となっている。

黒浜期の住居は重複が5軒、拡張とみられる例が2例あり、部分的な調査例が2例含まれる。平面形は隅丸長方形、隅丸方形が存在するが、これら住居間に共通性はあまり認められない。平面形のみ比較すればJ-9とJ-13がほぼ一致した形状を示すが主柱構成、炉の位置についてはJ-13における配置が確定できないため不明である。拡張例とみられるJ-9は周溝が住居内側にも存在する点から推定されたものであるが、拡張前にあたる内側周溝を伴う住居の柱穴および炉については確認されていない。J-9の主柱構成は炉東側に一穴欠落しているが、基本的に6本配置が想定される。主柱については拡張前、後も継続したことも仮定し得ようが、炉については内側周溝北側には接した位置に存在し、継続使用した可能性は低い。この炉から南へ1mの位置に小穴が検出されているが、これが拡張前の住居の炉の痕跡であることも考えられる。こうしてみると拡張前住居と平面形のはば一致するJ-6と炉の位置も共通することになり、主柱構成に問題は残るものと同規格の住居と考えられるものかもしれない。もう一軒の拡張例とみられるJ-11は長軸約9m、短軸6.6mの規模をもつ隅丸長方形の住居で調査例中最も大型である。主柱構成は6本主柱を基本とし、各隅の柱穴は住居対角線上に配置される。炉は礫を一石用いた地床炉が北辺柱穴間中央に設置される。

J-9とJ-11における拡張の方向を比較すると、J-9は長軸方向に拡張が行なわれ、J-11は南端部が不明であるが全周拡張と考えられ、その方法に相違が認められる。つまり、主柱構成における3柱2列配置のJ-9は長軸2方向拡張を行い、主柱対角線配置のJ-11は全周拡張を行なっていることになる。このことからみると、主柱配置と拡張の方法は何らかの関連をもつ可能性が考えられる。

⁽¹⁰⁾ 荒砥二之塙遺跡 諸磯b期の住居が8軒検出されている。2号住居は一部のみが検出され、7号住居は8号住居に重複する。他の住居も部分的な欠落があるが、1号、3号、4号、5号、6号

住居の平面形状をみると隅丸の方形に近い長方形を呈するものと考えられる。さらに1号、3号、5号住居は平面形状に加え、4本主柱の位置関係についてもほぼ一致した状態を示す。主柱は住居対角線上に位置し、平面形と相似した配置となり、炉については7号住居に地床炉が存在する他不明となっている。

3 各期の住居について

次に花積下層期から諸磯C期における住居形態の特徴と類似性について概観していきたい。

(1) 花積下層期

平面形には、隅丸長方形、楕円形、不整椭円形等のプランが存在する。隅丸長方形を呈する例は三原田城遺跡にみられるように長軸：短軸比はおよそ1:1.2~1:1.3程度となる。主柱構成をみると6本配置、4本配置および不規則配置が存在する。6本主柱は三原田城遺跡3号住居、8号住居に認められる。3号住居は整った配置をもち、各隅の主柱は住居対角線上に配され、3m×2m規模の長方形配置となる。8号住居は主柱長軸規模は3号住居例と一致するが、その配置には歪みがみられる。7号住居、10号住居も6本主柱が考えられるが、その配置に歪みおよび一部欠落が存在し、構成とすれば不規則なものとなっている。炉の位置については、共通するものがあり、形態差は別にして住居中央部もしくはわずかに北（西）寄りの傾向がある。このことは4本主柱とみられる不整椭円形の6号住居にも共通し、柱穴対角線交差部にあたる住居中央部に炉が設置されている。なお先にも述べたが、主柱配置の規模において6号住居の4本配置は3号住居の6本主柱の4隅の柱穴とほとんど一致する点は注目される。

長軸が4m弱程度の小型不整椭円形の住居は三原田城遺跡4号住居、五十嵐遺跡¹¹11号住居がある。両者の平面形を比較するとほぼ一致した規模をもち、柱配置は柱穴が不規則に存在し、主柱構成は不明である。炉は三原田城遺跡例について住居中央部に痕跡が認められている。

楕円形住居は三原田城遺跡2号住居例があげられ、長軸：短軸比は約1:1.5程度である。主柱構成は一部不規則ながら4本配置が推定され、さらに壁下に補助柱穴とみられるビットも存在している。炉は柱穴対角線交差部やや北側に設置され、隅丸方形住居例とほぼ類似した傾向を示している。

(2) 関山期

隅丸長方形、方形、不整椭円形の平面形がみられる。隅丸長方形の住居平面形は最もポピュラーなものであり、規模、形状に各種類が存在する。規模でみれば、諏訪西遺跡12号住居(4.1m×2.8m)程度のものから三後沢遺跡¹²J-6号住居(8.4m×5.7m)規模の間に集中する。また、隅丸方形プランには、短軸：長軸比が1:1.3~1:1.4程度の長方形とその比率がより小さく、1:1.2弱の値を示し方形に近くなるようなものが存在するが、類例的には前者の長方形がより多く認められている。主柱構成は6本主柱、4本主柱、壁柱構成が認められ、さらに主柱、壁柱が組み合わせられる例も存在する。この主柱構成の配置をみると、基本的に次の2種類が認められて

いる。1つは住居対角線上に配置するものであり、6本主柱の場合各隅の柱がこれに位置する。もう1方の例は、1列3主柱、2列平行に配置するもので、その位置は長軸方向でみた場合、2列の主柱列により住居が3分割されるものとなり、住居対角線上に配置するものとは全く異った位置関係を示している。この隅丸長方形住居を規模別にみていくと、a、長軸規模が4.5m以下程度の住居、b、長軸規模が5～6m前後の住居、c、同規模が7m以上の住居の種類が認められる。

aに類する住居例は、諏訪西遺跡、三後沢遺跡、十二原II遺跡、下箱田向山遺跡、善上遺跡、勝保沢中ノ山遺跡¹⁰にみられ、さらにこれらの中には同形もしくは極めて類似した形状（規模）を示す例が含まれている。例えば、諏訪西遺跡1号住居、3号住居、10号住居、善上遺跡J-12、勝保沢中ノ山遺跡6号住居の一群、三後沢遺跡J-3号住居、J-7号住居、諏訪西遺跡4号住居、勝保沢中ノ山遺跡7号住居の一群等があげられる。

bに類する住居例は、諏訪西遺跡7号住居、8号住居、13号住居、下箱田向山遺跡8号住居、分郷八崎遺跡2号住居等がある。この中では諏訪西遺跡7号住居、13号住居がほぼ一致した平面形を示している。主柱配置をみると、分郷八崎遺跡2号住居に住居対角線上の配置がみられ、6本主柱により構成される。諏訪西遺跡8号住居は2列平行配置を行うが、一見すると1列4本、8本構成ともみられるが、南壁に接する2穴はおそらく入口部に伴う柱とみられやはり6本主柱と考えられる。勝保沢中ノ山遺跡2号住居は床面上に主柱配置は行なわず、壁柱穴により構成される例である。

cに類する住居例は諏訪西遺跡11号住居、分郷八崎遺跡1号住居、三後沢遺跡J-6号住居等があり、この時期の住居としては大型の部類である。平面規模では諏訪西例と分郷八崎例がほぼ共通した形状を示している。また、三後沢遺跡例は4回にわたる拡張住居とされるが、このうち第2期にあたる住居平面形と前出の勝保沢中ノ山遺跡2号住居の平面がほぼ一致した形状を示していることは注目される。偶然の一致の可能性もあるかもしれないが、他に看取される単独住居間における類似形態の存在を考えれば何らかの関連も否定しきれないのではないかであろうか。つまり住居構築時における企画性のみならず、住居拡張という行為に際しても目的とする規模、形態等について一定の企画性が存在することも推定し得るのである。

次に主柱構成および炉の配置についてみてみたい。主柱については、4本、6本および壁柱（周構）により構成され、その配置には住居対角線上配置、柱列平行配置の例が基本となっている。

住居対角線上配置が認められる住居は、分郷八崎遺跡2号住居、三後沢遺跡J-3号住居がある。分郷八崎例は6本主柱構成であり、多少の歪みがみられるが、3m×1.8m規模をもち各隅柱穴が住居対角線上に位置する。炉はこの対角線交差部にあたる住居中央に設置される。三後沢例は4本主柱による住居対角線上配置であり、その配列は北西隅の柱穴位置に歪みがみられるが、2.3m×1.3m規模をもつ。炉は住居中央よりわずかに北側に設置される。このように主柱配置を住居対角線上に置くものは花積下層期から引き続き認められる構成であるが、主柱構成が明確な住居例の中では少数に属す主柱配置である。

隅丸長方形住居における主柱構成の多数例は、6本主柱、柱列平行配置にあるといえる。この主柱構成の中には、平面形状において認められた類似住居と同じようにほとんど一致するもしくは類似する主柱配置の存在例をあげることが出来る。まず、同一遺跡内の住居例でみると諏訪西遺跡1号住居、3号住居、4号住居、8号住居、10号住居においてほぼ同様の主柱構成、配置が看取される。3.4m×1.2m程度の配置規模をもち、柱列長軸は住居を3分割する位置を占めている。各住居例は全く一致するわけではないが、総じて長軸距離および両端柱穴位置に類似が認められるもので、中央柱穴については位置関係にやや相違もみられる。他遺跡例についてみると、勝保沢中ノ山遺跡7号住居がこれに類似する主柱構成をもっている。さらにこれらの例は炉の位置についても一致するもので、住居中央や北側、柱穴間中央北側に配置される。なお、以上の住居の内、諏訪西遺跡8号住居を除く住居についてはすでに記したように平面規模もほぼ一致しており、主柱両端は壁に接した部分に位置する。8号住居についてはこれらの住居より平面規模が大きく、柱穴位置も応じた部位となり両端柱穴は壁からやや間隔をおいている。これら以外には炉が不明ながら善上遺跡J-12に6本主柱の類似配置が存在する。

なお、以上の例の他、十二原II遺跡J-1号住居、J-2号住居に部分的ではあるものの、規模、配置上の類似性が認められる。両住居例とも主柱構成に欠落があり積極的に関連を強調し得ないが、J-1号住居では南西隅の柱穴を欠くが、その他の主柱配置である北辺2柱穴および東辺柱穴位置はほぼ一致する規模、配置を示している。また、J-2号住居は北西隅の柱穴を欠き、さらに4本主柱の可能性もあるが、南辺柱穴および東辺柱穴位置が一致したものといえる。

平面規模、形状の類似する諏訪西遺跡11号住居、分郷八崎遺跡1号住居をみると、諏訪西遺跡例は床面上には主柱配置ではなく、壁柱穴により構成され、分郷八崎遺跡例は6本主柱、2列配置の主柱構成があり、さらに壁柱穴（周溝）が全周する。また、炉の位置は両住居例とも共通した位置に設けられる。すなわちこの2軒の住居は主柱構成の有無以外の構造はほぼ一致した内容をもっているものといってよい。この主柱構成における相違は何に起因するのであろうか。明確な理由については不明であるが、両遺跡の他の住居例をみると例えば諏訪西遺跡7号住居と13号住居は平面形、炉の位置が一致するにも関わらず7号住居は4本主柱（南辺がやや広い台形配置）構成をとり、13号住居は主柱が認められていないという例もある。また、分郷八崎遺跡では、黒浜期に位置づけられている8号住居とこの1号住居の関係が注目される。両住居は時期を異にするにも関わらず平面形、主柱構成に類似する内容をみることもでき、先の諏訪西遺跡例とも考えあわせると単に時間的、地域的差では結論し得ない内容をもつことも予想される。

方形住居は分郷八崎遺跡3号住居に類例が認められるが、規模的には長軸4.35m、短軸4mと同軸規模ではないが、長軸：短軸比が近接した値を示す例としてあげておきたい。主柱構成は6本主柱、2列配置であり、炉は住居対角線交差部にあたる住居中央に設置される。類例としては主柱構成、炉等不明ながら上遺跡5号住居がある。住居平面形のみの比較であるが、やはり長軸短軸比が少ないもので、規模的には類似する存在といえよう。

円形(不整)住居は、下箱田向山遺跡5号住居、上遺跡4号住居例があり、長軸4m弱と小型なものである。上遺跡例は部分的な検出であり、全容は確認できないが、下箱田向山遺跡例と比較するとほぼ同様の平面規模をもつものと考えられる。主柱構成ははっきりしないが、下箱田向山遺跡例には不規則ながら4本主柱の可能性があり、台形の配置が認められる。壁下にも部分的に小穴が存在するが全局するものではなく、やはり主柱により構成する住居であろう。炉は北側柱穴間に位置し、住居中央北側に偏在する。このようなやや不整な円形平面を示す住居は花積下層期から存在するもので、五十嵐遺跡11号住居例などは下箱田向山遺跡例と極めて類似した形態を示し、さらに不規則な柱穴のあり方にも共通する部分すらみられる。

(3) 黒浜期

住居平面形には、隅丸長方形、隅丸台形、長台形、隅丸方形等が認められる。基本的に花積下層期、関山期から引き続き認められる形態を示しているが、このうち長台形平面をもつ住居例はこれまでにはみられない本期特有の形態といつてもよいであろう。また、円形(不整)平面もしくは橢円形平面をもつ住居例については認められていない。

黒浜期については、それ以前の花積下層期、関山期に比べ遺跡数も増加し、比例して住居軒数も増え、総軒数約100軒弱程度の調査例がある。この傾向は、近年指摘されている分布調査における遺跡動向とも一致する傾向であり、その特徴の一端を表わしている。

隅丸長方形を示す住居形態には短軸：長軸比が1:1.4程度の値を示すいわゆる長方形プランのものと、同比が1:1.2前後と差が少なく方形に近い形状をもつものがみられる。

前者の住居例には分郷八崎遺跡5号住居、6号住居、8号住居、糸井宮前遺跡79号住居、116号住居、下箱田向山遺跡3号住居、中畦遺跡7号住居、中棚遺跡N J-21、善上遺跡J-11、赤城神社前遺跡1号住居等が認められる。このうち、中畦遺跡7号住居、糸井宮前遺跡116号住居は糸井宮前遺跡例がやや規模が大きめであるが、南壁側が弧状を示す形態的特徴が類似する。主柱構成は糸井宮前遺跡例が4本主柱、中畦遺跡例が6本主柱と本数は異なるが、その配置は両例とも2列配置と共通する要素もある。分郷八崎遺跡8号住居は南壁部が傾斜する平面形態を示すが、このような形状は同5号住居にも認められる他、より小規模な住居であるが赤城神社前遺跡1号住居にも同様の形態的特徴がみられ注目される。なお、分郷八崎遺跡例は6本主柱で炉は北側に寄るが、赤城神社前遺跡例では主柱構成は不規則で確定できないが炉は住居中央部に設置されている。

短軸：長軸比が比較的少なく方形に近い形状を示す住居例には糸井宮前遺跡2号住居、4号住居、111号住居、114号住居、147号住居、中棚遺跡N J-8、N J-19、N J-20、勝保沢中ノ山遺跡1号住居、森山遺跡2号住居等がある。平面形状(規模)は様々であるが、強いて比較すれば勝保沢中ノ山遺跡例と森山遺跡例に共通する傾向が認められる。主柱構成をみると、糸井宮前遺跡4号住居、勝保沢中ノ山遺跡1号住居のように不明な例も存在するものの、基本的に4本主柱で構成され、2列配置を主とするが、中棚遺跡N J-8、森山遺跡2号住居例等は住居対角線配

置が認められる。炉の位置も共通する傾向を示し、住居中央北側もしくは北辺柱穴間中央に設置される。しかし、森山遺跡2号住居については住居中央寄りに配置され、この期とすれば特異な例とみられる。

隅丸台形を示す住居は短軸：長軸比が約1:1.2~1.3程度の値を示し、通常南辺側に向って広がりをもつ例が多い。類例としては善上遺跡J-9号住居、稻荷山遺跡1号住居、城平遺跡1号住居、中棚N J-2、N J-7、N J-12、下箱田向山遺跡2号住居、糸井宮前遺跡135号住居等がある。これらの住居のうち、善上遺跡J-9号住居、稻荷山遺跡1号住居、城平遺跡1号住居例については平面形態が全くといってよい程一致している。また、下箱田向山遺跡2号住居、中棚遺跡N J-12例もこれらとほぼ類似した形態を示す例として認められる。しかし、平面形態の強い類似性に比し、主柱構成については各住居で相違する配置となっている。善上遺跡例は一部欠落するが6本主柱、2列配置とみられ、稻荷山遺跡例は4本主柱、台形配置、城平遺跡例も一部欠落があるが6本主柱、2列配置が考えられ、下箱田向山遺跡例は4本主柱でやや不規則ながら住居各隅に配置され、中棚遺跡例は4本主柱、2列配置というよう異なる主柱構成となっている。このように個々の主柱構成をみていくと主柱本数、配置等相違しているわけであるが、その方向性、主柱配置の基本的方針には共通する特徴も看取し得よう。これらは少なくとも住居対角線配置とはならず、柱列平行配置、6本主柱という構成を基準としているようにみられるのである。例えば4本主柱であったとしても、その位置は6本主柱構成における各隅の柱位置と共通するものと考えられ、個々の主柱構成に相違は存在するが、その設計意図については共通した特徴と考えられるであろう。以上の住居例は規模は長軸5.7m前後、短軸5m以下程度のものであるが、中棚遺跡N J-2、N J-7、糸井宮前遺跡135号住居はこれらより規模が大きく、長軸6.5m以上、短軸5m以上を示す住居である。いずれも拡張住居とみられ、結果的にその規模となったものである。平面形状（規模）では、中棚遺跡例2軒がほぼ共通する形状を示し、糸井宮前遺跡例はこれによりさらに大きく8m×5.8mの規模をもつ。主柱構成は3軒とも4本主柱、2列配置となるが、その構成を比較すると極めて高い類似性が認められ、糸井宮前遺跡例は炉の位置を含め全く一致している。なお、5m×4mとやや規模の小さい隅丸台形住居例である中畦遺跡5号住居では、床面上に主柱配置は行なわれず、壁柱構成としている。

短軸：長軸比が1:1.7~1.9程度の値を示す長台形平面を呈する住居例が三後沢遺跡J-4号住居、J-5号住居に認められる。先の隅丸台形住居に比較すると長軸規模がおよそ1.4倍と長く特徴的な形態を示す住居例であり、県内例ではこの三後沢遺跡以外類例をほとんどみない。

J-4号住居は拡張住居とみられ、拡張前の住居形態はJ-5号住居とほぼ同様の平面形を示す。両者は定型的な形態をもつても関わらず主柱構成は不明であり、床面上に柱穴とみられる小穴が20穴近く確認されているもののその配置は極めて不規則なものであり、6本主柱ないし4本主柱等の配置は認めるににくいようである。この傾向はとくにJ-5号住居に強いものといえる。しかし、J-4号住居について観察すると、住居南辺隅近くに検出されている。「間仕切り溝」と

される溝状ビットを含め、北側に対応する2穴を主柱穴と考えればその規模およそ5m×3.2m程度の4本主柱、2列配置という主柱構成も推定できる。また、この住居には炉が検出されていないが、ここで推定した北辺側の柱穴間には径80cm、深さ10~15cm程度のくぼみが存在しておりこれがこの住居の炉に相当することが考えられ、このようにみると主柱構成、炉の位置についてこの期に合致した特徴を示すものといえよう。さらに、南辺側柱穴と推定した溝状ビットはこの住居が拡張住居であることを考えると、この部分の柱穴の移動に伴い結果として溝状、すなわち柱穴の連続により検出形態となったともいえよう。

この長台形平面の特徴は長軸規模が大きい点にある。例えば、隅丸台形平面と比較すると短辺側である北辺、南辺の規模比はほぼ同様の傾向を示し(短辺:長辺比=1:1.3前後)ており、長軸規模を大きくすることは形態的には床面積の拡大をしていることになる。

住居を拡張し床面積を拡大していくということと、このような長台形平面によるより大きな床面積を得るという方向性には何らかの関連が想定できるのかも知れない。

隅丸方形を示す住居例は糸井宮前遺跡100号住居、143号住居等が概当する。両住居とも一辺約4.5m程度の規模をもち、その平面形状を比較するとほぼ一致した形状を示している。主柱構成は100号住居にみられるように4本主柱、2列配置がとられるが、143号住居は南辺2穴が欠落するものの、南北軸を逆転して100号住居と比較すると確認されている2穴は全く一致する状態も観察され、両住居はほぼ同様の構成をもつことが想定される。炉については住居中央北側に位置するが、北辺柱穴ラインにまでは達していない。

(4) 諸磯a期

住居平面形には隅丸長方形、隅丸方形、隅丸台形および円形等の種類が認められる。

① 隅丸長方形住居は清水山遺跡I区1号住居、同2号住居に類例が求められるが、この2軒については平面形、主柱構成、炉の位置等ほとんど一致する住居であり、強い形態上の関連性がうかがわれ、同一企画の住居としてほぼ同時期に営まれたことに起因するものと考えられる。

② 隅丸方形住居は道木原遺跡1号住居が概当するが、1辺4.7m程度の規模を示す。主柱構成は4本主柱、2列配置であり、北辺柱穴間中央に炉を設置する。この炉の位置は隅丸長方形住居と共に通する位置関係を示している。諏訪西遺跡5号住居は1辺4.2m規模で、各辺にやや歪みも認められるがやはり方形平面を示す住居例である。主柱構成は道木原遺跡例と同様4本主柱であるが、その配置は住居対角線上に位置しており相違している。炉についてみると、北辺柱穴間に設置されており、その配置は共通する設定となっている。

隅丸台形住居は清水山遺跡II区2号住居、I区4号住居が好例であるが、短軸:長軸比は1:1.1程度で差が比較的少なく、方形に近い形状を示している。このような形状は黒浜期から継続する住居平面といえ、例えば中棚遺跡NJ-2住居等は類似する形状を示す例として比較できよう。さらに主柱構成も4本主柱と共に通した点をもっているが、その配置については黒浜期に属する中棚遺跡例では2列配置をとり、諸磯a期の清水山遺跡例は対角線配置を行っている点は明らかな

相違として把握される。なお、清水山遺跡におけるこの2軒の住居例は平面形、主柱構成等ほとんど一致する形態を示しており、同一企画ともいえる共通点を有している。さらに両住居は6本主柱、2列配置をもつ長方形住居からの拡張形態であることも共通しており、このことから考えれば、主柱構成については4本主柱、対角線配置が時間的により新しい要素として見えられるものといえる。

このことは、前記中標遺跡N J-2号住居における主柱配置との関係とも一致するものといえる。中標遺跡例は4本主柱であるが、対角線上配置ではなく、その位置からみれば6本主柱、2列配置における4隅の柱穴位置を踏襲しているものと考えられ、この意味からも主柱構成における対角線上配置はより新しい要素としてみることも可能であろう。

円型住居は勝保沢中ノ山遺跡14号住居に類例が認められる。径5m程度の安定した平面形状を示し、主柱構成は4本主柱をもち、その配置は住居中心軸上に位置するもので約2m四方の規模となる。この主柱配置は住居平面形は異なるが諏訪西遺跡5号住居における主柱配置と全く一致する配置となっている。炉はやはり北側に偏在するが、北辺柱穴間中央部よりさらに北寄りとなっている。諏訪西遺跡5号住居では北辺柱穴間中央に設置されており、炉の配置は相違しているものといえるが、これを主柱配置との関係ではなく住居内における位置という点から観察すると北壁部からの位置関係は両住居において一致することに注意される。この炉と住居壁部との関係を平面形、主柱構成等に関わらず他住居例と比較してみると、隅丸長方形を呈する清水山遺跡I区1号住居、2号住居、隅丸台形を呈する清水山遺跡II区2号住居、方形を示す道木原遺跡1号住居等の住居例とも共通しており、ほぼ一致した位置関係を示している。このようなことは、炉の設置に際して主柱配置との関連と共に、住居壁部との位置関係にも一定の企画性が存在することを予想させる。

(5) 諏訪 b 期

住居平面形には隅丸方形、隅丸台形、隅丸長方形および不整円形等が認められるが、これらの形状差が不明瞭となる傾向が強く、住居各隅が丸みをもつと共に各辺についても湾曲する例が増加する。また、長方形を示す例について短軸：長軸比が極めて少なくより方形に近い形状をもつものとなる。長方形平面はより方形化し、さらに方形平面は隅、辺共丸みを増していくという特徴はこの諸磯b期から明瞭となるとみられる。隅丸方形平面が丸みを増すことにより不整円形となる平面形が増加していくことになるものの、安定した円形平面については類例がほとんど認められない。

隅丸方形平面はこの期の主体的住居平面であり、多数例を占める。これらの中には住居各隅をはじめとして各辺（壁）についても湾曲もしくは弧状に連続する例が多く、直線的な辺によって構成される方形平面の例はほとんどみない。不整円形もしくは方円形ともいべき方形と円形の中間的な形態をもつ住居例が目立つようになる点が特徴といえる。

類例としては中唯遺跡3号住居、上大屋遺跡SH1・SH8、糸井宮前遺跡73・80・98b・104^四。

107・117・128・129・132a・139・153号住居、荒砥二之堀遺跡3号住居等が存在する。また、この期の住居が30軒以上検出されている糸井宮前遺跡の他住居例についても隅丸方形平面を呈するものが認められるが、一部不整形であったり、先述のように円状要素が強い傾向の例が多く含まれており、この期の特徴をよく表わしているといえる。

主柱構成をみると4本主柱が大半を占め、さらに壁柱穴（周溝を含め）はほとんど姿を消している。中には糸井宮前遺跡128号、149a号住居のように6本主柱とみられる例も存在するが少數例となっている。この両者は平面規模において最大長9m前後を測り、比較的大きな住居といえ、この規模に応じた主柱構成（6本主柱）が行なわれていることも考えられる。このようにみるとこの期以前に認められた6本主柱構成とは直接的な関連は考えなくてよいのかも知れない。また、主柱配置は128号住居では住居対角線上配置となり、149a号住居は対角線からややずれた位置に設定されている。

炉の配置は、基本的に柱穴間中央に設定するという強い共通性が認められるが、その位置は北辺側にのみ限定されず東辺側・西辺側もしくは南辺側にも認められ、さらに糸井宮前遺跡例等にみられるように各辺に1ヶ所づつ、複数の炉が設けられる住居（例えば128号・149a号・132a号・129号・109号・153号等他）が多いことも大きな特徴といえよう。

隅丸台形住居は、善上遺跡J-1号住居、中畦遺跡4号住居、道木原遺跡2号住居等に類例が認められる。この期以前の台形平面は北辺側が狭く、南側へ向って開きぎみとなる形状を示していたが、ここにみられる各住居例はこれまでの例とは異なり北辺側が開き、南辺側が狭くなるものとなっている。この点からみると、この期の台形平面はこれまでの平面を引き続くものではなく、隅丸方形平面のより丸みを増した形状とも考えられる。主柱構成をみると、上記3例についてはいずれも4本主柱であり、中畦遺跡4号住居は住居対角線上に配置しているが他2軒の主柱配置は住居対角線上からは一部ずれた位置に設置している。また、炉については住居中央部より南側に配置されることが共通するものとなっているが、道木原遺跡例は中央炉と共に北辺柱穴間中央北側にも埋設土器（埋甕炉）を設置しており、2ヶ所に炉の存在が認められている。

隅丸長方形平面をもつ住居例は少なく、さらに短軸：長軸比もあまり差がないため目立つ存在ではなくになっている。荒砥二之堀遺跡1号・4号・5号・6号住居、糸井宮前遺跡150号住居等が認められ、主柱構成は4本主柱を基本とする。配置は糸井宮前遺跡例は住居対角線上に設定するが、荒砥二之堀遺跡例はややずれている。なお、この荒砥二之堀遺跡1号・5号住居については柱穴配置、規模が全く一致した構成となっている。

不整円形もしくは方円形とも称すべき平面は先述したように隅丸方形平面がさらに円形化したものであり、中間的な形状を示す例が多く含まれることにより、形態差があいまいになっている。この形態の特徴は、隅丸方形平面の各辺（壁）が弧状に外側へ広がることにより形成されるものでありこのことによって円形化が計られることになっている。

類例としては、三原田城遺跡1号住居、糸井宮前遺跡9号・11号・53号・70号・81号・88号・

90号・107号・113号・133号・141号住居等が存在する。これらのうち81号・107号・113号住居例などはより円形化が強いものといえるが、それでも不整円形を示し、あいまいな形状といえる。主柱構成は4本主柱を基本とし、炉の配置についても柱穴間中央に置き北辺側、東辺側、西辺側の例が認められ、さらに81号・141号・88号住居等のように1辺に1ヶ所づつ、複数の炉が設置される例も存在する。これらのこととは先の隅丸方形平面をもつ住居例と共通するものといえ、平面形では方形から円形化へと変化していくものの、主柱構成、炉の位置についてはほとんど同様の構成を示しているものと考えられる。

主柱構成については、各住居平面形についても4本主柱を基本とすることが認められた。これら主柱配置は4本をその住居規模等に応じて設置したものと考えられ、各住居毎にその位置は相違する場合も多い。しかし、これとは別に主柱穴位置が全く同じ、もしくは極めて類似した位置を示す例も少なからず存在する。このような一致は同一遺跡内の住居間によくみられることであり、例えば荒砥二之郷遺跡1号・3号・5号住居における主柱配置、糸井宮前遺跡80号・104号・129号住居間、109号・153号住居間、132a号・150号・(68号)住居間、102号・133号・(53号・90号・107号)住居間、82b号・117号・139号・(73号)住居間等それぞれの住居間ににおいて類似する、もしくはほとんど一致する主柱配置が認められるのである。さらに、このような配置における類似性は遺跡内のみにとどまらず、各遺跡間にも認められ得ることであり、道木原遺跡2号住居、中畦遺跡4号住居、荒砥二之郷遺跡1号住居(3号・5号住居)、糸井宮前遺跡102号住居(90号・107号・133号・53号)等はほぼ一致した主柱配置を示す住居例として把えることができる。何故このようなことが生じるかについては現段階では不明とせざるを得ないが、単なる偶然の一一致であるとしてもその偶然を引き起こす要因はその背景に存在すると考えられ、積極的な意味をもつ場合を含め当時の住居構成における情報、企画性等何らかの関係を表現するものと考えられるよう。

(6) 諸磯C期

住居平面形は、隅丸方形、不整円形、楕円形等の種類が認められる。前段階の諸磯B期からの関連で考えれば方形から円形化への変化に沿って、諸磯C期ではさらに円形平面が安定してくるようにみられるが、中棚遺跡N-17号住居、糸井宮前遺跡15号・77号・103号住居等では隅丸方形平面が存在し、その反面、安定した円形平面をもつ住居例はほとんど認められない。ただ、丸みをもつ住居平面が増加する傾向は強く、その結果不整円形と称すべき住居平面形が目立つようになってくる。また、少例ながら入野遺跡26号住居、大友館址J-2号住居等のように楕円形平面を呈する例も認められる。

なお、これらの平面形は住居毎の差が大きく、他の時期に認められたような平面形の一一致もしくは類似するという例は極めて乏しい。この点からみれば、住居平面形については一定の企画性が乏しい時期といえよう。方形から円形化の要素が強まると共に、その変化の過渡期にあたっているとも理解される。

隅丸方形を示す住居は先述のように中棚遺跡、糸井宮前遺跡に類例が求められる。これらのうち糸井宮前遺跡15号住居は各辺が直交せずやや歪んだ平面形をもつが、他例は安定した方形平面が認められる。なお、各住居例は同軸規模ではないため本来の方形平面とはいえないかも知れないが、短軸：長軸比が1:1.1弱と差が極めて少なく、方形に近い形状を示すものといえる。主柱構成は4本主柱を基本とし、中棚遺跡N J-17号住居、糸井宮前遺跡77号・103号住居例では住居対角線上に配置している。炉については、北辺、西辺等柱穴間中央に設置するもので、中央炉は認められず、住居一方に偏在しており、これまでの炉位置を引き続き保っている。

なお、他遺構との重複、攢乱等により平面形状を不明瞭にしているが、住居隅が認められていることにより三峰神社裏遺跡J-1号住居についても方形平面を示す例として含めておこう。主柱構成については他例と同様4本主柱であり共通するものの、炉の位置は柱穴対角線交差部分、住居中央に設定されており、相違する配置となっている。

なお、主柱配置のみ比較するとこの三峰神社裏遺跡J-1号住居と糸井宮前遺跡77号住居および不整円形平面を呈する146号住居はほとんど一致する配置をもっている。

不整円形平面をもつ住居例はやや増加するものといえ、三峰神社裏遺跡J-3号住居、上大屋遺跡SH3・4・5、糸井宮前遺跡65号・69号・84号・85号・92号・94号・115b号・137号および146号住居等がこれに類するものといえる。これらの形状は、諸磯b期においてもみられたように方形平面の円形化であるため不整円形、方円形、不整形等中間的な形状を示し、不安定な平面構成となっており、前段階から引き継ぐ特徴といえよう。

主柱構成はやはり4本主柱を基本としており、その配置は糸井宮前遺跡92号・115b号・137号・146号住居等に認められるように対角線上配置に類するものといえる。炉についても他例と共に通し、北辺、西辺等の柱穴間に設定し、住居の一方に偏在する配置をとっている。

橭円形平面を示す入野遺跡26号住居、大友館址J-2号住居は長軸を北西-南東にもち、この長軸線に接して北西側に炉を設置している。主柱構成は4本主柱を基本とし、大友館址例では住居隅近くに配置している。入野遺跡例では柱穴とみられる小穴が不規則に存在しているが、炉の位置からみて4本主柱、2.7m×2.3m規模の配置と考えられる。平面形以外の主柱構成、炉の位置等は他の隅丸方形平面、不整円形平面を呈する住居例と共通する構成であり、一連の特徴を示しているものといえる。

4 おわりに

集落の構成、集落間の関係およびその変遷等、前期集落を考えていくにあたり、その手がかりとして住居形態における類似性、共通性を主眼に置きみていくことを考えている。それは数年前に調査した前期住居において全くといっていい程形態が一致する住居例を複数観察し得たことに起因している。このような事例は各遺跡毎にみていくべきさらに多くの例を積み上げられよう。同時に同様の観点で遺跡間における住居の動向を分析していくことをするものであり、その中から類似

性または異質性を抽出し、その意味を考えていきたいと思っている。末だ着手したばかりでありそのアウトラインを報告したにすぎないが、引き続き集成、分類を行っていくつもりである。

なお、今回の報告については当事業団の1989年度職員自主研究助成金を受けている。

註

- (1) 大林太良編『日本古代文化の探求・家』 1975年
- (2) 群馬県企業局「三原田遺跡第2巻(中期前半期～後半期)」 1990年
- (3) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「三原田城遺跡・八崎城址・上青葉子古墳」 1987年
- (4) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「中村・源渡西遺跡」 1986年
- (5) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「下稻田向山遺跡」 1990年
- (6) (4)と同じ
- (7) 北橘村教育委員会「森山遺跡」 1987年
- (8) 北橘村教育委員会「分郷八幡遺跡」 1986年
- (9) 月夜野町教育委員会「萬上遺跡」 1986年
- (10) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「荒底二之坂遺跡」 1985年
- (11) 中之条町教育委員会「大坂遺跡群・五十嵐遺跡第2次」 1986年 花積下期の住居が2軒検出されている。
- (12) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「三後川遺跡・十二原II遺跡」 1986年 三後川遺跡では関山(II)期の住居3軒、黒浜・有尾期の住居2軒、十二原II遺跡では関山(I)期の住居4軒が検出されている。
- (13) (8)と同じ
- (14) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「勝保沢中ノ山遺跡I」 1988年 関山期の住居7軒 黒浜期2軒、諸磯a期3軒、不明2軒が検出されている。
- (15) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「赤塚・上・雷遺跡」 1980年 上遺跡では関山期の住居2軒が検出されている。
- (16) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「赤井宮前遺跡II」 1987年 黒浜(有尾)式、諸磯b式、c式を主とした集落であり、前期住居は总数94軒に及ぶ。黒浜(有尾)期22軒、諸磯b期35軒、諸磯c期16軒、他21軒が検出され、県内最大規模をもつ。
- (17) 昭和村教育委員会「中棚遺跡一長井坂城跡一」 1985年 黒浜期10軒、諸磯a期4軒、諸磯b期10軒、諸磯c期1軒、他1軒、計26軒の前期住居が検出されている。
- (18) 桐生バス建設区埋蔵文化財調査委員会「赤城神社前遺跡・北山遺跡」 1974年 黒浜期住居1軒が検出されている。
- (19) 笠懸村教育委員会「笠懸村船荷山遺跡」 1980年 恩浜期、諸磯a・b期の住居が18軒検出されている。
- (20) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「城平遺跡・源渡遺跡」 1984年 黒浜期の住居1軒が検出されている。
- (21) 群馬県埋蔵文化財調査事業団「清水山遺跡」 1985年 諸磯a期の住居4軒が検出され、内2軒が拡張住居と考えられる。
- (22) 「群馬県史 資料編1 原始古代1」「道木原遺跡」 1988年 諸磯a・b期の住居が1軒づつ検出されている。
- (23) 大胡町教育委員会「上大屋・横越地区遺跡群」 1986年 この遺跡群中には黒浜期1軒、諸磯a期2軒、諸磯b期1軒、諸磯c期2軒、浮島期3軒、他2軒の前期住居が検出されている。
- (24) 吉井町教育委員会「入野遺跡」 1985年 諸磯c期の住居1軒が検出されている。
- (25) 月夜野町教育委員会「三峰神社裏遺跡・大友前社遺跡」 1986年 三峰神社裏遺跡では黒浜期3軒、諸磯b期7軒、諸磯c期3軒、大友前社遺跡では黒浜期1軒、諸磯b期1軒、諸磯c期1軒の住居が検出されている。
以下、前期住居報告例を一括しておく。宮城村教育委員会「市之闇遺跡」1964 関山期1軒、赤城村教育委員会「見立溜井遺跡・見立大久保遺跡」1985 黒浜(有尾)期6軒、群理文事業団「戸神源訪遺跡」1990 諸磯a期2軒、群埋文事業団「下解牛伏遺跡」1986 諸磯c期1軒、他2軒、富士見村教育委員会「富士見村遺跡群・田中田遺跡・座谷戸遺跡・見解遺跡」1986 関山期1軒、諸磯a期1軒、月夜野町教育委員会「明越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書」1985 和名中道跡一黒浜期1軒、源尻遺跡一諸磯b期1軒、小川遺跡一花積期2軒、大竹遺跡一黒浜期1軒、諸磯b期1軒、水上町教育委員会「開越自動車道水上町埋蔵文化財発掘調査報告書」1985 北見戸遺跡一諸磯c期1軒、小仁田遺跡一諸磯b期20軒、諸磯c期1軒、十三苦提期3軒。

赤井戸式土器の粗型について

大木 紳一郎

1 はじめに

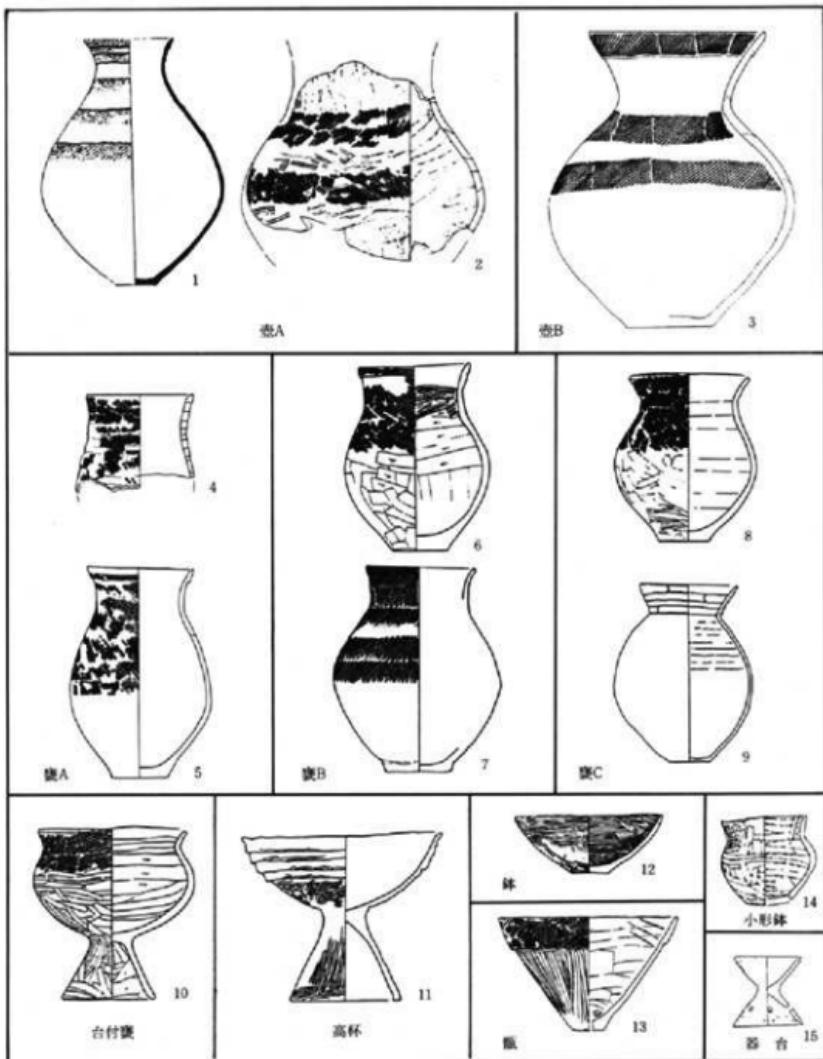
赤井戸式土器は、群馬県から栃木県にかけての小地域に分布する弥生時代後期の土器として知られる。後期ながら伝統的な繩文のみを施すのが大きな特徴である。関東地方の他の後期弥生土器と比べて公開された資料が少ないとから、研究も停滞がちで、必ずしも学会で十分な評価を得ていたとは言いがたい。しかし、赤井戸式土器の示す特徴的な様相は、弥生時代後期に本格化する小地域文化圏の形成と展開の過程を解明する上で、興味深い内容を示している。

赤井戸式土器とほぼ同じ特徴を持つ吉ヶ谷式土器は、かなり南方に離れた埼玉県中央部の東松山市周辺の丘陵地帯を中心で分布する。この両者の関係は、研究の当初から度々触れられ、現在ではほぼ同一型式の土器ではないかとの見方も生まれて来つつある。ただし、これは両者の具体的な比較検討によって明らかにされた見解ではない。又、これらの淵源の追及や、それぞれの分布圏を形成するに至った経緯などの最も重要な課題についてはほとんど解明されていないのが現状だと言える。

赤井戸式と吉ヶ谷式の関係を不明確にする大きな要因として上げられるのが、編年上における両者の位置付けの問題である。吉ヶ谷式は後期全般に位置付けられているのに対して、赤井戸式は後期の後半位に置くのが大方の認めるところとなっている。このことから、赤井戸式は吉ヶ谷式から派生したものであるとの解釈ができるわけではない。しかし、赤井戸式を後半に位置付けた根拠としては、共存する他地域の土器の編年観によるところが大で、当地域における土器の系統的な理解から導き出したものではなかった。つまり、その編年観は前後型式との位置関係の解明や、他地域の土器編年観の見直しによって上下する可能性を多く内在するものだと言えよう。従って、両者の関係を明らかにするには各々の編年の確立が前提といえよう。

小島純一氏は、赤井戸式を3期に時期区分し、第III期におけるS字状口縁台付甕の共存を持つて、その終末段階を古墳時代前期中葉とした。⁽¹⁾これは、いかなる現象を捉えて古墳時代開始の表徵と考えるかとの認識の相違によって多少前後すると考えられるが、大きな修正の必要は考えにくく、ほぼ妥当な見解と言うことが出来る。ただし、最古段階である第I期の位置付けに関しては、これから順次遡って後期後半に置いた感が強く、根拠としては十分なものではなかった。つまり、下限についてはほぼ固定出来るものの、上限については第I期を最古と認めるかどうかの問題と共に流動的な解釈であったと言える。赤井戸式研究の基礎を築いた園田芳雄氏の一連の論考でも、また樽式土器との対応関係から後期後半に位置付けたと解される井上・柿沼両氏の解説にしても、赤井戸式の上限についてはほとんど明確な説明がされたことはなかった。

このように、上限の問題が曖昧なままに設定された赤井戸式の編年觀は、吉ヶ谷式との歴史的関係を不鮮明にするばかりでなく分布地域における地域社会の変遷過程を理解するにあたって、大きな障害となるのは確かである。従って、この点を解消すべき今日的課題としては、赤井戸式の上限がどこまで通り得るかの解明であり、吉ヶ谷式との本来の時空的位置関係を明確にする事



第1図 赤井戸式の器種と器形

だと言える。そこで、本論では以上の視点から赤井戸式の遡源解明にテーマを絞り、中期後半における新資料の分析を通して、新たな赤井戸式の系統的理説と編年的位置付けへの試論としてみたい。

2 器種と器形について

まず、赤井戸式土器の系統を分析するため、その特徴について再確認をすることにしたい。土器の器種組成や各器種の器形にみられる諸相は、編年上の組列を与えるための重要な分析要素となるが、その他に調理方法や屋内祭祀の在り方など、土器に関わる生活様式のある部分をも反映している。ここでは、この用途的側面を重視して、赤井戸式土器の各器種の特徴を見直す事にする。なお、各器種におけるプロフィールの特徴から大まかな器形の分類⁽⁴⁾を試みた。これについて、小島氏は口縁形態を重視して器形細分を行ったが、口縁に見られる種々の変化はあくまでも装飾要素と考えるべきで、器形の分類基準としては偏ったものとなりがちである。従って、ここでは副次的な意味しか与えていない。

赤井戸式の器種としては、壺、広口壺、甕、台付甕、高杯、鉢(椀)、甑、小形器台、手捏ね土器が知られる。器種組成は吉ヶ谷式とほぼ一致し、樽式とは片口鉢がなく、台付甕が少ない点で異なる。片口鉢はその用途に興味のあるところだが、他の後期弥生土器でもほとんど類例を見ないことから、むしろ樽式の特徴的な器種と捉えて差し支えないようである。なお、壺、甕、高杯には同一形状ながら大きさによって多少の変化がみられる。これは、壺と広口壺あるいは高杯と鉢の関係に匹敵するような用途上の相違があったと考えても良いだろう。ただし、甕は後述するように、中形品というべき法量のものが圧倒的に多く、大形品や小形品はわずかである。

各器種における器形の特徴は以下の通りであり、その代表的なものを第1図に掲げた。

壺は、概ね球形胴にやや突出する底部を持ち、A—頸部の屈曲がなだらかで長胴のものと、B—頸部が「く」字状で球形胴のものに2分される。これは後述する甕の変化と同様にA類→B類の時間的変遷を示すものと考えたい。なお、小島氏の分類によれば、折り返し状の有段口縁、粘土帯を強調する多段口縁、素口縁の3種の変化が見られるという。ただし氏が壺C類として掲げた素口縁の土器は、赤井戸式本来の器形とは考えにくく、むしろ頸部の凸帯や、無文である等の特徴から弥生時代末～古墳時代初頭の外来系土器あるいはその影響を受けて成立した新たな器形と捉えるべきである。従って、赤井戸式本来の壺の大部分は口縁有段化と施文が一般的であったと考えて良いだろう。なお、吉ヶ谷式には粘土帯を強調して凸帯状に加飾する口縁文様が発達するが、赤井戸式には見られないようである。また吉ヶ谷式の古い段階に見られるいわゆる耳付土器も、現在のところその存在を知らない。大きさは高さ20～30cmの中形品が多いが、勢多郡柏川村堤頭遺跡⁽⁶⁾6号住居跡、新田郡新田町台遺跡⁽⁷⁾7号住居跡、勢多郡新里村峯岸山遺跡第1次調査1号住居跡等では高さ50cm前後の大型品が知られる。

甕は、胴中位に最大幅を持つ「臺形」形で、頸部の屈曲度から3種に分けられる。そのうち、く

びれの少ないA類は口縁から胴上半にかけて粘土帯接合痕を残すものが多い。一方、「く」字状に強く屈曲するC類は接合痕を残さないか、口縁部にのみ見られる事が多い。ただし、これは外見上の相違に止どまらず、成形技法の違いをも示している。すなわち、前者は屈曲の少ない口縁～胴上半を成形するために連続して粘土帯を積み上げたものであり、後者は胴上半～肩部と口頭部を分けて成形した結果であると考えられる。また、A類に比べてC類には球形胴が多いが、この形状を成形するにも胴下半、胴上半、口頭部と3段階に分けて接合するのが合理的かつ一般的な方法であったと解釈される。

このA～C類の形状変化はA→C類の時間的推移と考えられ、柿沼幹夫氏によれば吉ヶ谷式でも同様の変遷を辿ることが明らかにされている。⁽⁹⁾弥生時代中期～後期の平底甕の器形変化には、櫛描文系の竜見町式から樽式への変遷に代表されるように、多くは肩の張る長胴形から球形胴への変移が見られる。その主な理由としては煮沸効率の向上を目指した結果と理解されている。この解釈は机上論的で、はたして実際の使用状況において実効が得られたのか疑問な点もあるが、炉内での設置方法や火の焚き方等も含めて、より効率的で、調理方法の変化に適合した器形を試行錯誤によって漸次改良していく事は容易に想像できる。これを赤井戸式の甕に照応させた場合、C類は最も煮沸効率の高い形状と考えられ、A類はその前段階と捉えられよう。従ってA～C類の変化は、煮沸効率向上の各段階を示すものとの仮説も成立つ。ただし、最終段階のC類に見られる「く」字状に屈曲する頭部と球形胴を組み合わせた器形は、内在的発展と捉えるよりも、むしろ新たに接触を持つことになった外來系土器の影響が大きいと考えられるところから、排他的な土器の変遷過程ではB類が最終段階の器形だとすべきだろう。

なお、甕の大きさに関しては中形品が大部分を占めており、大形品と小形品の少ない事が全体の傾向として捉えられる。堤頭遺跡、峯岸山遺跡、前橋市内堀遺跡群下締引遺跡から出土した代表的な赤井戸式甕の70点について、口径を2cm単位、器高を4cm単位に分割してそれぞれの出現頻度を調べたところ、口径は10～14cm、器高は12～20cmの範囲に集中するとの結果を得た。また

遺存状況の良好な樽式の甕100点についても同様の分析を行ったが、口径は14～18cmでピークを示し、器高は12～16cm、20～24cm、28～36cmの3法量に集中する傾向が見られた。これは分析対象を住居出土品に限っていないことや、器高データが少ないと資料的制約から厳密な統計比較によるものではないが、ここで得られた最も出現頻度の高い数値から赤井戸式と樽式の法量モデルを想定し、模式的に示したのが第2図である。これによれば赤井戸式の甕が樽式的一般的な中～大形品と比べて、いかに小規模であったかが看取される。煮沸用の土器である甕のみで軽々に即断すべきではないが、赤井戸式の甕が樽式と比べて少量の食物しか調理できないとすれば、その背景には大容量の甕を必要としない食糧事情の貧弱な状況が存在し



第2図 甕の比較モデル

たとは考えられないだろうか。もとより、当時の調理法は壺の煮炊きに限ったものではないが、米を主食と考えた場合、その主要調理具である壺の容量の大小は、その集団の生産力を微妙に反映した結果と捉える事も可能だろう。また、樽式と異なって法量がほぼ単一なことは、用途差に応じた器種分化が十分に発達していなかったことを示すものとも考えられよう。

台付壺は少数ではあるが、内堀遺跡群下縄引遺跡や新里村天笠南遺跡等で存在が知られる。器形の特徴は平底壺に準ずるが、内堀遺跡群下縄引遺跡のH-1号住居例（第1図-10）は、共併した樽式の小形台付壺とほぼ同形状を示す点で、樽式土器との強い関連性が窺えるものである。

壺、壺以外の主要器種としては鉢と高杯があげられる。これらは口縁文様の有無以外には形態状の差は少なく、比較的安定した器形を保っている。これは、機能的にも装飾効果の点でも変化を生み出すだけの要素が少なかったことによるものだろう。また、粘土帶接合痕を強調した多段口縁（第1図-11）や天笠南遺跡34号住居例のように杯部が深く内側するものは、素口縁で単純に開くものより古い要素と捉えられるが、吉ヶ谷式に発達したような口縁や脚部接合部分における凸帯装飾は見られない。

壺は円錐形の器形が知られており、新里村峯岸遺跡16号住居例（第1図-13）、柏川村西原遺跡例、内堀遺跡群下縄引遺跡では幅広の折り返し状有段口縁に縄文を施している。他には新里村峯岸山遺跡第2次調査3号住居例のように無文の多段口縁も見られる。

小形器台は、赤井戸式の系譜上にはない外来系の器種であるが、最新段階では無文化の進んだ壺や壺とともに主要組成器種として定着する。堤頭遺跡14号住居例では器受部と脚部が同一形状（第1図-15）を呈しており、また天笠南遺跡6号住居例では脚部に直径3ミリほどの小さな穴を2個一対で穿孔する等、定型化していないものも見られるが、これらは採用の初期段階のものと考えられよう。

また小形器台と同様に、実用容器とは考えにくい儀器的な器種として手捏ね土器や小形鉢等も新たに加わった組成要素と考えられる。手捏ね土器は実用器を模倣した壺や鉢形品が知られている。一方、小形鉢（第1図-14）は壺の形状に似るが、土師器のメルクマールでもある小形丸底坩が定着する以前に、器台と組み合わせるべく生み出された新しい器形と解釈しておきたい。

広口壺は堤頭遺跡で1例知られるのみで、一般的な器種とは考えにくく、特殊な用途に用いたことが推定される。

以上述べたように、壺と壺については時間的推移を示すと想定される器形の変化が見られた。そして器種組成については、隣接地域で同時期に存在する樽式土器とはやや異なることを示した。吉ヶ谷式との関連でいえばほぼ同一の器種組成と器形変化を示すが、埼玉県坂戸市花影遺跡例のような古段階と考えられる頭部のくびれのほとんどない壺は、赤井戸式では稀であり、ここではとりあえずA類に含めて扱った（第1図-4）が、本来的にはA類より前段階に位置付けられるものだろう。このことが、赤井戸式の開始を吉ヶ谷式よりも新しく位置付ける理由ともなり得るが、ここで取り扱った資料の大部分が赤井戸式のなかでも新段階のものであることは注意すべき

であり、単体ではあるが太田市小丸山遺跡の壺（第1図-1）のように吉ヶ谷¹式に近似する器形も見られることから、これに相当する古段階の壺が存在することは十分に考えられるだろう。

3 文様について

赤井戸式土器の文様は繩文と、強調された口頭部の粘土帶接合痕に集約されており、このことについてはすでに先学である園田、小島岡氏の論文に詳しい。このうち繩文については、赤井戸式を特徴付ける最も重要な型式要素として評価される。従ってここに見られる繩文の特徴を適確に把握することによって、他の型式との弁別や類縁関係の検討が初めて可能になるといつても良い。かつて園田氏はこの繩文の特徴について「段状繩文」と命名し、当初それを「原体を力強く押さえて帶状に回転押捺し、輪積み技法の如く反復したために、繩文の配列が段状を呈したもの」との解釈を示した。²⁰これに対して小島氏は、その後の報告等での園田氏の捉え方が曖昧であったことや、「段状」の名にふさわしく文様効果を伴った整然たる横位繩文がけっして一般的な存在ではないことから、これを赤井戸式の特徴として捉えることに否定的な見解を示し、更にこのような具体性を欠いた外見上の特徴を重視するのではなく、むしろ繩文原体の在り方にその特性を見出そうとした。²¹これは外見的にほぼ同じ文様を施す吉ヶ谷式との具体的な対比や、弥生町式、²²二軒屋式、あるいは中期後半の竜見町式に見られる繩文との相違を明確にするための有効な方法を示した点で評価される。

小島氏は堤頭遺跡出土土器の分析によって、赤井戸式の原体は90%近くが単節であり、0段の基本燃¹と²がほぼ6対4の比率で存在することを明らかにした。また、無節や異東もわずかながら存在する点や、附加条が見られないことによる十王台式との相違も指摘している。ただし、ここに示された傾向は堤頭遺跡に限った現象であると理解するべきで、赤井戸式の一般傾向として捉えるには他遺跡での検証を必要とした。

赤井戸式分布圏のなかでは最南端にあたる佐波郡境町の下瀬名塚越遺跡では、博式・赤井戸式・二軒屋式・十王台式と各地域の後期弥生式土器が混在して出土しており、盛んな地域間交流の実態を反映したものとして注目されるが、その中で胎土や器形、施文方法の特徴から赤井戸式と判断された土器片83点について原体の分類を試みた。その結果、単節は過半数の50%強を占めたが、堤頭遺跡では認められなかった複節と推定されるものが30%、更に複雑な複々節についても8%程度存在することが判明した。ただし、この中には明確に複節と解るもの以外に一見単節に見えるものを多く含んでいる。これは、長径3ミリ大の節の中に細長い節が數条並列するもので、当初は太く粗い東と考えていたが、顯微鏡観察によってほぼ同一の太さで規則正しく並ぶこと、細かい燃りのかかっているのが確認されたこと（第3図参照）から、これらを独立した節であると判断した。²³この場合、0段では太さ1ミリ弱の燃糸を数条用いたと推定するものである。つまり、この大きな節に見られる数本の条をどう考えるかによって、複節と単節に判断が分かれることになる。従って、これを単節と見た場合には小島氏とほぼ同じ結論となる可能性が高い。太い東を



上は原寸拓影
右は4倍図に
顯微鏡観察の
スケッチを補
筆。



第3図 赤井戸式特有の複節

燃り合わせた場合でも節の中にはっきりした条が見えるが、これには縦の纖維痕が往々にして見られ、しかも不均等な現れ方をする方が多いようであり、ここで確認されたものとは異なる。ただし、この特徴的な縄文原体を赤井戸式特有のものとして捉えるには相当量の土器観察による統計的処理が必要であり、現段階ではわずかな資料の比較による見通しを述べたに過ぎない。従って複節か単節かを問題とするよりも、今まで単節として一括に扱われてきた縄文の節の中に、糸とも推定され

る整然とした条が並ぶことを特徴とする原体が相当数存在することを新たに認識すべきことを指摘するに止めておく。なお、これと同様な複節の存在については、赤井戸式の標識遺跡となつた峯岸山遺跡でも確認されており、また複節に限らず僅かな存在とされていた無節や異束も、天笠南遺跡や下綱引遺跡等幾つかの遺跡で確認されることから、少數ながらも基本的な原体のひとつであると捉えられよう。このように、赤井戸式の縄文原体の特徴は、単節だけに代表されるといった理解だけではなく、単節を基本としつつ主に燃りの回数を反復する事で幾つかの多様性を生み出したと考えられる。小島氏も指摘したように、この点で軸縄とそれに付加する縄によって変化を求める二軒屋式、十王台式との間に差異を見いだすことが出来る。

縄文と共に赤井戸式の重要な文様要素として注目されて来たのが、口縁～頸部における装飾的な粘土帯接合痕である。基本的な文様として定着していたことは、ほぼ全器種に採用されていることや末期段階にまで多く見られる点からも明らかである。赤井戸式には見られないが、吉ヶ谷式では粘土帯を更に誇張することで凸帯文にまで発達を遂げた。しかし、赤井戸式を見る限り、これを独立した代表的文様として過大な評価を与えることはできないように思われる。これは文様としてのみ捉えるのではなく、器形と密接に関連する成形技法としての側面も考慮する必要があることは前節で述べた。壺のそれは、単純な折り返し口縁から生まれた多段化による一変化形態として捉えるべきで、また壺については縄文施文によってその文様効果がほとんど失われているのが実態だからである。これについては、効果的な文様としての接合痕がむしろ縄文を施さなくなる末期段階に多いことからも窺うことができる。これと同類の文様は、関東地方各地の後期弥生式土器にもそれぞれの態様で見られることから、赤井戸式独自の特徴と捉えるよりも、むしろ広範囲に波及した一般的な技法と考えるべきだろう。このことから、その出自や変遷過程についての解明は、單一型式の系統的理解だけでは不十分であると言えよう。

4 赤井戸式土器の祖型

さて、前節において器形や文様に見られる赤井戸式の繩特徴を再確認してきた。では、この特

徵が系統的にどこまで遡り得るのだろうか。それを探る手掛かりとして、まず園田、小島の両氏が古段階と想定した土器の特徴について再検討をしてみたい。園田氏は、「段状縄文」や明確な粘土帶接合痕等の装飾要素を重視して壺・甕ともにこれらの定型化した文様が見られるものを古く想定した。器形については撫で肩の壺を古段階と考えているが、甕の分類に窺えるように器形よりも口唇部における縄文施文の有無等を新旧判断の優先基準としている傾向が強いように見受けられる。一方、小島氏は器形と文様の組み合わせの変化で組列上の先後関係を検討しているが、頸部屈曲の弱いものを氏の分類による壺Aでは古く、壺Bでは新しく見ているように、やはり文様要素の多いことを古い段階の特徴として捉えているようである。具体的には峯岸山遺跡（第1回）6号住居例をI期としており、肩部のなだらかな壺を図示している。ただし、この時期における資料が十分でないことから、その特徴についての具体的な説明を避けた。また両氏は、新旧の序列を与えるための明確な変遷基準については説明をしていないが、概ね縄文を主とした文様要素の確立から、形態化あるいは簡素化への傾向を変遷の底流と捉えていることが窺える。これは絶論的には認められるのだが、では古期とした文様が何から変化して、どのように変遷するのかという具体的な文様の系統的理解が示されなかったために、説得力のある理由にはならなかったと考えられる。では一体、古段階の器形や文様、あるいはその祖型をどのように想定したら良いのだろうか。

本来、新旧関係の把握には層序や遺構重複関係に基づくのが望ましいが、赤井戸式はそのような条件を満たす良好な資料がほとんど見られないことから、器形や文様等の形態上の特徴を比較することによって導き出さなければならない。そこで、時間的変遷把握のための仮定条件を前節における器形と文様の検討から以下のように想定した。

- ① 甕の器形は、肩の張る長胴形→下膨れ形→「く」字状頸部・球胴形の順で変遷する。
- ② 壺の器形は、長頸・撫で肩→短頸・球胴形→「く」字状頸部・球胴形の順で変遷する。
- ③ 文様は、単調→多様化→形骸化・簡素化と変遷する

①は既に述べたように煮沸効率の向上とも解釈される機能的側面を重視し、②は文様が次第に簡素化されることによってその施文部位が口縁～胴上半から口縁と肩部に集約されるとの解釈、③は縄文、粘土帶接合痕とも一元的なものから多様な変化を生じ、やがて本来の意義を失っていくとの解釈に基づいている。また、後半段階では古墳時代初頭における外来系土器の影響も考慮する必要があり、器形に見られる「く」字状頸部と球胴形への変化や無文化はその最も明敏な現象として捉えられる。

以上の前提を基に想定される赤井戸式の祖型像は、肩の張る長胴形の甕と、長頸・撫で肩の壺で構成され、いずれも単調な縄文を施文するものと考えられる。ではこの祖型像に合致するような土器が実際に見られるだろうか。ここで、赤井戸式よりも古いことが明らかなか中期後半の土器群を参考にしながら赤井戸式の祖型を検討してみたい。

まず赤井戸式の祖型の最大公約数の条件として、縄文を主たる文様要素とすること、甕は平底



壺



甕

第4図 荒砥北三木堂遺跡出土土器

が主であることを上げたい。群馬県西部に広く分布する中期後半の竜見町式は、縄文を地文様として持つが、壺に顕著に見られるように柳描文が圧倒的優位に立っており、縄文は次第に失われる傾向にある。それは後期の模式にも受け継がれ、ここでは縄文は全く姿を消してしまう。また、南関東に分布の中心を持つ宮ノ台式は、主文様として壺に縄文を施すが、甕は条痕やハケ目が主流となっている。また、東北地方南部から茨城県にかけての地域では壺、甕とともに縄文を多用するが、壺は胴下半の地文として発達し、上半は沈線文や柳描文が一般的である。以上のように関東地方北部とその周辺で知られている代表的な中期後半の土器は、いずれも赤井戸式の祖型と想定するには異質な要素が多すぎる。またその直後の後期前半の土器をみても、吉ヶ谷式以外にその条件を満たすものは見られない。ここで注目されるのが、赤城山南麓に分布する独特の特徴を持つ中期後半の土器群である。これは、前橋市荒口前原遺跡で最初に発見されて以来、調査者でもある柿沼恵介氏によって竜見町式とは一線を画すべきものとして捉えられてきた。その内容は竜見町式と東北地方南部の土器の要素が混在し、これに縄文施文の土器が加わるものである。氏は在地系とした縄文系土器に搬入された竜見町式と東北地方南部の土器の影響を強く受けて成立した独自の土器群であると解釈しており、竜見町式を総括した設楽氏もこの考え方を支持して

いる。一方、荒砥前原遺跡出土の同様の土器群を検討した平野氏は、これを竜見町式の外縁分布地域における地方色と解した。⁽³⁾筆者もこの土器群について、竜見町式を母胎にして成立したものであるとの見解を示したことがある。⁽⁴⁾このように論者によってその評価はやや異なるが、この土器群の一部を構成した縄文系土器が、赤井戸式の祖型の最有力候補として取り上げられることとなったのである。

小島氏は、赤井戸式の編年案を示した後、柏川村堤頭遺跡の報告の中で中期後半における縄文施文の甕をいくつか掲げてその有力な候補とした。また、筆者も前橋市荒砥前原遺跡のなかで系譜の不明な縄文系土器が多く見られることから、竜見町式とは異なる土器群の存在を予想したが、土器群のなかではいずれも客体的な存在であり、器種も限られていたことから、これらを赤井戸式の祖型として検討するのは尚早と考えられた。また、柿沼氏は縄文系土器を在来系と捉えたが、赤井戸式の直接の祖型とは考えず、むしろこれが分裂して吉ヶ谷式の母胎と同化する可能性があるとの解釈を示した。いずれにしてもこの縄文系土器が赤井戸式の祖型を解明する重要な鍵となる土器であったにも拘わらず、その検討が十分に行われなかった原因としては、全容を知り得る確実な資料の少なさに負うところが大きかった。ところが、荒口前原遺跡と近接する荒砥北三木堂遺跡で、従来には見られなかった縄文系土器を構成主体とする土器群の存在が明らかになり、はじめてこの土器を詳細に検討する機会が与えられた。この土器群は5軒の堅穴住居から出土した一括資料で、いずれも弥生時代中期後半に位置付けられるものである。個々の詳細については報告に譲るとして、ここではその概要について述べておこう。

文様を含めた形態的特徴から、壺は5類、甕は台付甕を含めて5類に分類される(第4図)。そのうち、壺1類、甕1類は縄文のみを施文する点で、本土器群の特徴を最も良く表している。甕1類が主体的位置を占める点も重要であるが、胴上半全体に縄文を施す壺1類は、竜見町式の範疇では捉えられない初発見のものとして注目に値する。又、量的に主体を占める壺2類は沈線区画の縄文帯をもつことで、竜見町式や宮ノ台式に近似するが、折り返し口縁で長頸、長胴の器形は両者の中間的なもので、これも本土器群の特色である。主体を占める甕1類は、短く外反する口縁と肩の張る長胴形が特徴で、口唇部と同上半に横位縄文を施す。なお、これに近似した例は長野県の栗林式や東北地方南部にも見られる。又、壺・甕ともに竜見町式に属する櫛描文土器も散見するが、これらは少數の客体的な存在である。甕2・3類は両者の折衷ともいえるもので、これは赤城山南麓の地域的特色として捉えられるものである。他の器種としては、蓋、台付甕、鉢(懸の可能性もあり)も見られるが、全形を知り得るものはない。本遺跡出土土器の意義は、在地系と言わながらもほとんど不明であった縄文施文の土器群の型式的内容が明らかにされたことであり、竜見町式とは全く異質な土器系統の存在を確実にしたことである。

群馬県内では同様な縄文系土器の出土地として、前橋市荒口前原遺跡、同荒砥前原遺跡、同荒砥島原遺跡、同清里庚申塚遺跡、伊勢崎市西太田遺跡、柏川村西迎遺跡、新里村峯岸遺跡、笠懸町和田遺跡等が知られる。

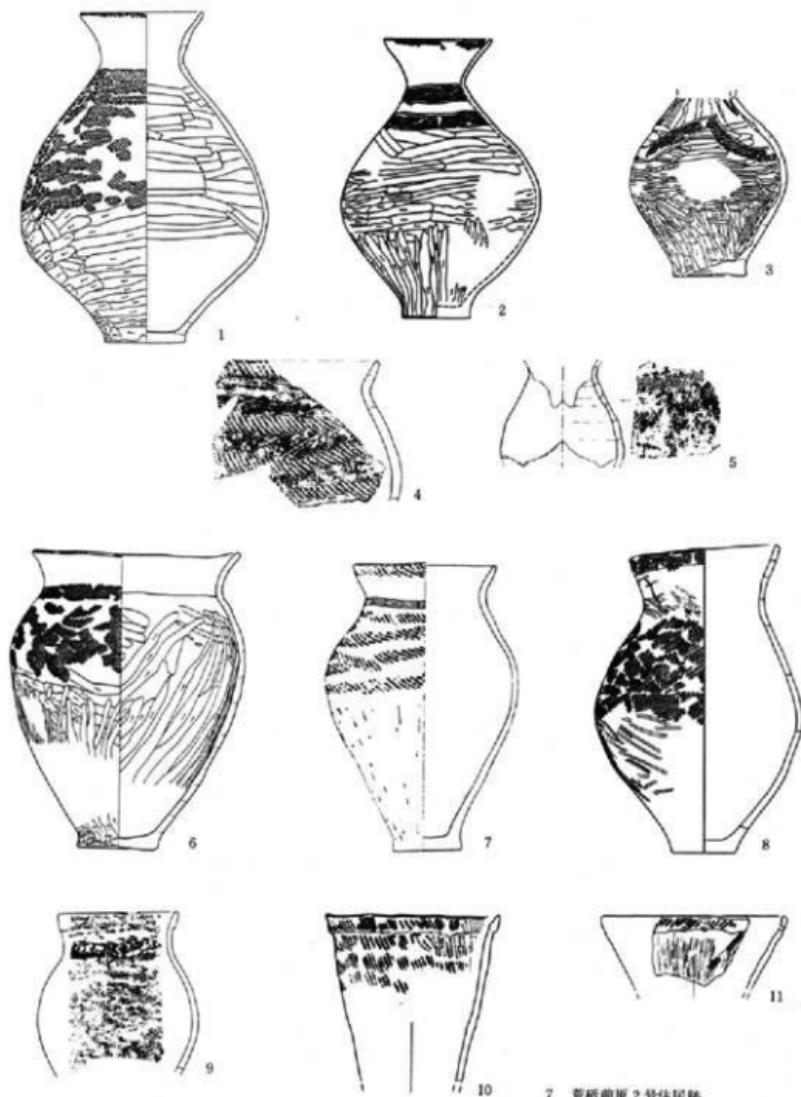
これらの群馬県内における縄文系土器の内容と特徴について、北三木堂遺跡の土器を中心に総括を試みる（第5図）。まず器種としては、壺、甕、台付甕、広口壺、鉢、蓋が知られているが、甕以外の器種は同時期の竈見町式や宮ノ台式と類似する点が多い。換言すれば、縄文のみを施文する甕の存在こそがこの縄文系土器群を他と弁別する最も大きな特徴といえる。

甕の形状は、短く開く口頭部と肩の張る長胴形で、口縁と体部上半に粗い縄文を施すのが共通する特徴である。口縁部形態は、「く」字状に屈曲する素口縁（1）、やや曲線的に屈曲して内湾気味に開くもの（2・3）、折り返し口縁（4）の3者が見られる。これは栗林式や竈見町式の甕にみられる素口縁と受け口状口縁の2態の存在とも符合する様相であると考えられよう。この3者が、同時に存在する形態上のバラエティーなのかあるいは单一系統上に位置する時間差による変化と見るべきかは、分析資料の稀少な現段階では明確にし難い。時間差と見た場合には、これら縄文系土器を新旧2時期に分けられる可能性があるが、今後の資料の増加を待って将来の検討課題としておきたい。

壺は、弱く「く」字状に屈曲して漏斗状に開く短い口縁と、最大幅が胴中位付近にあり底部がやや突出する形状を持つ。口縁形態は弱い折り返しのものが目立ち、竈見町式に見るような受け口や「朝顔形」に大きく開くものは見られない。文様は口縁と頭～肩部に縄文のみ、沈線区画の充填縄文、沈線による連続山形文や工字状文と縄文の組合せ等の幾つかのバラエティーがある。荒砥北三木堂遺跡の壺1類（5）とした縄文のみを施文する例は、現在までのところ荒砥前原遺跡5T3号竪穴例以外に類を見ない。形状の特徴は、内湾気味にくびれる頸部と下膨れの形状を基本形とする竈見町式と異なり、胴下半が内湾気味で頭～肩部がやや膨らみを持つものである。特に小さい底部が強く突出する点は他と比較して目立つ特徴である。広口壺（9）は荒砥前原遺跡で1例見られ、多段の横位縄文を間隔をあけて施文している。このうち北三木堂遺跡壺2類は、器形と文様の特徴から壺1類より古く位置付けられる可能性がある。

鉢は、くびれのない深鉢が峯岸遺跡（10）と西太田遺跡で、甕の可能性のある浅鉢が峯岸遺跡（11・12）、北三木堂遺跡から出土している。いずれも口縁ないしは口縁～体上半に縄文を施すものである。弱い折り返しか受け口状の口縁が特徴といえる。

以上に示した縄文系土器群は、竈見町式や宮ノ台式と同時代的な近縁性を持ちながらも、縄文施文に固執した各器種から構成されていることが明らかとなった。このことは、赤城山南麓の土器群の理解について、一括概念で捉えるのではなく、むしろ竈見町式と縄文系土器群がそれぞれ異なる系統の土器群として併存しており、両者が互いに密接な交流を保持し、またこれに東北地方南部や南関東地方の文化圏とも接触することで、それぞれの土器の特徴が混在するに至ったと考えられるのではないだろうか。確かに柿沼氏が指摘したように、この地域では両者のこれらの要素が混在する様相を示す遺跡が一般的であり、それを地域の特色として捉えたのは重要だが、一方で混在のない純粋な型式内容とその様態を捉える事も、この地域の集落形成や展開過程を解明する上で必要な作業だろう。この点で同一地域での集落遺跡ではあるが、荒砥北三木堂遺跡は



1 荒砥北三木堂44号住居跡
2 荒砥北三木堂31号住居跡
3 荒砥北三木堂31号住居跡
4 荒砥前原5T2号住居跡
5 清里庚申塚10号住居跡
6 荒砥北三木堂31号住居跡
7 荒砥前原2号住居跡
8 西遊20号住居跡
9 荒砥前原5T3号整穴
10 墓岸12号住居跡
11 墓岸23号住居跡

第5図 中期後半の縄文系土器

混在要素の少ない土器の様相から、他遺跡とは集団の性格を分けて考えるべきかもしれない。

この縄文系土器群を弥生時代中期後半における新たな一型式として設定するには、これを主体とする遺跡が荒砥北三木堂遺跡以外には明らかでないこと、分布の特性を把握するための資料が不十分であること、これの祖型となる土器群が十分に特定出来ないこと等から、現段階では時期尚早と考える。その祖型となるべき土器の系統についても、まだ不明な点が多く今後の検討が不可欠であるが、笠懸町鹿の川遺跡からは、北三木堂遺跡壺2類に先行すると思われる類似器形を持つ土器が出土しており、これと同様の野沢系と呼ばれる縄文の卓越する土器群が最も近いとの見通しを持っている。又、地域がやや異なるが須和田式新段階に位置付けられている埼玉県熊谷市池上遺跡の壺4類や邑楽郡板倉町板倉で須和田式の壺と共に採集された壺も口縁～体部の大部分に縄文を施す点で注目しておくべきだろう。ただし、関東地方における中期中葉までの土器には東半部を中心に縄文施文は一般的な文様手法として存在し、明確な地域色が確立されていない段階である事を考慮すれば、前代の土器に系譜をたどれたとしても、北三木堂遺跡に見られる独特な縄文系土器の成立は、土器型式や分布圏における地域色が確立する中期後半以降に求めるべきであろう。

さて以上に述べたように、赤城山南麓地域に分布する土器群の中で縄文施文を主な特徴とする土器を抽出し、これらがひとつの型式的まとまりを持つ土器群であることを明らかにしてきたが、では、これらと赤井戸式土器はいかなる関係にあるだろうか。壺の器形は、赤井戸式の想定祖型に近いが、沈線区画の縄文帯や沈線の文様構成は赤井戸式には見られない。ただし、これは荒砥前原遺跡例（第5図-9）や清里庚申塚遺跡10号住居例（第5図-5）のような横位縄文帯のみを肩部に巡らせた壺を中間に置くことで、沈線が漸移的に失われていったと解釈できるのではないか。壺は、荒砥北三木堂遺跡で主体を占めた素口縁で肩の張る器形のものと西迎遺跡例のように折り返し口縁で長胴のものがあり、赤井戸式の祖型としては後者が近似する形態を持つが、頸部にみられる無文帯は赤井戸式ではない。また、縄文の特徴は口縁～胴上半部に施文部位が限られており、単純な斜縄文を施す点で酷似する。更に前節で触れた特徴的な複節が荒砥北三木堂遺跡でも同じように見られることから、縄文原体の点でも両者の関連性を窺わせる。以上の比較から、これら縄文系土器群は僅かな相違点を除いて、赤井戸式の祖型として最もふさわしいと考えられる。その相違点については、壺でみたように、中間に漸移的形態の土器を介在させて消することができると考えられる。壺では、これに相応する資料が明らかではないが、高崎市新保田中村前遺跡の2号河川跡出土の壺は、ほぼくびれのない器形ながら口唇と体部上位に横位縄文を施し頸部を無文とする点で、両者の中間に位置すべき形態といえる。このように僅かではあるが、縄文系土器群と赤井戸式土器を結ぶ土器の存在が想定されるならば、恐らく本地域の土器編年において中期後半から赤井戸式末期の古墳時代初頭まで縄文施文土器の系譜が途切れる事なく続くと推定されるのである。

5 結語

以上の分析で、赤井戸式土器の祖型が同地域に分布する中期後半の縄文系土器に求められ、この土器の系統が古墳時代初頭まで続くであろうことを述べた。このことは、最初に触れたように当地域の編年上の空白部分を埋めるばかりではなく、吉ヶ谷式との関係を大幅に見直すことにもつながる。これによれば、赤井戸式土器が埼玉県中部に分布する吉ヶ谷式から派生したとする一元的解釈では理解出来ないのは明らかで、その逆の成立過程や同一祖型から二地域に分離してそれそれで形成・展開した可能性も検討する必要が生じたと言えよう。吉ヶ谷式の祖型については、⁵²⁾池上遺跡の壺4類を想定する説もあるが、壺や他の器種を含めた土器群総体で比較した場合に型式的な不連続性が認められ、直接的につながるものとは考え難い。むしろここに示したような縄文系土器群を中間に介在させることによってより合理的に系統的な変遷過程を理解することが出来るのではないか。ただしこのことから直ちに、吉ヶ谷式が赤城山南麓地域における縄文系土器から発生したと限定するものではなく、むしろその同一祖型となるべき縄文系土器群の分布をより広範囲に想定し、やがて二地域に別れたと解釈しようとするものである。赤井戸式との比較で触れたように、かなり早い段階から凸帯の発達や口唇部の刻み等、吉ヶ谷式独自の特徴が見られるることは、それが周辺地域における他の土器の影響によるものだとしても、一時的な変異ではなく一般的特徴として定着していることから、単なる地域色として解釈すべきものではなく、両者がそれぞれの地域で独自の発展過程を辿った結果と考えるべきではないか。又、栃木県に分布する赤井戸式もこれと同様に解釈できる可能性がある。ここでは残念ながら良好な比較資料に欠けるが、佐野市堀米遺跡で出土した壺は赤井戸式でも古段階に位置付けられるものであり、また、⁵³⁾宇都宮市御新田遺跡での中期に位置付けられる縄文施文土器の存在は、ここで見られる赤井戸式土器の母体ともなりうる可能性を示唆しているのではないだろうか。

以上に述べた赤井戸式土器及び吉ヶ谷式土器成立の解釈は、あくまでも憶測の段階であり、その祖型となる土器群の具体相を更に明確にし、また両者の属性の比較研究が進んだ時点で解明すべき課題ではあるが、少なくとも、ここに見られる縄文系土器の中期から後期に至る分布の様相や動態は、定着、拡大、分散を繰り返すことによって次第に領域を増大していくとの画一的な発展過程では解釈できないものであり、むしろかなり小規模な集団が競合集団の存在しない地域を選んで広範囲に散在し、閉鎖的な小社会を守り続けたとの印象を強く持つ。それは、縄文を頑なに守り通した保守性の強い土器作りや生産力の脆弱性、停滞性を示す赤井戸式壺の様態などに如実に表れているのではないだろうか。

以上、赤井戸式土器の起源をテーマに憶測ともいえる拙い見解を述べさせて戴いたが、園田、柿沼、小島各氏の業績に対しては、浅学のためその意とするところを十分に理解せずに批判させて戴いたとの危惧を感じる。筆者の曲解によるものであればお詫び申し上げたい。最後に、貴重な資料を快く拝見させて下さった内田憲次氏、小宮俊久氏、小島純一氏、前原 豊氏、そして有益なご意見を戴いた佐藤明人氏、相京建史氏、藤田典夫氏にはここに記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 小島純一「赤井戸式土器について」『人間・遺跡・遺物―わが考古学論集一』1983
- (2) 園田芳雄「峯岸山遺跡発掘調査報告(第1次)」新里村教育委員会1975a
- (3) 園田芳雄「峯岸山遺跡発掘調査報告(第2次)」新里村教育委員会1975b
- (4) 井上唯雄・柿沼恵介「入門講座 弥生土器一関東 北関東4」考古学ジャーナル145 1978
- (5) 前掲註1文献小島純一1983に同じ
- (6) 外山氏によれば、片口鉢は樽式になって出現し、食器用として用いられたと推定されている。外山和夫「弥生土器の形と用途」『季刊 考古学』第19号 1987
- (7) 小島純一「堤頭遺跡」群馬県勢多郡柏川村教育委員会 1988
- (8) 須田 茂「台遺跡」新田町教育委員会 1988
- (9) 前掲註2文献園田芳雄 1975aに同じ
- (10) 柿沼恵介「吉ヶ谷式土器について」『土曜考古』第5号 1982
- (11) 中村倉司「弥生時代における變形土器の煮沸方法と熱効率」『考古学雑誌』73巻2号 1987
- (12) 関守部央・加那二生「内堀遺跡群II」前橋市教育委員会 1989
- (13) 中期の壺は後期に比べて法量の大きいものが主であるが、これは器形の特徴や壺の使用法とも併せて煮沸物や煮沸方法の相違を想定すべきかもしれない。従って、法量と調理量を正比例の関係で捉えるには、同一の食器で同一の調理技術によることが前提であり、ここでは同時代の樽式と赤井戸式を比較した。
- (14) 内田恵次「天笠南遺跡―図版編一」新里村教育委員会 1981
- (15) 最近では「蒸し器」としての実用に疑問が投げられているが、器形と用途が一致しないのは、竈や窯でも同様に見られる。ここではとりあえず形態名称としての「彫形土器」の略称で「彫」を用いる。
- (16) 内田恵次「峯岸遺跡」新里村教育委員会 1985
- (17) 前掲註1文献小島純一 1983に掲載
- (18) 前掲註2文献園田芳雄 1975bに同じ
- (19) 器台は本来、底部不安定な壺や鉢等の器種と組み合わされたと考えられるが、東日本に伝播した際に、組み合わせ器種を伴ってもたらされたかどうかは疑わしい。少なくとも全国的な齊一性を持つ小形丸底土器(小形壺)が定着するのは古墳時代前期でも新しい段階であり、それ以前でこれに匹敵するものを抽出すれば、平底の小形鉢が最もふさわしいと考えられる。
- (20) 容井 虎「南大塚・中塚・上塚・鶴ヶ丘・花影」埼玉県教育委員会 1974
- (21) 前掲註9文献柿沼恵介 1982による
- (22) 園田芳雄「櫛生市およびその周辺の弥生式文化」 1966
- (23) 前掲註1文献小島純一 1983に同じ
- (24) ただし、現状では電気町式に見られる繩文の原体についての研究はほとんど行われていない。
- (25) 大木伸一郎・飯田陽一「下湖名冢越遺跡」勘群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991
- (26) 原体復元には原 雅信と石坂 康両氏のご教示によるところが大きい。
- (27) 前掲註2文献園田芳雄 1975b「峯岸山遺跡発掘調査報告書(第二次)」掲載の第2図-1広口壺の縄文原体はRLRと考えられる。筆者実見。
- (28) 前掲註2文献園田芳雄 1975a・bに同じ
- (29) 前掲註1文献小島純一 1983に同じ
- (30) この時期の主要な外來系土器としては、東海地方西部の土器群があげられ、S字状口縁台付壺以外にも素口縁で頸部が「く」字状に屈曲する壺が見られる。また、頸部が「く」字状に屈曲する壺形は近畿地方を中心に關東地方より遙かに早く出現している。
- (31) 1957・1969年に群馬大学が調査。柿沼恵介「荒口原前原遺跡」「まあし」第14号 1973
- (32) 設楽博己「鹿児町式土器をめぐって」『第7回三県シンポジウム資料 東日本における中期後半の弥生土器』 1986
- (33) 平野進一「群馬県荒砥前原遺跡・赤城山南麓における弥生時代中期から後期にかけての住居跡とその遺物について」『信濃』22-4 1976
- (34) 大木伸一郎「群馬県東部における弥生時代中期後半の土器について」『創立十周年記念論集 群馬の考古学』1988
- (35) 前掲註6文献小島純一 1988に同じ
- (36) 大木伸一郎「弥生時代の遺構と遺物(遺物)」「荒砥前原遺跡 赤石城址」勘群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
- (37) 柿沼恵介「弥生文化の伝播と展開」『群馬歴史 通史編1 原始古代1』1990
- (38) 石坂 茂「荒砥北三木堂遺跡」勘群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991
- (39) 石坂 茂「荒砥北三木堂遺跡」勘群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- (40) 相京建史「清里・庚申塚遺跡」勘群馬県埋蔵文化財調査事業団 1982
- (41) 村田喜久夫・平田喜孝「西太田遺跡」伊勢崎市教育委員会 1982
- (42) 小島純一「西遊遺跡」群馬県勢多郡柏川村教育委員会 1990
- (43) 若月省吾「並懸村和田遺跡」群馬県新田郡並懸村教育委員会 1981
- (44) 小島純一氏は、赤城山南麓の中期弥生式土器について時期細分を試みたが、縄文系土器の組列については明示しなかった。

- 前掲註41文献小島 1990
- ⑥ 前掲註35文献大木 1985に同じ
- ⑤ 柳沼恵介「荒口前原遺跡」「群馬県史 資料編2 原始古代2」1986
- ④ 前掲註21文献園田芳雄 1966に同じ
- 柳沼氏は、野沢I式と捉えた土器が群馬県南部に多いとしているが、その型式内容については十分な検討が行われているとはいはず、確立してはない。前掲註36文献柳沼恵介 1990
- 中島 宏「池守・池上」埼玉県教育委員会 1984
- 外山和夫・津金沢吉茂「群馬県地域における弥生時代資料の集成!」群馬県立博物館 1978
- 前掲註37文献石坂 1991に同じ
- 相京建史・小島敦子「新保田中村前遺跡I」師群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990
- 富田和夫・中村倉司「埼玉県における中期後半の櫛摺文土器について」「第7回 三県シンポジウム 東日本における中期後半の弥生土器」1986
- 前掲註21文献園田芳雄1966で紹介
- 細谷正策・尾花源司「御断田遺跡・富士前遺跡・ヤッチャラ遺跡・下り遺跡」栃木県教育委員会 1987

東国における前期古墳の出現過程

——群馬県鏑川流域の古墳出現前夜の様相——

若林正人

1はじめに

本稿は地方における古墳出現の契機について、弥生時代以来の在来の社会とのかかわりに視点を置いて考えていくことを目的とするものである。その際の、基本的な考え方は次のように示される。古墳という墓制そのものの発生は、畿内地方や吉備地方を中心とする西日本においてなされたものとして広く認められているところである。したがって、群馬県地方などの、いわゆる¹⁾周辺地域。では古墳は外来の墓制として伝わってきたことになる。そのため、それらの地域では、古墳の出現という現象のもつ意義を考える際には、古墳という墓制を伝えた側（外来者の視点）の検討とともに、それを受容した側（在来者の視点）の検討が欠かすことのできないものとなる。どちらか一方の検討のみでは片手落ちであり、両者の研究を総合することによって、はじめて古墳出現の意義について明らかにことができるであろう。

この点、群馬県での研究は、従来、外来者に対する研究は早くから始められており、近年、さらに深化されつつあるものの、在来者に対する研究はかなり遅れをとっている状況が認められる。これには、いままでの遺跡の調査において、在来者に対する調査事例が乏しく、一方では外来者に対する調査事例が、学問的興味も加わって、豊富であるという理由がある。特に、群馬県では石田川式土器に代表される古式土器の出現と、それらと前代の弥生式土器との断絶が際立っており、また、古式土器の出現と古墳の出現を一括して論じられるのではないかという予測もあって、古墳出現の問題といえば、外来者の検討で事足りるとする傾向が強かった。

これらは隣接各県の研究状況と比べると、かなり特異なことである。他県では、出現期古墳の被葬者について、外来者と在来者の2通りの見方をもつなど、在来者の役割も重視している。また、古墳を在地型と畿内型に分けて考えようとする試みもある。一方、群馬県でも、最近、在来者に対する調査事例の増加に伴い、古墳出現に対する在来者の役割を積極的に評価しようとする動きもみられる。

本稿では、以上のような動向をふまえ、群馬県および隣接各県の研究状況を整理し、研究の現況を把握したうえで、代表的な地域を対象に、弥生時代後期から古墳時代前期の社会動向を具体的に検討したい。その結果、該期の地域社会の動きを、外来者・在来者の古墳出現にはたした役割の視点から、考察を試みてみることとしたい。

2 研究史の整理

まず、弥生時代後期の社会様相と前期古墳の出現過程とのかかわりについて、群馬県および近

県の研究状況をまとめてみたい。

(1) 群馬県の主な研究史

群馬県においては、古墳時代の開始についての本格的な研究は、1952年の太田市の米沢石田川遺跡の調査によって始まったと言ってよく、前期古墳の出現の問題についても、これと密接にかかわっている。この調査の結果から、群馬県の古式土器が前代の弥生式土器と系譜的な繋がりをもたないこと、むしろ、東海地方西部の土器に系譜がたどれることが明らかになり、これらの土器に対して、石田川式土器と命名された。また、1980年には高崎市の元島名將軍塚古墳の調査が行われ、周堀などから出土した土器の分析を通して、前期古墳と石田川式土器との密接な繋がりが明らかになった。また、田口一郎氏による土器の型式細分と編年位置づけも示された。そして、この古墳の被葬者には、東海地方の出身者が想定された。さらに、この前後に県内東部・中央部の平野部において、石田川式土器を出土する遺跡の調査例が増加していった。

一方、弥生時代後期の土器については、既に戦前から研究が進められており、杉原莊介氏によって樽式土器の型式設定がなされていた。その後、尾崎喜左雄氏による倉瀬村水沼遺跡などの発掘調査や開発に伴う調査によって資料の蓄積が進んだため、近県の状況との比較などを基にして、樽式土器の型式細分と編年位置づけが試みられている。まず、1977・78年には井上唯雄・柿沼恵介氏によってA・B・B'の細分が示された。⁽³⁾ また、1982年には三宅敦氣・相京建史氏による⁽⁴⁾ 期区分がなされた。

古墳そのものに対する研究には梅沢重昭氏によるものがある。氏は古墳出土鏡の分析を通して群馬県内の初期古墳の検討を行っている。それによれば、三角縁神獸鏡を副葬した古墳が、前橋市朝倉天神山古墳を中心として、県内の主要な平野部をほぼカバーすることから、三角縁形式鏡の伝播の時期に群馬県地域が地域連合的体制の方向へ歩みだしたとしている。各古墳の編年的位置関係に不明確な点があるものの、重要な指摘を行っている。また、弥生文化の伝統のある地域とそれのない地域とでは、墳形・規模に違いのあることも指摘している。

これらの研究成果は、梅沢重昭・橋本博文氏によってまとめられ、1981年の日本考古学協会のシンポジウム「関東における古墳出現期の諸問題」において発表された。この発表のなかで重要な点をまとめると次のようである。

- ・樽式土器の分布地域に石田川系土器の進出が認められることから、石田川系土器とともに社会機構が樽式土器とともに優越していることを指摘している。
- ・藤岡付近から甘楽・富岡方面に段縄文を施した土器群が分布し、そのなかに石田川系土器を共存するものがあることを指摘している。
- ・一部の地域で弥生時代後期の終末近くに、石田川系土器とは異なる前石田川系土器の進出があり、これはごく限られた時期の現象で、畿内、北陸、駿河、南関東系の土器であることを指摘している。
- ・石田川式土器文化の進出が、政治的に組織された集団、または、地域的にまとまりをもつ政

治社会で、階級的秩序が形成されていた勢力によってなされたものと推定している。

・在地的な伝統地域では、初期古墳が径40m内外の円墳であるという共通性をもち、これらは在地勢力のなかから小地域統合をはたした首長層の成長によるものと推定している。

・前方後方墳に三角縁神獣鏡の副葬が認められないことから、在地的伝統地域にあっては、三角縁神獣鏡の出現（すなわち毛野の地域政権が確立した段階）以前に小型仿製鏡や内行花文鏡を入手していた可能性を指摘している。

これらはいずれもきわめて重要な指摘であり、この時点での諸研究の成果を集大成したものとして評価できる。しかし、いまだ各資料の蓄積が十分ではない段階であったため、古墳出現にいたる過程について、地域性に配慮しつつ具体的に語るにはいたっていない。特に、在地的伝統地域における、小地域統合の具体的なプロセスやその主体者についての検討が不十分であった。

（2）近県の研究状況

次に、群馬県に近接し、畿内から見た場合、同じような位置にある諸地域での、研究状況について調べてみたい。対象となるのは、新潟県、石川県、埼玉県などである。

新潟県 甘粕健氏による研究の蓄積があり、「新潟県史」のなかに集大成されている。⁽⁷⁾それによれば、新潟県では弥生時代終末期に各地に高地性集落が出現し、これには巻町大沢遺跡のような小集落から新井市斐太遺跡群のような大集落もみられる。このことは、石川県や富山県の例から、最古の古墳出現の直前の状況を示すものとみられ、「戦乱を通じて特定の部族首長の権力が強化され、前方後円墳や前方後方墳を受容する在地の条件が醸成され」と推定している。また、弥生時代終末期の北陸中・西部の大形の方形台状墓の被葬者について、「在地の共同体の中から成長した首長層」としている。

また、最古の古墳である巻町山谷古墳が前方後方墳であることに関連して、「大和政権の東方進出の初期の段階に、その尖兵として活躍し、地方首長の服属の契機を作ったのが前方後方墳をシンボルとする首長集団であったため」と推定している。さらに、「広域の連合体が形成されていないために、大形古墳を作るだけの大規模な労働力が結集できない事情もあったのではないか。おそらく、新潟平野の諸地域に分立する小勢力の中の特定の部分がいちはやく大和政権と結びついて前期古墳が局的に作られるように」なったと推定している。

一方、大規模な高地性集落のみられた頸南地方については、北信地方にみられる古式の前方後方墳や越後系土器との関連を指摘している。

なお、新潟平野に早い段階で古墳文化が伝播した原因の一つとして、「中部高地や東北南部に至る内陸ルートの起点」として戦略的拠点として重要であったためと指摘している。

埼玉県 まず、「埼玉県史」によることとした。坂本和俊氏による記述がある。断片的な記述であるが、「初期古墳が存在する地域は、弥生時代から発展した所が多いが、見玉地方のように弥生時代の方形周溝墓が発見されていない地域もある。見玉地方は古墳出現前夜になると、他地域の影響を強く受けた土器を出土する遺跡が出現していることから、それらの地域と活発な交流が

行われたものと推定される。」、「畿内政権の東国経営は、鏡などを配布する代りに、政権にとって必要な貢納物や軍事的拠点を確保することにあったと考えられる」と述べている。また、各地域の五領・和泉期の集落のなかで、比企地方で吉ヶ谷式土器の伝統を受継いだものが含まれていること、児玉地方で石田川式土器と共に通する特徴をもつものが多いことに触れている。一方、高橋一夫氏は前方後方墳出土土器の編年的位置づけについて論じたなかで、非在地系土器について人の移動・移住とともに現れたとして、前方後方墳についても外來者によって築かれたとする見方を示している。⁹⁾

石川県 吉岡康暢氏による研究がある。これは北陸地方全域を対象としたものであるが、その中で石川県については以下のように述べている。金沢市塚崎遺跡・七ツ塚墳墓群の分析から、「古墳前Ⅰ期のある時点では特定多数の集団墓から、少数の限定された有力者の墓地へ急激な転化をとげている」とし、「当初の地縁集落の枠を超えた北加賀中部の小地域集団首長へ成長をとげるという集団関係の変化を背景にして、はじめて理解できるものであろう」と述べている。また、その契機について「集団的規制強化」をあげ、「鉄器の入手や水系の管理をめぐる対立は集団間の緊張をもたらし、小地域集団の結束を不可避なものとしたはずである」と述べ、具体的には、軍事的側面を有する台地集落（高地集落を含む）をあげている。なお、初期古墳については、能登地域の邑知古墳群をあげて、「邑知低地の小地域集団の首長層によって一世代的に「共立」された大首長と祭祀を補佐する限られた近親」を被葬者にあてている。全体として、畿内勢力の影響を低くみて、在地の主体性を高く評価している点が特徴的である。

（3）近年の群馬県の注目される研究成果とその評価

日本考古学協会のシンポジウムにおける発表をもって、それまでの研究の一応の総括とみなしうる。一方、近年、各種の調査事例の増加や問題意識の高まりによって、該期の研究はさらに盛んになっている。その第一歩として1984年の第5回三県シンポジウム『古墳出現期の地域性』がある。その際、多勢の研究者の協力のもとに県内の膨大な量の資料が集成されたことは、この分野の研究にさらに厚みを加えることとなった。特に注目されるものとして、田口氏らによって井野川流域の、古墳出現期の土器相および墳墓の変遷過程が段階を追って示された。¹⁰⁾それによると、古様式、中様式、新様式の三段階が設定され、さらに全体で7期に細分されている。概ね、古様式は多様な外來系土器が参入する段階、中様式は在地弥生系土器が消失し外来的土器が定着・齊一化を進める段階、新様式はS字彫が在地化し畿内系高坏が現れる段階となっている。墳墓については、古様式期には前方後方形周溝墓が出現し、中様式期には前方後方墳の元島名将軍塚古墳が築かれ、新様式期には三角縁神獣鏡を出土した柴崎蟹沢古墳が築かれたとしている。また、1988年には飯島克己・若狭徹氏によって樽式土器の細分編年が示された。同年、佐藤明人氏も樽式土器の細分を行っている。両者の編年とも大枠では三宅・相京編年との齟齬ではなく、編年をより具体的に詳細に検討したものといえる。ただし、三宅・相京編年で第IV期としたものの解釈については相違がみられ、飯島・若狭編年では樽式土器の様式の範疇では捉えられないとして除外して

いる。なお、若狭氏は1990年に弥生土器の崩壊過程について論じた。そこでは、井野川流域を対象に、崩壊過程を樽式土器第3期、I段階、II段階、III段階と段階を追って検討している。I段階とII段階は三宅・相京編年の第IV期に相当し、この期の在地系土器を「樽式系土器」と称している。I段階では在地系土器の様式構造が崩壊し外来系土器が大量に参入。II段階では樽式系土器は痕跡的になり、外来系土器が定着。III段階では樽式系要素が消失し、元島名將軍塚古墳が成立するとしている。また、1988年に平野進一氏は弥生土器の終焉の様相について、古式土師器の動向とからめて、県内各地域ごとに検討し、地域性を追求しようとしている。これらの一連の研究によって、樽式土器の基本的な編年はほぼ確定したといえる。今後はもう一つの弥生時代後期を代表する土器である赤井戸式土器の編年の検討、および資料の増加を待つて県内各地の小地域性を解明していくこと、近畿の土器との併行関係を調べること、さらに土器相の研究の成果を社会相の検討にまで高めていくことが課題である。

一方、古墳の研究については、梅沢氏の研究が『群馬県史』のなかでまとめられた。このなかで次のことが述べられている。

- ・県内各地域とも初現的古墳は前方後方墳であること。
- ・三角縁神獣鏡類を出土した古墳は、前橋天神山古墳を除けば、円墳か小型の前方後円墳であり、「弥生時代後期の樽式土器文化が発達した地域」にある。「首長連合政権の中枢に位置し、大和政権と強くコンタクトをもっていたのが前橋天神山古墳の首長」であり、彼は「そうした立場を利用し、三角縁神獣鏡を大和政権から入手し、連合に加わるようになった在来からの首長たち、すなわち両毛地域の弥生時代後期の社会から成長した首長たちを主に、その鏡類を配布した」とみられること。
- ・首長たちのほとんどは既に小・中型鏡を保有しており、そのなかの主だった首長が三角縁神獣鏡を分与され、保有したこと。

ここで以上の研究史を整理し、それらを総合的に解釈すると現状でどこまで明らかになっているのかを見てみたい。まず、梅沢氏の見解は古墳の側からの検討としては概ね妥当な見解であるが、前述の弥生土器の側からの諸見解と併せて考えた場合、「在地的な首長」の性格づけが問題になろう。すなわち、土器相からみた場合、首長は在地的ではなく、外来的性格がきわめて強いと推定されるのである。この点の合理的な解釈が必要である。これについて、最近、白石太一郎氏による注目すべき意見がある。白石氏は東日本への古墳の伝播は二段階であると推定し、第一波は東海地方西部の勢力による前方後方墳の構築であり、第二波が畿内の勢力による前方後円墳の構築であるとしている。詳細な論考は発表されてはいないが先の問題を考える際の重要な視点となろう。すなわち、「在地的な首長」という表現は畿内からみた場合であり、在地からみた場合は、外來者が定着して在地的な性格を帯びるようになったものと解釈できる。

以上を総合すると、弥生時代後期に社会発展のみられた地域における前期古墳の出現過程は次のように復元が可能である。

- I 在地系土器が解体し外来系土器がとてかわる。この過程はいくつかの段階に分けられる。
 - II 外来系土器をもたらした集団（東海地方西部の集団）が前方後方墳を構築し、地域圏の確立に成功した首長が埋葬される。
 - III 織内の勢力が浸透し、在地化した首長たちが三角縁神獣鏡類の配布を通じて織内勢力の体制に組み込まれ、前方後円墳に葬られる。
- ただし、これはモデルケースとして考えたもので、実際には各地域ごとのバラエティーが考えられる。
- なお、県南東部の、弥生時代後期の遺跡が希薄な地域についても、やはり前方後方墳や三角縁神獣鏡類は分布するのであり、ここでも基本的にはII以降の過程は共通するとみられる。
- いずれにしても、このあたりが現段階の研究状況のまとめといえよう。

3 課題のまとめ

これまでに述べたことをふまえて、群馬県における古墳出現の問題を、弥生時代後期以来の在地社会の動向とからめて考える際の、課題となる点について、まとめておきたい。

(1) 弥生時代後期の在地社会の様相について、いまだ不明確な点が多いことがあげられる。近年の発掘調査の増加によって徐々に在地社会の実体が明らかになってきてはいるが、調査のほとんどが、開発にかかわるものであるため、部分的・断片的な調査が主体を占めている。したがって、該期の集落を完全に掘りあげた例がなく、集落の内部構造がわかる例に乏しい。集落内の住居の配置、大型住居と小型住居の関係、住居とそれ以外の構築物（井戸、倉庫、柵列など）との関係などが明らかにされていない。また、集落と墳墓、集落と生業の場（畑、田、河川、山林など）との関係についても考古学的に明確な例が少ない。さらに、一地域内の集落相互の関係、集落の配置と立地、大集落と小集落の関係、玉作り集落など特殊な生業をもつ集落の地域内の位置づけなども不明なままである。

大きな問題として、地域性の解明も必要である。土器相において、弥生時代後期後半から古墳時代初頭において、予想以上に地域性のあることが明らかになりつつある。特に注目されるのは、群馬県西部を主とする縄文施文土器群の大量流入である。⁰⁹ この点については、土器相の検討のみでなく、住居の構造・規模・形状、住居内諸施設の状況（柱穴の形状、炉の数と位置、出入口施設の状況など）、集落の立地・規模、墳墓の状況、主たる生業などの検討を通じて、総合的に解明していく必要がある。

なお、以上の点は古墳時代前期の集落についても同様である。

(2) 該期の土器編年にも不明確な点が含まれている。特に、最終段階の弥生土器と古式土師器との接点の状況が不明確である。もっとも、井野川流域や前橋市荒砥地区など、地域によってはかなり明らかにされてはいる。しかし、土器相に地域差が大きいこととあいまって、全般的に語れる段階には達していない。縄文施文土器群の大量流入がみられる鍋川流域、調査事例が少なく

実態が不明な吾妻川流域、長野県北部の様相との関連が注目される榛名山西南麓地域などの様相の解明が必要である。また、前期古墳と該期の集落との編年的な位置関係の解明が不十分であり、両者を関連づけて語れる段階には達していない。

(3) 前期古墳の本格的な調査例が少ないこともあって、その実体に不明な点が多い。特に、一県単位の盟主墳と地域の首長墓、さらに中・小首長墓などのヒエラルキーの解明、および、それらの地域的な有機的結合関係についての研究が低調であるように思われる。それらと畿内との関係、あるいは隣接する地域との関係についても研究が必要であろう。古墳の編年自体についても、だいぶ確定してきたとはいえ、いまだ不安定要素が大きい。絶対年代の比定についても、全国的な動向をみると、再検討が必要である。全体として、全国的な視点に立っての群馬県の前期古墳の位置づけに関する研究が少ないようと思われる。

(4) 前期古墳など丘陵上に立地することの多い遺跡には、いまだ発見されていないものがある可能性を常に考慮しておく必要がある。特に、現在のところ県北半部には、渋川市行幸田山遺跡を北限として、初期古墳とされるものは確認されておらず、^即三角縁神獣鏡類の出土例も知られていない。しかし、この地域には山地地形が多いことや、弥生時代後期の遺跡が多くみられることを考えると、丘陵上や山頂部に中・小規模の初期古墳や集落が存在する可能性は大きい。中世の山城等と誤認されている可能性もあるので詳細な分布調査が望まれる。なお、現状で初期古墳や三角縁神獣鏡類の分布がほぼ完全に示されているとした場合、その地域的偏りが問題となろう。

4 資料検討

次に、具体的に一つの地域をとりあげて、今まで述べた問題点・課題点をふまえて検討を加えたい。対象地域は群馬県南西部の鍋川中流域（現富岡市）とする。

この地域には次のような特徴がみられる。

- ・弥生時代後期の遺跡が多数発見されており、該期の充実した社会発展の様子が伺える。また、中高瀬観音山遺跡のような地域の拠点となる集落遺跡もみられ、地域形成・集落編成が進んでいたとみられる。
- ・群馬県では一般的に、初期古墳は平野部に集中しているにもかかわらず、北山茶臼山西古墳・北山茶臼山古墳のような群馬県内でも最も古い段階の古墳がみられる。また、近年の発掘調査により石田川式土器期の集落遺跡の調査例が増加しており、古墳時代前期に外来者の組織的かつ大量の移入があったと考えられる。

以上の点から、弥生時代後期から古墳時代前期にかけて、この地域では急激な変化があったことが想定される。

- (1) まず、この地域の地形および地理的な説明を行いたい（図1）。

この地域は大きく見た場合、鍋川によって形成された谷地地形を成しており、その両岸には典型的な河岸段丘を発達させている。河岸段丘は大きく上位段丘と下位段丘とに分けられる。上位

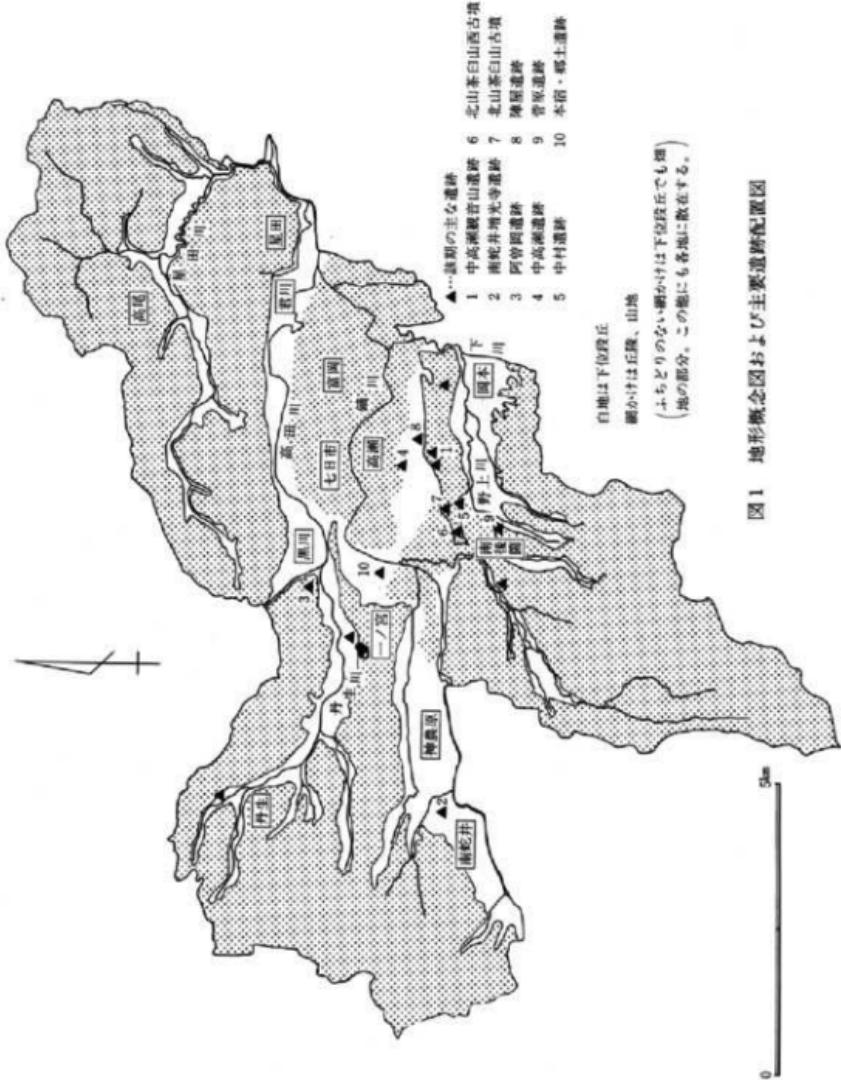


図1 地形概念図および主要道路配置図

段丘は浸食が進み、丘陵地形を呈している。丘陵は流域の北側と南側・西側に広がるが、その間にも高瀬丘陵や一ノ宮丘陵といった狭長な岬状の丘陵を残している。したがって、これらの丘陵上は眺望にすぐれている。下位段丘は緩やかに東方に傾斜する平坦面をなしている。鍋川は平坦面を西から東へ流れている。なお、下位段丘から鍋川河床面までは10~20mの比高差がある。このため、下位段丘でも鍋川沿いの部分は乾燥しており、現在でも宅地や畠地として利用されている。とくに、高瀬地区は大規模な条里制地割りが存在したことから、「高瀬田園」としてまとまった水田地帯をイメージする見方が多いが、現在の水田の大半は近年の用水事業の成果であり、本来は水田適地はごく限られていることに注意する必要がある。このことは対象地域全般にあてはまる事であり、全体として、水田地よりは畠地が卓越している。むしろ水田は、^の_の上川、^の_の下川、^の_の丹生川、高田川、星川などの鍋川支流の小河川沿いにみられる。鍋川河床面は、下仁田町只川橋下岩陰遺跡が下位段丘の段丘崖に存在することから、少なくとも、弥生時代後期以来大きな変化はなかったものとおもわれ、土地利用についても、当時も現在とほぼ同様であったと思われる。

地理的にみると、鍋川を通りてさらに進めば内山峠を経て長野県佐久市に通じ、逆に下って行けば高崎市・藤岡市を経て関東平野の一角に至る。すなわち、関東平野と中部高地を結ぶ交通の要衝に位置している。群馬県と長野県を結ぶ街道には碓井峠越えや鳥居峠越えなどいくつかのルートがあるが、そのなかでも最も遺跡の分布密度が高いのが、この内山峠を越えるルート沿いの地帯であり、古代からの交通上の要地であったといえる。

(2) 次に対象地域内の遺跡の説明を行いたい。

この地域では最近、大規模開発や自動車道の建設に伴う発掘調査により、該期の遺跡の様相が急速に判明しつつある。しかし、これらの資料のほとんどは、現在も調査継続中か整理作業中であり、発表・公刊されたものは少ない。本稿では、原則として発表・報告されている資料を使用するため、資料的な制約が大きいが、前述の研究史をふまえ、必要に応じて近隣地区的資料にもあたり、現状でどこまでわかるのかを検討してみたい。なお、ここでは弥生時代後期から古墳時代前期の遺跡・遺構のみを取り扱うこととする。

中高瀬觀音山遺跡 1989~90年に開越自動車道上越線の建設に伴い、群馬県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査が実施された。高瀬丘陵のほぼ中央部に位置している。調査対象範囲では、やや平野部に突出して北・東・西の三方を段丘崖や小支谷によって囲まれた中で、99軒の竪穴式住居が密集して検出された。このなかには、火災住居が比較的多く、主柱に割材・板材を使うものや、壁外にトンネル状の土坑をもつものもみられる。他に、斜面部の掘立建物、丘陵平坦部縁辺の棚列等の遺構も検出されている。丘陵全体では、他の地点でもほぼ同時期の集落が検出されているがはるかに規模が小さい。丘陵上の特定の地点に住居が密集することに最大の特徴がある。土器相から、樽式土器の最後の段階のものの時期と、それに縄文施文土器が融合する時期の2時期に分けられる。比較的長期にわたる拠点的大集落と性格づけられようが、その終末につい

ては古墳社会への移行期にあたっており、注目されている。

南蛇井増光寺遺跡 1987年から91年にかけてやはり自動車道の建設に伴い、群馬県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査が実施された。南蛇井地区の緩い南傾斜地に立地している。東方には神農原地区の平地が広がっており、鏑川沿いの平地の最奥部に位置している。調査中であるため正確な数値は不明であるが、100軒以上の住居が密集して検出されており、やはり拠点的大集落と性格づけられよう。なお、方形周溝墓も検出されている。

阿曾岡遺跡 発掘調査は行われてはいないが、土器片が採集されている。高田川と丹生川の合流点に近い小独立丘の南緩斜面に立地している。時期は弥生時代中期後葉から古墳時代初頭にいたっている。詳細は不明であるが、長期の継続集落と推定され、立地等も考慮すると、拠点集落となる可能性も考えられる。

中高瀬遺跡 1977年には場整備事業に伴う調査により、高瀬地区の下位段丘面のほぼ中央部付近から、後期初頭から中葉の土器片が若干出土している。新しい要素をもつものもみられ、一部は中高瀬観音山遺跡に併行するとみられる。下位段丘に立地する小集落といえよう。

中村遺跡 北山茶臼山古墳の立地する丘陵の南斜面から壺が採集されている。この壺には櫛描きによる廉状文と繩文が施されており、樽式土器と赤井戸式（吉ヶ谷式）土器の特徴を併せ持つものとして注目される。鏑川流域では弥生時代後期後半に繩文施文土器群の出現が考えられているが、このような櫛と繩文の文様要素が同一個体に施された土器の出現は、それよりも遅れるものとみてよいであろう。したがって、弥生時代終末から古墳時代初頭の時期のものと考えられる。この種の土器は、未報告であるが、他にもみられる。文様構成など土器制作上の規制を共同体の社会規範の反映とみなす立場にたてば、このような土器の出現は、土器規制の弛緩と捉えられるので、その背景には共同体そのものの動揺が推測できる。その主な要因としては、時期観を考慮すれば、畿内など外部の勢力の影響を考えることもできよう。

北山茶臼山西古墳 1986・87年に自動車道の建設に伴って発掘調査が実施された。高瀬丘陵の西部は浸食が激しく山地地形を呈しているが、そのなかの西端に近い部分の山頂部に立地している。全長28mの前方後方墳で、方格規矩鏡・鉄矛・鉄斧・ガラス小玉・底部穿孔壺などが発見された。また、過去に変形四獸鏡・管玉が出土している。主体部は木棺直葬であった。時期は石田川II式期相当とされている。

北山茶臼山古墳 やはり山地地形の山頂部に立地し、北山茶臼山西古墳と中高瀬観音山遺跡のほぼ中間に位置する。1894年に地元住民によって遺物が掘り出された。直径約40mの円墳で、葺石をもつ。内部主体は粘土櫛と想定されている。三角縁神人竜虎画像鏡（三角縁神人車馬画像鏡）が出土し、他に石劍・勾玉・管玉・刀・鐵・土器片等も出土したという。また、底部穿孔壺が採集されている。時期は西古墳との遺物・墳形等の比較から、西古墳に後続するものとされている。また、「鏑川の上・下流域を支配し得た首長者層は西古墳の段階においては、前方後方墳という在地的色彩の濃い古墳を構築して、未だ畿内との強い連合関係を持たなかったが、茶臼山古墳を構

築する段階に至って、畿内との連合関係を持ち、結果として円形、ないしは前方後円形の墳丘と
△
三角縁神人車馬画像鏡を持ち得た」と推定されている。

天皇塚古墳 中高瀬観音山遺跡の西端付近に、初期古墳に立地・形態等の類似する古墳があるが、詳細は不明である。
△

稻荷森遺跡、本宿・郷土遺跡 共に一ノ宮地区の下位段丘面に立地し、前者からは古墳時代前期と推定される方形周溝墓、後者からは同期の住居が検出されている。

陣屋遺跡 高瀬地区の下位段丘が上位段丘と接する地点、中高瀬観音山遺跡のほぼ直下に位置する。石田川式土器・五領式土器が発見されている。

菅原遺跡 南後箭地区の台地裾部の斜面に立地する。五領式系土器が発見されている。

笛遺跡 甘楽町笛地区の上位段丘端部に立地し、前面に沖積地を臨む。1962年に発掘調査が行われ、弥生時代後期から古墳時代前期に至る住居群が検出された。特に、土器のなかに繩文施文土器がみられることが注目される。
△

甘楽条里遺跡 甘楽町新屋地区の下位段丘が上位段丘と接する付近に立地する。1986年に調査され、石田川式土器期の集落が検出された。

(3) 弥生時代後期の集落編成について

考察に入る前に、弥生時代後期の遺跡の配置状況を対象地域の地形と関連づけて考え、当時の地域社会の構成を推察してみたい。

まず、拠点的大集落とされるものの立地を見てみる。中高瀬観音山遺跡は帯状の丘陵地帯のほぼ中央部にあり、やや平地に突出している。この丘陵地帯の北側には高瀬地区の平地があり、南側には野上川沿いの平地が広がり、鏑川中流域では最大面積の可耕地を押さえている。同様に、南蛇井増光寺遺跡は神農原地区の平地に対応し、これよりはやや標高の高い緩傾斜地に位置している。また、阿曾岡遺跡は高田川と丹生川沿いの平地に対応し、小独立丘上に位置している。これらのことから、まとまった平地に対応するかたちで、要所要所に拠点集落が形成されていた様子が伺える。それぞれの拠点集落の周辺には小集落が形成されていたとみられ、中高瀬観音山遺跡の場合では、同じ丘陵上に同時期の小集落が発見されている。これらの他に、地形から判断して拠点集落が形成された可能性のあるところをあげると、高田川の北岸の平地を臨む黒川地区の丘陵上、高田川と鏑川の合流点付近の平地を臨む君川地区・星田地区、野上川沿いの平地を臨む岡本地区の丘陵上などが考えられる。弥生時代後期後半の最盛期には、最大5~6ヶ所の拠点集落を中心として、各々の周囲に小集落を配置した地域形成・集落編成が完成していたと想像することもできよう。中高瀬観音山遺跡で、焼土を含んだ土坑が検出されて窓煙用との見方もあることからすれば、各拠点集落間は當時密接な連絡を取り合っていたと想像することもできよう。ただし、これらはあくまでも想像であって、考古学的に確認できているわけではない。ここでは、資料的に明らかになっている遺跡の状況から判断して、弥生時代後期後半には、ある程度の社会発展がみられ、集落編成がなされていた可能性があることのみを指摘しておきたい。

5 考 察

以上の各遺跡の様相をもとに、鍋川中流域における古墳出現に至る過程を考えてみたい。まず、土器相から、いくつかの想定しうる段階を設定したい(図2～4)。なお、これは土器相の検討から理論上考えられる段階であり、発掘調査の成果から実際に確かめられたものではない。また、県内の他地域の様相も勘案している。

なお、土器型式の細分については、内容・名称とも基本的に、樽式土器については飯島・若狭編年を準用し、石田川式土器については一般的な編年を準用している。

I段階 樽式土器第III期の土器群で構成される。

II段階 樽式土器第III期の土器群に縄文施文土器群が加わる。

III段階 さらに、古式土師器の小型器台類が参入する

IV段階 樽式土器と縄文施文土器が融合する。石田川式土器(古段階)が共伴する。

V段階 諸土器群が石田川式土器(新段階)に統合される。初現の古墳が築かれる。

VI段階 石田川式土器が定着する。古墳が引き続き築かれる。

I段階は弥生時代後期社会の最盛期であり、いくつかの大規模集落を拠点とする集落編成もなされていたと考えられる。中高瀬観音山遺跡・南蛇井増光寺遺跡・阿曾岡遺跡が該当する。

II段階では、前代の大規模集落は引き続き存続する。樽式土器・縄文施文土器とも土器制作上の規制を保っている。I段階の遺跡が該当する。

III段階は、II段階の器種組成に、古式土師器の小型器台や広範な各地域の土器が加わる段階である。対象地域では明確な既報告資料はないが、藤岡市竹沼遺跡の例などから、この段階を想定しておく。この段階は小型器台等の型式分類を応用すればさらに細分が可能である。

IV段階は、樽式土器と縄文施文土器が融合するなど、土器制作上の規制が崩壊している。図2～7のような多段口縁をもつ樽式土器もこの段階に含まれる。三宅・相京編年の樽式土器第IV期に対応しよう。中村遺跡が該当する。共同体規模での混乱が想定される。甘楽町西原遺跡では、この中村段階の土器に石田川式土器の古段階が共伴している。石田川式土器群が他の土器群を吸収し統合する過程と捉えられる。

V段階では石田川式土器の新段階が他の土器を圧倒し、初現の古墳が構築される。石田川式土器を伴う集団の安定した勢力が確立したものと考えられる。北山茶臼山西古墳が該当する。

VI段階では、引き続き古墳が構築されるが、この古墳については、全県的なヒエラルヒーの一端を担っていることが指摘されている。全県的な政治組織に組み込まれた段階と捉えられる。北山茶臼山西古墳が該当する。なお、この段階以降、古墳構築は一旦途切れる。集落についても、和泉期の集落はきわめて少なくなる。

以上から考えれば、この地域の古墳出現は石田川式土器群が他の諸土器群を吸収し統合した結果とみられる。この過程を一遺跡の資料から追おうとしたものが図5である。

各段階を諸氏の論考と比較すると概ね次のようにとらえられよう。

III段階——若狭氏のI段階、田口氏の古様式

IV段階——若狭氏のII段階、田口氏の中様式

V段階——若狭氏のIII段階、田口氏の中様式

VI段階——田口氏の新様式

(III・IV段階は弥生時代から古墳時代への「過渡期」と捉えられる。)

以上の観点からは、この地域の古墳出現（古墳社会への転換）は、外来の勢力によって主導されたとみることができる。その際、在来の勢力は、土器相に反映されるように、外来の勢力によつて、吸收・再編成されていったものとみられる。その結果、小型仿製鏡を持つ前方後方墳が築かれるのであるが、その次代にはこの勢力も畿内の勢力に組み込まれて、三角縁神獣鏡を配布され、前方後円墳を築いている。最終的には、畿内勢力—東海西部に出自をもつ勢力—在地の伝統的勢力の三層構造の社会相が考えられる。

なお、前方後方墳をすべて東海西部勢力と関連づけて考える必要はなく、畿内中枢勢力と何らかの意味で一定の距離を保った勢力の墳墓というくらいに考えておきたい。また、梅沢氏の言うとおり、県内の三角縁神獣鏡をもつ初期古墳は規模の点において、いずれも径約40mと共通性がある。このことは、墳丘の構築にあたっては、その地域社会の集団の規模・強弱・性格等のちがいを反映してはいないことを示している。畿内勢力の強力な意志・主導によって築かれたものと考えられる。

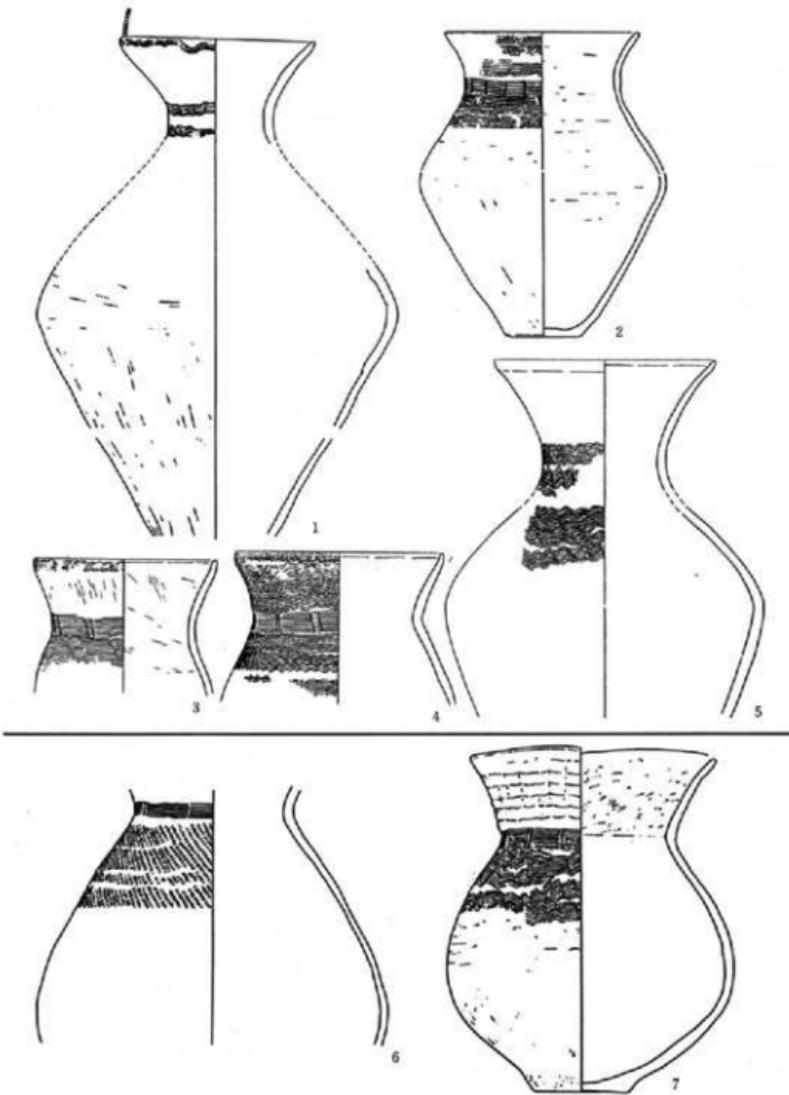
以上のことから、鍋川流域における古墳の出現（すなわち古墳社会の形成）は、外来勢力の強力な主導のもとになされたとみなされる。その背景には、おそらく、弥生時代後期以来の在地の伝統的勢力による社会成熟がまだ不十分であったこと、外部の勢力にとってきわめて魅力的な地域であったことがあると思われる。特に、後者は具体的には、中部高地から関東平野を経て、東北地方南部に至る交通上の要衝に位置するという点にあると思われる。

6 おわりに

本稿は鍋川中流域を対象にして前期古墳の出現のプロセスを解明しようとするものであった。しかし、資料不足や力不足により、当初の方針は変更せざるを得なくなつた。そこで、研究史を整理する過程で、群馬県の一般的な前期古墳出現のプロセスを想定し、これを対象地域に当てはめて考えるという手法を探った。したがって、結論の部分はあくまでも可能性を示しているにすぎず、これが机上の空論に終わるか、一部でも認められるのか、今後のこの地域の具体的な資料に基づく研究の成果に期待したい。

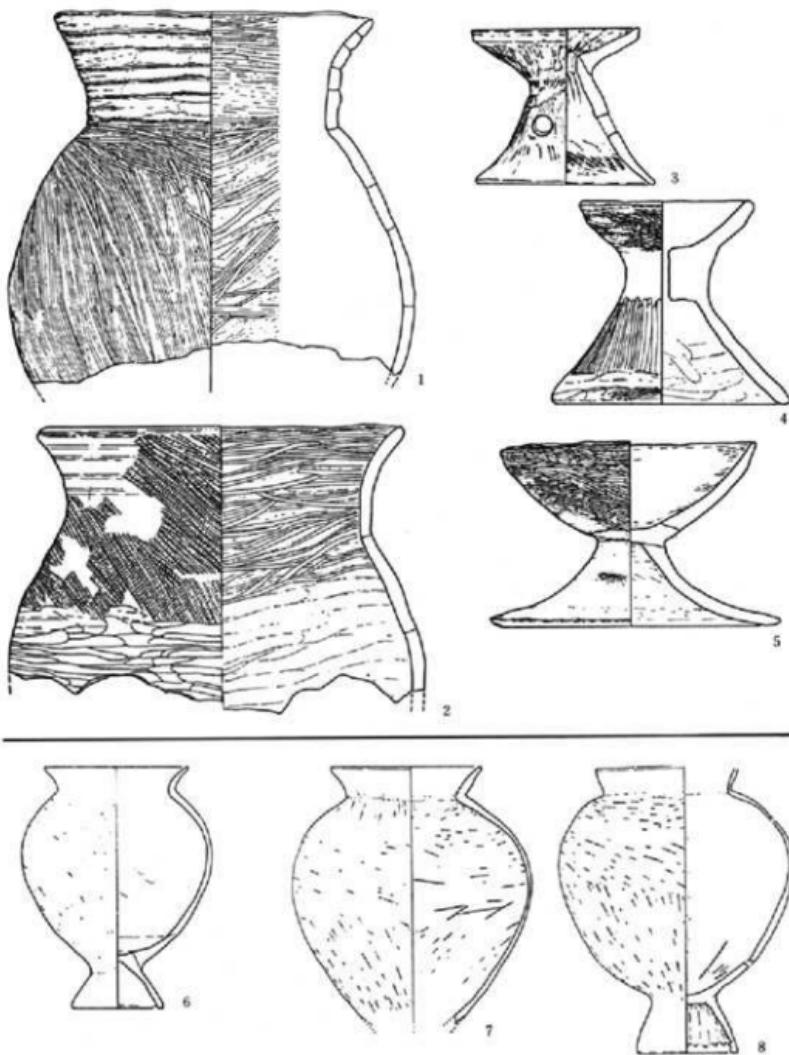
補論 前方後方墳の性格について

群馬県における古墳出現の問題について考える際、前方後方墳の問題について考えないわけに



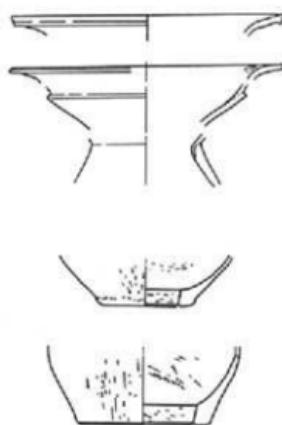
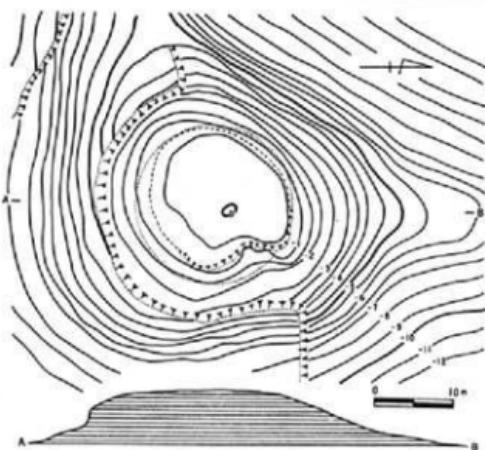
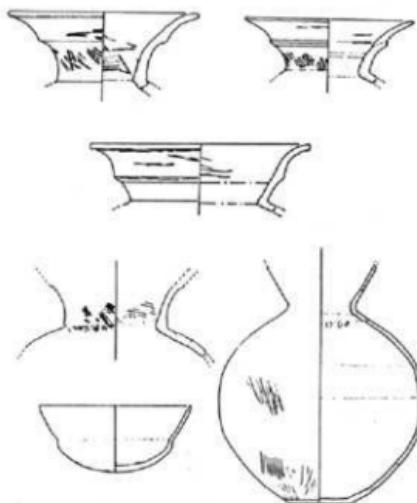
(1・2…西平原遺跡、3～5…中高瀬遺跡、6…中村遺跡、7…甘楽町小幡出土)

図2 段階区分資料1 1～5はI・II段階とそれ以前
6・7はIV段階
(縮尺不同、以下同じ)



(1～5…藤岡市竹沼遺跡EH-20号住、6…菅原遺跡、7・8…陣屋遺跡)

図3 段階区分資料2 1～5はⅢ段階(参考資料)
6～8はV・VI段階



(上段…北山茶臼山西古墳、下段…北山茶臼山古墳)

図4 段階区分資料3 上段…Ⅳ段階
下段…Ⅲ段階

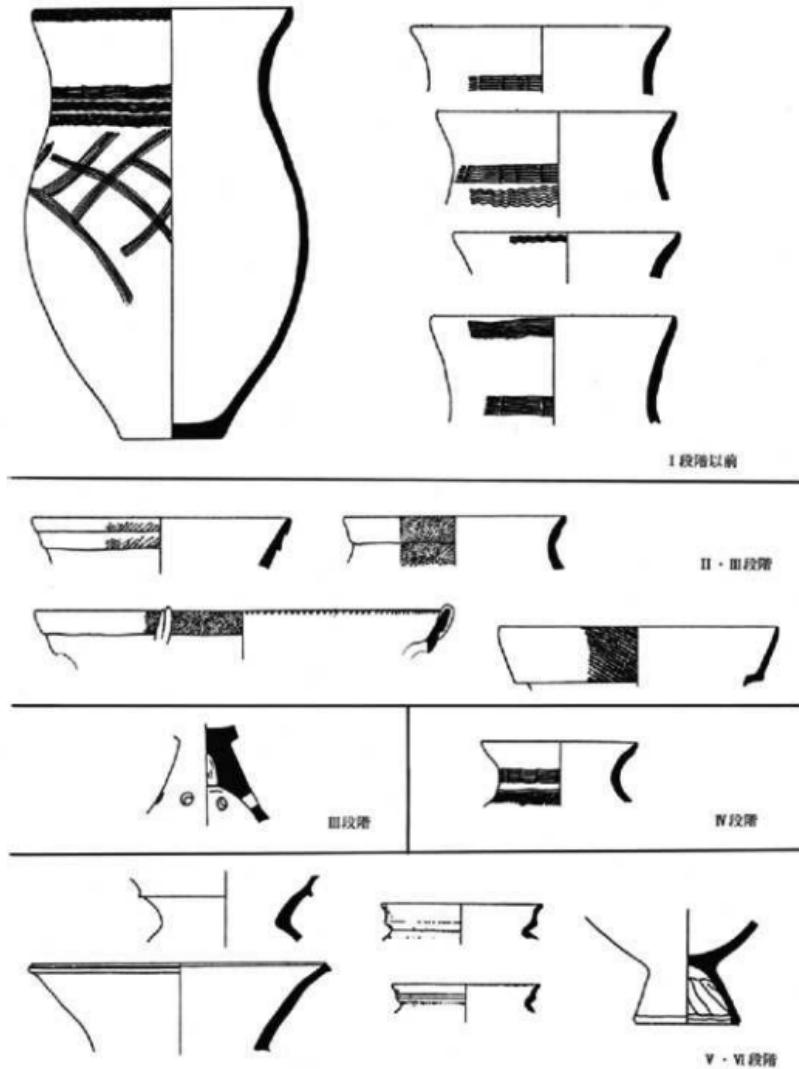


図5 筒遺跡出土資料の段階区分

はいかない。すなわち、富岡市北山茶臼山西古墳、高崎市元島名将軍塚古墳、前橋市朝倉八幡山古墳、太田市寺山古墳など、各地域で初現の古墳が前方後方墳であるとみられているためである。前方後方墳の性格を解明することが、古墳の出現した背景をさぐる大きな鍵になるのである。前方後方墳の性格をめぐる諸説には次のようなものがある。

1. 畿内型古墳（前方後円墳）に対して在地型古墳とするもの。
2. 吉備の勢力により、前方後円墳の伝播以前に広まったとするもの。^(四)
3. 漢尾平野地域から入植した將軍の墓とするもの。

しかし、これらはいずれもつきつめていくと明確な根拠を持たないことが既に指摘されて^(五)いる。前方後方墳の特徴として、1. 畿内中央部を含めて、全国的に分布すること、2. 墳形が基本的に画一的で、地域性を持たないこと、3. 前方後円墳と同時に出現し、平均すると規模・内容とも前方後円墳に劣ること、があげられる。したがって、これらすべての条件を満足させる解釈でなければならない。総合的にみると、ある一つの強力な勢力により、有力者の古墳のうち、一定の基準をみたすものは前方後円墳とされ、それ以下のものはすべて画一的に前方後方墳とされた様子が伺えるのである。

ところで、前述の諸説で共通しているのは、墳形の特異性を、多かれ少なかれ、政治的要因から考えようとしていることであろう。しかし、古墳には政治的記念物という側面があると同時に、宗教的な構築物という要素もあることに注意する必要がある。この点については、鏡や玉類などの副葬品類について以前から指摘されてきたし、近年は前方後円形という墳形や墳丘の三段築成^(六)という点などについて大陸の宗教思想との関連が指摘されている。とすれば、前方後方形という墳形についても、政治性と同時に宗教性についても考えてみる必要があるであろう。

そこで、その宗教性について、「首長靈」という言葉におきかえて、前方後円墳と前方後方墳との墳形の違いについて、首長靈の性格の違いに原因するものと考えてみたい。さらに、この観点に、前方後方墳に在地性の強さをみる視点を加えたい。すると、前方後方墳の被葬者は、旧来の在地の社会体制（祭祀形態）内の首長靈を持つ者と考えられる。また、前方後円墳の被葬者は、新來の畿内を中心とする新しい社会体制（祭祀形態）内の首長靈を持つ者と考えられる。

この観点を用いれば、初現の古墳に前方後方墳が多いことも合理的に解釈できるのではないかと思われる。すなわち、旧来の在地社会の首長が畿内を中心とした新体制に組み込まれた場合、有力者であれば、政治的には大型古墳を構築する能力を持つが、宗教的には、旧来の首長靈を持ち、首長靈は靈としての特質から容易には交換ができないため、大型墳であるとしても、前方後方墳を築かざるをえないことになる。一方、その後繼者についてはどうであろうか。彼の場合は首長になる時点ですでに新体制に組み込まれているので、首長靈についても新体制内の首長靈を持つことになり、したがって、前方後円墳の構築ができることになる。その結果、初現の古墳が前方後方墳、次代の古墳が前方後円墳となることになる。なお、前方後方墳が引き続いて築かれた場合には、その首長が政治的には新体制に加わりながら、宗教的には独自の立場でいたものと

解釈できる。前方後円墳が初現であるものについては、当初から政治的にも宗教的にも新体制に組み込まれていたと解釈できる。この場合、その在地社会は独自の宗教性を認められる程の発展を示してはいなかったと考えられる。ただし、この観点からすると、墳形の決定権は畿内を中心とする側にあり、在地社会の側は宗教性の内容のいかんにかかわらず、すべて前方後円墳を構築させられたことになる。これは、畿内勢力の圧倒的な優位を肯定するものであるが、例えば、奈良県の箸墓古墳と岡山県の備前車塚古墳との間に墳丘規模についての一定の制約を認める考え方もあり、前方後円墳の圧倒的な優位性を認める考え方には他にもみられ、それらとも矛盾なく解釈できるものと考えられる。ただし、この見方は今のところ、単なる思いつきに止まるものであり、副葬品の検討から裏付けられるというような、考古学的な根拠はない。

本稿の執筆にあたっては、下記の方々の御世話をうながし、記して感謝申し上げます。相京建史氏、大木紳一郎氏、大賀健氏、菊地誠一氏、小宮俊久氏、坂井隆氏、佐藤明人氏、時枝務氏、外山政子氏、三宅敦氣氏、田口一郎氏・大塚昌彦氏・若狭徹氏をはじめ土器観会の各氏、小安和順氏、井上太氏、横田公男氏、飯森宏治氏

註

- (1) 高嶋勝喜・吉岡康輔「古墳文化の地域的特色—北陸」『日本の考古学IV 古墳時代(上)』近藤義郎・藤沢長治編 河出書房新社 1966年
- (2) 高崎市教育委員会「元島名将軍塚古墳」1981年
- (3) 井上唯雄・祐治忠介「入門講座・弥生土器」関東 北関東1」「同2」「同3」「同4」「考古学ジャーナル」140 141 143 145 1977・78年
- (4) 三宅敦氣・相京建史「傳式土器の分類—榛名山東南麓を中心として—」『第三回 三県弥生時代シンポジウム 群馬県資料弥生終末期の土器 4世紀の土器』群馬県考古学談話会 1982年
- (5) 梅沢重昭「群馬県地域における初期古墳の成立(1)」「同(2)」「群馬県史研究」2・3 1975・76年
- (6) 梅沢重昭・橋本博文「4群馬県」「シンポジウム 関東における古墳出現期の諸問題」日本考古学協会編 学生社 1988年
- (7) 甘粕裕「第四章 第二節 古墳文化の形成」『新潟県史 通史編I 原始・古代』新潟県 1986年
- (8) 舛本和俊「第四章 第一部 二 古墳の出現」『新編埼玉県史 通史編I 原始・古代』埼玉県 1987年
- (9) 高橋一夫「前方後方找出土土器の研究」『研究紀要』6 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1989年。また、この論考の前段になるものとして、次のものがある。同「前方後方墳の性格」『土曜考古』10 土曜考古学研究会 1985年、同「古墳出現期の諸問題」「物質文化」50 物質文化研究会 1988年
- (10) 吉岡康輔「復のムラからクニへ」「古代の地方史 4 東海・東山・北陸編」朝倉書店 1978年
- (11) 田口一郎他「鳥川・井野川流域における古墳出現期の地域相」『第5回 三県シンポジウム 古墳出現期の地域性』1984年
- (12) 飯島克巳・若狭徹「傳式土器編年の再構成」「信濃」40-9 信濃史学会 1988年
- (13) 佐藤明人「傳式土器の様式推移と地域色」「群馬の考古学」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (14) 若狭徹「群馬県における弥生土器の崩壊過程」「群馬考古学手帳」1 群馬土器叢書 1990年
- (15) 平野進一「弥生土器の終焉—北関東西部地方を中心として—」「群馬の考古学」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (16) その他にも、三宅敦氣「傳式土器研究の現状と課題—その研究史について—」「東国史論」3 群馬考古学研究会 1988年、若狭徹「井野川流域を中心とした弥生時代後期遺跡群の動態」「群馬文化」220 群馬県地域文化研究協議会 1990年、などが発表された。
- (17) 梅沢重昭「第五章 第三節 毛野地域圈の発展」「群馬県史 通史編I 原始古代I」群馬県 1990年
- (18) 白石太一郎「邪馬台國時代の畿内 東海・関東」「第6回歴史フォーラム 邪馬台國時代の東日本」資料 1990年
- (19) これらの土器群の種類を赤井戸式とみるか、吉ヶ谷式とみるかについては、両土器形式の明確な区分自体ができるないこともあります。一致した見解を得てはいない。そこでここでは、型式名で呼ぶことは極力避け、單に圓文彫文土器(群)と呼ぶことにする。
- (20) 参考となる論考として、井上尚明「関東における後期弥生聚落の一様相—複数の炉を持つ住居をめぐって—」「研究紀要」埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1984年、祐治忠介「爐に関する覚書」「紀要」11 埼玉県立博物館 1985年、などがある。

- ② 渋川市教育委員会「行幸田山遺跡」1987年
- ③ 富岡市内の遺跡については基本的に、外山和夫「第二章 弥生時代」、井上太「第三章 古墳時代」「富岡市史 自然編 原始・古代・中世編」富岡市 1987年、によった。
- ④ 群馬県埋蔵文化財調査事業団「群馬県富岡市中高瀬觀音山遺跡の調査」「考古学研究」144 考古学研究会 1990年、鬼影芳夫「弥生後期の獨立聚落一群馬県中高瀬觀音山遺跡」「季刊考古学」31 雄山閣 1990年
- ⑤ 南蛇井増光寺遺跡現地説明会パンフレット
- ⑥ 群馬県埋蔵文化財調査事業団「大島上城遺跡 北山茶臼山西古墳 銚川流域における前期古墳の調査」1988年
- ⑦ ⑧ ⑨に同じ
- ⑩ 群馬県教育委員会「福荷森遺跡発掘調査報告書」1980年、同「本宿・郷土遺跡発掘調査報告書」1981年
- ⑪ 群馬県立博物館「群馬県立博物館研究報告1 箕道路—銚川流域における帶石製品出土遺跡の研究」1964年
- ⑫ 甘楽町教育委員会「甘楽条里遺跡」1987年
- ⑬ 藤岡市教育委員会「F1 竹沼遺跡」1978年
- ⑭ 調査担当者の御教示による。
- ⑮ 茂木雅博「墳丘よりみた出現期古墳の研究」雄山閣出版 1987年
- ⑯ 今井堯「前方後方墳—若干の考察」「土曜考古」12 土曜考古学研究会 1987年
- ⑰ 都出比志郎「前方後円墳成立期の地域性」「埼玉考古」23 埼玉考古学会 1987年など
- ⑲ 北條芳隆「墳丘に表示された前方後円墳の定式とその評価—成立当初の畿内と吉備の対比から—」「考古学研究」128 1986年など

参考文献

- 『群馬県立博物館研究報告14 群馬県地域における弥生時代資料の集成』群馬県立博物館 1978年
『群馬県史 資料編3 原始古代3 古墳』群馬県 1981年

土師器型式変化の要因

——群馬県における出現期の須恵器模倣土師器の様相——

坂 口 一

1 はじめに

須恵器の壺蓋を模倣した土師器のいわゆる模倣壺は、主として関東地方を中心とする5世紀終末の時期に出現し、これは鬼高式土器の標識土器として広く知られている。ところで、和泉式から鬼高式への土器型式の変化は、その背景を6世紀代に伝播する須恵器との係わりのなかで理解されていた。しかし、筆者はかつて群馬県下における5世紀代の土器を検討するなかで、当時県下では須恵器の共伴例が得られなかった陶邑古窯址群における田辺昭三氏の編年⁽¹⁾、TK-208型式以前にも須恵器が存在することを予測し、その根拠のひとつとして初期須恵器に平行する段階⁽²⁾の土師器には、既に須恵器を模倣した器種が存在することを掲げた。

さらに、近年県下では、從来和泉式と呼ばれていた5世紀代の堅穴住居の検出例が増加し、これらに伴出す土師器の中には須恵器にその形状が近似し、なおかつ、先行する時期の土師器には系譜を求める難い壺以外の器種もしばしば見受けられる。

したがって、ここでは6世紀代の鬼高式を代表するかのようにみえる土師器が須恵器を模倣する現象を、須恵器の出現期である5世紀代に通じて整理し、須恵器の影響によって土師器が変化する過程についての問題点を検討してみたい。

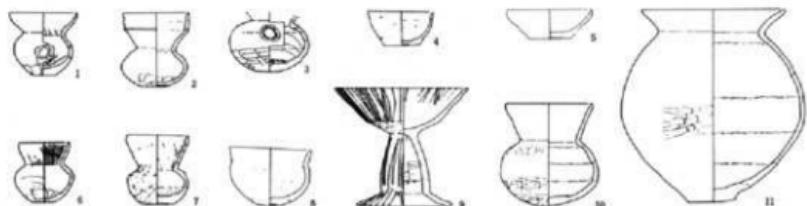
2 須恵器模倣土師器の概観

(1) I 期

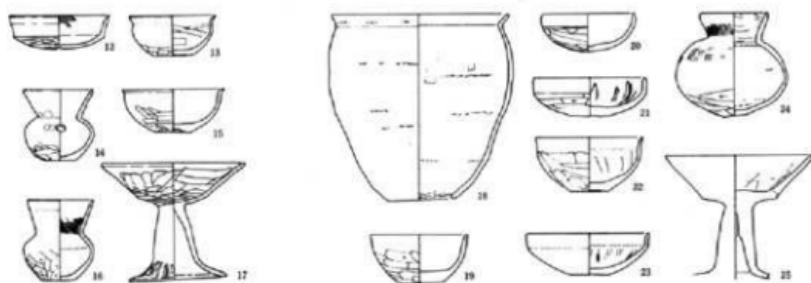
勝保沢中ノ山遺跡18号住居(図1-1~11)⁽⁴⁾ 大量に出土した壺の一部に、須恵器を模倣したもののが含まれる。体部中位に焼成後の穿孔を施すもの(1)、口縁部が明瞭な棱線から直立するもの(2)、彎曲する体部で、上位に焼成後の穿孔を施すもの(3)の3種類が存在する。全体の器種は壺、高壺、甕を主体として構成され、壺類は僅かに含まれるにすぎない。壺は大型と小型の2種類があり、特に小型は頸部が長いものと短いものとに分かれる。高壺は下位が僅かに膨らんで上位が括れる脚部から、大きく外反する深い壺部に至る。甕は球状の胴部をもつ短脚を呈す。

(2) II 期

柳久保遺跡群VII-H-9号住居(図1-12~17)⁽⁵⁾ 深い体部から、上位に僅かな棱線をもって外反する口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(12)と、体部上位に焼成前の穿孔を施す壺(14)が出土する。壺、壺、高壺、甕を主体とする器種の構成を示す。壺は体部が彎曲するものと、彎曲気味に外反するものの2種類で、いずれも短く外反する口縁部をもち、底部は平底を呈す。高壺は上位が括れた脚部から、大きく外反するやや浅い壺部に至る。

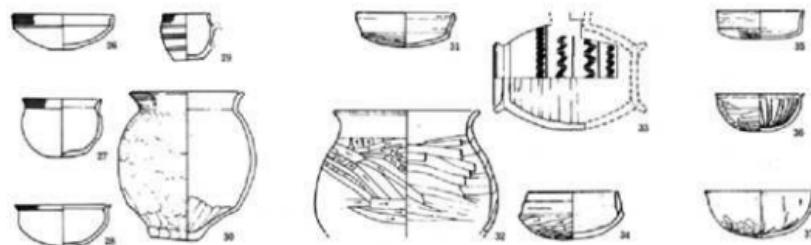


勝保沢中ノ山道跡18号住居



柳久保遺跡群Ⅱ-9号住居

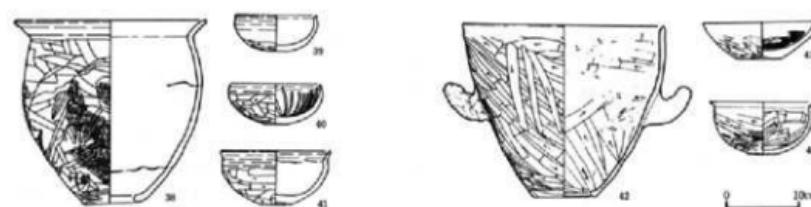
荒砥東原遺跡21号住居



仙石丘山遺跡4号住居

荒砥天之宮遺跡C区12号住居

南田之口道路H-2号住居



海浜遺跡29号住居

荒砥島原遺跡B区2号住居

図1

荒砥東原遺跡21号住居(図1-18~25)上位に膨らみをもつ胴部から短く外反する口縁部に至る、須恵器壺を模倣した大型壺(18)が出土する。壺、高壺、壇、甕を主体とする器種の構成で、壺は主として体部が彎曲するものと、短く外傾する口縁部をもつものの2種類があり、底部は平底が大勢を占める。高壺は上位が括れた脚部から、外反するやや浅い壺部に至る。壇は大型で彎曲する体部から短い頸部に至る。

(3) III 期

仙石丘山遺跡4号住居(図1-26~30)⁽⁷⁾丸底で体部と口縁部を画す稜線から、やや外反する口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(26)が出土する。主として壺頸と甕からなる器種の構成を示し、壺頸は須恵器を模倣したもの、彎曲した体部から外傾する短い口縁部に至るもの、体部が彎曲するものの3種類に分かれ、底部は丸底のものが大勢を占める。伴出する須恵器把手付椀はTK-208型式に比定される。

荒砥天之宮遺跡C区12号住居(図1-31~34)⁽⁸⁾浅い体部から、体部と口縁部を画す稜線を経て上位が僅かに内傾する外反した口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(31)が出土する。壺、甕、壺が伴出し、TK-208型式~TK-23型式に比定される樽型甕が伴う。

南田之口遺跡H-2号住居(図1-35~37)⁽⁹⁾浅い体部から、体部と口縁部を画す稜線を経て直立気味の口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(35)が出土する。壺、高壺を伴出し、壺は体部が彎曲するものと、彎曲した体部から短く外傾する口縁部に至るもの2種類で、底部は丸底が大勢を占める。高壺は上位が括れた脚部から、外反する浅い壺部に至る。

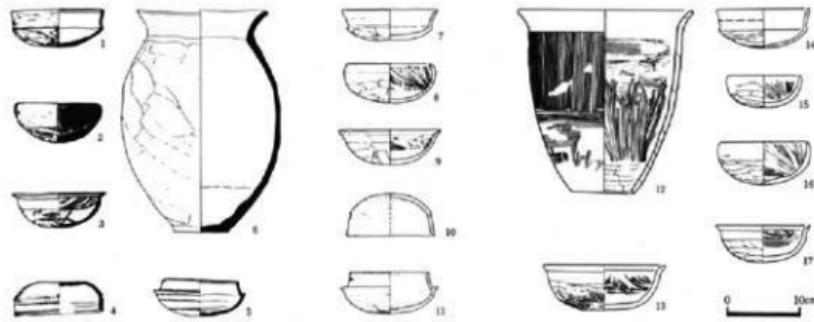
湯氣遺跡29号住居(図1-38~41)⁽¹⁰⁾膨らんだ胴部から外反する口縁部に至る、須恵器壺を模倣した大型の甕(38)が出土する。壺、高壺、甕、小型の甕が伴出する。壺は体部が彎曲するものと、彎曲した体部から短く外傾する口縁部に至るもの2種類があり、底部は丸底が大勢を占める。高壺は上位がやや括れた脚部から、外反する深い壺部に至る。

荒砥島原遺跡B区2号住居(図1-42~44)⁽¹¹⁾大型で彎曲気味に外反する胴部の中位に2個の牛角状把手を付す、須恵器壺を模倣した甕(42)が出土する。壺、高壺、甕が伴出し、壺は平底から大きく外反する体部のものと、平底気味で彎曲する体部から、短く外傾する口縁部に至るもの2種類がある。高壺は上位が括れた脚部から大きく外反する壺部に至る。甕は膨らんだ胴部から外反する口縁部に至り、やや長胴化の兆しを示す。

(4) IV 期

引間遺跡B区32号住居(図2-1~6)⁽¹²⁾体部と口縁部を画す稜線から僅かに外反する口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(1)が出土する。壺、高壺、甕、壺を主体とする器種の構成を示す。壺は体部が彎曲するものと、彎曲する体部から短く外傾する口縁部に至るもの2種類で、底部はいずれも丸底を呈す。甕は長胴で中位に最大径をもつ。共伴する須恵器蓋壺はTK-47型式に比定される。

鳥羽遺跡L区214号住居(図2-7~11)⁽¹³⁾浅い体部から、体部と口縁部を画す稜線を経て彎曲気味



引間遺跡 B区32号住居

島羽遺跡 L区214号住居

三ツ寺III遺跡 5号住居

図 2

に外反する口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(7)が出土する。壺、高壺、甕、須恵器蓋壺が併出する。壺は体部が彎曲するものと、彎曲する体部から短く外反する口縁部に至るもの2種類で、底部はいずれも丸底を呈す。共伴する須恵器蓋壺はTK-47型式に比定される。

三ツ寺III遺跡5号住居(図2-12~17) 大型で膨らみの少ない胴部から緩やかに外反する口縁部に至る、須恵器壺を模倣した壺(12)と、体部と口縁部を画す稜線から外反する口縁部に至る、須恵器壺蓋を模倣した壺(14)が出土する。壺、高壺、甕が併出する。壺は体部が彎曲するものと、彎曲する体部から短く外傾する口縁部に至るもの2種類で、底部はいずれも丸底を呈す。甕は長胴の砲弾型を呈す。

3 須恵器模倣土師器の編年

2章で概観した須恵器模倣土師器及びその伴出土器を、筆者がかつて示した編年に同定して年代的な位置付けを試みたい。

I期の勝保沢中ノ山遺跡18号住居は、台付甕の伴出こそないものの、後に盛行する壺類が少ない一方で、壺や高壺の出土頻度が高く、球状を呈した甕の胴部、箆研磨を施し、下位が膨らんで上位が括れた高壺脚部の特徴が、筆者による古墳時代中期の土器の編年のI段階(以下筆者の編年)に近似した様相を示している。

II期の柳久保遺跡群VII-H-9号住居・荒砥東原遺跡21号住居は、I段階に比較して壺類の出土頻度が高い一方で壺類が減少し、壺類の底部は平底のものが大勢を占めている。さらに、高壺は脚部下位の膨らみがなくなり、統じて箆研磨が難になることから、II段階に比定される様相を示している。

III期の仙石丘山遺跡4号住居・荒砥天之宮遺跡C区12号住居・南田之口遺跡H-2号住居・湯氣遺跡29号住居・荒砥島原遺跡B区2号住居は、壺類の出土頻度がII段階よりさらに増加すること

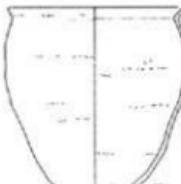
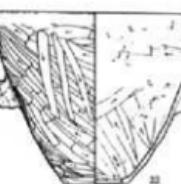
在 来 土 师 器		須 恵 器 模 做 土 师 器		
I 段 階				
II 段 階	 			
III 段 階	 	 		    
IV 段 階	 	 	 	

図3 須恵器模倣土師器編年表

1: 矢場道路10号住居 2~4: 椿保沢中ノ山道沿18号住居 5~7: 荒砥原道跡C区7号住居 6: 鶴久保道跡群H-1~H号住居 8: 荒砥原道跡B区11号住居 10~11: 鶴久保道跡群H-H-9号住居 12: 荒砥原道跡21号住居 13: 南田之口道跡H-1号住居 14~16: 17~21: 桜島道跡29号住居 15: 濱氣流26号住居 18: 仙石山道跡4号住居 19: 蒼砥之山道跡C区12号住居 20: 南田之口道跡H-2号住居 22: 荒砥原道跡B区2号住居 23~25: 引間道跡B区32号住居 26: 濱氣流31号住居 28: 鳥羽道跡L区214号住居 29: 三ツ寺道跡5号住居

と、その底部が大勢として丸底化していることからIII段階に比定される。なお、伴出する須恵器もTK-208型式～TK-23型式の特徴を備え、筆者の編年で想定した須恵器との平行関係にも矛盾が認められない。

IV期の引間遺跡B区32号住居・鳥羽遺跡L区214号住居・三ツ寺III遺跡5号住居は、甕が長胴化することと、坏類の底部がほぼ完全に丸底化して定型化していることからIV段階に比定されよう。

ところで、各段階の実年代については、今のところこの時期の土師器自身に実年代を証明する資料が汎日本的に存在しない。したがって、筆者は土師器と須恵器が既に初期須恵器の段階から平行関係にあるという前提で、須恵器の年代を土師器に援用している。さらに、須恵器の実年代については、その出現期を4世紀末葉～5世紀初頭とする白石太一郎氏の年代観に依拠し、須恵器出現期の実年代については、筆者も韓国陶質土器との対比からこれを支持した。^{09 10}

以上の年代観に従えば、TK-73型式に平行すると想定できるI段階は5世紀第1四半期に、TK-216型式に平行するII段階は5世紀第2四半期に、TK-208型式～TK-23型式に平行するIII段階は5世紀第3四半期に、TK-23型式～TK-47型式に平行するIV段階は5世紀第4四半期にそれぞれ位置付けられることになる。

4 結 語

(1) 須恵器模倣土師器の出現期

勝保沢中ノ山遺跡18号住居は、群馬県下で筆者の管見に触れる限り須恵器模倣土師器が出現する最古の段階である。すなわち、①体部中位に焼成後の穿孔を施す壺（図3-2）、②頸部に明瞭な稜線をもつ壺（図3-3）、③体部中位に焼成前の穿孔を施すもの（図3-4）は、いずれも県下で設定されている古墳時代前期の石田川式土器には類例がなく、孔を穿つという行為をも含めると、先行する土器群にはこれらの系譜を求めることができない。したがって、これらには須恵器の影響を想定することが可能で、①と②は共伴する在来の小型壺を基調とした模倣であり、③は須恵器の比較的忠実な模倣である可能性が高い。

さて、この時期は須恵器の型式でTK-73型式に位置付けられ、新里村峯岸遺跡1号古墳からは、I段階を前後する時期の土師器と、TK-73型式の特徴を備えた須恵器壺が伴出していることから、5世紀初頭の時期には既に県下でも須恵器が出現していた可能性が高い。⁰⁹

したがって、須恵器模倣土師器は最古の須恵器の段階には既にその出現をみたとすることができ、今のところ確からその模倣が始まったものといえよう。

(2) 須恵器模倣土師器の原型

I段階の須恵器模倣土師器からは、原型となった須恵器の形状を特定することはできないが、II段階以降については比較的忠実な模倣品が多いために、原型を特定することが可能である。

例えばII段階の模倣壺（図4-5）は、体部が浅いことと口縁部がやや外反することから、一見すると6世紀代の模倣壺に近似しているが、むしろ初期須恵器の壺蓋を模倣したものとの考え方

が妥当と思われる。さらに、III段階の模倣壺（図4-9・10）もTK-216型式～TK-208型式の須恵器壺蓋を模倣し、IV段階以降が鬼高式土器の標識としているTK-23型式～TK-47型式の模倣である。

こうしてみると、5世紀代の模倣壺は須恵器の各段階の壺蓋をそれぞれ忠実に模倣することによって、その形態が変化したものと考えることができる。

一方、壺についてみると、II段階の模倣壺（図4-6）は把手がないことを除けば、TK-216型式平行の須恵器壺（図4-8）に近似している。また、III段階の模倣壺（図4-11）は把手が牛角状を呈すこと以外は、TK-73型式平行の須恵器壺（図4-14）に近似しており、県下の模倣壺は把手を付したものより、把手がなく、外反する口縁部をもつものが圧倒的に多い（図3）。

ところで、II段階がTK-216型式段階の模倣で、III段階がTK-73型式段階の模倣であるとすれば、この2例にみる限り前後関係が逆転していることになる。しかし、須恵器壺は例えば陶邑古窯址群で指摘されているように、その生産の大勢が初期須恵器の時期に限定されている。したがって、III段階以降に須恵器を模倣した壺を作ろうとすれば、その原型となるのは当然初期須恵器の壺以外には存在しないことになるのである。これは、III段階の模倣壺（図3-21）とIV段階の模倣壺（図3-29）が須恵器を直接模倣したものではなく、II段階に模倣された土師器の壺自体が変遷した結果の形態であることを傍証することができる。

（3）模倣壺の出現とその変遷

従来、いわゆる模倣壺は、IV段階の引間遺跡B区32号住居に代表される、深い体部と直立する口縁部の形態を示すものが出現期のものであるという認識に立ち、これをもって鬼高式の初源としていた。しかし、既にII段階には柳久保遺跡群VII-H-9号住居のような浅い体部と外反する口縁部をもつ模倣壺が存在し、模倣壺の出現期は類例こそ少ないもののII段階の5世紀第2四半期まで遡ることになる。さらに、IV段階の模倣壺との形態差は、原型である須恵器の差であると考えられる。すなわち、柳久保遺跡群VII-H-9号住居の壺は、初期須恵器の壺蓋を模倣したものである。同様にIII段階の南田之口遺跡H-2号住居の壺はTK-208型式の壺蓋を、引間遺跡B区32号住居の壺はTK-23型式～TK-47型式の壺蓋を、それぞれ忠実に模倣したものである。

したがって、IV段階で鬼高式の標識でもある模倣壺が定型化するのは、原型となった須恵器壺蓋が定型化を完成させたことに連動した結果であると考えられるのである。

（4）模倣土師器の変遷と「須恵器指向」

以上の結果から、群馬県下では須恵器を模倣した土師器の出現は、最古の須恵器の段階まで遡ることを指摘することができる。さらに、模倣壺の変遷にみると、この時期における土師器の形態の変化は須恵器の変化と深い係わりをもっている。

一方、壺にみると、初源期に模倣したものが土師器として独自に変化する現象をも認めることが可能である。このような土師器としての変遷は壺にもみられる。すなわち、鳥羽遺跡L区214号住居の模倣壺（図3-28）は、同時期に同形の須恵器ではなく、III段階で須恵器を模倣した壺が土師

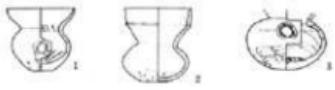
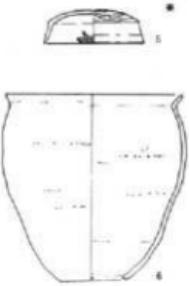
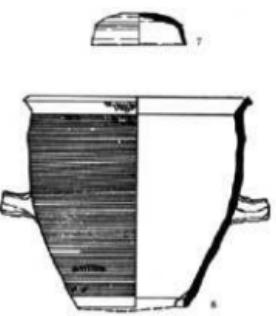
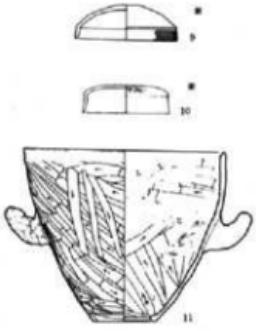
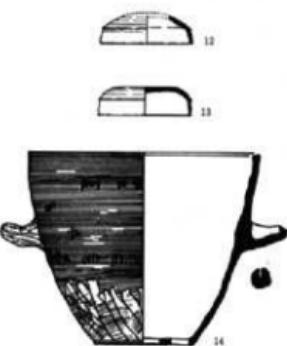
	須恵器模倣土師器	原型の須恵器
I 段 階		
II 段 階		
III 段 階		
IV 段 階		

図4 須恵器模倣土師器・須恵器対照表（＊は天地を逆に配置）

- 1~3: 鹿保沢中ノ山遺跡18号住居 4~14: 陶邑TK-85号窯 5: 柳久保遺跡群Ⅵ-Ⅱ-9号住居 6: 菊砥東原遺跡21号住居
 7~12: 陶邑TK-216号窯 8: 陶邑深田遺跡 9: 仙石丘山遺跡 4号住居 10: 南田之口遺跡H-2号住居 11: 菊砥島原遺跡B区2号住居 13: 陶邑TK-208号窯 15: 引間遺跡B区32号住居 16: 陶邑KM-1号窯

器として変化したものと考えられる。したがって、須恵器を模倣して出現したものが、やがて土師器としての変遷を辿るという現象は、模倣坏にも認められることになり、同様な現象は田中清美氏が指摘した畿内における韓式系土器の概が、短期間に土師器化する過程と一脈を通じている。

ところで、西弘海氏は関東地方の鬼高式を、模倣坏の出現によって從来の土器様式が一変した「須恵器指向型」と規定している。²⁵⁾確かに鬼高式は坏類のほとんどが模倣坏で占められ、模倣坏が坏類の一部を占めるにすぎない5世紀代とは一変した感がある。しかし、田辺昭三氏が6・7世紀における「模倣坏」の原型が、模倣した筈の同時期の須恵器の中に存在しないと指摘したように、²⁶⁾鬼高式の坏類の大半は須恵器を直接模倣したものではなく、その初源期であるTK-23型式～TK-47型式の段階で須恵器坏蓋を忠実に模倣した坏が、土師器として独自の変化を遂げたものである。

こうしてみると、須恵器を忠実に模倣する現象は鬼高式よりも5世紀代により顕著に現れており、須恵器を忠実に模倣する行為を「指向」と規定するならば、鬼高式における模倣坏の大勢には、むしろ須恵器への指向性が希薄であると言わざるを得ないのである。

5 おわりに

遺構・遺物による型式変化の因果関係は、社会事象まで昇華させることによってその究極的な目的が達せられる。こうした意味で、須恵器の地方伝播と共に伴う模倣坏の出現に着目し、政治的・社会的事象まで言及した先学の研究成果には学ぶべきところが多い。しかし、主として6世紀代を象徴するかのようにみえていた土師器が須恵器を模倣する現象は、明らかに須恵器の出現期である5世紀代により顕著に認められ、鬼高式の模倣坏が須恵器を指向していたとする従来の見解は、検討する余地を残しているといえよう。

また、5世紀代における土師器の変化は、土師器の出現から消滅に至る過程のなかでも極めて大きな画期のひとつに掲げられ、一方ではこの時期において集落が拡大する現象をも認めることができる。

したがって、5世紀代の土器を分析することは、土師器の型式変化の要因を須恵器との係わりのなかに求め、これをもって政治的・社会的事象を追究するための重要な内容を含んでおり、近年県下で検出例が増加している5世紀代の土師器と須恵器は、土器型式上の画期を探る上で貴重な資料を提供していることになるのである。

小稿を草するについて、京都芸術短期大学の田辺昭三氏には須恵器に関する貴重な御指導を賜り、群馬県立歴史博物館の赤山容造氏、当事業団の能登健氏には主として方法論に関する的確な御指導を頂いている。また、大阪市埋蔵文化財協会の田中清美氏には畿内の土師器について、当事業団の綿貫邦男・友廣哲也・桜岡正信氏、前橋市教育委員会の前原豊には、県下の土師器についての有益な御教示を頂いた。文末ながら記して深甚なる感謝の意を表す次第である。

なお、本稿は「財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団昭和63年度職員自主研究活動」の助成金を受けて実施した、研究成果の一部である。

註

- (1) 関田淳子・服部敏史「土師器の編年に関する試論」『八王子中田遺跡』八王子中田遺跡調査会 1968
- (2) 田辺昭三「須恵器大成」1981
- (3) 板口一「群馬県における古墳時代中期の土器の編年」一井洋介による土器型式組列の検討一『研究紀要』4 勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987
- (4) 石坂茂「勝保沢中ノ山遺跡」I 群馬県教育委員会・勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- (5) 前原豊・根橋吉郎「柳久保遺跡群」VI 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1988
- (6) 飯田陽一「荒砥東原遺跡」勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1979
- (7) 梅沢重昭「大泉町誌」下巻所収 大泉町誌刊行委員会 1983
- (8) 徳江秀夫「荒砥天之宮遺跡」群馬県教育委員会・勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- (9) 木暮誠・中野寛ほか「南田之口遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1985
- (10) 前原照子・木暮誠ほか「小神明遺跡群」II 前橋市教育委員会 1984
- (11) 石坂茂「荒砥島原遺跡」勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1983
- (12) 神戸聖語・今井敏彦・佐々木恵子「河内遺跡」高崎市教育委員会 1979
- (13) 織貫邦男「鳥羽遺跡」L・M・N・O区 群馬県教育委員会・勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990
- (14) 井川達雄「三ツ寺田遺跡」群馬県教育委員会・勤群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
- (15) 板口一 前掲註3)
- (16) 白石太一郎「近畿における古墳の年代」『考古学ジャーナル』No164 1979
- (17) 白石太一郎「年代決定論」『日本考古学』I 1985
- (18) 板口一「東国須恵器の一様相」一関東甲信地方における出現期の須恵器について一『考古学雑誌』第74巻第1号 日本考古学会 1989
- (19) 尾崎喜左雄・今井新次・松島榮治「石田川」「石田川」刊行会 1968
- (20) 内田憲治「峯岸遺跡」新里村教育委員会 1985
- (21) 中村浩氏はこの壺を氏の編年のI型式2段階に位置付けており(中村 浩「和泉陶邑窯の研究」1981)、この段階は田辺昭三のTK-216型式に平行する。同様に氏はIII段階の須恵器壺をI型式1段階に位置付け、これは田辺昭三のTK-73型式に平行する。
- (22) 田辺昭三 前掲註2)
- (23) 中村 浩 前掲註20)
- (24) 田中清美「古代河内地域出土の韓式系土器」「弥生・古墳時代の大陸系土器の諸問題」III—発表要旨— 埋蔵文化財研究会・勤大飯塚埋蔵文化財協会 1987
- (25) 西弘海「土器様式の成立とその背景」『考古学論考』一小林行雄博士古稀記念論文集 1982
- (26) 田辺昭三 前掲註2)
- (27) 6・7世紀の各段階で、新たに須恵器を模倣した壺、高壺が一部には存在する。しかし、これらが鬼高式の主体を成すには至らない。
- (28) 板口一「5世紀代における集落の拡大現象」—三ツ寺田遺跡居館の擴張と集落の動向—『古代文化』第42巻2号 勤古代学会 1990

牛伏砂岩使用古墳の研究(2)

右島和夫・津金澤吉茂・南雲芳昭

小林徹・井上昌美・磯貝朗子

1 はじめに

本稿は、本誌の前号に発表した「牛伏砂岩使用古墳の研究(1)」の続編をなすものである。前回の研究においては、牛伏砂岩とこれを石材として使用する古墳について基礎的研究をおこない、あわせて今後の研究課題を整理した。詳細は前稿を参照していただくとして、今回の研究にかかる検討課題についてだけ、はじめに触れておくことにする。前回の発表に際して実施した吉井町の多比良古墳の実測調査や代表的な牛伏砂岩使用古墳の踏査から、これらに使用されている石材が岩層からの直接的な「掘り割り技法」に基づくものではなく、河川に流下している円礫や山から沢筋に崩落した直後の転石を利用していることが推測された。

これらの成果を踏まえて、まず、自然科学的側面からは、牛伏砂岩層の分布範囲をより正確に把握すること、牛伏砂岩層を断ち割って南方から鈴川に流れ込む中小河川のそれについて、牛伏砂岩の河川でのありかたを追跡すること等が上げられた。また、牛伏砂岩を使用している諸古墳は、この石に加えて、結晶片岩、凝灰岩等のその他の石材も盛んに使用していることから、これらの石材の河川でのあり方も合わせて調べることが必要と考えられた。

考古学的側面からは、まず牛伏砂岩を使用する古墳の分布を正確に把握することが上げられた。従来の研究では、使用石材の同定において、石自体の明確な規定を経ないままに、牛伏砂岩(金山石、多胡石、天引石)、凝灰岩、凝灰質砂岩等が統一性を欠いて標記されている場合が多く、また、明らかな事實誤認も多く見られる。そこで、地学的に牛伏砂岩を明確に規定し、これに基づいて観察が可能な石室について再度調査することとした。さらに、個々墳での牛伏砂岩の使用部位、法量をできる限り調べた。また、具体的にどの地点から石材を入手したかを想定するために、古墳の占地条件にも注意を払うこととした。一方、牛伏砂岩使用古墳に隣接しているながら、これを使用しない古墳が甘楽町、富岡市に多く認められるが、そこでの石材のあり方を調べることが、牛伏砂岩使用古墳の特性をより明確にすると考え、調査の対象に加えた。

これら両者の成果を合体することにより、牛伏砂岩選定の経緯、石材の採取形態、運搬ルートに考察を及ぼして行くこととした。

今回の調査・研究に際しては、飯島静男氏からは牛伏砂岩の理解について、仲沢一郎氏からは牛伏砂岩の最近までの採掘について御教示を得ることができ、また関口益夫氏、神保利政氏、飯塚初子さんにも御世話になった。ここに記して感謝申し上げる次第である。

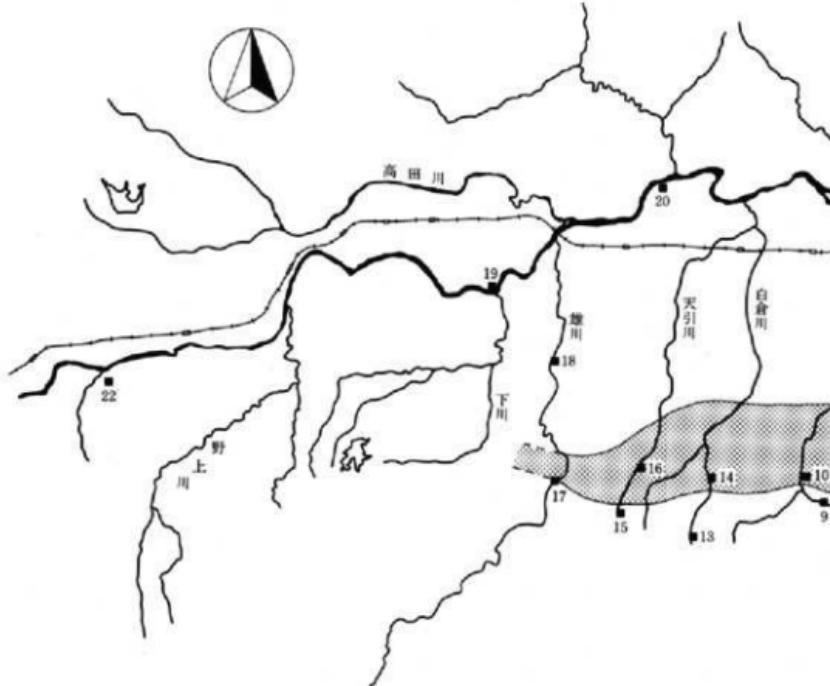
本稿の執筆は、1、3(2)を右島、2を井上、3(1)を小林、3(3)を磯貝、3(4)を津金沢、

3(5)と3(3)・(4)の一部を南雲、4を右島、津金沢が分担した。

2 牛伏砂岩の自然科学的調査

調査地域である甘楽の谷は、西から東へ流れる鏑川と、それが形成した南岸の段丘を横切って南から北に流れる複数の東西に平行する小河川からなる。これらの小河川のほとんどが、結晶片岩の分布域から流れだし、牛伏層を貫いて鏑川に流れ込んでいる。牛伏砂岩を運搬するのは、まずこれらの河川であり、今回の調査の対象とした。調査内容は牛伏層の分布域とその上流・下流での、河川の疊の様子（量・大きさなど）を牛伏砂岩を中心に、結晶片岩、凝灰岩などについて見てまわった。

調査に入る前にわたしたちは、牛伏砂岩とはどんなものを指すのかを再確認した。以前に述べたように牛伏層=牛伏砂岩ではない。牛伏層の中には灰色の泥岩の部分もあるし、疊岩や凝灰岩の層も含まれている。そこで、灰白色ないし黄褐色で石英や長石粒を多量に含み、かつ黒雲母を含有する砂岩を牛伏砂岩と呼ぶことにした。粒度は極細粒砂（ $1/8 \sim 1/16\text{mm}$ ）から極粗粒砂（ $2 \sim 1\text{mm}$ ）を越えて疊majiriになるものまで様々である。今後、牛伏砂岩と言った場合はこのよう

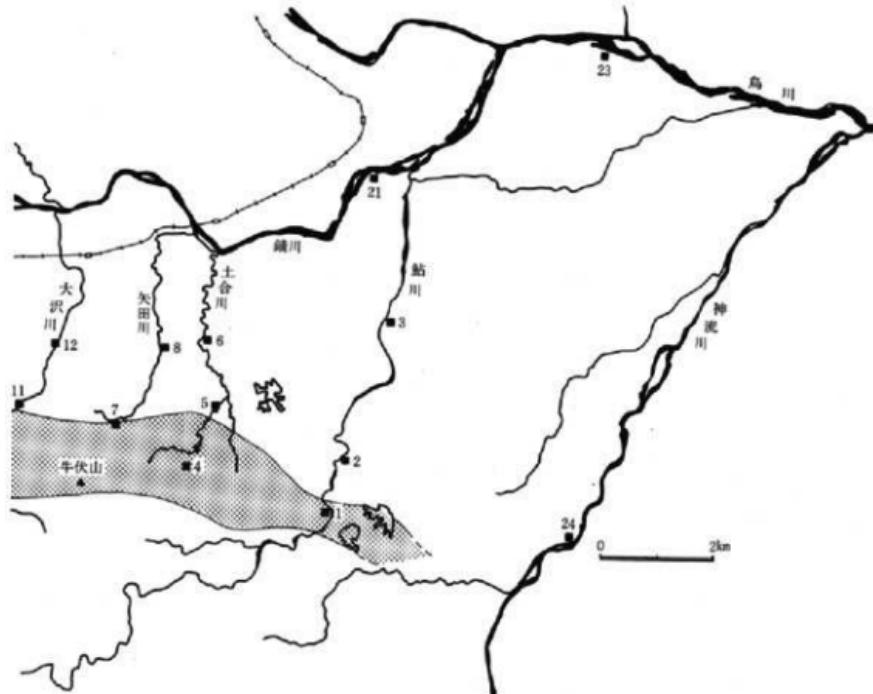


第1図 調査地域水系図（網掛け部分は牛伏層分布地域）

な特徴をもった石を指すことにする。

(1) 河川調査の結果

鮎川 究父古生層の分布域より流れ出す鮎川は、結晶片岩の分布域をぬける藤岡市金井付近で流れを北寄りに変え、藤岡市上落合で鍋川と合流する。金井のNo 1 地点の河原では、結晶片岩・緑色岩類が疊の大半を占める。牛伏砂岩は少なく、やや大きめの疊が点々とみられる程度で細かなものはあまり認められない。最大径は50cmである。その他の石では結晶片岩の疊が最も大きく60cmほどである。ここよりやや西に入った鉢沢の付近で、牛伏層と結晶片岩層の境界が見られる。この牛伏層は非常に硬い灰色の中粒砂岩である。これと同様の砂岩は金井でも確認できる。また鮎川湖（牛秣貯水池）から三本木にかけても牛伏層が確認できる。だいぶ風化が進んでおり、軟らかく、もろい白色ないし黄褐色の細粒砂岩である。少し下流に下った藤岡市西平井のNo 2 地点では、基盤層が泥岩となる。やはり結晶片岩や緑色岩類が多く、他に泥岩、牛伏砂岩が見られる。牛伏砂岩の割合は1ないし2割ほどで、平均径15cm、最大径55cmの円疊である。粒子の粗いものが多い。結晶片岩の最大径は50cmである。藤岡市白石の多野橋下のNo 3 地点まで来ると、牛伏砂岩はばらばらと見られる程度で、平均径12cm、最大径でも26cmになってしまう。その他の



礫は結晶片岩が多く、最大1mのものもある。全体的に鮎川では牛伏砂岩の礫はあまり多くないという印象をもった。

土合川 この川は牛伏山の東にある山体より流れ出し、吉井町多比良を通り、同小串で鯉川と合流している。この付近の河川としてはめずらしく、小刻みな蛇行を繰り返し、深い崖面を形成している。吉井町谷組にある阿夫利神社の横のNo.4地点では、泥岩と砂岩が露出している。牛伏層の一部と思われるが、しゅう曲構造を示している。河川の礫は牛伏砂岩の円礫が半数以上を占め、平均径15cm前後、最大径は30cmである。他に結晶片岩などが見られる。大きさは15cm位である。ここより少し上流の沢を登ったところ、牛伏砂岩の角礫ばかりになり、最大で1m20cmに達する。No.4地点より約1km強下流の吉井町中組のNo.5地点は、基盤層は泥岩で、河川の礫もこれが主体をなす。牛伏砂岩は全体の2割ほどで、平均径10cm弱、最大径20cmである。吉井町平野のNo.6地点でも同様である。牛伏砂岩の粒子はいずれも中ないし細粒がほとんどである。その他の礫では結晶片岩がもっとも大きく、径40cm位のものがある。

矢田川 牛伏山に端を発し、吉井町矢田を通り、同中島で鯉川に合流する。流量は少なく、小さな河川である。吉井町赤谷のNo.7地点は、基盤層が暗灰色の泥岩である。河川の礫はそのほとんどが牛伏砂岩の亜角礫で、平均径20cm、最大で60cmの大きさのものがある。これらは粗粒から細粒まで様々で、色調も褐色ないし灰色とバラエティーに富んでいる。吉井町追部野のNo.8地点では河床に泥岩が露出し、先ほどの地点では9割以上を占めた牛伏砂岩がここでは4割くらいになってしまふ。最大径も20cmである。その他の石は結晶片岩、泥岩などで、最大径35cmの結晶片岩がある。

大沢川 この川は結晶片岩地帯に端を発して、吉井町本郷付近で鯉川に合流する。この辺りでは比較的大きな河川である。上流の方から様子を見ていくと、吉井町大沢のNo.9地点では基盤層が結晶片岩で、河川の礫もそれが大半を占める。その中でわずかながら牛伏砂岩の礫が認められた。それらは、あまり円磨されておらず、最大で径1m程である。No.10地点では、基盤層が牛伏層になる。しかし礫は結晶片岩や緑色岩類がほとんどで、牛伏砂岩は1ないし2割ほどであるが他のものに比べ大きいので目立つ。牛伏砂岩の礫は平均径50cm、最大で2mである。このように大きなものは塊状をなしている。右岸の山の斜面には、ところどころに3m以上もある牛伏砂岩の岩塊が認められる。山体から崩れ落ちたものと思われるが、河原に認められた大きな礫は、これらが川にまで達したものであろう。この付近に住む人の話によると、台風など嵐の際は現在でも牛伏砂岩の岩塊が斜面を転げ落ちることがあるといふ。このほかの礫で大きなものとしては、結晶片岩の1m位のものがある。ここより少し下流の東谷や神戸では、牛伏砂岩の硬い部分が露出しており、小さな渓谷をつくっている。No.11地点は基盤層が泥岩になる。これは牛伏層より上位の海成層である。ここで河床礫は牛伏砂岩と結晶片岩が主体で、それぞれが半々くらいである。牛伏砂岩の最大は1m50cmほどのものが見られるが、平均的には20cmくらいの扁平な円礫である。牛伏砂岩の粒度は粗いものから細かいものまで様々である。結晶片岩の径1mほどの礫も認められた。多胡

古墳群や神保古墳群に近いNo12地点では、牛伏砂岩の礫の最大径は30cm位になってしまい、その量も河床礫全体の1割程度である。この地点での最大の礫は40cmの結晶片岩である。全体的に大沢川流域では、牛伏砂岩は豊富に見られた。

天引川 この川は結晶片岩の分布域から流出し、甘楽町天引を通り、吉井町小棚で鍋川と合流している。甘楽町上鳥屋のNo13地点は基盤層の結晶片岩が露出している。大きな結晶片岩の礫が多数転がっており、最大は3mにおよぶ。ここでは牛伏砂岩は認められない。甘楽町下鳥屋のNo14地点では、川筋をふさぐかのように牛伏砂岩の角礫が転がり、その大きさは最大で4m以上、平均でも1mはある。これらの粒度は中ないし粗粒のものが主で、硬いものが多い。その他の礫はやはり結晶片岩が多く、わずかに泥岩が存在する。両岸の山林の中には、ところどころに牛伏砂岩の転石が見られる。天引川はこれより下流になると、大部分のところで護岸工事が行われているため良好なデータは得られなかった。

白倉川 この川も結晶片岩の分布域から流出し、甘楽町白倉を通り、吉井町小棚で鍋川に合流している。あまり流量の多くない小さな河川である。甘楽町平石のNo15



第2図 No.10地点 右岸斜面の牛伏砂岩の転石



第3図 No.14地点 河床の牛伏砂岩の様子
(黒っぽく写っているのが牛伏砂岩)



第4図 No.19地点 河床面に露出する凝灰岩

地点では、基盤層が結晶片岩で、河川の礫も結晶片岩ばかりである。それらは量は少ないが、ほとんどが1m以上のブロックで、付近の露頭から崩れたものと思われる。牛伏砂岩の礫は認められなかった。同じく甘楽町平石のNo16地点では、基盤が灰色の泥岩になる。これは牛伏層の一部と思われる。転石は結晶片岩が多く、牛伏砂岩は少ない。河床礫の平均径は50cmで、結晶片岩の礫の最大径は80cm、牛伏砂岩の最大径は60cmである。この地点から右岸の小さな沢を登ると、3~4mの所に泥岩と牛伏砂岩の境界がある。さらに進むと沢の転石は牛伏砂岩ばかりになり、径3m以上の大きな牛伏砂岩の岩塊が、林の中に点在している。白倉川はこれより下流になると、大部分のところで護岸工事がなされている。

雄川 秩父古生層分布域に端を発し甘楽町小幡の集落のすぐ西を流れ、富岡市田篠で鏡川に合流する比較的大きな河川である。甘楽町の長嚴寺より少し上流のNo17地点では、基盤層の結晶片岩が露出している。転石も結晶片岩が圧倒的に多い。牛伏砂岩は僅かに見られる程度である。しかし径は大きく、1mを越すものもある。ここから下流は護岸工事が進んでいて、河川の自然の状態が残る箇所が少なくなってしまう。ところで、長嚴寺の裏山は牛伏層であり、この寺の名物である閻東一の摩崖仏なるものも牛伏層の崖に彫られている。崖の端は風化によって崩れており、径2m程の大きなブロックも見られる。甘楽町新堀のNo18地点の礫は結晶片岩が圧倒的に多く、他に泥岩、砂岩などがあり、牛伏砂岩は少ない。全体の平均径は15cm程で、牛伏砂岩の最大は33cm、平均で10ないし15cmほどの扁平な円礫である。その他の石では結晶片岩が大きく、その大きさは最大で80cmになる。雄川では思ったよりも牛伏砂岩の礫の量が少なかった。

鏡川 この地域の中心河川である鏡川は富岡層群の各層を削りながら東へ流れている。富岡市酢之瀬のNo19地点では、河床に基盤の泥岩、凝灰岩が顔をのぞかせている。富岡層群の各層は主に砂岩、泥岩、凝灰岩の互層よりなっているため、軟らかい層が削られ硬い層が残り、写真のような状態で河床に現れる。鏡川沿いでは多くの場所でこのような状況が見られる。礫は安山岩、チャート、凝灰岩、砂岩、結晶片岩など様々なものがあり、いずれもよく円磨されている。平均径30ないし40cm、最大径80cmほどである。牛伏砂岩に似た礫がわずかに見られたが、大きさは10ないし15cmと小さい。No20地点の富岡市塩畑堂でも同様にいろいろな種類の岩石が見られ、平均径25cm前後、大きなもので1mに達する。しかし牛伏砂岩は見られない。崖面や河床面には凝灰岩、泥岩などが露出し、特に崖際のものは侵食や風化で板状に割れ易くなっている。さらに下って藤岡市上落合のNo21地点まで来ると礫の平均径は15ないし20cmになり最大は60cmとなる。この辺りでは牛伏砂岩が少量ながら認められる。平均で7cm、最大30cmの円礫で、大きなものは粒子が粗い。また、上流の富岡市と下仁田町の境にある南蛇井古墳群にほど近い鏡川の右岸、下仁田町下鎌田のNo22地点の道路脇の露頭に牛伏砂岩の特徴を満たす砂岩層が確認された。しかし、この層の層序関係や分布など未調査のため、牛伏砂岩と同一のものは明言できない。

鳥川 純實觀音山古墳に近いNa23地点で河原の様子を観察した。礫の種類は安山岩、結晶片岩など様々であるが、大きさ10cm前後の円礫が多く、最大は35cmの安山岩である。牛伏砂岩は認めら

れなかった。

神流川 藤岡市牛田のNo24地点の河原では、礫の種類は結晶片岩、緑色岩類、チャート、砂岩、石灰岩などで、大きさは平均10ないし15cm、最大で35cmであった。牛伏砂岩がごくわずかに見られたが、大きさは10cm前後と小さい。

(2) 小 結

以上のように各河川の様子を観察した結果、次のようなことが言えそうである。まず、やや風化してもろくなっているが、牛伏砂岩が藤岡市三本木で明らかに認められたことから、少なくともこの辺りまで分布域が広がることは言える。そして牛伏層はこれより西へ帶状に連なり、吉井町の牛伏山、甘楽町の城山を通り、甘楽町町屋から同恩田に至る。ここから西側の分布は今のところ調査不足のためよく分からぬ。しかしNo22地点で牛伏砂岩と同様の砂岩が確認されたことから、ここまで伸びる可能性がある。

吉井町、甘楽町に所在する河川では、多くの牛伏砂岩の礫が見られた。特に牛伏層の分布域では大小様々なものがあり、河川によっては河床礫の半数以上を占めている。沢に入ると転石のほとんどが牛伏砂岩の角礫となる。いずれにしても大きなものは石室の石材として十分使えそうである。沢筋の斜面には3m以上の大きさのブロックが見られることもあり、これなどは石室の天井や奥壁に利用できるだろう。けれども少し下流になると牛伏砂岩の礫の量は急激に少なく、しかも小さくなる。2~3km下っただけで平均径10ないし20cmの円礫になってしまう。牛伏砂岩が円磨されやすいこと、砕けやすいこと、これらの河川の流量が少なく、大きな礫が流れずらいこと等が原因として考えられよう。

3 牛伏砂岩使用古墳の調査

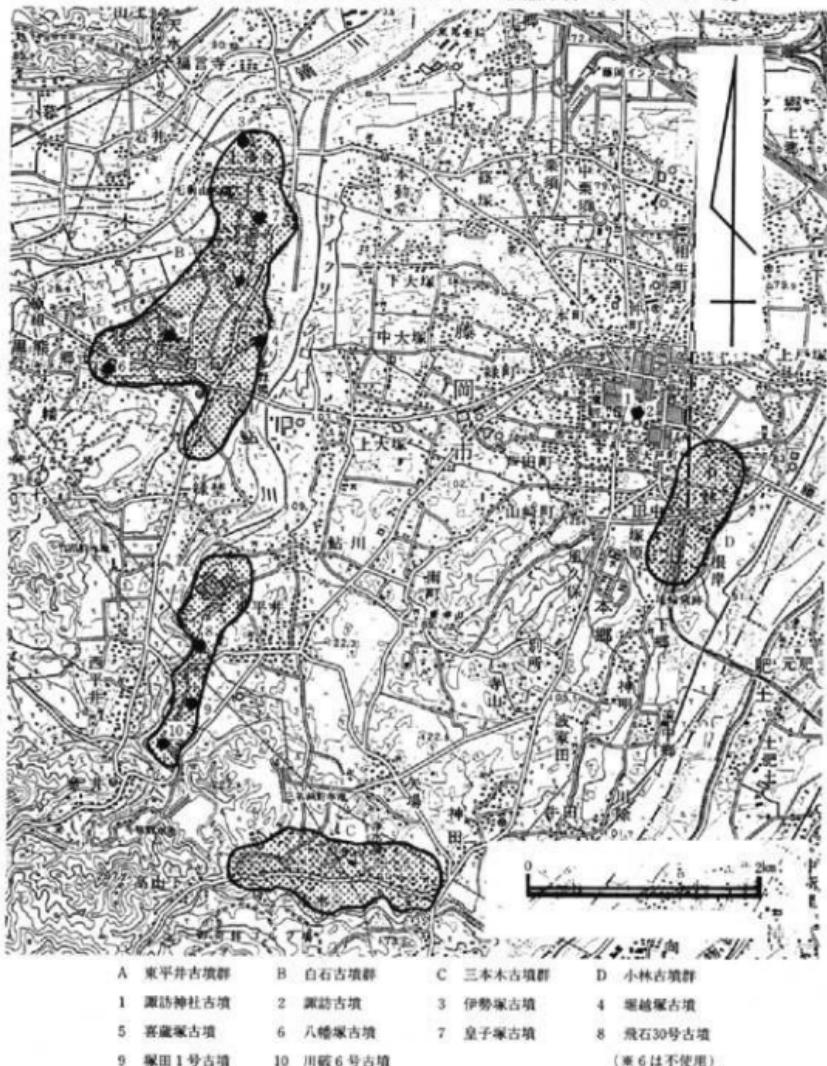
(1) 藤岡市周辺

藤岡市域の古墳の分布は、主に鮎川沿岸と神流川沿岸とに大別され、その中間地域での密度は極端に薄い。またそれぞれの川の平野部での上流付近と中・下流付近とで二分される傾向がある。そこで、各地域での代表的な古墳群、すなわち鮎川上流域の東平井古墳群、中・下流域の白石古墳群、神流川上流域の三名川古墳群、中流域の小林古墳群の4つの古墳群での石室に使用される石材のあり方を概観してみたいと思う。

東平井古墳群 本古墳群は、鮎川が日野山系から平野部に流れ出たところから、その右岸沿いの東西300m、南北2kmの範囲に密集する大規模な群集墳である。すべて径10~20m程度の小古墳で、分布状態から4つの支群に区分される。開発等によりその数は激減し、また残存はしても劣悪な状態のものが多い。そのような中で今回は3基の古墳について観察を行った。

川破6号墳は、径15m内外で積石塚的な墳丘をとどめる円墳である。牛伏砂岩の切石を使用した石室構造とされるが、現在露出している石材は玄門付近と思われるごく一部である。幅約1.2m、厚さ40cm程で正面と下面が平坦に加工されている。

塚間1号墳は墳丘封土をすべて失い、奥壁だけが原位置を保っていた。それは幅、高さとも約1.5m、厚さ最大60cmの牛伏砂岩である。転石を使用しており、内面は直に加工して背面は自然面を残す。下半部が厚くどっしりした様といい、形態は多比良古墳のそれとまったく共通する。側壁の石材には中型の牛伏砂岩とそれよりひとまわり小さい結晶片岩が用いられていた。



第5図 藤岡市周辺における牛伏砂岩使用古墳の分布

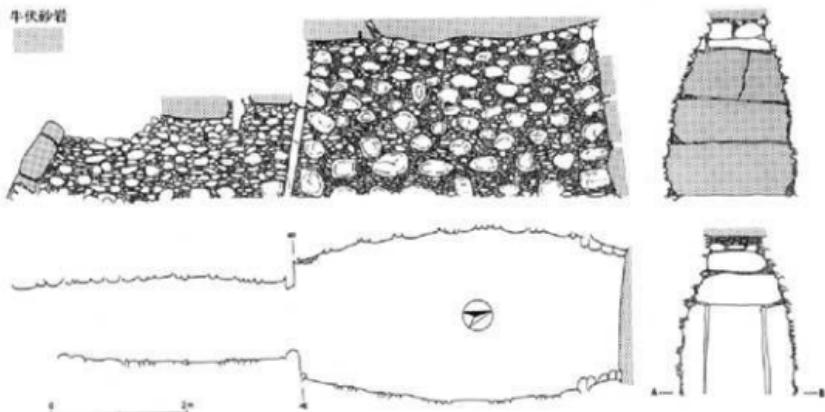
飛石30号墳は、径16m程の円墳であるが、南から西の封土が削平されており、石室も擾乱されて玄室奥寄りが残るのみである。牛伏砂岩は側壁の一部と天井石・奥壁に使用されていた。天井石は特に大型で、奥行き2m、幅1.8m、厚さは80cm程ある。側壁には他に結晶片岩が用いられている。

これらの観察結果や調査報告書等から推測すると、本古墳群においては、胸張り、矩形と平面プランに差異はあっても天井石・奥壁には牛伏砂岩の巨石を用いる共通性が認められる。

なお付け加えておくと本古墳群よりさらに上流の下日野地区金井平の古墳群中にも牛伏砂岩の割れ石を用いた石室を有する古墳が2基確認されている。

白石古墳群 本古墳群は白石稻荷山古墳や七興山古墳などの盟主的前方後円墳を中心として鯖川西岸一帯に広く分布する古墳群の総称であり、前方後円墳20基を含む264基が『上毛古墳綜覧』(以下『綜覧』と略称する)に記載されている。このうち、現在も石室の開口する伊勢塚古墳、堀越塚古墳、喜蔵塚古墳の3基について牛伏砂岩の使用状況の実地観察を行った。

伊勢塚古墳は、現状で径約20m、高さ約4mの円墳で、埴丘・石室とも残存状況は良好である。石室構造は両袖型・胸張りの平面プランで、玄門・羨道を具備する。側壁はドーム状に内凹し、片岩系の棒状円錐の小口積みに珪岩質の転石を組み込んだ飛白状の模様積みは著名である。本古墳に使用される牛伏砂岩は、奥壁3、玄室天井2、羨道天井1、入り口部に羨門用材らしきものが4と、計10石である。天井奥側の石材が極めて大きなもので、奥行き3.7m、幅1.3m、厚さは70cm以上である。奥壁材も幅1.5m以上の大型である。加工の状況と程度は、奥壁は平の面をつくり天井石は丸みを帯びる。また羨門用材は角柱状に仕上げられている。加工痕は特に認められなかつた。上記以外の使用石材として、玄門柱石・冠石に緑泥片岩が用いられている。



第6図 伊勢塚古墳石室（「伊勢塚古墳・十二天塚古墳」1988藤岡市教育委員会より）

堀越塚古墳は、現在では墳丘をかなり削土されてしまったが、全長約30m程の前方後円墳であつたらしい。石室は、玄室入り口部分までは欠落するが玄室の大部分は良好に残存している。本石室に使用される牛伏砂岩は天井にのみ4石が確認された。いずれも奥行き1m、幅2m以上はあり、奥から2番目のものは特に大型で1.5m×2.5mを測る。4石とも加工はまったく受けけておらず、角礫のままである。粒子はやや粗めで、橙褐色を呈する。石室平面プランは奥壁寄りに最大幅をもつ徳利型で、壁面は伊勢塚古墳と同じくドーム状に内彎し、棒状片岩と珪岩転石を用いているが、模様積みと言えるほど整然とはしていない。

喜蔵塚古墳は稻荷山支群に属し、7世紀後半の築造が推定される径20mの円墳である。羨道入口が一部欠落するものの、墳丘・石室とともに比較的良好に残存している。石室の構造は両袖型の截石切組積石室で、平面プランは長方形である。松本浩一の分類によるB類の玄門を具備し、樋石も存する。壁面は大型の凝灰岩で、ほぼ垂直に立ち上がっている。本石室に使用される牛伏砂岩は玄室天井1石、玄門冠石1石、羨道天井5石の計7石である。後二者は1m前後の石材であるが、玄室天井石は奥行き2.5m、幅2m以上ある特に大型のものである。一部に自然面を残すが、総体的に平面に加工されており、幅8~10mmのノミ痕を残す。

その他、今回実地観察し得なかったものについても、いくつか紹介しておく。

皇子塚古墳は複室構造をもつ石室で、使用する石材は各部によって異なる。壁石は前庭が緑色片岩主体、羨道・前室が安山岩・チャート主体で、いずれも河原石である。玄室は凝灰岩であり、切組積が認められる。「天井面は6石から構成され、全て凝灰岩である。」と報告書にあるため、本古墳石室においては牛伏砂岩は使用されなかつことになる。

猿田古墳、萩原塚古墳、江原塚古墳、佐平塚古墳については、堀越塚古墳と同様に、天井石を牛伏砂岩主体、奥壁と側壁は片岩および珪岩転石を用いている。

三名川古墳群 本古墳群は、神流川と三名川の合流地点の北西部に位置する群集墳である。神流川の形成した上位段丘面に200余基の古墳が群在していたが、現在ではその数は激減してしまっている。現地へ行ってみると、墳丘の残る古墳はわずかに1基だけ、その北東10m程に別の古墳の奥壁石と思われる石材が露出していた。それは、縦・横1m、厚さ50cmで、まぎれもなく牛伏砂岩である。またその傍らに径60cm程の牛伏砂岩亞円礫も露頭している。現地での資料収集が不十分であったので「群馬県史・資料編3」等をもとに補足したい。

三本木A号古墳は、径11mの山寄せの円墳である。両袖型横穴式石室を有する。側壁の石材には凝灰岩が使用されているとだけあり、特に牛伏砂岩使用の記述はないが、天井石に、奥行き1.6m、幅1.7m、厚さ50cm以上の大型石材が残存しており、牛伏砂岩である可能性もある。

三本木A号東古墳では、幅80cm、高さ1.4mの奥壁石が残存していた。凝灰質砂岩の割石とあるが、やはり牛伏砂岩の可能性がある。

三本木B号古墳は、天井石と考えられる石に砂岩割石の不整形なものとあるが、やはり牛伏砂岩の可能性もある。壁は珪岩質の自然石乱石積みである。

三本木C号古墳は、凝灰質砂岩を用いた片袖型横穴式石室とあるが、()付きで「天引岩」とあり、牛伏砂岩である可能性が非常に高い。

招魂洞境内古墳も、凝灰質砂岩を用いた横穴式石室とあるが、やはり牛伏砂岩の可能性がある。『綜覧』美九里村155号古墳では、明らかに牛伏砂岩使用の記述があり、側壁の下部を構築しているとある。また、側壁上部には三波石の自然石が使用されている。

本地域は牛伏層の露出する最東端に近い地域とされており、典型的な牛伏砂岩と比べれば相当変質していてもおかしくない。そのため、誤認あるいは曖昧な表現にならざるを得なかつたのであろうが、奥壁石・天井石などの巨石は、当地域で手近に入手し得る牛伏砂岩を使用したと考えたい。

小林古墳群 本古墳群は、三名川古墳群より約5km程北東へ下った神流川左岸沿いの藤岡台地上に、数kmにわたって延々と分布する。石室の開口する古墳を求めて現地踏査を行ったが、残念ながら見当たらなかったため、文献資料をもとに紹介する。なお、諏訪神社古墳および諏訪古墳（諏訪神社東北古墳）については、広義には本古墳群に属するが、良好な観察結果が得られたので項を別にして取り上げたい。

小林A号古墳は、袖無型石室で、その用石は硅岩質の転石と花崗岩質砂岩とされている。しかし、この花崗岩質砂岩の出所が南方十数kmの山間部から切り出したとしているところから、前述したように牛伏砂岩である可能性もある。小林B号古墳も袖無型石室であるが、その用石は硅岩質の転石と凝灰質砂岩とされている。小林C号古墳は昭和28年当時で既に残存状況が極めて劣悪で、石室の石はほとんど抜き取られており、硅岩質の転石を僅かに確認したのみである。小林D号古墳は両袖型石室で、その用石は硅岩質の転石と片岩の小石、そして奥壁に凝灰質砂岩の割石を使用するとある。B号、D号でいう凝灰質砂岩もまた、牛伏砂岩である可能性があり、今後この古墳群を見て行く場合、注意しなければならないであろう。

諏訪神社古墳および諏訪古墳（諏訪神社東北古墳） 両古墳は藤岡市街地南部の諏訪神社境内にあり、諏訪神社古墳は全長58mの前方後円墳、その陪塚である諏訪古墳は径20mの円墳である。両古墳とも両袖型の横穴式石室を有し、奥壁および天井石に牛伏砂岩を使用しており、側壁は凝灰岩による切石積である。奥道側壁は結晶片岩硅岩などの自然石乱石積である。墳丘・石室等の残存状況は両古墳とも非常に良好であり、諏訪神社古墳には周堀も残存している。

諏訪神社古墳に使用された牛伏砂岩の主要石材は奥壁1、玄室天井石1、欄石1、奥道天井石3の計6石で、いずれも中・大型の石材である。中でも玄室天井石は極めて大きく、奥行き3.6m、幅1.5m、厚さ40cmもある。奥壁材も幅2.4m、高さ2.3mの巨石である。両壁の凝灰岩が比較的精巧に加工されているのに対し、牛伏砂岩は粗削りな加工痕を残すのみである。

諏訪古墳における牛伏砂岩は、奥壁1、玄室天井石2、奥道天井石3の計6石である。いずれも中・大型であるが、特に大きなものはなく、最大のもので奥壁材の幅・高さ1.7mである。天井石は奥行き1.5mの巨石を用いている。壁体の加工の程度は諏訪神社古墳のものと同様である。



第7図 吉井町周辺における牛伏砂岩使用古墳の分布

(2) 吉井町周辺

多比良古墳 吉井町の東方、土合川の中流右岸に位置する多比良古墳については前号で詳述しておいたので、ここでは石材の使用形態についてのみ概述しておくこととする。7世紀後半に築造された截石切組積石室に属する本墳の場合、石室の主要石材の間隙に結晶片岩の小振りのものが充填されているのを除けば、他は全て牛伏砂岩が使用されている。玄室の奥壁および天井石は一枚石で構成されており、前者が $2 \times 3\text{ m}$ 、厚さ1m、後者が $2.8 \times 1.9\text{ m}$ 、厚さ0.7mほどの大きさを測る巨石である。それ以外の石材も1~2mの大石が大半を占めている。これらの石材は、封土が取り除かれ、石室の背後まで完全に露出しているため、個々の石材の全体の観察が可能であった。その結果、これらの石材が岩層からの「掘り割り技法」により採取されたものではなく、山から崩落したもののうちから適当なものを選んで運搬してきたものであることが明らかになった。

多胡古墳群 吉井町の南方で北流する大沢川の中流右岸の台地縁辺部から斜面部にかけて帯状に多胡古墳群が位置している。現状では中小の円墳約50基程が確認できるが、かつては80基以上に達するものであったと推測される。

多胡薬師塚古墳は、古墳群の最北端に位置するもので、整美な截石切組積石室を有する7世紀

後半のものとして著名である。石室は全長5mほどの両袖型で、構成する石材の全てが牛伏砂岩である。玄室の奥壁、天井石を各1石とし、両側壁も壁面の主要部分を1石でまかない、間隙部分に小振りのものを充填している。狭道の側壁は両側とも4列1段であり、天井は3石からなっている。玄室の奥壁、天井石に使用されているものは 2×2 m以上で、厚さも優に1mを越えるものと推測され、巨石と言ってもよいものであり、その他の部分に使用されている石材も比較的大型の部類に属するものである。これらの石材は、いずれも河川での流下によるローリングを受けたと思われる面は認められず、また、岩層から直接切り出したと思われるような痕跡も認められないことから、多比良古墳の石材と同様に、山から沢に崩落し、川を流下する以前の段階の岩塊を採取してきたものと推測される。

昨年の6月には本古墳群の南西端で現在の大沢川の流路から約150m東に位置する下條1～3号古墳の3基の径10mほどの小型円墳が開越自動車道上越線の予定地内にかかることから、発掘調査を実施した。これらの中うち石室の遺存状態が比較的良好であった1号古墳について見てみよう。本墳は6世紀後半の築造と推定される径約7mの円墳で、多種多量の象埴輪が出土したことなどで注目を浴びた。石室は全長約4mの小型の袖無型で天井石を欠いていたが、他の部分はほぼ旧状に近く残存していた。壁体を構成する石材は、牛伏砂岩と結晶片岩が相半ばしており、一部を除くと、全て丸みをもった中、



第8図 下条1号古墳の石室



第9図 下条1号古墳石室の石材使用状況

小振りの砾であり、石材の種類、大きさによる差がなく無作為に積み上げられていた。石材の大半が西側に近接する大沢川の川原から採取したものであることが容易に想像される。ここで使用されている牛伏砂岩の円砾のうちで最大のものは、玄室側壁に使用されているもので、80×40cmで厚さ30cmほどの大きさである。その他の牛伏砂岩はこれより一段と小振りのものあり、結晶片岩も同様である。調査時には既に天井石は消失してしまっていたが、少なくとも壁石に使用されているものよりはるかに大きい石材であったことは明らかである。そのような大型の石材は、近くの大沢川に流下したものの中での調達は困難であり、やはり大沢川を逆上った沢筋に崩落した岩塊の中から適当なものを選んで運搬してきたものと思われる。同じ多胡古墳群に属するもので、使用石材が観察できるものについてみると、下條1号古墳に後出する7世紀の築造が推定されるものでは、使用されている牛伏砂岩の大きさがより大型になり、面の加工は異なるが、薬師塚古墳により近い石材の選定状況が見られる。

神保古墳群 吉井町の南方、大沢川をはさんで多胡古墳群と対峙して台地の東側縁辺部から川に面する斜面部にかけて神保古墳群が形成されている。かつては約70基の古墳が群在しており、うちに小型の前方後円墳1基を含んでいたが、多くは戦後の畠地の拡充に伴い削平されてしまった。主体部はいずれも横穴式石室であり、現在開口しているものや既調査のものはすべて牛伏砂岩を使用石材の主体とするものであり、多胡古墳群における使用形態と共通している。

吉井町神保の関口益夫氏宅の北側に所在する円墳（旧多胡村102号古墳）は、径約20mで、両袖型の横穴式石室の玄室部分が垣間見られる。天井石は牛伏砂岩2石で構成され、大きいほうが幅2m、奥行き2m、厚さ80cmを測り、小さいほうが奥行き1mほどである。奥壁は主要部分を牛伏砂岩1石でまかなっており、その大きさは幅1.8m以上、高さ1.5m以上である。これらは、いずれも山から崩落した直後の岩塊に近いものである。側壁は主要部分を牛伏砂岩と結晶片岩の川原石で構成している点は下條1号古墳と同様である。関口益夫氏の教示によれば、かつて石室開口部に近い墳丘裾部から馬形埴輪が出土したことである。

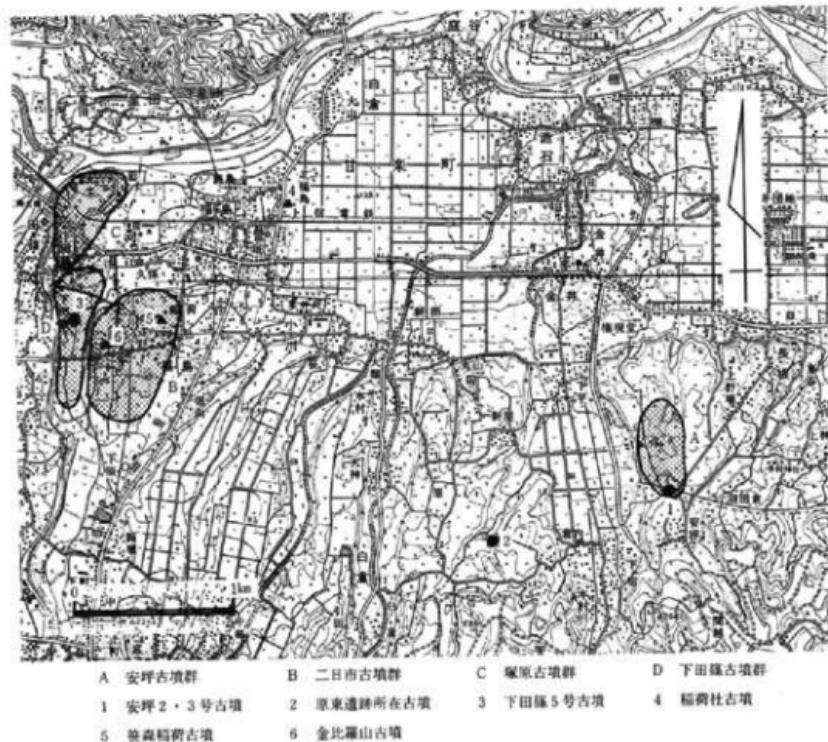
この地の南西に近接して石室が開口している旧多胡村133号古墳は、現在は墓地として利用され、漢道部が取り除かれてしまっている。この古墳の場合は、玄室側壁にも牛伏砂岩の大石が使用されている点が特徴である。左側壁に使用されているものが特に大きく、高さ1.2m以上、奥行き3.4m、厚さ30cmを測り、壁面の大半をこの石でまかなっているものと思われる。右側壁に使用されているものも、これを下回るもの、大振りの牛伏砂岩で構成されている。奥壁は牛伏砂岩を2段に積み上げており、下段が幅2.2m以上、高さ1.1m以上の大きさで、上段が幅2m以上、高さ80cm以上を測る。天井石は奥寄りの1石のみ残り、幅2m以上、奥行き2m、厚さ50cmを測る。本墳の場合、使用石材の大半が沢筋に崩落した直後の牛伏砂岩を使用していることがわかる。

安坪古墳群 吉井町と甘楽町の境界を北流する天引川の右岸の台地縁辺部に総数約44基からなる安坪古墳群が位置している。いずれも横穴式石室を主体部とする小型円墳であり、その多くは埴輪樹立の衰退する7世紀代に築造されたものと推定される。古墳群の南寄り部分が開越自動車

道の上越線の通過部分となつたため、昭和63年度に15基が発掘調査された。これらのうち、石室の遺存状態の良好であった安坪2号、3号古墳について見てみよう。両墳とも全長6mほどの両袖型石室で、玄室を中心とした石室の主要部分を牛伏砂岩の大振りのもの（最大で奥行き1.5m）で構成し、客体的に結晶片岩の中、小振りのものを使用していた。これらの牛伏砂岩は、丸味をもつたものではなく、山から崩落した直後のものである。石室内に面する部分を適当に粗い面加工を施しているものや、端部を調整しているものも認められた。羨道部の壁面は比較的小振り川原石で構成されており、結晶片岩を主体としていた。

(3) 甘楽町周辺

甘楽町に所在する古墳のうちで、牛伏砂岩を古墳石室石材に用いる古墳は、岩帯に近い地理的条件から、相当数が存在したものと想定されるが、現在確認できる石室は必ずしも数多いものではない。その中で既に石室が開口しているもの、発掘調査が実施された古墳石室でどのように牛伏砂岩が使用されているかを、また、遠隔地域ではどのようにであったか個々の事例を見てみたい。



第10図 富岡市および甘楽町における牛伏砂岩使用古墳の分布

善慶古墳群 鎌川に向かって北流する雄川と下川のほぼ中間、甘楽町善慶寺字原を中心に位置する。昭和44年の段階で53基あった古墳が、その後の土地改良事業等で削平が進み、半数以上が姿を消している。現存しているものも周囲の畑の耕作などで、形状の確認できないものが多い。今回、県道小幡下仁田線の沿線に存在する、6基の横穴式石室を有する古墳を実見し、石室の使用石材に牛伏砂岩を使用していることが確認できた。石材の供給地としては、雄川と下川の上流域で牛伏砂岩層を、結晶変岩や牛伏砂岩の転石は両川の流域に求めることができる。

善慶寺古墳群の『綜覧』漏れの古墳については、「田篠上平遺跡」「善慶寺古墳群と田篠古墳群」の項の分布図に用いてある番号を引用する。

天神塚古墳 (善慶寺No 7) は、県道小幡下仁田線の北側、木塚古墳の南西40m程に位置する『綜覧』小幡町第5号古墳である。『綜覧』によれば、前方後円墳となっているが、現在、周囲は畑に利用されており確認することはできない。ただし、残存している部分から考えると円丘部の径は20~30mが想定される。主体部は、南に向かって開口する横穴式石室であり、羨道部はすでに破壊されている。玄室規模は、長さ4.40m、奥で2.10m、高さ2.20mを測る。側壁はやや内傾し、若干の胴張りが認められる。この玄室規模は、周囲に現存している古墳中最大のものである。石室においては、玄室では細粒の牛伏砂岩が使用石材の主体を占めており、石材に加工痕は認められない。羨道壁は結晶片岩で、羨道天井は牛伏砂岩で構成されている。玄室奥壁及び天井は2枚の牛伏砂岩で構成されており、奥壁下段の石材は幅2.10m、高さ1.50mであり、天井石は奥寄りのもので奥行き3.90mの巨石である。玄室側壁も巨石で構成されており、左右両壁とも基底の石材は2石ずつで、それぞれが2mを超すものである。左右の玄門柱には、高さ1m弱の牛伏砂岩板石が使用されている。玄室壁では大ぶりの石材の隙間を結晶片岩転石により補填している。また、羨道入り口のところに、牛伏砂岩の板石が立てられているが、羨道天井に用いられていた石材と思われる。

木塚古墳 (善慶寺No 9) は、県道小幡下仁田線の北側に位置する『綜覧』小幡町第4号古墳である。『綜覧』には、前方後円墳とあるが、現状では径20m程の円墳に見受けられる。主体部は、南に向かって開口する横穴式石室であり、羨道部はすでに失われている。玄室の規模は、長さ3.40m、幅前寄りで1.70m、奥で2.0m、高さは現状で1.60mであり、奥がやや開く撥形のようになっている。側壁は、やや内傾し、右壁に顯著である。玄室と羨道の境には、天井に段はつかない。本石室においては、かなりの部分で細粒の牛伏砂岩が用いられている。奥壁2枚、天井石3枚は全て牛伏砂岩である。天井石は、前寄りのもので2.50m、奥のもので2.0mで主体をなしている。現在、埋没していて確認できない部分もあるが、側壁の基底の石には全て牛伏砂岩が使われているようである。玄室前半の上部には、結晶片岩転石を平らな面をそろえ平積みにしている。左壁基底の石奥から2つには、加工痕が認められた。また、奥壁に使用されている牛伏砂岩の巨石も平滑であり、何らかの加工が施された可能性が考えられる。

金比羅塚古墳 (善慶寺No 14) は、善慶寺古墳群中南端に位置しており、『綜覧』小幡町第6号古

墳である。主体部は、南に開口している自然石乱石積の横穴式石室であり、羨道はほぼ埋没している。玄室の規模は、長さ3.60m、幅は中央で2.20m、高さ2.10mを測る。玄室側壁は左右とも著しく内傾しドーム状を呈し、胴張りも明瞭である。この石室の中で牛伏砂岩を使用しているのは、奥壁および天井石である。奥壁は、2石構造を取っているが、その下段の石に粒子の粗い牛伏砂岩を使用している。石材の大きさは、幅約2.10m、高さ1.30mである。天井石は奥寄りに、粒子が粗く拳大の緑色岩を含む牛伏砂岩を使用しており、玄室部は3mを超す牛伏砂岩の巨石と、1.50mの結晶片岩で構成されている。

善慶寺No.8号古墳は、県道小幡下仁田線の南側、木塚古墳の南50m程のところに位置する。墳丘の殆どを削られているが、小型の円墳であったろうと思われる。主体部は、南に向かって開口する横穴式石室であり、石室の奥壁と羨道部を観察することができる程度である。奥壁は、1m程度の石材を立てている。羨道は、結晶変岩転石で構成されている。天井石は、すでに抜き取られている。

善慶寺No.11号古墳は、県道小幡下仁田線の南側、木塚古墳の南東方向に位置する。径10m程度の円墳である。主体部は南に向かって開口する横穴式石室であり、羨道、玄室ともかなり埋没している。玄室の規模は、長さ3.70m、幅奥で2.10m、高さは現状で1.40mである。玄室奥に向かって直線的に開く撥形をしており、側壁はやや内傾している。天井は玄室から羨道にかけて直線的に連なり、玄室入口より30cm程前寄りで結晶片岩板石により欄石を架している。石室には、奥壁、天井石、及び側壁奥寄りに中粒から粗粒の牛伏砂岩を使用している。奥壁3枚、玄室天井石3枚、羨道天井石1枚からなっており、全て牛伏砂岩である。奥壁で、幅2.10mを測る以外は大きなものでも1.50m程度であり、他の古墳と比べて大きな石材を使っているわけではない。埋没している部分もあり、全て確認できないが基底部の石材は牛伏砂岩を用いているようである。玄室前半及び羨道壁は、結晶片岩転石を多く用いており、平らな面をそろえ平積みにしている。

善慶寺No.12号古墳は、No.11号古墳の南側に隣接する、径10m程の小円墳である。墳丘南側はすでに削られている。主体部は、南に向かって開口する横穴式石室で、羨道前半は失われている。玄室の規模は長さ3.10m、幅は奥で1.80m、高さ1.70mである。玄室では、左右の袖があまり明確でない。石室では、壁体のほとんどが細粒から中粒の牛伏砂岩により構築されている。玄室部では、隙間に結晶片岩転石を補填する他は牛伏砂岩であり、羨道部においても、下半は牛伏砂岩を用いている。奥壁は、幅1.80m、高さ1.60mの巨石であり、天井奥寄りの石も2m以上ある巨石を用いている。石材に加工痕は認められない。

上田篠古墳群・下田篠古墳群 上田篠古墳群は、雄川が鍋川に合流する地点の南側、鍋川の下位段丘上を雄川により開かれた小規模な段丘上に位置している。当初は、上田篠古墳群、布田篠古墳群、原田篠古墳群の三古墳群として考えられていたが、三者の間を埋める古墳が確認され、他の削平された古墳も予想されることにより、これらの古墳群は一古墳群としてとらえられるようになった。上田篠古墳群では、横穴式石室の用材に、主として鍋川の基盤層である凝灰質砂岩、お

より雄川流域の結晶片岩を使用している。また、群馬県埋蔵文化財調査事業団により調査された田篠上平遺跡1号墳・2号墳では、石室の周囲に牛伏砂岩の破片が散布しており、壁体にはこの石材を用いていないことから、天井石に牛伏砂岩を使用していたことが想定される。一方、雄川の右岸に位置する下田篠古墳群では、残存していた石室の石材は全て雄川流域に産出する結晶片岩であるが、墳丘上の集石に牛伏砂岩の割り石が混ざっており、天井石には牛伏砂岩の使用が考えられている。

原東遺跡 上信越自動車道建設に伴う発掘調査により、平成2年度に調査された。甘楽町天引に位置し、天引川と白倉川のほぼ中間の南面する丘陵上に、地山を削りこむ形で造られた山寄せ式の古墳である。墳丘は、径約15mの円墳である。主体部は、南に向かって開口する横穴式石室であり、羨道はすでに失われている。玄室の規模は、長さ3.30m、幅は奥寄りで1.80mで奥がやや開く楔形になっており、側壁はやや内傾する。石室は、玄室壁の全てを中粒から粗粒の牛伏砂岩により構成している。側壁の最も大きな石材で $1.50 \times 1.10\text{m}$ 、奥壁で $2.10 \times 1.80\text{m}$ であり、天井石はすでに取り去られていたが牛伏砂岩の使用が予想される。側壁、奥壁とも板状の石材を用いており、石室内面は調整されノミ痕が顕著に認められる。また、石室壁の隙間を補壙する石材や、石室床面の石、裏込めには結晶変岩を用いている。

甘楽町で現在確認される牛伏砂岩使用の主要古墳は前述のとおりであるが、牛伏砂岩の分布地域(第1図)より遠くにしたがい、凝灰岩質砂岩を石室石材に使用した事例の増加が顕著になってくる。牛伏砂岩を使用した古墳とその分布域と同じくする凝灰岩質砂岩を用いた古墳には、笛森福荷古墳、金毘羅山古墳、福荷社古墳が存在する。

笛森福荷古墳は、甘楽町福島字笛森、雄川東岸の段丘上に位置している全長約100mで、吉井、甘楽、富岡地区最大の前方後円墳である。石室は両袖型の横穴式石室で凝灰岩質砂岩の自然石を用いて構築されている。凝灰岩質砂岩はこの付近の段丘の基層になっている石材で、大ぶりの石を積んでいる。石室全長は約16m、玄室長約7.2mを測り、県内有数の奥行きを持つ。羨道は低く狭いが玄室は2m以上の高さと幅を有する。

福荷社古墳は、「総覧」福島町第53号古墳で甘楽町福島字西神に所在する。古墳は現在盛土と裏込めのすべてを失い石室が露出している。墳形・規模とともに不詳だが、石室入口から東側にかけて弧を描く地割りが残り周囲が一段低くなっている、円墳の可能性が考えられる。石室は南に開口し羨道部分は壁石も一段ほどしか残っておらずかつ玄室にかけて土砂や腐材が充填されており



第11図 原東遺跡所在古墳

内部からの観察ではないが、羨道幅と玄室幅との違いから両袖型と思われる。玄室の天井石は長さ約4.10m、幅2.60m、厚さ60~65cmを測る一枚石である。石材は砂岩で壁石の石材も同様であるが一部に凝灰岩もみられた。良好に観察できた右壁では、奥半分は大石3段に平積みし、前半部ではやや小ぶりの石を4段に積んでいる。奥壁から2石目までにかかる1段目が大石3石目・4石目は小ぶりの石を一段めとしている。奥壁から2石目までにかかる2段目の石材は凝灰岩で、3段目は砂岩の2石を用いている。奥壁は幅2mほどの大石を2段に積んでいて、1段目の石材の裏込め部分上下数箇所に、水の流れに洗われた際に生じたと思われる顕著なくぼみ穴があり、石材入手法が窺われる。また、石室内面の加工痕については、表面が風化しているため定かではない。外面と比べてみると内面の方が面として整っており、面加工が実施された事を窺わせる。

金毘羅山古墳は、雄川の東岸で河岸段丘の縁辺に位置する二日市古墳群中の1基で径約22mの円墳である。『総覧』の福島町第7号である。甘楽町小川字二日町に所在する。主体部は複室の横穴式石室で全長7.68m、L字型のプランを持つ。羨道は天井石もなく右壁は奥の1石を除いて抜き取られ、左壁も1段ないし2段までしか残っていない。玄室を構成する石材は凝灰岩で一部に砂岩を使用している。天井石2石も凝灰岩で、前室の天井石も同様である。全体からみて、玄室は大ぶりの石で凝灰岩を用い前室と羨道は小ぶりの石で結晶片岩を用いる傾向が窺える。玄室の壁石の用い方、左右に長い方形プラン、間仕切石の位置などから、左壁が奥壁で前室・羨道は玄室の横に取りつけられたために特異なL字型を呈しているとも考えられる。

(4) 富岡市周辺

富岡市周辺の鍋川流域には南蛇井古墳群・上小林古墳群・神成古墳群・一の宮古墳群・横瀬古墳群・芝宮古墳群・七日市古墳群・桐渕古墳群・塚原古墳群・上田穂古墳群・長久保古墳群等の数多くの古墳群の存在が知られている。これらの古墳群は下位段丘面でも鍋川に面した地域に分布する傾向が窺える。また石室に使用されている石材には凝灰岩質砂岩が多用され吉井町、あるいは甘楽町南部に所在する古墳にくらべ、やや異なる傾向が窺える。

桐渕古墳群 鍋川右岸の下位段丘面の高瀬丘陵面中央部に位置し、全長60mクラスの3基の前方後円墳を中心に42基の円墳が削平を受けながらも存在していたが、このうち17基が桐渕団地建設に伴い発掘調査された。その中で、比較的石室の遺存状態の良好であった石室の石材使用状況について見てみたい。



第12図 稲荷社古墳

桐渕1号古墳は墳径20m程の円墳で、両袖型の横穴式石室で、基底石の一部が残っていただけであるが、凝灰岩の幅2.6m、高さ約1m、厚さ30cm程の細長い割石を横長に立てて壁を構成している。

桐渕3号古墳は直径11mの円墳で、1号古墳同様に小形の石室で、玄室奥壁部幅1m、長さ2.3m、側壁で大きいものでは高さ、幅共に1m、厚さ20~30cm程の凝灰岩石を板状に剥離し、石材の最大面を立てて壁構成に用いている。板状石材の最大面をこのように使用可能とするのは、石室平面プランが幅1m前後、長さ2m内外と規模の小さいことに起因するものと考えられる。

桐渕7号古墳は墳径16m程の円墳と考えられる。石室は両袖型の横穴式で、使用石材はもっとも大きい凝灰岩で幅1m、高さ50cmほどの、長細い割石を横に据えている。

桐渕11号古墳は直径18m程の円墳と思われる。石室は袖無型の細長い横穴式石室で、樋石は凝灰岩の割石で、石室石材も凝灰岩で部分的に截石のような加工も認められる。玄室内は幅2m、高さ80cmほどの横長の大きな截石状石材を配置し、石の隙間には小さな石材を充填している。篠道部は50~60cmほどの小さな石材を平積みにしている。

桐渕14号古墳墳丘は残存せず、石室は両袖型横穴式石室で、玄室部は基底石を残すのみであったが長さ2m、幅1.8mほどのおおむね正方形を呈し、石室石材は大きなもので幅180cm、高さ



第13図 鎌川流域（富岡市）における古墳群の分布

70~80cmほどの凝灰岩の割石を用いていた。

桐渕16号古墳は墳径20mの円墳で、石室は両袖型の横穴式石室で、奥壁は凝灰岩の割石、側壁も同様で不整形を呈する割石を使用し、石の隙間には河原石を用いている。

桐渕古墳群の石室石材の使用の特徴は、鍋川河床面付近の隨所に見られる富岡層群の中の泥岩、凝灰岩の割石を部分的に硬質な河原石と組み合わせて計画的に用いている傾向が窺える。この種の凝灰岩は、特に河床面においては軟質部分が流し取られ、硬質部分が板状に残される傾向が現在でも古墳群北側の河床面で顕著に認められる。桐渕古墳群の玄室間仕切石、樋石のように、石室空間を区画する為には、板状に剥離するこの種の凝灰岩が使用に適していたものと推測される。石材の剥離の特性を利用し、大きな板状の石材を入手し奥壁、側壁に積極的に使用している傾向が顕著であると言える。この際には、石室内側に向く石面は平滑に整える意識が存在したようで、石室内面が平滑に加工された痕跡が隨所に残されていた。

芝宮古墳群 鍋川の左岸の下位段丘面である富岡段丘面に立地している。本古墳群は、かつては105基に上る古墳群であったとされるが、その多くは削平が進み残痕程度になっているものが多い。このなかで、石室に使用されている石材の判明している古墳は数基である。古墳群の西よりに位置する富岡15号古墳は削平により墳形を留めず、石室も天井石、奥壁、側壁を失っていたが残された部分の玄室には凝灰岩の割石を混え、河原石を小口積みにし、羨道部の玄室入り口に凝灰岩割石を整然と3石小口積みにしているが、これ以外は河原石と割石が混然と積まれている。

富岡51号古墳は芝宮古墳群の中央付近に位置し、墳丘は削平されわずかに高まりを残すのみであったが、墳径は20m程の円墳であったと思われる。石室も破壊が進んでいたが、玄室部は凝灰岩の割り石を、羨道部では河原石の使用が顕著であった。芝宮古墳群でも桐渕古墳群同様、凝灰岩と河原石を石室の使用部位により使い分けしていた傾向が認められる。

七日市古墳群は、鍋川左岸の下位段丘面に數支群に別れ26基が分布していた。このうち御三社古墳は、古墳群の中央西よりに位置した、前方後円墳の可能性を持つものであったが詳細は不明である。発掘調査の結果、玄室は、幅1m、高さ50cmの長方形の石材を整然とした載石互目積みにし、羨道部は、長さ7mの極めて長いもので、石材は、羨道に使用のものほど整っていない割石を使用した両袖型横穴石室で、玄室床面には、長さ2m、幅70cmの組合式石棺が埋め込まれていた。使用石材は、凝灰岩であったと思われる。本古墳群中唯一の前方後円墳であったとおもわれ、盟主的な古墳と考えられている。

富岡5号古墳は、本古墳群の東端に位置する墳径30mの円墳であった。石室は両袖型の横穴式石室で、玄室規模は、長さ4.3m、奥壁部幅2mで、奥壁は高さ2m、幅2.2mほどの1石で、玄室側壁も奥壁と同規模の石材2石を一段目に、2段目は、薄い扁平の石を主要石材としている。羨道部は長さ4.5mの長いものであった。天井石は現存しなかったが玄室規模から、差し渡し2.5m以上の大きさが必要であったと推測される。古墳墳丘西側の盛り土の中ほどに、約18度の登坂路が確認されており、天井石高架の為のものと考えられている。同様な作業登坂路は綿貫觀音山古墳で

も確認されている。

横瀬古墳群 鎌川右岸の鎌川下位段丘面に広がる20基程の円墳を主体とする古墳群で、鎌川を挟んで一の宮古墳群と対峙している。4号古墳は墳丘規模は不明で、石室は両袖型の横穴式で、玄室は、奥壁を失うが側壁に用いている石材は、鎌川で得られる粗粒安山岩系の石で、まぐさ石には凝灰岩質砂岩を使用している。

本古墳群には、石室平面形プランが正方形を思わせるものが3基存在する。その1基は5号古墳で、玄室奥行き1.6m、幅1.5mのもので、奥壁は長さ1.8m、高さ80cm、および左側壁は長さ1.6m、高さ1mほどの1枚石を使用している。6号古墳の玄室はやや大きくて、奥壁部で2m程の、ほぼ正方形を呈し、奥壁には幅2m、高さ1m程の、また側壁の一部には同規模の石材を用いているが、大半は40~50cm程の石を使用している。11号古墳も同規模の正方形プランの石室を有するが、使用石材は粗粒安山岩を主体的に用いている。

F号古墳は、長さ1.3m、幅50cm、厚さ30cm程の砂岩を玄門に用いた両袖型の横穴式石室で、G号古墳も同種の玄門を持つ古墳である。

一の宮古墳群 鎌川左岸の下位段丘面崖に横瀬古墳群に面して広がりを持つ古墳群で、墳丘推定全長60m以上の太子堂古墳、現存墳丘全長48mの堂山稻荷古墳の2基の前方後円墳と15基の円墳からなる。古墳に使用石材は不明である。

南蛇井古墳群 鎌川の下位段丘面で旧吉田村に所在する。鎌川の蛇行により生じた何段かの小段丘全面に分布している。現在52基の存在が確認されているが20基は削平され、残る古墳も痛ましい姿のものが多い。比較的大きい古墳は段丘の上部に、低い段丘では小型の古墳が分布する傾向がある。主体部は残存する例では横穴式石室のみである。

吉田2号墳は、富岡市南蛇井字原前に所在し、古墳群中の西寄りにあたる。径22m以上を測る円墳である。主体部は両袖型の横穴式石室で前庭を有し、全長11mを測る。玄室の壁は凝灰岩質砂岩の割り石を多用している。奥壁は高さ1.6m、幅約2mの割り石を据え、その上に高さ60cmの割り石を積んでいる。西壁と東壁は共通した積み方で最下段は高さ1m前後の大石で、2・3段目は小さな割石である。東壁2段目奥壁寄り2石と3段目の6石が河原石である。羨道部側壁奥半分は大きな割り石で3段に積み、前半分は河原石の小さなものを積んでいる。

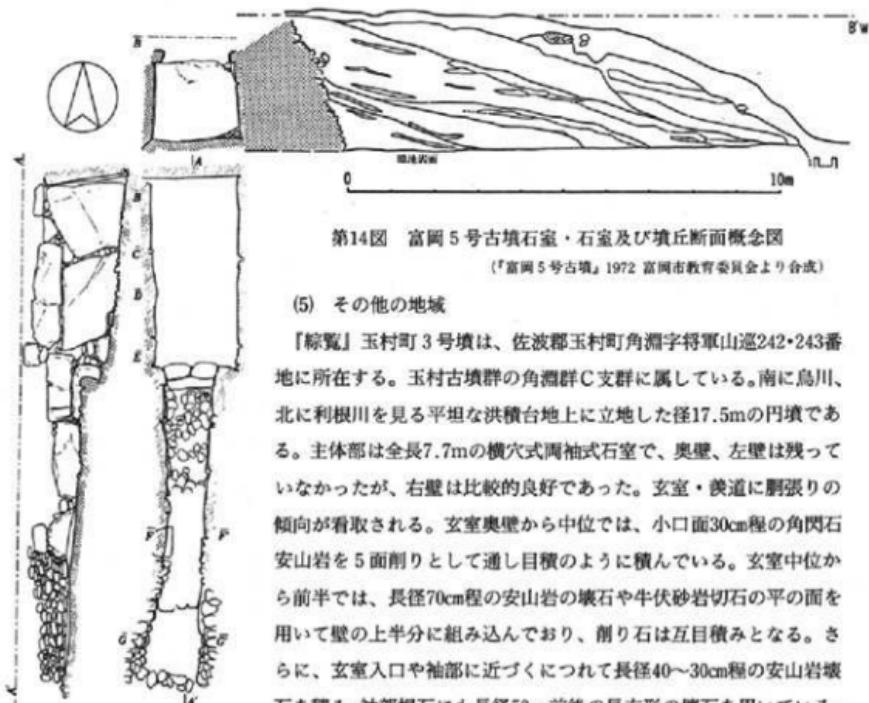
吉田6号墳は、富岡市南蛇井字四日市に所在する。破壊が進んでおり、墳丘その他詳細不明で石室も奥壁はなく、側壁も最下段のみで、羨道部前方も破壊されていた。石室は両袖型の横穴式石室で石材は凝灰岩質砂岩の割り石を用い、玄室では大石を最下段に立てて据えているが羨道部では石材を小口積みにしている。

『綜覧』吉田村31号墳は、富岡市南蛇井字火打原に所在し、奥壁と左壁の一部が裏込めとともに残存している。奥壁は石室内面で高さ75cm、幅1.6mを測る。2段目が存在したものと思われる、左壁は一番奥壁寄りが3段、他は4段残している。石材は砂岩を用いて構築している。

『綜覧』吉田村32号墳 富岡市南蛇井字火打原に位置する。『綜覧』吉田村31号墳のすぐ南にあり、

段丘縁辺に所在する。すでに盛土も裏込めも失われ、石室が露出している。羨道部の天井石は取り扱われ、羨道部に土砂が混入している。石室の長さに5.3mほどで、天井石は2石が残り、奥壁寄りの石は長さ2m、幅約1.5m、厚さ70cmの一枚石でほぼ長方形を呈する。右壁は奥部は大石を平積みし、前半部は小さい石を用いている。これらの石材は砂岩を使用している。

南蛇井古墳群で使用されている砂岩は、桐原古墳群・芝宮古墳群で使用の石材が凝灰岩質砂岩で軟質なのにに対し、硬質でやや質感を異にし一見、細粒砂の牛伏砂岩を思わせるものである。しかし、牛伏砂岩を石室に使用する古墳分布域は善慶寺古墳群が、また、使用した蓋然性の高い古墳群には上田猿古墳群が知られるが、両古墳群以西での利用を窺わせる古墳は極めて少ないものと思われる。その要因には、やや軟質ながらも古墳石室構築に耐え得る凝灰岩質砂岩が、より近くの鍋川の侵食崖で容易に入手し得たことに起因するものと考えられる。しかしながら、南蛇井古墳群に用いられている牛伏砂岩状の石材は、これらの古墳群を越えて運ばれたと考えるにはやや無理がある。これを理解するためには第2章、牛伏砂岩の自然科学的調査の項で述べたように、本古墳群の鍋川を隔てた対岸の下仁田町下鎌田地区で、牛伏砂岩帯と同質の露頭を確認したものとの関連性を考慮せざるを得ない。



第14図 富岡5号古墳石室・石室及び墳丘断面概念図

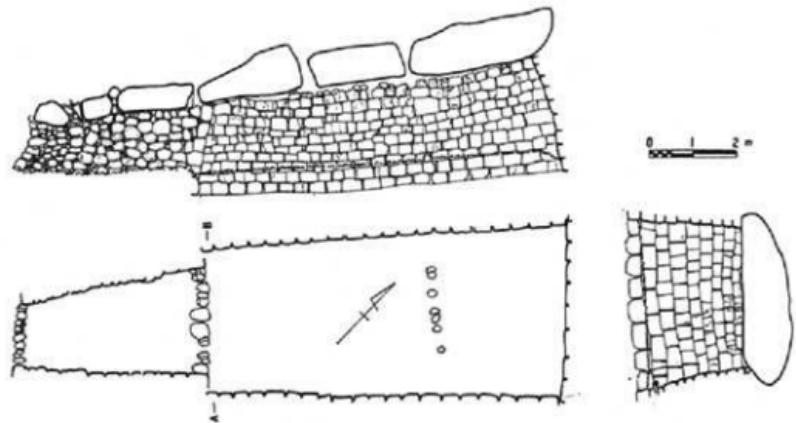
(『富岡5号古墳』1972 富岡市教育委員会より合成)

(5) その他の地域

『綜覧』玉村町3号墳は、佐波郡玉村町角瀬字将軍山巡242・243番地に所在する。玉村古墳群の角瀬群C支群に属している。南に鳥川、北に利根川を見る平坦な洪積台地上に立地した径17.5mの円墳である。主体部は全長7.7mの横穴式両袖式石室で、奥壁、左壁は残っていないなかったが、右壁は比較的良好であった。玄室・羨道に胸張りの傾向が看取される。玄室奥壁から中位では、小口面30cm程の角閃石安山岩を5面削りとして通し目積のように積んでいる。玄室中位から前半では、長径70cm程の安山岩の壙石や牛伏砂岩切石の平の面を用いて壁の上半分に組み込んでおり、削り石は互目積みとなる。さらに、玄室入口や袖部に近づくにつれて長径40~30cm程の安山岩壙石を積み、袖部根石にも長径50cm前後の長方形の壙石を用いている。

袖部から羨道中位までは長径40cm程の安山岩壊石の乱石積で間隙には棒状の片岩系転石を用いている。羨道中位から入口方向は笏状ないし石棒状の片岩転石を小口積し、安山岩壊石はこれらの押さえとして積まれたような状態を呈している。また、羨道部根石には大きな安山岩壊石を用いている。以上のような本墳の石室側壁は角閃石安山岩削り石、牛伏砂岩切石、安山岩壊石、笏状ないし石棒状の片岩系転石を石材として、石室各部分によってこれらの石材を使い分け、石材に適した石組の技法が使用されていることが看取される。これは本墳の地理的位置と技法を受容し得る条件に恵まれた所以であると考えられている。

綿貫觀音山古墳は、高崎市綿貫町字觀音山1572に所在する。株名山南麓から流れ出る井野川が烏川と合流する北点から約2km遙った西岸の平坦な沖積地に位置している。そこは烏川と鶴川の合流点からは約3kmの距離である。本墳は墳長約97mの前方後円墳で石室入口を中心とした人物埴輪などを配列している。石室からは金銅製鉤付大帯や銀装大刀といった儀仗的性格をもつ武器類や装飾的性格を持つ馬具類などが出土している。築造年代は6世紀後半である。石室は両袖型の横穴式石室で玄室のみでは県下最大のプランである。玄室に比べ羨道の規模は大きな河原石を用いている。奥半分は角閃石安山岩1面削りの石を互目積としている。この変換点は河原石を敷いた床面が入口からの勾配から水平に変わるとある。袖石は5面整形の削石を用いて6段に積んでいる。樋石は自然石である。玄室に壁石は角閃石安山岩の裁石で奥壁が9段で90石、左壁が10段で242石を使用している。右壁は約3分の2が崩落していたが約235石と推定される。基本の構築法は互目積で各所に切組積の手法が用いられている。壁石の多くは長円形の転石の小口を内面に使っている。他の4面は直角に仕上げられるのに対して内面は壁面傾斜に合わせて整形されており、自然石は裏面にのみ残る。側壁下位と奥壁寄りには比較的大ぶりの石を用いる傾向が



第15図 綿貫觀音山古墳石室

(『群馬県史』資料編3より)

あり、奥壁にも大型の石を使用している。玄室床面は河原石を敷いており、間仕切石も河原石である。間仕切石から奥は拳大の角閃石安山岩転石が棺床として敷かれている。牛伏砂岩は天井石として用いられている。羨道部は3枚の自然石であるが、入口の天井石のみは前面と上面前端に見掛りに整形が施される。玄室天井石は壁体上面に扁平な河原石を並べ、その上に羨道部のものよりさらに巨大な3石を架構している。全体とて入口から奥の方へより大きな石が使用されている。奥壁に架かる天井石は最大4×3.5mを測る。こうした巨大かつ天井石として硬度・比重などの条件に堪え得る石材が近辺になかったために、牛伏砂岩が持ち運ばれて来たと思われる。

4 まとめ

今回の牛伏砂岩使用古墳のフィールド調査の過程で参加者の間で討議された諸点や調査の結果から得られたいいくつかの問題点を整理し、まとめとしたい。

(1) 牛伏砂岩の分布について

横穴式石室の石材の対象となっている牛伏砂岩には、牛伏砂岩層からなる山塊から沢筋に崩落した直後の岩塊とそれらが河川を流下してきた河川疊の2者がある。

前者が顕著に認められるのは、土合川、矢田川、大沢川、天引川、白倉川、雄川等へと連なる山裾の沢筋とその斜面部であった。これらの石は径が3m以上の巨大なものであり、かなり豊富に認められるし、現在でも嵐の時には時々崩落を繰り返していることであるから、当時でも手に入れやすいものであったことが想像される。前稿での予察においては、牛伏砂岩層の分布は広く藤岡市から富岡市にかけて帶状に連なるとしても、良好な石材の採取できる地域は、牛伏山から城山にかけてのごく限られたところではないかとした。しかし、今回の調査により、そのことは修正される必要が出てきたことになる。

牛伏砂岩が強い打撃を受けると破壊されやすいことと、円磨されやすいことから、これらが沢筋をおりて河川を流下すると、大きさが急激に小振りになってしまう。場所によっては、これらの小疊に混じって1m前後の円疊がわずかに認められるが、それは質的に硬い部分のみが摩耗に耐えて残った結果である。多くの河川では、円疊としての牛伏砂岩は極めてわずかしか認められない。そのような中で、大沢川は最も豊富に牛伏砂岩の円疊が認められる。このことは、沢筋から供給される牛伏砂岩がより豊富であることと密接に結びついている結果と思われる。かつては、神保・多胡古墳群に近い吉井町東谷から塩にかけての付近でも大振りの牛伏砂岩の疊が豊富にあったが、その後の河川改修や庭石ブームのおりの灯篭づくりのための石材採取により激減してしまったという。

これらのことから、河川における円疊まで含めてもっとも牛伏砂岩が豊富なのは大沢川であり、他の河川域でも、沢筋にまで上れば岩塊としての大振りのものは比較的豊富であったわけである。一方、これらの河川は、いずれも結晶片岩からなる山塊に源を発しているものであり、牛伏砂岩以上に豊富に結晶片岩の疊が認められる。しかも、結晶片岩の方が牛伏砂岩にくらべて一段と硬

質であるため、河川をかなりの距離にわたって流下してもそれほど摩耗を受けておらず、古墳群が形成されるような中、下流域でもかなり大振りのものが存在していた。

(2) 牛伏砂岩使用古墳の分布と石材の使用形態

横穴式石室の石材として牛伏砂岩を使用している古墳は、藤岡市周辺の諸古墳、吉井町の多胡、神保、安坪古墳群、甘楽町の善慶寺古墳群、富岡市の田篠、南蛇井古墳群等がその主要なものである。鍋川の南岸にあってこれらの古墳群にはさまれるようにして形成されている吉井町、甘楽町の小規模古墳群の多くもまた牛伏砂岩を使用しているものとして誤りないところであろう。これらのうち、藤岡市周辺の諸古墳を除くと、いずれも牛伏砂岩を採取できる地から1ないし2kmほどの近接した地に形成されている点で共通するものである。逆に、これらの古墳群の形成される地の周辺で、もっとも手近に得られる、適当な石材として牛伏砂岩が選定されたとも言ふことができよう。

適当な石材を選定する上では、その石材が得られる地点から古墳を築造する地点までの距離がどのくらいあるかということが大きく左右したものと思われる。もちろん、距離の問題に左右されるのは、奥壁や天井石を構成するような2m前後以上の大石ないし巨石についてのみであり、小人数でかつぎ出せるようなものはさほど問題にならないであろう。そのことを最もよく示しているのは、雄川の中流にある善慶寺古墳群と、下流にある田篠古墳群、雄川と鍋川の合流点に近い鍋川左岸の芝宮古墳群における使用石材のありかたである。牛伏砂岩層の分布域に近い善慶寺古墳群の諸古墳では、牛伏砂岩の大石ないし巨石で石室の主要部分を構成し、客体的に結晶片岩を壁石に使用しており、田篠古墳群では、壁石は結晶片岩のみで構成され、天井石を牛伏砂岩としているのに対し、芝宮古墳群では鍋川の河床から採取したと推定される凝灰岩の大石ないし巨石を主要構成材とし、結晶片岩を客体的に使用している。いずれの場合も、石室の主要部分となるべくもっとも手近で得られる石材でまかなおうとした結果があらわれたものと考えられる。

一方、藤岡市の諏訪神社古墳、小林古墳群あるいは伊勢塚古墳は、石材に適する牛伏砂岩が得られる地からは、6ないし8kmと吉井、甘楽町の使用古墳にくらべ大きく離れていることがわかる。これらの古墳が築造された地の周辺では、結晶片岩はきわめて豊富であり、壁石の主体をなすのはこの石である。壁石は小さい石を積み上げたり、繰り足したりすることにより、高さや長さを自在に構成することができるが、天井石は、少なくとも天井部での幅1.5ないし2mは、1石でまかなわなければならず、このような石材を結晶片岩で得ることはかなりむずかしいし、たとえあったとしても、重量がありすぎるので、他の適当な石材を周辺に求めたと考えられる。牛伏砂岩をある程度の距離運搬するという作業が入ってもあえて選択した理由であろう。この地域の横穴式石室のうち、もっとも古いものとしては、6世紀後半の諏訪神社古墳、萩原塚古墳、堀越塚古墳等の前方後円墳があげられる。これらは、いずれも天井石に牛伏砂岩を使用していることから、当地域で横穴式石室が築造されるようになった当初から、天井石には牛伏砂岩を使用することが基本になっていたものと思われる。それゆえ、これに後出する諸古墳の大半に、この伝統

が引き繼がれていったのであろう。

前項での検討から抽出された牛伏砂岩使用古墳における、その使用形態のバリエーションは、古墳群を単位としており、同一古墳群内の古墳相互で異なる場合はほとんどみられない。ただし、古墳間に大きく時期差がある場合は多少異なることもある。古墳群を単位として、石材の使用形態が同一であることは、それらの築造に関わる技術者集団の最小の単位を想定させるものと言えよう。

高崎市の観音山古墳や、その東の玉村町の玉村3号古墳に牛伏砂岩が使用されていることについては、藤岡市周辺の諸古墳とは異なった選定の経緯を考える必要があるものと思われる。それらの古墳の周辺で築造されている横穴式石室墳では必ずしも牛伏砂岩の使用が一般的ではなく、むしろ特殊な事例に属するからである。観音山古墳はこの時期の上野地域では屈指の大型前方後円墳であり、しかも、この周辺地域では適當な石材が見いだせない。天井石に使用されている牛伏砂岩はこれまでに確認されている古墳使用石材の中では最大である。直接的な支配領域をこえて搬入されたものであることは明らかであり、観音山古墳の築造者の政治的地位をしてはじめてしからしめるところであった。

(3) 牛伏砂岩の採取と運搬

横穴式石室の構成石材として牛伏砂岩がとりたてて注目されたのは、河川に流下した壁石に使われるような円礫ではなく、天井部を中心とする大型の石材で、沢筋やその斜面部に崩落した直後の岩塊に近いものについてであった。この石が選定されたことの背景には、適当に強度があり、しかも比較的軽量で、加工しやすいという材質的特徴と、しかも比較的手近にあるため採取しやすいという石材としての利点が介在していた。それゆえ、牛伏砂岩使用古墳のすべてに共通する点は、必ず天井石として使用されていることであった。牛伏砂岩がもっとも手近に入手しやすい吉井町、甘楽町の古墳では、7世紀に入ると、壁石をも大型の牛伏砂岩で構成しようとする傾向が認められる。そのもっとも顕著な例が、裁石切組積石室の多比良古墳や多胡薬師塚古墳であり、加工の差こそあれ、群集墳を構成するようなその他の古墳にも認められる。大型の石材を運搬することが、以前にもまして一般化したことと関係する流れであろう。

これらの石材の運搬はどのようにしておこなわれたのであろうか。多胡古墳群を例にとって考えてみよう。古墳群の位置する地から、吉井町東谷付近の牛伏砂岩の崩落地点までは、直線距離にして約2kmである。ところで、古墳使用の大型石材の運搬に際しては、古墳が川筋に沿って古地していることをふまえて、水利を利用しての「筏」様のものによる運搬を想定することが一般的である。しかし、ここで、大沢川の場合を考えても、筏を流すまでには大幅な河川の改修の大工事が必要である。しかも、小河川のため流水量のきわめて少ない点の解消も必要となってくる。簡易な測定によれば、牛伏砂岩の比重は2.5ほどを示す。多胡薬師塚古墳の天井石などは、少なくとも11tほどの重量は優にすることになる。これをのせた筏を大沢川に流すことは至難の業であろう。我々はこのような大型の石材の運搬を、基本的には陸路を簡易に整備しての人力による牽

引作業によっておこなったと考えている。この方法は、復元修羅による牽引実験によってほぼ実証済みであるから、労働力の集積により実現の可能性は十分に考えられる。古墳が河川に沿った台地縁辺部に占地していることの意味は、大沢側の河川に沿った低位段丘面が運搬路として利用されたことにこそあったと考えるべきであろう。

古墳の築造されている台地裾部まで達すると、今度は約30mほどの比高差を引き上げる作業が必要であった。この場合は、富岡5号古墳、観音山古墳で発見された天井石運搬のための約18°の墳丘スロープから、當時実際に、この角度が比較的余裕をもって巨石を引き上げることができた数値であったことを示している。斜面部に運搬路を若干整備することにより、引き上げは容易にできたことがわかる。

観音山古墳では、約22tの牛伏砂岩がその岩塊の所在するいざれかの地から運搬されたわけであるが、この場合も基本的には陸路による運搬により運び込まれたものと推定される。水利を利用した運搬は、鍋川に流れ込む小河川については到底考えられないし、比較的水量の豊富な鍋川の場合でも、22tもの巨大な石材をのせた筏が河床面に接触しないほどにするためには、想像を絶する大規模な堰を下流に作る必要が生じるところであり、陸路の整備のほうがよほど現実味をおびたものと言えよう。

本稿の作成にあたっては、下記の文献を参考にした。なお、都合により註は割愛した。
右島・津金沢・新井・小林・井上・間口・飯塚「牛伏砂岩使用古墳の研究(1)」「研究紀要」7 1990
『群馬県史』資料編3 1981

藤岡市教育委員会「十二天塚古墳・伊勢塚古墳」1988
松本浩一「末期古墳の特質たる玄門に関する一考察」「群大史学」第9号 1963
群馬県埋蔵文化財調査事業団「田横上平遺跡」1989
富岡市教育委員会「上田塚古墳群・原田塚遺跡」1984
富岡市教育委員会「新井・坂跡遺跡」1990
富岡市教育委員会「富岡5号古墳」1972
群馬県教育委員会「史跡 観音山古墳—保存修理事業報告書一」1981
本田角三「群馬県北甘楽郡史」1928
富岡市市史編さん委員会「富岡市史」原始・古代・中世編・自然編1987
富岡市教育委員会「横瀬古墳群」1990

なお、下條1号古墳、安坪2号・3号古墳、原東遺跡所在古墳は群馬県埋蔵文化財調査事業団上越線調査事務所による調査であり、綿貫親次郎、原義信氏はじめとする担当者の方々から多くの教示を得ることができた。

牛伏砂岩使用古墳一覧

番号	古墳名	所在地	墳丘 (: m)	石室型・規模(: cm)					使用石材			備考
				型	全長	玄室長	同幅	同高	側壁	奥壁	天井	
1	川破6号	藤岡市東平井	円(15)						凝		牛	積石塚
2	塚間1号	藤岡市東平井	円(7)						牛・結	牛		平夷 奥壁のみ残存
3	飛石30号	藤岡市東平井	円(16)				100		牛・結	牛	牛	石室擾乱
4	伊勢塚	藤岡市白石	円(22)	両	894	470	240	255	片・結	牛・結	牛・砂	剥張り 模様積 6C未
5	掘越塚	藤岡市白石	前(30)			390	260	230	結	結	牛	剥張り 模様積 6C後半
6	喜蔵塚	藤岡市白石	円(27)	両	650	250	200	180	凝	凝	牛	戴石切組積 7C後半
7	皇子塚	藤岡市白石	円(31)	両	880	364	200	180	凝・結	凝	凝	複室構造 6C後半
8	猿田	藤岡市白石	円(27)	両	750	450	200	250	結	結	牛	平夷 剥張り 模様積
9	荻原塚	藤岡市白石	前(42)	両	660	420	245	195	結	結	牛	6C後半～末
10	江原塚	藤岡市白石	円(30)	両		330	245	220	結	結	牛	6C後半～末
11	佐平塚	藤岡市白石	円(18)	両		240	155	160	結	結	牛	
12	三本木A号	藤岡市三本木	円(11)	両	610	365						
13	三本木A東	藤岡市三本木	円					140		牛		平夷
14	三本木B号	藤岡市三本木	円(11)						結		牛	平夷
15	三本木C号	藤岡市三本木	円	片		400	200		牛			平夷
16	招魂境内	藤岡市神田	円				175		牛			平夷 排水施設あり
17	美九里155	藤岡市神田	円						牛・結	牛・結		平夷
18	小林A号	藤岡市小林	円(16)	無	485	260	115		牛・結	牛・結		平夷
19	小林B号	藤岡市小林	円						牛・結			平夷
20	小林D号	藤岡市小林	円(20)	両	685	430	230		結	牛		平夷
21	諏訪神社	藤岡市藤岡	前(58)	両					凝	牛	牛	保存良好 切組積 6C後半
22	諏訪	藤岡市藤岡	円(20)	両	640	340	180	170	凝	牛	牛	保存良好 切組積 6C後半

23	多比良	吉井町多比良	円	両	554	285	203	190	牛・結	牛	牛	截石切組積 墳丘消滅
24	多胡藻部塚	吉井町多胡	円(23)	両	495	210	205	170	牛	牛	牛	截石切組積 7C後半
25	下條1号	吉井町神保	円(7)	無					牛・結	牛・結	牛?	6C後半
26	城	吉井町神保	円(8)	両	425	210	110		牛・結			7C後半
27	多胡村102	吉井町神保	円	両		320	200		牛・結	牛	牛	狭道部埋没 6C後半?
28	多胡村133	吉井町神保	円				220	184	牛・結	牛	牛	狭道部欠 7C
29	安坪2号	吉井町長根	円(17)	両	630	347	167	115	牛・結	牛		7C後半
30	安坪3号	吉井町長根	円(17)	両	615	325	205	150	牛・結	牛		7C後半
31	天神塚	甘楽町善慶寺	円(20)	両		440	210	220	牛・結	牛	牛	
32	木塚	甘楽町善慶寺	円(20)	両		340	200	160	牛・結	牛	牛	石材に加工痕若干 あり
33	金龜羅塚	甘楽町善慶寺	円(10)	両		360	210		結	牛・結	牛・結	埴輪あり
34	善Na8	甘楽町善慶寺	円(?)						結	牛		墳丘・石室の殆ど を失う
35	善Na11	甘楽町善慶寺	円(10)	両		370	210	140	牛・結	牛	牛	
36	善Na12	甘楽町善慶寺	円(10)	両		310	180	170	牛・結	牛	牛	
37	田篠1号	富岡市田篠	円(10.4)	両	594	286	205		結	結	牛?	7C後半
38	田篠2号	富岡市田篠	円(10)	両	525	255	210	170	結	結	牛?	7C中葉
39	下田篠5号	富岡市田篠	円(11)	両	330	240	170	70	結	結	牛?	
40	原東古墳	甘楽町天引	円	両		330	180	180	牛	牛	牛?	7C後半
41	吉田村31号	富岡市南蛇井	円						牛	牛		
42	吉田村32号	富岡市南蛇井	円		530				牛	牛		
43	総貫輻音山	高崎市総貫町	前(97)	両	1265	812	395	220	河原 石 角	安 角	牛	6C後半
44	玉村3号墳	佐波郡玉村町	円(17.5)	両	775	420	212		牛 ・ 角	安		7C中～後

墳丘の前は、前方後円墳、石室型の両：両袖、無：袖無をあらわし、石材の種類は、牛：牛伏砂岩、凝：凝灰岩、結：結晶片岩、角安：角閃石安山岩を示す。

やまざわ
新田郡笠懸町山際窯跡採集遺物

綿貫邦男・木津博明

1はじめに

山際窯跡は新田郡笠懸町大字鹿字山際1907に所在する。本窯跡の間近には鹿の川窯跡があり、両窯跡ともかねてより、上野国分二寺の建立に伴う創建意匠をもつ瓦を産した窯跡として著名である。ここに紹介する資料は、昭和51年以来細々と採集したものと、平成2年5月27日、川原嘉久治・栗原清・新倉明彦の3氏と共に綿貫・木津が同窯跡を訪れた折り、大量採集したものを含んでいる。多数の瓦類とともに数点の須恵器類を得ることができた。これらの資料は、上野国分寺建立の時期に深いかかわりがあることは疑いもなく、とくに須恵器類は県内の歴史時代土器編年に対して与えるであろう年代的根拠的重要性を認識し、本誌上に紹介するものである。なお、笠懸町教育委員会保管の伝山際窯跡資料の若干を合わせて掲載し紹介するとともに、改めて山際及び鹿の川窯跡の存在意義を考えてみたい。

2 遺跡の立地と概要

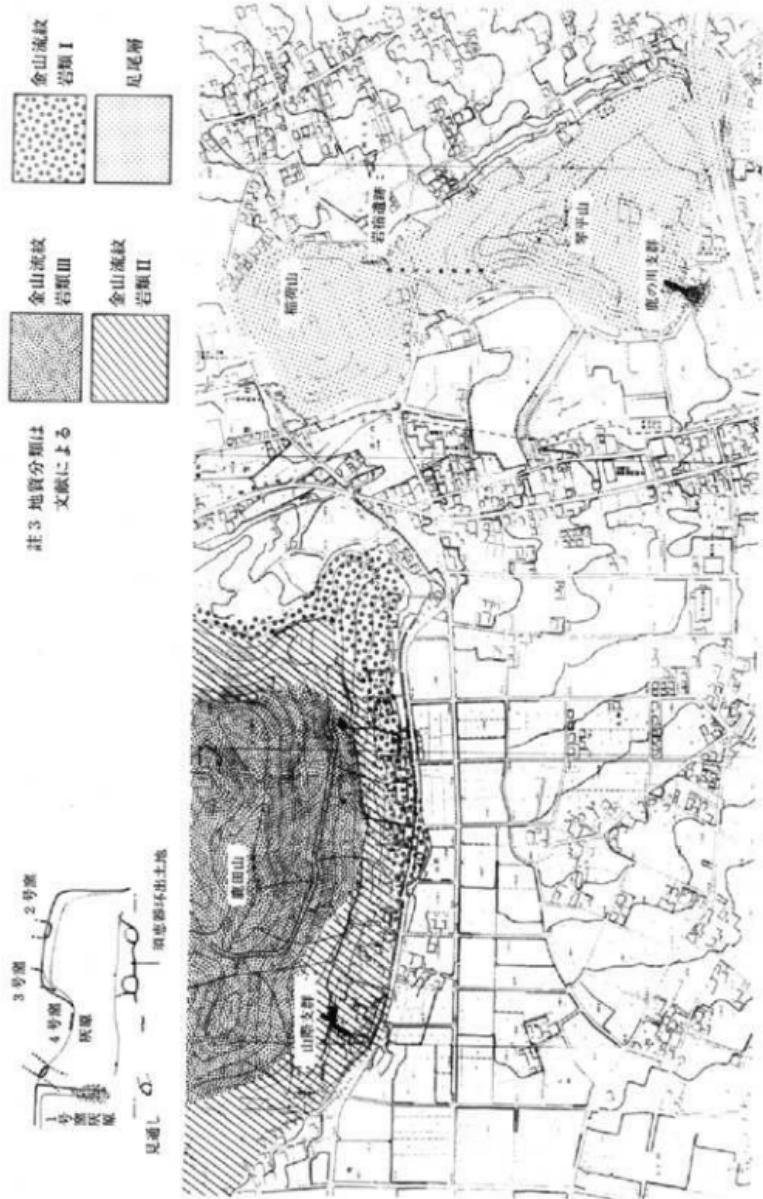
遺跡の立地



第1図 周辺遺跡図

100m

第2図 山際窓路・鹿の川築跡周辺地形図



山際窯跡のある笠懸町は県東部に位置し、いわゆる東毛地区にあたる。笠懸町は東が桐生市に、北は勢多郡新里村・山田郡大間々町、南は新田郡戸塚本町と、西は佐波郡東村とそれぞれ町域を接する、新田郡北端の町である。周辺地勢は概ね、渡良瀬川右岸の洪積層台地で、赤城山山麓の南東面に形成された大間々扇状地地形の一部である。笠懸町は北から南へ向かい、扇状地形特有の緩い勾配地形をなすが、町の北部域の一角には鹿田山を中心とする独立丘陵状の鹿田山丘陵がある。町域の西縁は、旧石器の遺跡として名高い岩宿遺跡所在の琴平山を介し、桐生市へ通ずる両毛線が走る阿左美の低地帯を隔てて太田市金山丘陵へ連なる八王子山陵をもって笠懸・桐生の町市境にしている。

山際窯跡は、鹿田山山麓のやや西寄りで、標高140mから150mの間にあり、鹿田山が麓部から裾部へ移行する変換部にある。この鹿田山の南麓に沿う形で山際の集落が東西方向に細長く展開しており、窯跡が構築された地勢は民家とほぼ競合する位置にある。窯跡の現況は、宅地敷地内として開削されたと思われる平坦部—現在は竹林一が奥まり、高さ約2mの切り崩された崖の断面に見ることができる。確認される窯跡は、窯体焼成部の断面が2基輪切り状に露呈し、1基は窯体内部が一部空洞化した状態である。また窯体そのものは確認できないが灰層を崖断面に認めることができた灰原の一部と考えられる個所がある。これらは東西およそ50~60mの範囲内にあり、少なくとも4基の窯跡が存在することは確実であろう。窯体が確認できるものは、半地下式の窑⁽¹⁾構造と考えられる。

地質

笠懸町は大間々扇状地の中央部から扇頂側に位置し、町域の北端に天神山・和田山・鹿田山・稻荷山・琴平山の古第三紀層の丘陵と新第三紀層の丘陵がある。

遺跡地はそれらの多くの独立丘陵地帯にある。この独立丘陵群は、古第三紀層の足尾山地周辺に堆積した新第三紀層の一部のものであり、新第三紀層群は、八王子丘陵にその特徴的層群が認められる。

古代窯業生産活動は、粘土鉱床を主原料とし土師器・須恵器・瓦等の製品を多産していたので、粘土鉱床の発達は古代窯跡群を成立させる為の一要因としてとらえることが出来る。

県内の粘土鉱床は、新第三紀層の分布と密接な関わりがある。新第三紀層は、新世代後半の新第3紀に起きた大規模な海進により、現在の奥利根の山地、足尾山地、関東山地の古生層地帯が島状となり、その際、その周辺に堆積したと考えられているが、第四紀の火山噴出物の被覆により現地表上では分明な状態とは言い難い。しかし、この状況下にあっても、鍋川・碓氷川流域、沼田・水上・三国峠地域、中之条地域、太田・金山丘陵、八王子丘陵では明瞭な形をもって新第3紀層の堆積が多くの露頭で認められる。

これらの新第三紀層の内、鍋川・碓氷川流域では火山性物質に乏しいものの、総体的に凝灰岩の堆積が顕著な特徴であり、陶土として活用される風化凝灰岩の堆積が多いものと考えられる。

そして、遺跡地の所在する県東部には、足尾山地周辺に堆積した新第三紀層が戸塚町の東域の

八王子丘陵にも及んでいる。この八王子丘陵は、現渡良瀬川右岸から赤城山南麓に至る広い地域にその分布が認められるが、第四紀の赤城山の火山活動に伴う噴出堆積物等により被覆され広がりの展開は必ずしも明確な状態ではない。

八王子丘陵は、地形上南から、金山・茶臼山・鹿田山の三丘陵に分別されている。そして、これらの三丘陵は凝灰岩の顯著な堆積からなり、層序区分もなされている。この層序区分によれば、湯ノ入凝灰岩層—⁽³⁾藏塚凝灰岩層—大鷲凝灰岩層—馬見岡凝灰岩層の堆積序列で考えられている。

この層序区分中の馬見岡凝灰岩層は、鹿田山丘陵の西側の天神山を標識としており、本層の延長は新里村武井まで達している。ただし、鹿田山丘陵は、足尾層を基盤とし上位には金山流紋岩の顯著な堆積があることが指摘されており、鹿田山丘陵での凝灰岩の堆積は認められていないが、斜面下の沖積地約2m程には大間々扇状地形成時の堆積で、風化凝灰岩と考えられる良質な粘土層の堆積が確認されている。

一方、鹿の川遺跡は鹿田山に接続する如くの状態で西側に琴平山と呼称される独立丘陵があり、この琴平山は石灰岩の堆積する足尾層からなり、第二次世界大戦中には消石灰の原材料として盛んに採掘していたと言う。古代に於も漆喰生産の原材料として採掘されていた可能性も考慮されよう。

上述した天神山と新里村武井間に凝灰岩の独立丘雷電山が存在し、この間に雷電山古窯跡群が存在している。そして、これら新第三紀層の上位を第四紀層が被覆している。

山際窯跡の現況

山際窯跡は鹿田山丘陵の南側斜面に位置する。現在は宅地の裏側の断面に露出しており、現状で4基が確認出来る。この4基の窯跡に便宜上1~4号の仮号を与えた(第2図参照)。

山際第1号窯跡(以下1号窯と略記)は第2図中の略図内西端に位置する。現状は宅地造成時に窯体の一部・前庭部・灰原が削平されているが、地下に一部が残存する可能性が大きい。窯体構造は地下式で、燃焼室がトンネル状に露出しており、窯体は赤橙色を呈し還元焰焼成の灰色変色の部分は認められない。窯底面の傾斜は比較的緩やかである。規模の詳細は計測を実施していない為確実な数値の呈示が出来ないが、窯体幅140cm・同高80cm・窯底傾斜角15度程度である。灰原は宅地造成時に半分以上が削平されている。当窯跡からの採集資料は、この削平断面及び断面から崩落したと判断される資料である(第8~11図-1)。

同2号窯は東端に位置し、1号窯同様に宅地造成に伴い斜面が削平され、断面に窯体が見られる。窯体は半地下式の構造で、現認される部分は窯体の主軸に直行する状態で削られており、窯体内には瓦が充満した状態である。窯体断面の横幅は約90cm程で高さ70~80cm程である。断面形状はアーチ状を呈する。壁は還元焰に伴い黒灰色に変色している。窯底面は地山土を使用するが壁の上半は造作されている。窯体内の瓦は抜き取りは不可能で、その状態は焼成に伴う窯詰めの状態とは異なり、規則性が無く圧縮されている状態に近い。その状態は本窯跡以外の窯の築窯に伴い埋填された可能性が考えられ、さらに上位に別の窯体の存在も考慮される。本窯体からの採

集資料は少量の女瓦と須恵器大壺・須恵器坏片があるが、須恵器坏片は現在散逸している。女瓦はいずれも焼き歪みのあるもので、壁体等の融着しているものもある。

同3号窯跡は、2号窯跡の左側に近接する状態で位置しており2号窯同様に半地下式の窯体構造である。現状は2号窯同様に宅地造成に伴い窯体が斜めに削り取られている。現認される窯体長は約180cm程である。横断面の形状はアーチ状を呈する。窯壁は還元焰焼成に伴う変色が認められ、暗灰～黒灰色を呈する。

同4号窯跡は確実な存在ではないが、3号窯跡の西側で、削平が著しくない部分の断面に灰原の一部と考えられる炭化物層が認められている。探集遺物は数点の瓦片があったが、他の資料と混在した為に特定しかねる。

前述した2号・3号窯は半地下式窯としたが、この両者の間には特殊な状況がある為である。この2号窯左壁及び3号窯右壁の間は、落ち込みが認められ、その覆土内(埋設土=客土)には、細片化した瓦が認められた。この落ち込みは2・3号窯に先行する存在である。そして、この落ち込みの底面からは、完形の須恵器(第4図-5)坏が逆位の状態で埋納という状況を感じさせることごくの出土状態である。この坏は、過去に公にしてあり、清里・陣場遺跡の土器編年では、⁽⁴⁾国分寺創建期の土器として基準にされている。⁽⁵⁾

この落ち込みには灰・炭化物が層としては認められず、埋設されたと思われる状態にある。この落ち込みの底面は2・3号窯底面とほぼ同位の面を備えていることから窯業施設に係わるものと考えられる。又、窯体周辺にある点から、2・3号窯自体の外周の排水溝としての施設も考慮されるが、覆土の堆積状態が自然なことから、上位に両窯に先行する窯跡が存在し、その何等かの施設としての存在も考慮される。いずれにしても今後の調査に託したい。

一方、鹿田山丘陵の西側に連接する如くの状態で稻荷山と琴平山と呼称される独立丘陵が存在し、⁽⁶⁾鹿の川窯跡はこの琴平山にある。2琴平山の西側縁辺に沿って道路が巡り、この道路直下は水田地帯となっている。この水田地帯は、鹿の川と呼ばれる小河川の河床部にあたっているが、水量は殆ど無い。又、稻荷山と琴平山の西側山麓下には鹿の川溜と呼称される用水池がある。この用水池は、鹿の川の流路部にあり灌漑用の溜池がある。この鹿の川の流路左岸の緩斜面に鹿の川の窯跡は築造されている。現在の鹿の川窯跡は、発掘調査周辺部の開発によりその痕跡は見るものが無い。窯体部は宅地化され、琴平山の上位はゴルフ練習場と化している。又、東側の丘陵先端側は墓地があり、再調査は今しばらくの所無理という状況である。

3 周辺の遺跡

山際窯跡周辺には多くの遺跡が周知されている。特に、鹿の川窯跡が位置する同一丘陵の北側⁽⁷⁾500m程には史学上に名高い「岩宿遺跡」が所在する。又、縄文時代の著名な遺跡として西鹿田遺跡等旧石器時代から弥生時代に至る遺跡は多数ある。これらの遺跡は別として、山際・鹿の川窯跡に係わる時代の遺跡を概観してみたい。尚、古墳については第1図中に記載した。

山際・鹿の川両遺跡の立地する周辺で笠懸町教育委員会（以下「町教委」と略記）により発掘調査が実施されている遺跡も多い。既調査の中では、稲荷山・和田山両遺跡からは9世紀頃の製炭窯跡合計5基検出されている。この製炭窯で造られた木炭は熱量値の高い「黒炭」と考えられ鉄生産に伴う燃料として生産があったと推定される。そして、当該の山際窯跡周辺でも製鉄に伴うと考えられるスラグも採集されている。又、多量のスラグの出土したにもかかわらず、具体的な遺構の検出が無かった遺跡の調査例もあるが、周辺地区には多數の製鉄関連の遺跡が想定される。これら製鉄に係わる製炭窯の開窯は、須恵工人の係わりが指摘されている。この点から、山際周辺地区での製炭窯の築窯には須恵器・造瓦集団との係わりも想定される。

窯業関連遺跡には馬見岡遺跡が挙げられる。この遺跡は山際遺跡の南西1km程の所で、検出された住居跡の床面直上から立方体状に成形された粘土塊（タタラ）が床面直上から3ヶ所で検出されている。この粘土塊の平面形は、造瓦に伴う女瓦・男瓦のほぼ一枚分の面積に等しく、一枚作の瓦のタタラと想定される。かつて、この馬見岡遺跡の北側に位置する和田山岸斜面からは、ほぼ完形の女瓦2枚が出土しており、和田山の山麓部周辺での窯業生産活動が想定される。同様に、天神山・金山等の山麓部での窯業生産ないし窯業生産関連の遺跡の存在も想定されるところである。

町域では、前述の馬見岡遺跡の南方800m程に古瓦の散布地間野谷遺跡がある。間野谷遺跡は、多数の古瓦が散布するものの、窯跡か寺院跡かの確実な確認はなされていない。この間野谷遺跡の採集資料には8世紀前半（国分寺創建以前）の単弁8葉蓮華文鏡瓦・男・女瓦が採集されている。この女瓦凸面には縄印と、刻印「井」の文字？が認められる特徴的な瓦である。

北側新里村には雷電山古窯跡群が位置する。雷電山古窯跡群中の窯跡の検出は未だ無いが、存在は確実視されている。この雷電山での焼造品は、瓦が主体で一部須恵器の焼造が行われていると考えられる。瓦は伊勢崎市上植木廃寺の創建時の瓦を焼造し、鏡瓦の意匠は周縁が片切りの重圓文で、内区には単弁8葉蓮華文を施す意匠である。通有「山田寺式」と呼称されるが、周縁文様等、意匠全体は独自性が強く、「山田寺式」に比定される文様構成ではない。寧、当該期の単弁8葉蓮華文として「上植木廃寺式」の意匠と表現される可きものである。時期は、7世紀中頃（645～650）の創建と考えられている。この雷電山の東200m程に新宮古瓦散布地がある。この新宮からは多量の瓦が採集されている。採集資料には鏡瓦が多く、その残存も瓦当部の遺存が良好である。範種数は多種が確認されており、多くが雷電山・上植木創建種と同範であり一部には8世紀初頭～前半のものも含まれる。この新宮は從前より集積地とされているが、寺院跡を否定する資料は無い。そして、上植木廃寺出土の創建期から国分寺創建迄の間の鏡瓦には、新宮出土の鏡瓦と同範認定のできない範種が存在することから寺院址の性格も想定されている。

4 瓦窯発見の経緯と国分寺瓦の認識

笠懸村（現在は笠懸町）鹿田山の麓に古代の瓦が存在し、瓦窯跡（山際窯跡）を発見したのは

岩澤正作という人である。「笠懸村古代瓦の発見始末記」によれば明治年間とある。「始末」では明治45年（1912）のこととして瓦窯発見の歴史が語られている。その時点まで十数年の間、当地に瓦が存在することへの疑問を抱き続けたとあり、そのことからすれば瓦の発見は明治30年代のことになる。ここでは、やや談長になるが、当時の瓦、ひいては考古学に対する研究者の熱意と瓦散布地の理解の一端を知る好例として概述してみたい。

山際瓦窯跡発見当時の明治45年、岩澤は大間々町に住み、「渡良瀬峡谷」のための資料蒐集を行っていたが笠懸村にもたびたび出掛けたらしい。この折りも瓦を探集したが、当時鹿田山の付近に新田氏とともに義兼の墓石や館址があったと信じられていたむきがあった。それを聞いた岩澤は義兼の館址には強い疑問をもったが、内心、従来から採集した瓦の出所は公の館址ではないかと予測をたてた。その場所を山際付近と考え、踏査の結果、12~13cm大の瓦を多く採集できる地点を発見するに至り、「……館址は此の付近に相違ない。瓦片存在の疑問の解決と共に、一発見をしたと早計に喜び勇ん……」だが、瓦発見地の東側の屋敷内にも多く散布していたため、聞き取り調査の結果、「……古瓦なら私の屋敷が本場です。」と民家の裏山の崖に断面の露呈した窯跡へ案内され、「……私はこれまで十数年幾人なく、此の瓦の出る理由を聞いたが、一人も知る人が無かった。……館址の豫想は失敗に帰したが、夫れが動機となって偶然にも此の新しい遺跡を発見して十数年来の疑問を解決し得たのは、望外の喜びであった。……」と発見に至る一部始終が述べられている。

この「始末」に見られるように、瓦の散布地の理由にはその瓦を葺いた建造物の存在が即不離の関係にあり、寺院など建造物のある近くには瓦生産跡が、また、瓦散布地（生産跡）には建造物存在の可能性がとくに強くもたれていたようである。国分寺瓦については、国分寺周辺に瓦窯跡の存在を示唆する記載に接するが、山際窯跡と国分寺の関係に触れた記事を見つけることはできない。ただ秋間八重巻瓦窯の発見については供給先の山王庵寺を特定するものも見られ、需要・供給関係をまったく等視するものではなかったことが窺われる。當時瓦の研究は美術史的視点での瓦文様や、文字瓦に対する関心が強い傾向にあり、窯跡から見た需要先にそれほどの意識をもたれなかつたためかもしれない。山際窯瓦と国分寺についての言及は柴田常恵が最初である。この後山際窯跡や鹿の川窯跡の単弁五葉蓮華文鏡瓦に対する明確な位置付けはなされないままであった。そして昭和57年大江正行によって、「上野国分寺の統一の創建意匠瓦」と認識されるに至り、山際・鹿の川両窯の性格が確立されたのである。



笠懸村大字西字山際の窯跡附近発見の古瓦拓本

第3図 岩澤正作氏の添え図

5 採集資料

山際窯跡が発見されたのは古く、管見した史料によれば、明治年間に遡る。この窯跡は『上毛及び上毛人』など誌上で多く記述され、最終的には昭和58年『笠懸村誌』でまとめられている。窯跡発見以来、採集された遺物も少なくない。山際窯跡で採集された遺物は過去15年間で約140点にのぼりそのほとんどは瓦で占められる。ここでは資料の追加の意味もこめて、前述平成2年及び昭和51年から61年にかけて採集された資料の一部と、笠懸町教育委員会保管の伝山際窯跡資料の一部及び鹿の川窯跡での採集品を概述する。

須恵器（第4図）

ここに掲げる須恵器は昭和51年から61年にかけて採集された5を除き、全て平成2年に得たものである。採集した須恵器は大部分が小破片であり、5のみがほぼ完形品である。器種は蓋（1～3）・坏（4～8）・椀（9・10）・甕（11～15）がある。

1は蓋の摘み及び天井部の小破片である。摘みはいわゆる環状摘みで、復元径は7cm前後の大型になる。摘みの成形は、中心部にほとんど厚みをもたないことから、紐状の粘土を貼付して成形してある。端部は丸くやや内湾気味になる。天井部の器肉は厚く、外側には回転箆削りの痕跡が認められる。焼成は甘く軟質でにぼい淡黄褐色を呈する。胎土には赤茶色と僅かな白色細粒を混える。

2は天井部小破片である。張りがなく偏平にならうか。右回転の箆削りを施す。焼成は良く、灰白色であるが内面は僅し焼成氣味に灰色を呈し重ね焼き痕と思われる。胎土は密で僅かに砂（大きさ）粒を混える。

3は口縁部小破片である。端部は強く折れて細まる。焼成は良く、灰色を呈する。胎土は密である。

4は坏で、底部は約1/3残存する。口径12.8cm・底径7.4cm・高4.3cmである。底部の厚さに比べ体部は薄く、上位に向かいさらに薄くなる。体部の外傾度は小さく、内湾気味に立ち上がってかなり深みのある形状を呈する。成形は輪轉左回転と考えられ輪轉直は削る。底部は中央部に粗い回転糸切りで、周辺及び体部下端に左回転箆削り再調整を施す。焼成は軟質気味で、体部外側は灰色、底部及び内面にはにぼい赤褐色を呈す。胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

5は2号甕、3号甕の箆削成面からの採集品ではほぼ完形の坏である。焼き済みが大きく、口径13.7～15cm・器高3.8～5cmの差がある。並み修正の計測値は、口径14cm・底径8cm・器高4.4cmの大ぶりである。底部は肥厚し、体部薄く口唇部は著しく細まって端は尖る。腰部に丸味をもち、体部の外傾は小さく内湾気味に立ち上がって深身の形状を呈する。成形は輪轉使用で、内外側とも輪轉目は弱い。底部中央に糸切りがあり、周辺と体部下端は回転箆削りの再調整が施される。焼成は甘く、焼き跡に至っていない。極めてまろく、器表は細く網目状のひび割れが入る。にぼい橙色を呈し、胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

6は小片である。復元推定値は、口径13.7cm・底径9.9cm・3.5cm。底径が大きく偏平な形状を呈する。腰部は張り気味に弱い丸味をもつが、体部は直線的に開く。器肉はやや厚手で均一であるが口唇部が肥厚気味で丸まる。底部は回転箆削りが施され、出っ尻にならうか。腰部下端は面取り状の強い崩れが見られる。は堅く暗灰色を呈し、胎土は砂粒及び微細白色粒を混える。

7は復元口径13.2cm・高さ4.4cm・底径7cm前後である。体部下半の外傾度が大きく、中位で僅かに内傾する。成形は輪轉左回転と思われる。底部切り離しは不明だが、体部下端に箆削りを施す。焼成は甘く軟質でにぼい赤褐色を呈す。胎土はやや粗く白色細粒を多く混える。

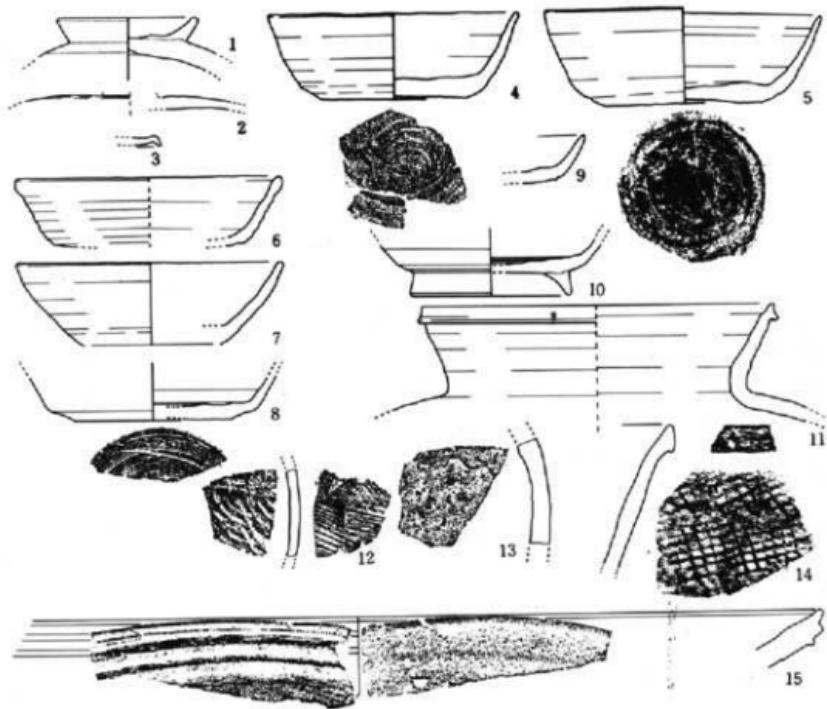
8は底部1/4の破片である。復元底径8cm。体部下端は深い指あてによって強くくびれ、張りの強い腰部形成する。底部切り離しは不明だが、右回転箆削り調整を施す。焼成は甘く軟質で淡黄色を呈する。胎土に白色細粒を若干混える。

9は小破片のため形状復元はできない。かなり小型の碗にならうか。体部は著しく浅く、緩く内湾して開く。器高2.3cmである。高台は削り出しで、底部の外縁に強いくり込みを入れ、痕跡程度の小さな高台を意識している。焼成は良好で灰色を呈し、胎土は微細で微細な白色粒を混える。

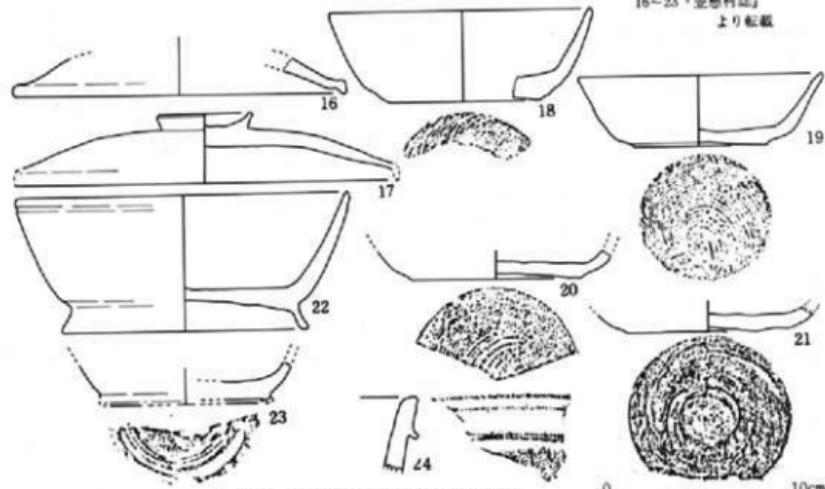
10は底部1/2の碗である。復元底径8.4cm。やや高目の付高台で、僅かに外方へ開き端部は丸く先鋒とする。底部内側に寄っており、張りのある腰部を作る。器厚は薄く、とくに底部中央が著しい。底部は回転箆削りである。焼成は堅く焼き締まり灰白色を呈し、胎土粗く白色細粒の混入が多い。

11は要で口縁から肩部にかけての破片である。復元口径18cm。口縁部は短く直線的に外傾する。外側は無文である。口縁部の下端は丸まり外方に突出する。肩部は水平に近く、肩部は丸く張った形状にならうか。内外面には叩き・当目は見られず撫で調整が施される。焼成は堅く灰色を呈し、胎土は密で白色粒及び白色微細粒を僅かに混える。

12・13は更胴部の小片である。12は薄く内外面は青白波文目、平行叩きが残る。焼成は良好で灰色を呈し、黒色細粒が混



16~23『笠懸村誌』
より転載



第4図 山際窯跡採集遺物（須恵器）

る。13は外面に自然軋がかり、平行叩きが施されるようである。内面には指痕痕が残る。

14は口縁部と考えられるが、ほとんど外反する傾向が見られず特異な形状である。口縁部は略三角形を呈す。外面には斜格子の叩き目が施され、この点でも通例ではない。焼成は古く軟質である。焼成度器面は暗灰色を呈し、胎土は白色味が強い。

15は大型の壺口縁部である。細まった口唇部の下位には2条の凸線が巡り、波状文が施される。焼成は硬質で壺により黒灰色を呈す。胎土は密であるが、夾雜物に白色粒・黒褐色粒を多く含む。

須恵器の年代的位置付け

上野国分寺創建意匠瓦焼成の山際窯跡は、その操業年代が国分寺創建の時に大きく関係するであろうことは衆目の一致するところである。国分寺の造営に関しては、造営に関わる幾多の文献史料によって、おおよその着工年代を窺い知ることができる。しかし、年月を追って追加される条項の多さは、逆に、諸国国分寺の建立が歩を一にすることのなかった事実を反映するものである。ちなみに上野国分僧寺については、全国でも比較的早い時期に造営が着工されたと考えられており、天平勝宝元年(749)を前後する頃には主要伽藍の完成が想定されている。²⁰このような研究成果は必然的に国分寺創建意匠瓦の年代に帰納され、山際窯跡の操業年代、さらには併焼須恵器類への年代観に多大な影響力をもっている。県内歴史時代土器編年序列の細分化が進む中で、比較的年代比定の資料に恵まれない当該期に、すぐれて年代的根拠をもつ当資料の意義は非常に大きいと考えられる。

山際窯跡出土遺物は瓦資料の多さに比べ、土器資料は極めて少ない。ここでは、『笠懸村誌』掲載の資料も参考に、まず器種構成及び特徴の抽出を行いたい。

器種構成は、山際窯跡が瓦陶併焼と考えられるが、瓦を主体に生産した窯であり、かつ僅かな採集資料で限界があることをお断りしておく。また、ほとんど窯体外の資料であり、共伴関係はまったく不明なことも同様である。

資料中の器種構成については大半は蓋・壺・椀類で占められ、甕類が少量伴う。この傾向は現状で4基確認される山際窯跡地内で無作為に採集した結果からであるが、焼成品種のおおよそを示していると思われる。甕類の少なさは、瓦と須恵器を窯各に焼き分けたものではなく、須恵器の生産はあくまで副次的な産物としての位置にとどまり、その中でも広い空間を必要とする甕類などとくに大型品の焼成は控えられた結果とも考えられる。これは国分寺造営に伴う瓦の需要に対し、その本来としての目的を満たす山際窯跡の操業方針ともいうべき性格を反映していると思われる。次に時間的位置付けであるが、²¹

蓋はいずれも小片のため詳細は不明であるが、1は大型で紐状の粘土を巡らし成形するものであり、いわゆる環状摘みである。口縁部は3及び16・17の短く直に折れる形態である。

壺はおよそ4つの形態に分かれる。4・5と18は器高が4cmを上まわる深身の壺である。底部の厚さに比べ、体部は均一な薄さを保ち内渦気味で外傾の度合が小さい。また口縁部に至るまで変化がなく、端部が尖るなどの形態的特徴がある。計測値では12.8cmから14cmと差があるものの、器高／口径や底径／口径はかなり近似した値を示す。6は小片のため詳細は不明であるがかなり

底径の大きな形態である。7は深身であるが底径が小さく、体部上半に変化が見られやや内外へ屈する形態の坏である。8・19は底径が8cmを越え、腰部に強い指のさし込みを特徴としている。20も同様な形態をもつが、口縁部の外反形態からやや後出であろう。

椀は高台の作り及び計測値で2大別できる。9・23は小さな削り出し高台をもち比較的小型になろう。10・22は高目の付高台をもち腰の張った大型品である。22は外面口縁直下に一条の凹線を巡らし“鉢”様の法具・仏器写しを意識している。

甕は口縁部に文様帯もたずやや広口で球形の胴部と考えられる11と、口縁部に波状文を施した上位に鋭い凸帯をもつものがある。顯著な大型品は見られず小・中型品が主体である。

山際窯跡出土の遺物から考えられる年代的様相は次のようにある。群馬県特有の蓋形態として知られている環状摘みでかえりを持つ蓋は8世紀前半に盛行し、中頃以降主体は端部が短く折れる形態に変わる。体部が高く立ち上がる深椀は8世紀中葉に出現する。削り出し高台の坏は環状摘みかえり蓋とともに群馬独特の形態として8世紀前半代の指標となっているが、本窯跡例はかなり小型化しており後出的と見られる。

各器種の中で最も特徴的なものとして坏類の底部切り離しとその再調整にある。底部の状況が知れる4・5・8・18~21のうち20の糸切り未調整を除き全てが回転糸切り後周辺に回転範囲調整⁰⁴を加えている点である。ただし8は中央部の様相が不明であるが形態的に19と酷似しており同様な技法の可能性がある。4・5の坏は口径に大小の分化があるものの、深身の器高に特徴があり県内資料の器形変遷には現在のところ位置付けが難しい。国分寺創建意匠瓦との併焼ということから、現時点では8世紀中葉に求めざるを得ない。ところで、糸切り技法の出現は從来奈良・平安の時期を分かつ指標とされていたが現在では南関東を中心に8世紀も前半代に出現している。しかし群馬県における集落跡出土資料では、8世紀後半以降に回転糸切りと回転範囲切り技法の製品との共存が一般的に知られているものの、底部回転糸切り技法の初現については不明である。山際窯跡出土の遺物を見る限り、県内での糸切り技法の開始は8世紀中葉頃に一応求めることが出来る。以上が山際窯跡には与えられている大前提である上野国分寺創建期8世紀中葉、つまり天平13年(741)を上限とした土器様相である。

国分寺創建の時期である8世紀中葉という時間の限定を恣意的に離れ、土器そのものの様相から時間的な位置を模索するにはやや資料不足の観がある。しかし、前述したように国分寺創建の時期については文献上の定点である天平13年の記に絶てを発している。発掘調査に基づく基礎的な考古学的資料からの追及が必要と考えられ、より多くの資料の蓄積が望まれる。

瓦類(山際窯跡)

瓦は、鎧瓦1点・宇瓦2点・男瓦32点・女瓦81点の採集がある。これらの瓦の内鎧・宇瓦を除く113点の種・胎土分類・厚さ・焼上り・色調・作り・整形・側面部取り・端面部取りの9項目に就いて同一視点で観察し第1表に掲載した。以下これらの瓦に就いて記述した。便宜上、瓦には通番を付し頭に笠懸町の冠頭文字の「笠」を付した。この通番は鹿の川窯跡で採集した資料にも

付したが、採集資料に限定してある。

鎧 瓦

鎧瓦は1点・2号窯々体内上層中より採集した。文様意匠は単弁5葉蓮華文で、細片であったが同範であった。同範と認定した意匠は上野国分寺式鎧瓦の中で最古の意匠で、単弁5葉蓮華文で中房は1+5の子葉を丁寧に配し、周縁には片段の圓界線を施すものである。この採集された鎧瓦は、「上野国分寺の統一の創建意匠」の初形意匠で、^御上野国分寺創建統一意匠であり鎧瓦の標式種にされている。

宇 瓦

宇瓦は2点・2号窯の前面及び東斜面部で採集された。瓦当面を欠損する為文様意匠は不明であるが、厚さから宇瓦と判断した。又、器面・胎土・整形状態から同一個体とも思われる破片である。

男 瓦

男瓦は32点採集された。内訳は1号窯灰原6点で、26点は2・3号窯周辺及び山際地区内での採集である。^④成形はこれらの点の内は半截作りにより成形と判断されたが、6点は半截作りと確実視出来なかった。この判断基準は凸面側の綫縫痕の有無による。この綫縫痕の認められない場合、凸面側の整形は撫で等により再整形されている。この為に判断基準から外れたが、一枚作りの証左も認められなかった。又、一枚作りが確認出来る資料は無かった。残る1点の笠31は紐作りである。山際窓跡で紐作りと判断された現在唯一のものである。胎土ではA類18点・B類7点・C類1点・D類3点である。1号窯ではA類が全てある。

側部面取りは、側部自体の遺存にもよるが17点の資料に側部の遺存が確認出来た。この側部面取りは、一枚作り時の側部整形を考慮し、半截作り時の分割面も一応側部面取りの回数にかえている。17点の資料の内面取り回数では1回（円筒からの半截未整形）が4点、2回が9点、3回が4点であった。この中で2回のものは全て凹面側での削りである。3回のものは外面側を更に削った整形回数である。

厚さでは第7図に示したとおり、1.3cm・1.4cmが各々4点で最も多いが、0.9cm～1.9cmの間にやや集中する傾向が認められる。

この3点の男瓦には叩き等の整形は認められなかった。

女 瓦

女瓦は81点と採集資中最も多い。内訳は1号窯灰原17点で他は男瓦と同様で64点採集されている。

成形は一枚作りと推定される資料がほぼ全体を占めるが、笠7の1点のみが桶巻き技法に疑せられる。一枚作りと推定され資料は、既存の当該窓跡群焼造と推定される叩きを伴なう完形資料が、叩き痕が桶巻きに認められる円弧状の連打の動きとは異なり、左右交互乃至左右の一方から叩かれた痕跡により一枚作りと判断されている資料からの類推である。そして、多くの女瓦には

粘土タタラからの粘土板をとる時の静止糸切り状剥ぎ取り痕がある。この剥ぎ取り痕を見る限り長大なタタラからの剥ぎ取りとは考え難いことから、ほぼ大半のものは一枚作りと考えられる。

この81点の女瓦の内で、笠懸窯跡群を特徴付ける格子系叩きを伴なう資料は41点と多く、女瓦全体の中で51%と半数を越えている。又、格子系叩きの内訳は、正格子種18点・斜格子種22点・不整格子種1点である。これらの格子系叩きの一部には刻印文字を伴なうものがあり、從前より指摘されているところである。今次の資料の中で刻印文字を伴なうものは5点あり、笠11・15・100・47・124である。笠47は別種の叩きであるが「雀」と判読出来『和名類聚抄』(以下『和名抄』と略記する)に記載の認められる佐位郡雀部郷を示す文字である。笠124は「勢」と判読出来、『和名抄』・『上野国交替帳』等多くの文献資料等に認められる勢多郡を示す文字である。これら格子系文様は第22・23図に別図にした。

格子系叩きは19種41点がある。これらの中で部分的であった為に同範認定が行ない難かった種が10種ある。この10種は、採集資料中の他の資料と対比させても一応異なる範囲と考えたものであるが既存例の中には類例が多いものがある。又、既存例のものが認められないものがあり、それらが山際窯跡を特定出来ないまでも笠懸古窯跡群中の焼造であることから叩き種の範数は30種を優に越えるものと考えられる。

この21叩き種は、山際窯跡で何如に多くの格子系叩きの瓦が多く焼造されたかを物語っている。このことは、叩き種を多様せざるを得ない必然性があったことを示唆している。これは、一窯跡で多郡・多郷名の文字瓦を焼造せしめたことに要因があり、それが政治的背景であったと考えられるので後述したい。

一方、凹面側の表面には通有布目が顕著に認められるが、笠懸古窯跡群に生産地が推定される瓦の中の多くに、この布目を擦り消す技法が認められている。この布目擦り消し技法は、籠状の工具により曲面に添って行なわれるものがやや多く、完全に消去するものと中途半端に消去する二者があるが、後者が多く部分的に布目を残すものが大半である。今回の資料にも、この布目擦り消しが行なわれた資料も多く認められた。この技法の認められた瓦は女瓦79点中43点有り約61%を占めている。この技法を凸面側の技法と対比させると素文35点中18点で51%・正格子17点中8点47%・斜格子22点中16点73%・木目(浅い平行状の板目)4点中3点75%・不整格子(正格子・斜格子等に三角形状等が混在したり、この3者が混在した状態の叩き)1点0で0%である。この数値は生産量の極一部にあたる数値であり不確定な要素が多いが、現時点では窯跡群単位に試みられた唯一という点で今後の参考資料になると思われる。

(鹿の川窯跡) (笠115~123)

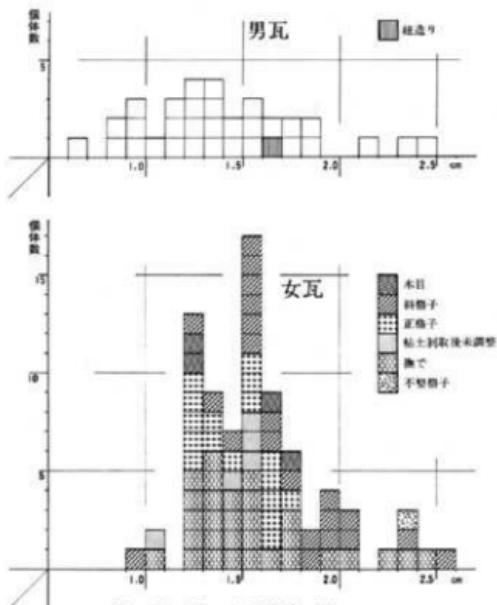
鹿の川窯跡は山際窯跡の南東1.2km程の至近の位置に所在する。鹿の川窯跡は前述したとおり、昭和23年に発掘調査が実施されているものの出土資料の実態は不明である。現在筆者が採集している資料は8点と少ないが、從前より表面採集等の資料が公表されている資料に追加されれば蜗牛の歩み並にも鹿の川窯跡の様相も具体的になってくるものと確信している。

採集資料は男瓦 1 点・女瓦 7 点と 2 点の須恵器片 2 点の合計 10 点である。瓦類の 8 点は全て第 10 図中に図化した。これら 6 点の資料は繩叩きを施す女瓦で、凹面の布目は全て擦り消されている。この他町教委が保管する鹿の川窯跡出土資料（第 10 図 1～5）は『笠懸村史』に掲載された資料である。男瓦は笠 117 の 1 点で成形性に輪轍（回転台）による半裁作りである。女瓦は山際窯跡資料と同様に一枚作りを確実に判断出来るものは無く、又、桶巻作りでないことから一枚作りと考えられるものである。この女瓦の凸面には笠 116・119・121 を除き繩叩きが認められる。この繩叩きは、羽子板状乃至板に繩を巻き付けた叩き具である。今回は 8 点と資料数が少ないが、今後、当該窯跡の焼造瓦種等の実態把握が可能になる段階まで託される資料と考える。

胎 土

胎土は第 1 表中の胎土欄に A～G の 8 までを分類して記述した。山際窯跡と鹿の川窯跡は至近の位置関係にある為基本的には生地には大差が無いと考えられる。然し、鹿田山・天神山前と、微高地下及び鹿の川添いの部分ではある程度の差があると考えられる。これは、天神山自体が凝灰岩を基盤としこの風化物自体が混入した場合に、細粒乃至微粒の凝灰岩が混入するのと、石英粒の混入が想定される点にある。微高地下では、この鹿田山風化堆積が及ばなかったことも想定される。他方、鹿の川添い周辺では、琴平山の基盤である石灰岩が風化し混入した可能性が想定される点にある。

これらの想定される粘土の堆積は間野谷・馬見岡・山際・阿佐美・鹿の川の地形が、盆地状の地形を呈する点では夾雜したのかもしれないが、筆者が瓦類・土器類の生産地比定を行なう際に、笠懸古窯跡群としている胎土に大別で 3 種類有りこれらの胎土と上述三者が大きな係わりが想定されるものの、更に、筆者はそのことに加え、地質上の延長にある雷電山等を含む比較的広域の地域を意図している。尚、胎土分類の観察点は下記のとおりである。



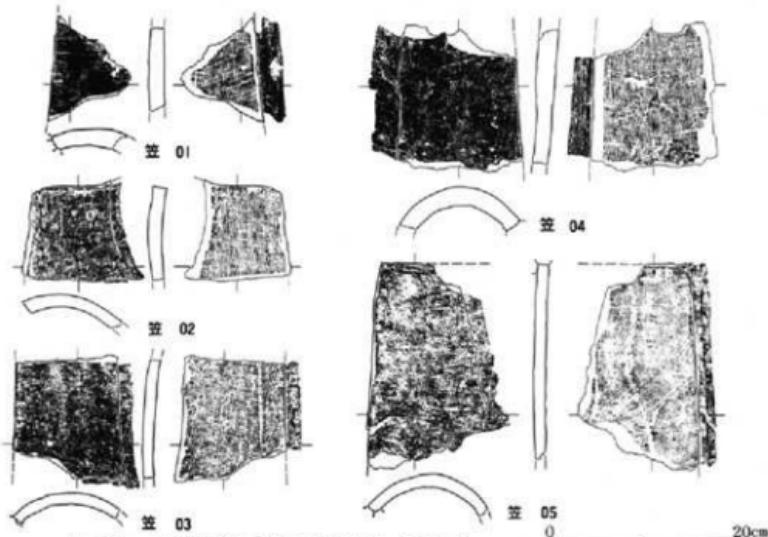
第 5 図 男・女瓦技法一覽

- A類 生地の粘性は非常に強いと考えられる。夾雜物は凝灰岩の微粒子・細粒子を多く混入する。この凝灰岩粒は白色を呈するが、細粒～粗粒で角粒状のものと少く含まれている〔長石粒か〕。透明な圓形の圓孔が若干含まれる。この圓孔は0.3～2.0mm程度である。割れ口はクラックが入る様な直線的形状である。
- B類 A類の特に燒拂りのものであると考えられるが、白色粒子＝凝灰岩粒子の混入がやや少ない状態で、割れ口はA類に類似する。
- C類 このC類は発色が橙・黄色系のもので還元焰焼成されたものではない。この為全体的に軟質な為シルト質の感を受ける。夾雜物は、全体的に少ない。A類に認められた白色微粒子は非常に少ない。この他、角閃石が若干認められ、透明な圓孔の微粒子がやや多い。
- D類 A類の生地と同様に粘性の強い生地と思われる。夾雜物はC類に次ぎ少ないが、含有物はA類に類似する。A類とも思われるが、比重がA類よりやや重い（手で持った状態）。
- E類 生地の粘性は少ない。全体的に粗くシルトが多く混入している可能性がある。比重も軽い。夾雜物は、白色微粒子（凝灰岩）と微粒の透明な圓孔を含む。量は少なく5%と3%である。
- F類 C類の素地に石灰岩が混入した状態で、石灰岩は細粒～微粒である。鹿の川窯探集資料及び鹿の川窯の出土遺物での傾向である。
- G類 生地はC類と同様と考えられる。夾雜物には凝灰岩の白色粒子が多い。焼成の為か断面内に黒色の小さな変色が認められる。このG類は、國分寺創建統一意匠の瓦である。チタン鉄鉱状の鉱物も見られる。

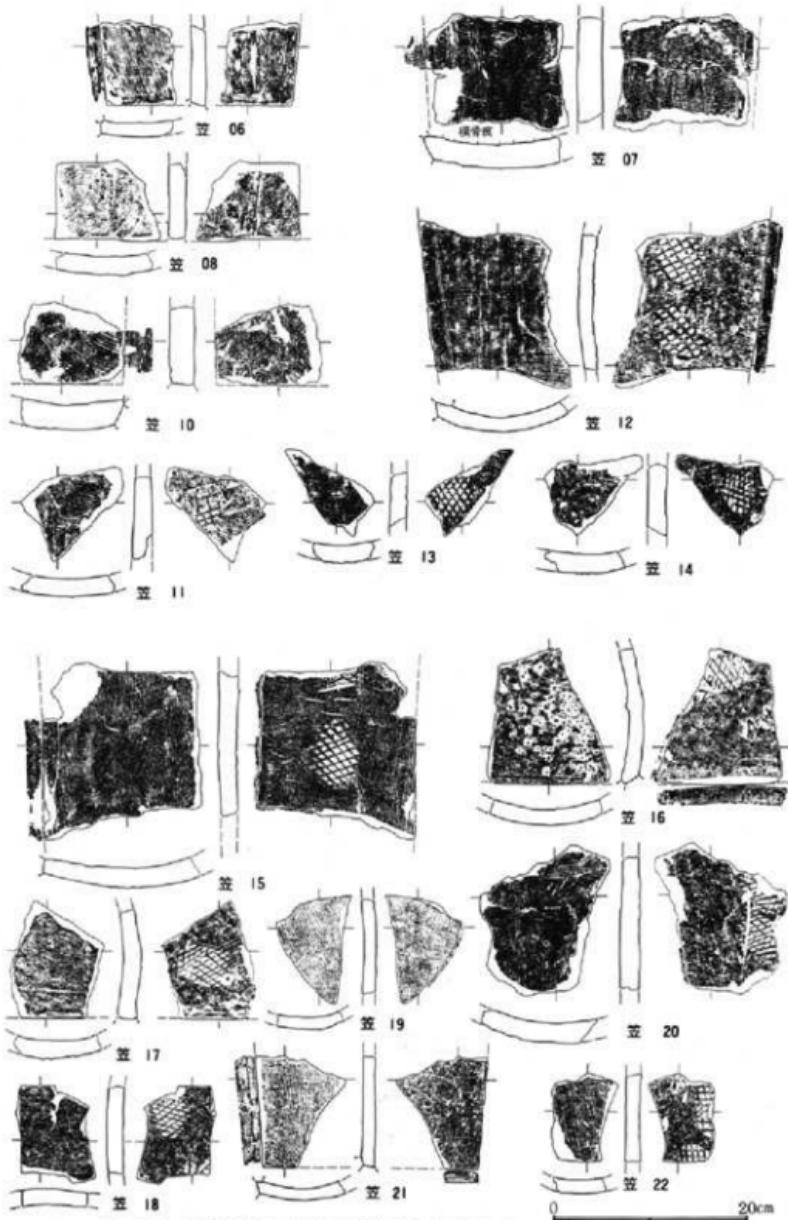
これらの胎土分類で最も量が多いのがA類で、男瓦19点・女瓦43点である。内訳は第1・2表を参照されたい。

又、A・Bが焼成による焼締による差違とした場合1種類の扱いとなる。そして、C・Gを同一とし、E類をその他扱いとした場合類別は4種類となる。この中でF類の鹿の川窯で新たに認定された以外のものは前述した様に従来より笠懸古窯跡群生産を比定する時の根拠とほぼ同である。

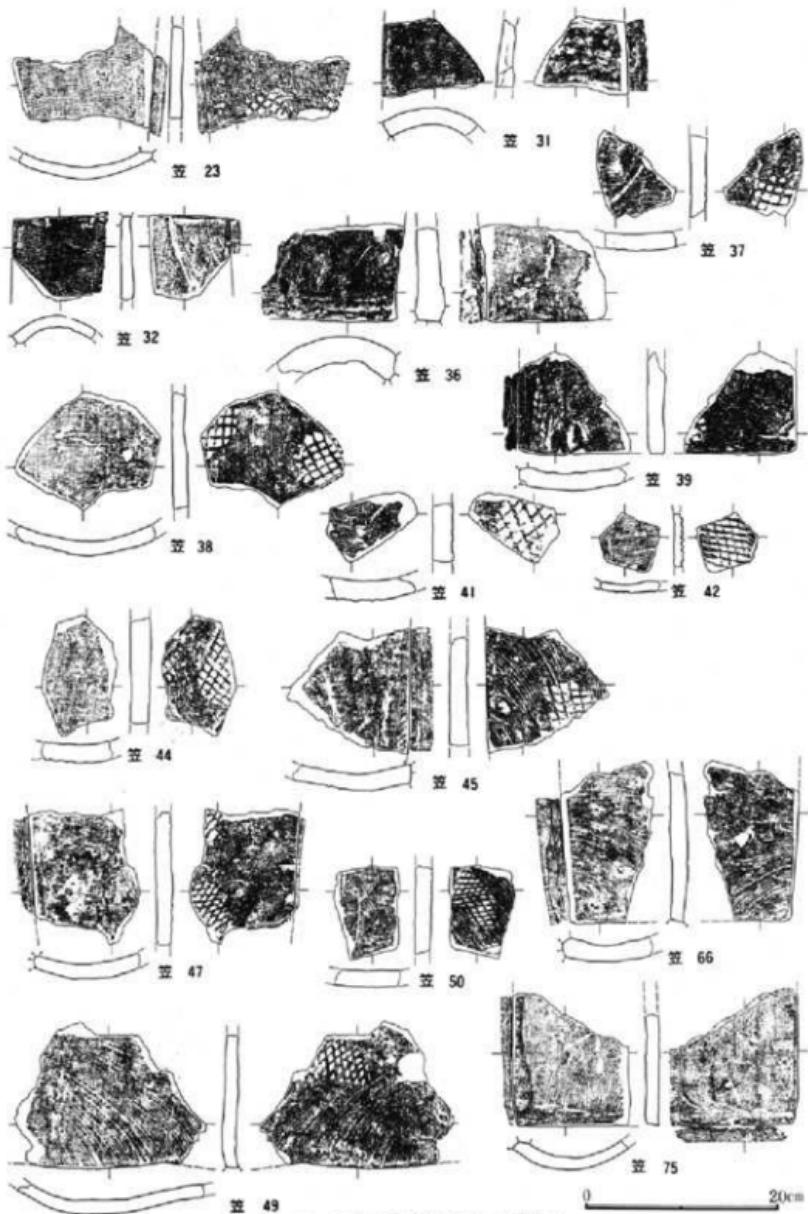
一方、山際・鹿の川窯跡で共通するA類胎土は笠懸古窯跡群を顯す胎土といえる。



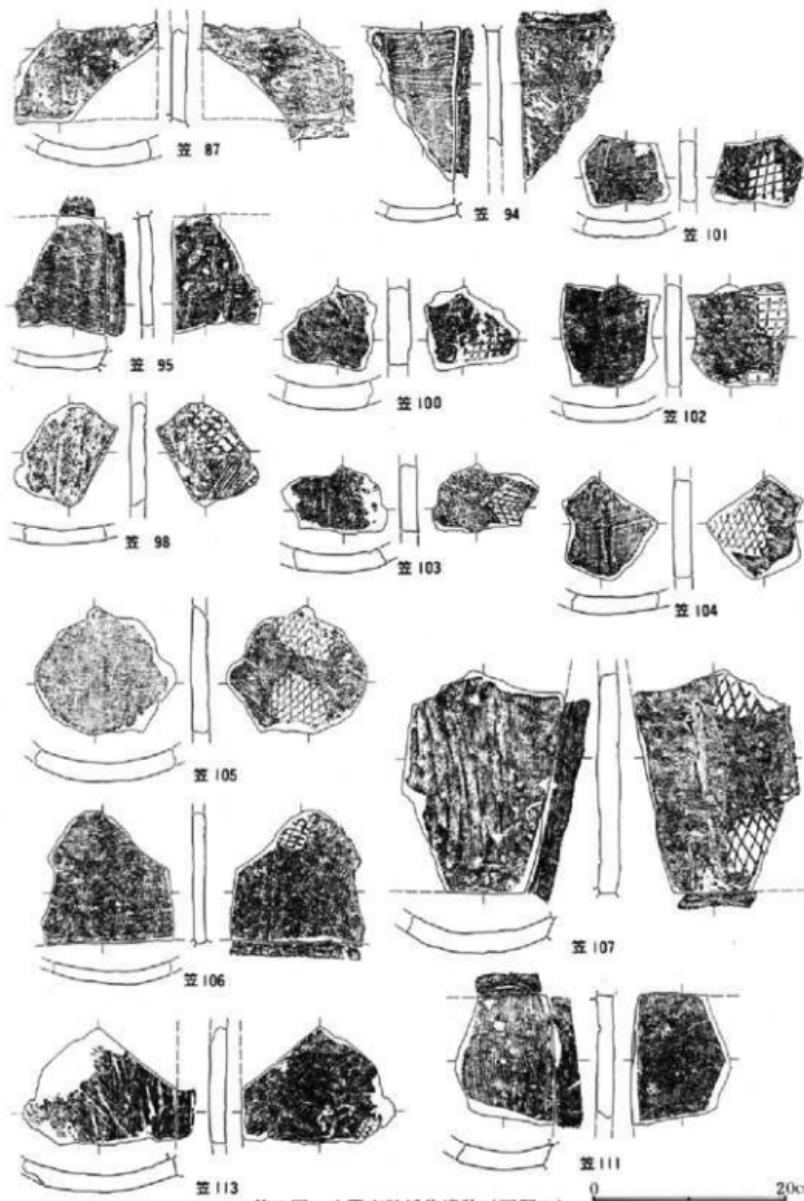
第6図 山際窯跡第1号窯跡採集遺物（瓦類1）



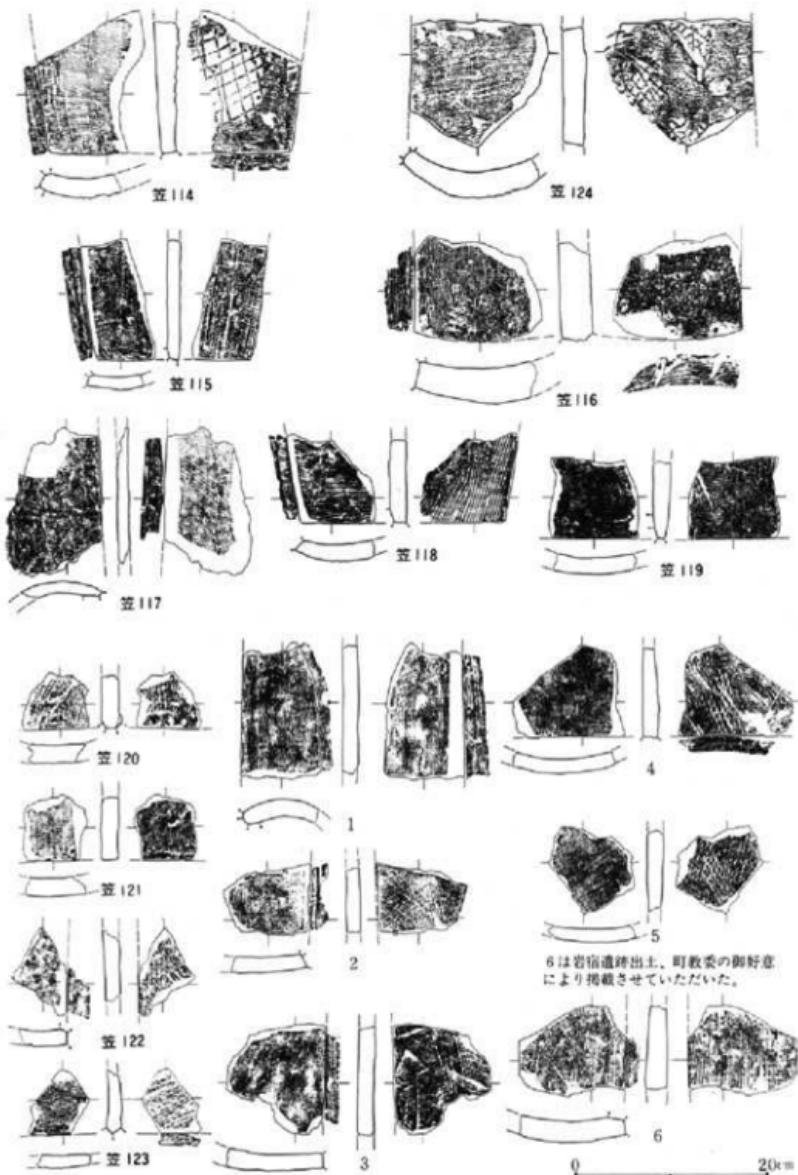
第7図 山際窯跡第1号窯跡採集遺物（瓦類2）



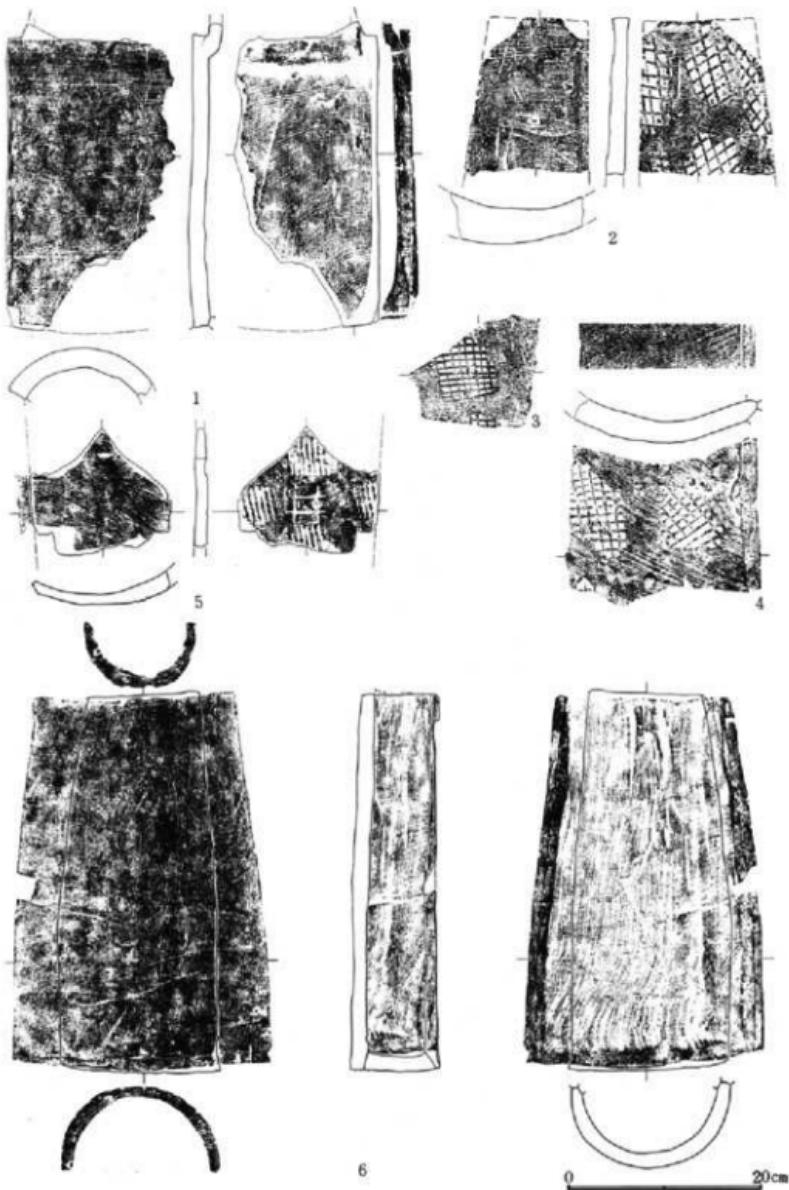
第8図 山際窯跡採集遺物（瓦類3）



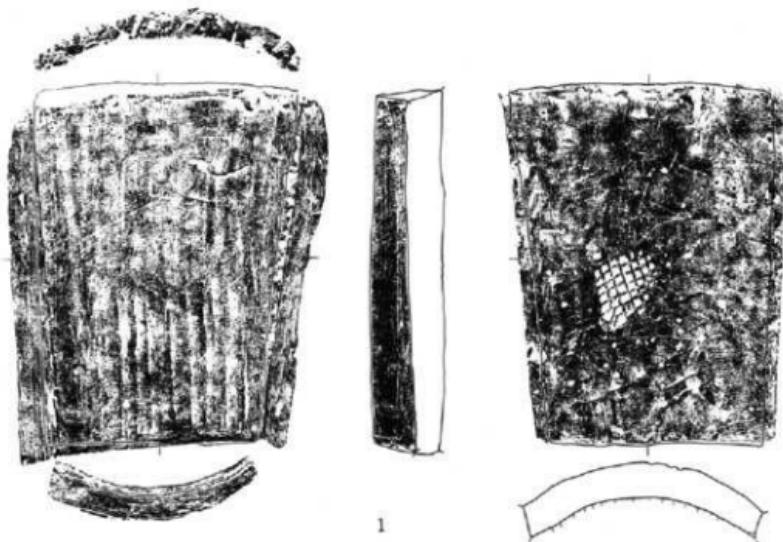
第9図 山際窯跡採集遺物（瓦類4）



第10図 山際・鹿の川窯跡採集遺物（瓦類5）（1～5は鹿の川窯跡出土）



第11図 山際・周辺遺跡採集遺物（瓦類6）（5のみ間野谷遺跡か）



1

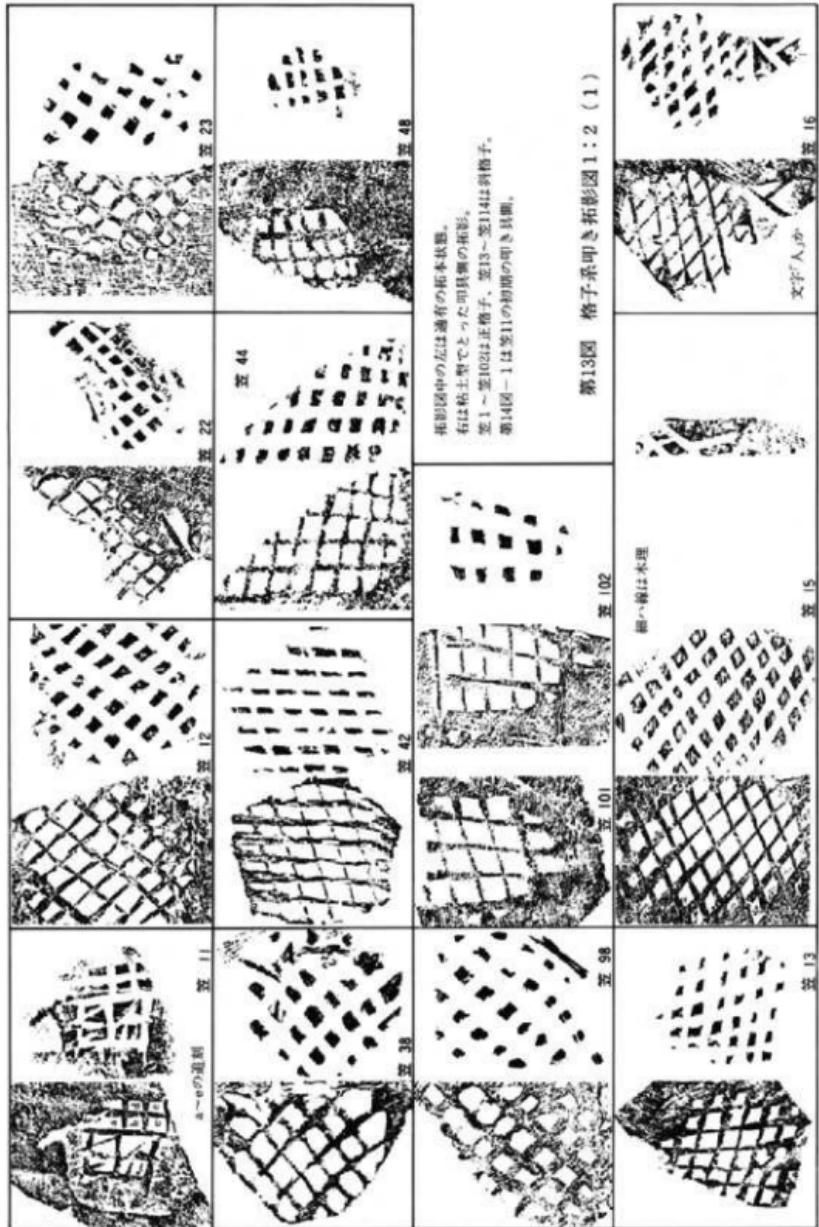


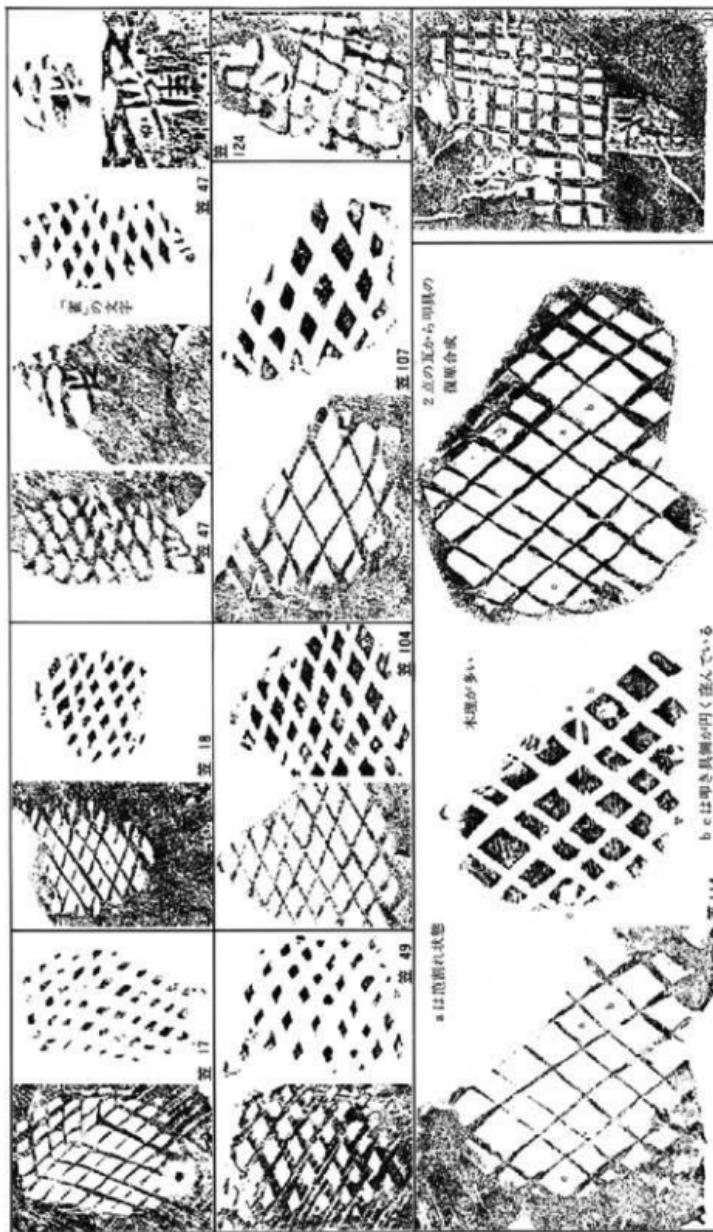
2

0 20cm

第12図 山際窯跡採集遺物（瓦類7）（2は千本木政一氏の採集資料）

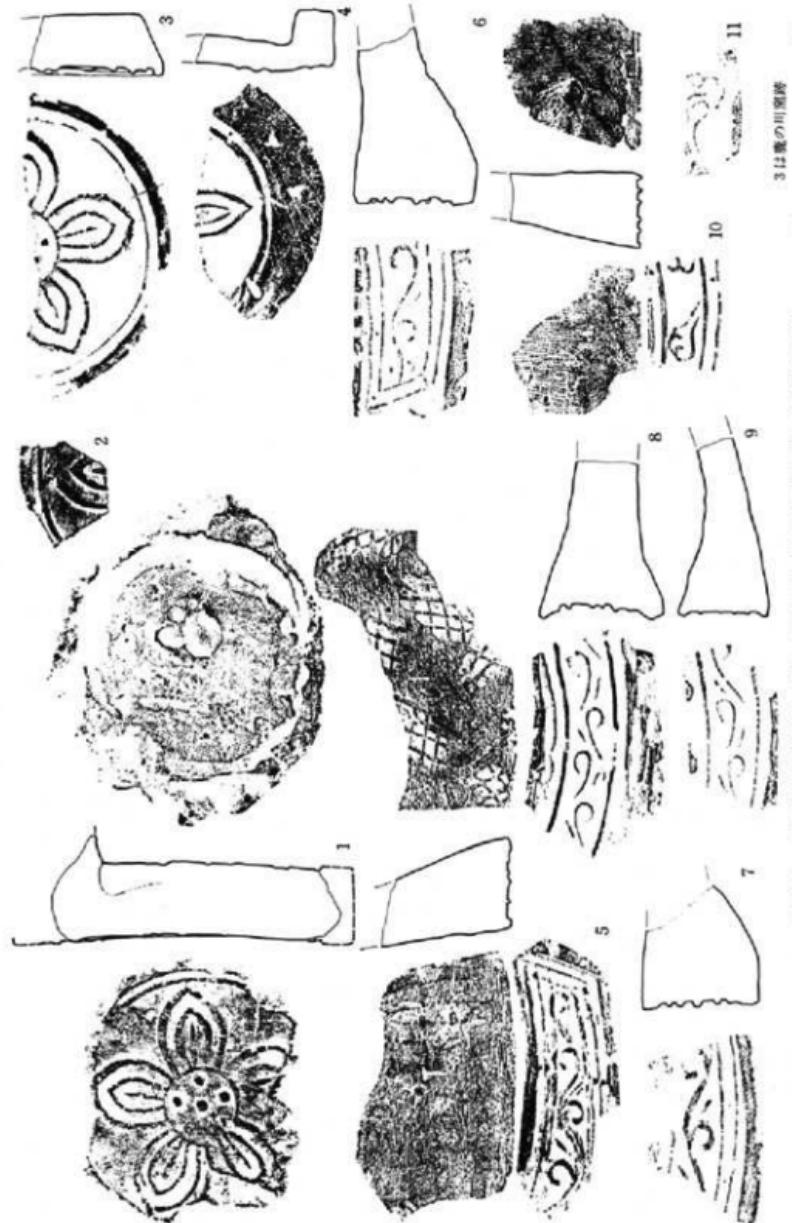
第13図 格子系叩き折影図 1:2 (1)





1は笠幡町教育委員会保管資料中の女瓦凸面の拓影図でこれの改作(正格子の透判)が笠11の叩き模である。

第14図 格子系叩き拓影図1:2(2)



第15図 山際窯跡採集遺物（鋸・宇瓦期）（1は千本木政一氏採集資料）

3は東の川窯跡
10cm

通番	類	地土	厚(cm)	地上	色調	作り	整形	面取端側		適用
								端	側	
1	男	A	1.6	並	灰	半載	鍛錆	—	3	
2	男	A	1.2	硬	暗灰	半載	右鍛	—	1	
3	男	A	1.3	硬	灰	半載	鍛錆	—	1	
4	男	A	1.8	硬	暗灰	半載	鍛錆	—	3	
5	男	A	1.3	硬	灰	半載	鍛錆	2	2	
6	女	C	1.4	軟	黃橙	—	か	撫	2	2
7	女	A	2.5	硬	暗灰	模?	鍛錆	—	2	
8	女	A	1.8	硬	暗灰	—	か	撫	1	—
9	女							?と接合		
10	女	B	2.4	硬	暗灰	—	か	撫	1	3
11	女	A	1.8	硬	暗灰	—	か	正文	—	—
12	女	B	1.7	硬	灰	—	か	正格	—	2
13	女	D	1.7	硬	白灰	—	か	斜格	—	—
14	女	B	2.0	硬	暗灰	—	か	斜格	—	—
15	女	A	2.1	並	暗褐	—	か	斜格	—	2
16	女	A	1.5	硬	暗灰	—	か	斜文	—	—
17	女	A	1.6	硬	暗灰	—	か	斜2	2	—
18	女	A	1.6	硬	暗灰	—	か	斜格	—	—
19	男	A	1.3	硬	灰	—	か	撫	—	—
20	女	A	2.1	硬	灰	—	か	斜2	—	—
21	女	B	1.3	硬	灰	—	か	撫	2	1
22	女	B	1.3	硬	灰	—	か	正格	—	—
23	女	B	1.3	硬	灰	—	か	正格	—	2
24	男	A	0.7	並	鈍橙	半か	鍛錆	—	—	—
25	男	B	1.0	硬	灰	半か	鍛錆	—	—	—
26	男	D	1.2	硬	灰	半か	撫	—	—	—
27	男	B	1.0	並	鈍	半載	鍛錆	—	2	
28	男	B	1.4	並	灰	半載	鍛錆	—	2	
29	男	A	0.9	硬	暗灰	半載	鍛錆	—	2	
30	男	B	1.4	硬	灰	半か	鍛錆	—	1	
31	男	D	1.7	並	暗作	—	か	撫	—	2
32	男	C	1.2	軟	白灰	半載	右鍛	2	3	
33	男	B	1.8	硬	灰	半載	鍛錆	—	2	
34	男	A	1.7	硬	暗灰	半載	鍛錆	—	2	
35	男	A	1.9	軟	鈍橙	半か	鍛錆	—	3	
36	男	D	2.2	並	灰白	半載	左鍛	3	1	
37	女	C	1.7	軟	黃灰	—	か	正格	2	2
38	女	C	1.3	軟	黃灰	—	か	正格	—	—
39	女	A	1.5	硬	暗灰	—	か	正格	—	—
40	女	A	—	硬	暗灰	—	か	正格	—	—
41	女	A	2.0	並	暗灰	—	か	斜格	—	—
42	女	A	0.9	並	暗灰	—	か	斜格	—	—
43	女	A	1.3	硬	暗灰	—	か	正格	—	2
44	女	A	1.7	並	暗灰	—	か	正格	—	—
45	女	D	1.7	硬	灰	—	か	正格	—	2
46	女	D	1.6	硬	灰	—	か	正格	—	2
47	女	A	1.6	硬	灰	—	か	斜格	—	2
48	女	A	1.7	硬	灰	—	か	正格	—	3
49	女	A	1.3	硬	暗灰	—	か	斜格	1	—
50	女	A	1.6	硬	暗灰	—	か	斜2	—	—
51	女	B	1.3	硬	灰	—	か	撫	—	—

通番	類	地土	厚(cm)	地上	色調	作り	整形	面取端側		適用
								端	側	
52	女	A	1.3	硬	灰	—	か	鍛錆	—	2
53	女	E	1.4	軟	赤橙	不詳	鍛錆	—	1	
54	女	B	1.4	硬	暗灰	—	か	撫	—	1
55	女	C	1.5	軟	白灰	—	か	剝未	2	—
56	女	D	1.3	並	白灰	—	か	板木	2	—
57	女	A	1.1	並	灰	—	か	剝未	2	—
58	女	D	1.8	硬	白灰	—	か	剝未	—	2
59	女	B	1.6	硬	白灰	—	か	剝未	—	2
60	女	A	1.6	硬	灰	—	か	鍛錆	—	2
61	女	A	1.8	並	鈍橙	—	か	鍛錆	3	—
62	女	A	2.3	硬	灰	—	か	鍛錆	1	2
63	女	A	1.3	並	灰	—	か	鍛錆	—	2
64	女	A	1.5	並	灰	—	か	鍛錆	—	—
65	女	B	1.6	硬	灰	—	か	剝未	1	2
66	女	A	1.6	硬	灰	—	か	剝未	1	3
67	女	A	1.5	硬	暗灰	—	か	撫?	—	—
68	平	A	4.2+α	暖	暗灰	—	か	—	—	—
69	宇	A	3.8+α	暖	暗灰	—	か	—	—	—
70	男	B	1.0	硬	灰	半載	鍛錆	3	—	—
71	男	A	1.5	硬	灰	半載	右鍛	1	2	
72	男	A	0.9	並	暗灰	半載	鍛錆	—	—	
73	男	A	1.5	硬	暗灰	半か	鍛錆	2	—	
74	男	B	1.1	暖	暗灰	半載	鍛錆	—	—	
75	男	B	1.3	硬	暗灰	半載	左鍛	2	2	
76	男	A	2.5	軟	黃橙	半か	不明	—	—	
77	男	A	1.9	軟	黃橙	半か	不明	1	—	
78	男	B	1.6	並	灰白	半載	右鍛	1	—	
79	男	A?	1.4	硬	暗灰	半載	鍛錆	—	2	
80	男	A	1.6	並	暗灰	半載	鍛錆	—	2	
81	男	A	2.4	並	暗灰	半載	鍛錆	—	—	
82	女	A	1.1	並	灰	—	か	鍛錆	—	—
83	女	A	1.4	硬	暗灰	—	か	撫	—	—
84	女	B?	1.5	並	灰白	—	か	鍛錆	2	
85	女	E	1.4	並	灰白	—	か	撫	2	
86	女	A	2.6	並	黃橙	—	か	斜格	1	
87	女	D	1.7	硬	灰白	—	か	鍛錆	3	2
88	女	A	1.6	硬	灰	—	か	鍛錆	2	—
89	女	A	1.4	並	暗灰	—	か	正格	—	—
90	女	D	1.6	並	暗灰	—	か	撫	2	—
91	女	D	1.6	並	灰白	—	か	鍛錆	2	—
92	女	D	2.1	硬	灰	—	か	鍛錆	—	—
93	女	D	1.3	硬	灰	—	か	木團	—	2 斜格
94	女	A	1.3	並	鈍橙	—	か	撫	1	2
95	女	A	1.4	並	灰	—	か	鍛錆	2	—
96	女	B	1.6	硬	暗灰	—	か	鍛錆	—	2
97	女	D	1.6	硬	灰	—	か	斜格	—	—
98	女	D	1.4	硬	白灰	—	か	正格	—	—
99	女	D	1.6	硬	灰	—	か	正格	—	—
100	女	A	2.4	並	暗灰	—	か	斜格	—	—
101	女	A	1.7	軟	鈍	—	か	斜格	—	—
102	女	B	1.4	硬	灰	—	か	斜格	—	—

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取 端側	遇用
103	女	A	1.9	硬	暗灰	一か	斜	2	—
104	女	C	1.8	軟	灰黄	一か	斜格	—	—
105	女	A	1.6	並	黄橙	一か	斜格	—	—
106	女	A	1.3	並	灰	一か	正格	2	—
107	女	Fcb	1.9	軟	橙	一か	斜格	1	2
108	男	A	1.4	並	灰白	半か	無	—	—
109	女	B	1.7	硬	暗灰	一か	板木	1	2
110	女	A	1.5	並	灰黄	一か	横直	—	—
111	女	B	1.8	硬	灰	一か	縱無	2	2
112	女	A	2.0	並	灰白	一か	無	1	2
113	女	C	1.6	並	灰黄	一か	正格	—	2

通番	類	胎土	厚(cm)	焼上	色調	作り	整形	面取 端側	遇用
114	女	A	2.0	軟	灰白	一か	斜格	1	2
115	女	F	1.2	軟	黄灰	一か	綱印	—	2
116	女	F	3.6	並	黄灰	一か	無	2	2
117	男	A	1.2	硬	灰	半丸	綱印	—	2
118	女	C	1.6	軟	黄橙	一か	綱印	2	1
119	女	A	1.8	硬	暗灰	一か	綱印	2	—
120	女	G	1.7	並	黄灰	一か	綱印	1	—
121	女	E	1.8	並	灰黄	一か	綱印	1	—
122	女	F	1.6	並	黄灰	一か	綱印	—	2
123	女	F	1.2	並	灰黄	一か	綱印	2	—
124	女	A	2.4	並	灰	一か	不整	—	3

凡例 半截-半截作り。一か一枚作りか、模-模骨筋有り、縦作-縦作り

右轍-右回転織紋。正文-正格子と文字、斜格-斜格子。斜2-斜格子が2種か

剥末-粘土板剥取り痕の未整形。板木-板叩き木目痕が残る。

笠No	11	12	22	38	40	42	43	44	48	101	13	15	16	17	41	47	49	104	106	20
格子	正文	正	#	#	#	#	#	#	#	斜	斜文	#	斜	#	斜文	斜	#	#	#	
同範の 笠No	—	23 (40)	113 (46)	—	—	—	—	—	—	102	14	100	18	19 50 103	114	—	—	105	—	
小計	1	6	2	3	1	1	1	1	1	2	2	2	2	4	2	1	1	2	1	36

焼成

焼成技法では、山際窯跡で採集された116点中還元焰100点・酸化焰16点である。一方鹿の川窯跡で採集されている瓦類9点中還元焰8点・酸化焰1点である。鹿の川窯跡では採集資料が少ないので酸化焰焼成が多いことは、山際窯跡と際立った相違点として挙げられる。この酸化焰焼成という大きな相違点は、既存の資料を踏まても重要な現象である後述したい。

まとめ（瓦類）

今回紹介した山際・鹿の川窯跡採集の瓦類は、従来より知らされている山際・鹿の川窯跡採集資料の中で無いものがある。これが第10図1～6・11図～12図-1・15図2～10の町教育委員会の保管品・第20図-2・21図-1の千本木政一氏収蔵品・須田茂氏収蔵品等である。本項では、これらの既存資料を含めて山際・鹿の川窯跡の性格等を分析してみたい。

鹿の川窯跡出土の瓦で最もその特徴を示すのが女瓦である。この女瓦の特徴は、凸面整形の綱引きをあげることが出来る。だが、山際窯跡からもこの綱引きを施す女瓦の出土も知られている。唯し、この山際窯跡での同種の類例は筆者自身未実見である点と極立った存在でないことからやはり主たる存在でもない様にも考えられる。又、鑑・宇瓦では、鹿の川窯採集資料では第15図3・第18図6と同範の一部である。この二者は通有国分寺創建統一意匠（以下「統一意匠」と略記）と認定される範囲であり、宇瓦の女部には、鹿の川窯跡の女瓦を特徴付ける綱引きを伴なう例が

多く胎土もG類がやや多い。鎧瓦は、山際窯跡の採集資料と同範である点があげられ現在の類例数では両者共に何如とは言及し難い。だが、宇瓦の統一意匠と組瓦を成す点では、主たる生産は鹿の川窯に想定は出来る。

胎土では、鹿の川窯の占地する琴平山の基盤層の石灰岩片が混入するF類も特徴に上げることが出来るが、生地の採取地と工房等の位置が明らかではない現在山際窯跡では絶対に混入しないという確証が無い。この点では、胎土の特徴では確定観出来ないが、有力な証左になると考えられる。

一方、山際窯跡では第15図1・2・4に掲載した鎧瓦の一群と第6~10・11・12図の男・女の両群がある。この中で山際窯跡を最も特徴付けるのが格子系叩きの女瓦である。この格子系叩きの叩き具には、佐位郡及び同郡中の郷名を略した文字を伴なう点も大きな特徴の一つで從前よりその指摘がなされている。宇瓦では、第15図5~9がある。これらは、統一意匠の後出であることは明らかであるものの、国分寺の創建段階という時間幅にはおさまると考えられている。

笠懸古窯跡群焼造の刻印文字字・女瓦は叩き絞め工具内に刻まれた文字と、文字単独（1文字・2文字がある）が刻まれた二者がある。この両者のほぼ全ての種類が国分寺に供給されている。この両者の文字を見ると、前者より後者が整微であり、前者は稚拙な感がある。これらの文字は笠懸古窯跡群周辺地域の郡名・郷名を表わしているのが最大の特徴である。そして、これらの文字が施された瓦を焼成技法でみれば、酸化焰・還元焰の二者があり、宇瓦同様な状態である。そして、酸化焰焼成のものは後者の文字に多いのも一つの特徴である。

文字は郡・郷名を顕わすが、前者の一群は、佐位郡内8郷中駅家郷・岸新郷・名橋郷の3郷を除く雀部郷・美唄郷・佐位郷・測名郷・（反治郷）の5郷の郷名が認められ、二種以上のものに佐位・雀部郷があり、雀部郷の「雀」の一方は彫り直しが二回行なわれている。第13図中に掲載した笠11はその2回目の彫り直しの例で文字部横に正格子の追刻も確認される。佐位郡以外では勢多郡がある。ただし、現在判読不能な文字1字（第13図一笠16）と文字に疑問視されるものの記号等としても考慮されるものが1種類（第13図一笠15）が存在する。後者の一群は主として郡名を顕わしており、一文字では、勢多郡・佐位郡（郷か）で郷乃至郷名を顕わしている。二文字は、山田郡・二文字の「勢作」は勢多郡と判読出来、窯窓主体者を意味していると考えられる。意味不明に「廣山」がある。この「廣山」の意味は筆者は人名を想定している。又、これらの内で酸化焰焼成の製品は、焼成の失敗とかいう状況下での所産ではなく、意図的に焼成された可能性が強い。この点を前項でも記述した酸化焰焼成について以外に記述したい。

酸化焰焼成の瓦は、統一意匠成立直前段階に新羅系意匠の鎧瓦等に専ら認められ第18図1に示した单弁8葉蓮華文鎧瓦の組瓦に対しての技法として認識出来、その窯跡は上植木雷電山系の系譜が辿れる雷電山・間野谷（？）での所産と考えられる。一方の細弁菊花文と米格子の叩きを施す一群は、胎土の特徴から埼玉県五明廃寺・淨土寺・皂樹原遺跡周辺に瓦窯の存在が推定出来る。この両者共に国分僧寺・上植木廃寺・寺井廃寺に供給している。

ここで、探集資料・既存の資料を踏まえて上述の点をまとめてみたい。

国分寺・間野谷遺跡出土の単弁 8葉蓮華文からは上植木・雷電山系の技法の系譜として酸化焰焼成・瓦当背面布紋り圧痕を促えることが出来る。笠懸古窯跡群（山際・鹿の川窯跡に限定出来ない為で、鹿地内での窯跡の存在も考慮されることから）では、統一意匠に上植木・雷電山系の焼成技法に「黒色の燻處理」付加し酸化焰焼成を認めることが出来る。瓦当背面では撫て・布目¹⁰の二様が認められる。布紋目の技法は、統一意匠ではなくその後出種「笠鑑第2型式」（詳細は後述）に認められる。この技法は、上植木・雷電山系の技法を備えた工人による製作が想定され、統一意匠では用いられず、統一意匠の存続期間から「笠鑑第2型式」の瓦範が作られる時期迄の間は明確出来ないが、少なくとも工人の技法系譜からは上植木・雷電山系最末工人から一世代以内と考えられる。そして国分寺創建設階の造瓦工人組織は、上植木・雷電山系の工人と統一意匠工人的二系統の存在が窺える。このことから、統一意匠の工人は少なくともある程度組織化されたものと考えられ、ここで、この考えられる工人組織を「上野国分寺式造瓦工人組織」と仮称しておきたい。

そして、組瓦では、上植木・雷電山系の単弁八葉蓮華文鏡瓦・飛雲文字瓦+α・繩叩き「井」文字を伴なう女瓦・男瓦は不分明。と「上野国分寺式造瓦工人組織」の単弁 5葉蓮華文鏡瓦・右偏行唐草文字瓦・繩叩きと格子系女瓦・半截作り男瓦（特定は無理）+上植木・雷電山系工人？の刻印「勢」「勢作」「廣山」「山田」が加わるか統一意匠の組瓦の直前に焼造される。そして、この後出に笠鑑・宇第2型式（第25図-23）・格子系文字女瓦・半截作り・紐作り男瓦（特定は無理）が考えられる。これを図にしたのが第18・19図である。

単弁 8葉系の焼造された直後「上野国分寺創建設階」は上野国分寺式鏡瓦の原型をなすものが焼造開始される。この段階（統一意匠作製直後）での焼成技法は、酸化焰焼成の黒色燻處理されたものと酸化焰焼成されただけの二者の存在がある。これは、瓦当面の状態が使用に伴なう磨滅等が認められない為、瓦範が新しい時に製作されたことが判断されるからである。この焼成に共通する上述の文字瓦は、組瓦の観点で捉えれば、上植木・雷電山系の最末～上野国分寺式の初期頃。ただ、上述「勢」「勢作」「山田」「廣山」の文字瓦（女瓦）は統一意匠直前から生産された可能性は強く、統一意匠焼造の初期段階まで生産が行なわれたことも類推出来る。そして、第14図笠114に代表される笠懸窯跡群中で最大の大きさを計る斜格子叩きを伴なう女瓦は、筆者の実見している既存資料でも酸化焰焼成が比較的多い点から、この頃の焼造であったことも類推される。ただ、この段階に伴なう男瓦の実態が判然としない状態である点に問題を残すが、基本的には酸化焰焼成で、統一意匠初期の焼造段階では酸化焰焼成黒色燻處理が基本となると考える。

この第25図に示したとおり組瓦がある程度明らかになったと思うので、次項で述べる統一意匠等の問題点等を考慮し、これらに型式名称を与えておきたい。型式名称は抽象分類と具体分類があるが、国分寺等の幾多の生産地からの夾雜がない点と、笠懸窯跡群として連続的に変遷經過がある程度明らかになったものと考えるので、ここで「種」としての組瓦毎に具体分類を試みる。

笠懸古窯跡群の成立背景（後述）から、上野国分寺式瓦群の中から上野国分寺統一意匠及び後出種を笠懸古窯跡群の冠頭「笠」をとり、鑑・宇・女瓦にはその類を示す「鑑」か「宇」か「女」を付す。そして古い順に従い第1型式Aから数字と型式を組み合せ、更に範の彫り直しによる順位にAへのアルファベットと追記する。Aとはあくまでも瓦範製作時の状態を示し、今後も予想される彫り直し等の存在を考慮し、一様にAを記入し、以下の2型式の設定を行ない、今後の調査等に大きく依存が考えられるものに就いては今回分類は実施せず、今後に託したい。そしてこれらの型式名称は第19図中に記入した。

女瓦は叩き種毎に、第6図～第10図で用いた笠Noを枝番号として終りに付すが、組瓦を重要視する為第19図中に示した様に組瓦の認定の確実性の高い一群のみに設定しておきたい。

胎土ではA類が最も多く鹿の川窯の主体（？）たるG類と対照的になっている。然し、鹿の川窯でもA類胎土の存在がある点で、A類を確実に山際窯跡と断定することは出来ない。

上述した両者窯跡の特徴の中で大きな2点の問題点が内在する。その1つは、鹿の川窯跡・山際窯跡の焼造した軒瓦の種類と時間的経過の点、2点目は山際窯跡が焼造した刻印文字瓦の問題で、なぜ、複数郡の瓦を焼造したのかという点である。この2点を先ず記述しその後に総括してみたい。

山際窯跡で焼造された軒瓦は既存例を含め鑑瓦 範種・宇瓦 範種ある。この軒瓦の供給先は上野国分寺が先づ挙げられ、伊勢崎市上植木庵寺・太田市井庵寺を含め、多くの遺跡にその分布が認められ、現新田郡内が多く、既に大江正行・須田茂南氏により明らかにされている。

一方、鹿の川窯跡は確実な範種数は微量であり、町教委保管及び須田茂氏の採集資料の鑑・宇各と1範種づつである。この両者の軒瓦は「上野国分寺創統一意匠」で組瓦でもある。この鹿の川窯跡で採集されている宇瓦は筆者が未実見である為今次の胎土分類のどれに該当するのか、又、別に類別されるのか定かでない。現状でこの軒瓦のみが組瓦になり鹿の川で焼造されたと判断され範種数が少ないのは鹿の川窯での焼造期間・造瓦組織の規模に係わりその範種数等の制約があったものと考えられる。

鹿の川窯で焼造された統一意匠の鑑瓦は、山際2号窯跡で採集された鑑瓦と同範であり、第18図1は、統一意匠の彫り直しで山際窯跡からの採集品であり国分僧寺・尼寺での既出例がある、上野国分僧寺・尼寺中間地域からは、更に彫り直したと思われる鑑瓦が出土している。この鑑・宇瓦の統一意匠の彫り直瓦範に就いては大江正行氏による論証が成されている。この統一意匠の変化の各様を図にしたのが第18図である。この様に山際窯で焼造された軒瓦類は、鹿の川窯で焼造した軒瓦の瓦範と同一のものを使用したことが判断される。

山際窯跡では複数の窯体が存在することと、多地点（山際地内及び鹿地内）で採集されることから山際窯跡の営業は長期に亘ったことが明らかであり、珠点中房を有する鑑瓦の採集もあることからも明らかである。（第3図）この山際窯跡の開窯時の鑑瓦は、前述した第25図1が想定される。亦、量産される軒瓦は統一意匠に類似するものであるが、第18図-22の鑑瓦は弁が細くなり、

字瓦では唐草に力強さが失なわれてきている。この両者は尼寺等の既出例などから組瓦を成すことが指摘されている（第18図-23）。

宇瓦は町教委の保管する4範種が知られており統一意匠に類するも、左右の反転等があるが、外区にはしっかりとした珠点が施こされており第25図-23より古い様相と考えられる。そして、この範種が、鎧瓦の統一意匠の彫り直しの一群と組み瓦となることが想定される。これは、宇瓦の統一意匠には範割れの認められるものがあり、この範割れが進行し瓦範として用いられなくなる様になったと思われる点にある。又、その段階では鎧瓦統一意匠の彫り直しが行なわれていたかは言及しかねる。

これらの状況から以下の推測が出来る。仮に鹿の川窯で統一意匠の焼造が開始されたとする仮定に立つならば、鹿の川窯が短期間で閉窯し、直後乃至直前頃に山際の閉窯があり、この段階では、統一意匠の鎧瓦は彫り直しが行なわれておらず、宇瓦が新たな範種になっていたことが想定される。この山際での開窯々体の位置の特定は出来かねるが、その存在は2号窯出土の統一意匠の鎧瓦から至近の位置であったと考えられる。この後統一意匠が彫り直され、それ自体廢範となり新たな瓦範の製作が行なわれたと考えられる。これが第18図12（第16・17図）であったと考えられる。

5 山際窯跡出土須恵器の技術的系譜について

山際窯跡は上野国分寺創建瓦を焼成し、資料採集による限りそのほとんどが瓦生産に当てられていた窯跡である。ここで一部併焼された須恵器坏類の一群には底部回転糸切りによる底部切り離しの後、周辺部を回転削りによる再調整を施す遺物がある。須恵器坏類を中心とした底部切り離し技法は先学により多くの論功・論争がなされている。それらの中で窯工具使用と糸使用による切り離しは技法の理論的変遷観から籠から糸への変化では大筋で一致点を見いだしている。しかし底部回転糸切り技法の出現に関しては奈良時代と平安時代を別々大きな指標としてとらえられていた時期もあった。製陶技術はもとより歴史時代の土器の年代観に対し及ぼした影響は計り知れないものがある。¹⁰⁰その後当該期の土器研究にとって主導的役割を果たしていた愛知県猿投山古窯跡群においては、今日8世紀中葉出現説をもって今日糸切り技法を含めた土器技術論は沙汰やみの状態である。

そして、県内歴史時代土器の編年は、おもに県中央部を中心とした集落跡出土資料によって語られることが多い。土器編年の細分化の進む中で技法上の問題は暗黙の了解事項かのように、とりたてて論じられることはない。ここでは山際窯跡出土遺物の特徴のひとつである、底部回転糸切り後の周辺底部回転糸切削再調整技法の（以下周辺再調整）県内に於ける状況を概観して、山際窯跡の意義を考えてみたい（第16図）。

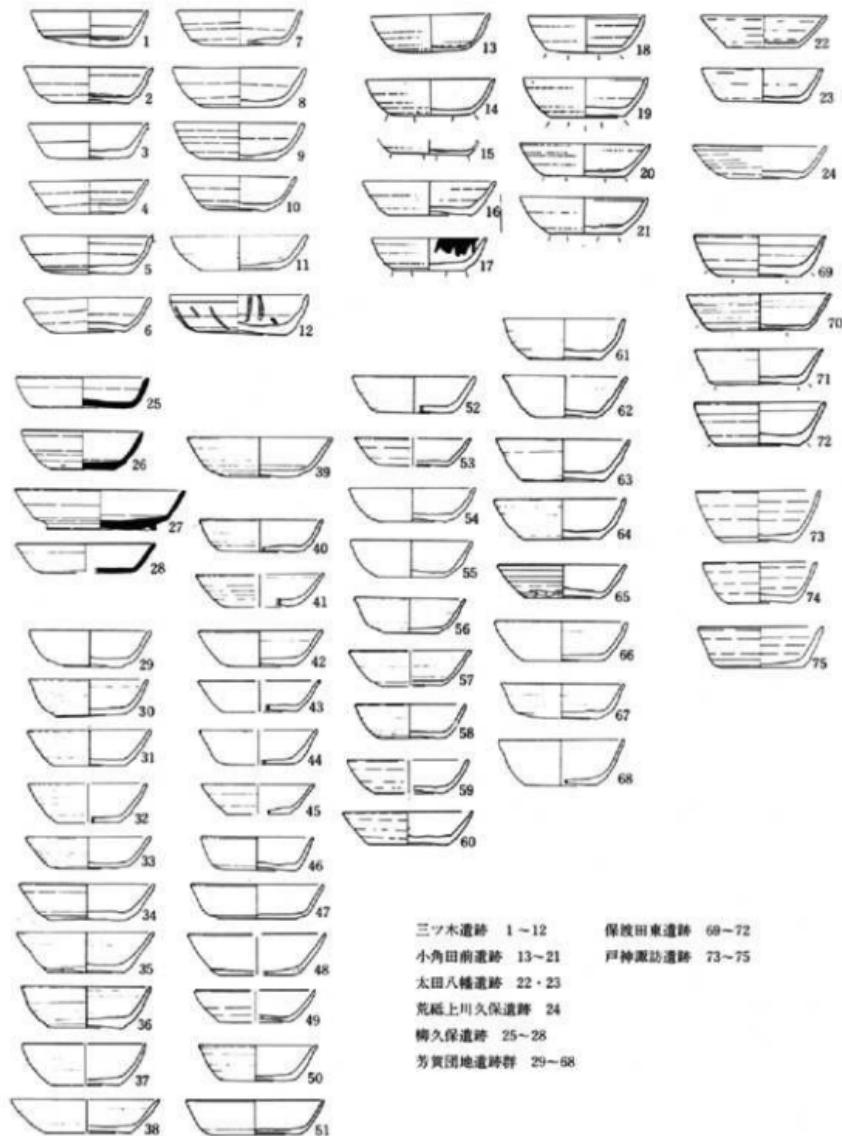
周辺再調整技法をもつ坏類の県内における様相は現在のところ明確には捕らえがたい。管見した範囲では、全県的に分布が確認されるものの、須恵器坏類の相対的な量としてはごく客体的存

⁽¹⁰⁾ 在である。まず、山際窯跡のある東毛地域（ここでは赤城山東南麓地帯から広く利根川左岸の地域を含む）では、三ツ木・小角田前・西今井・十三宝塚遺跡・太田市八幡遺跡。県央近くでは柳久保・芳賀団地遺跡などに目立った出土量がある。県央では保渡田東遺跡。北毛地域では戸神源⁽¹¹⁾訪・後田遺跡。西毛地域では田篠上平遺跡などがある。各地域に於ける再調整を施す須恵器坏類は、回転窓切り・全面窓削り調整・底部回転糸切りなどの諸技法と混在する例が一般的である。諸技法との共存の原因は、消費遺跡の時間的な継続性に起因することと、窯跡群内の群単位での製作技法が異なるための結果などが考えられるが、現在のところ諸技法の段階的あり方を示すような事例は消費遺跡・生産遺跡とも明確には認められていない。東毛地域は、山際窯跡の存在のためか、やや恣意的な資料選択の恐れがあり、他地域と比較してやや濃密な資料数を抽出した感がある。しかし、全県的な範囲での数量は他地域を大きく凌いでいるのが実態であろう。そして、もう一つの特徴として東毛地域には再調整技法を主体的に駆使する埼玉県南比企産須恵器の出土例が多いと予見されており、彼の地との関係に興味がもたれるところである。東毛地域でも県央に近い前橋市芳賀団地遺跡は古代勢多郡域に属しているが、ここではかなり大量の周辺再調整坏が認められ、一遺跡の出土例としては得意な現象である。国分寺に対する勢多郡少領上毛野朝臣足人知識物貢献や「勢」刻印の瓦など勢多郡の一連の活動は示唆的である。県央では山際窯跡生産瓦の主体的な供給先である国分寺やその周辺地域には際立った量が認められず、山際窯跡⁽¹²⁾が瓦陶兼用とは言え、殆ど瓦専用に近い生産体制を取っていたことが伺われる。そして北毛・西毛地域では極めて希にみられる程度である。各遺跡とも他の土器組成との関係の中で少数とは言え極めて安定した共伴関係を保ち、限られた時間わくでの生産・流通が考えられ、東毛地域での歴史時代土器生産にとってある段階を占める可能性が強いと考えられる。

これらの遺跡では再調整の施された須恵器坏類に対して年代を直接与えることのできる資料は知られていない。年代の考定にあたっては、小角田前遺跡104号住居跡の須恵器坏が有力な手がかりとなる。この坏は報告によれば胎土中に白色針状物質が含まれ、南比企産の製品と考えられている。(第16図-21) さらに20は針状物質の報告はないが、その形態が21と酷似しており南比企産と考えられる。また25号住居跡の1・2の坏は県内の須恵器に見られない形であり、これも南比企の製品である可能性がある。(13・14) また、荒砥上川久保遺跡5区5号住・柏川村月田古墳などにも南比企産の製品が散見できる。

104号住居跡21は口径12cm、器高3.7cm、底径は7.6cm前後である。底部と体部の変換に明瞭さがなく体部が内湾気味に立ち上がり、口唇部を僅かに摘み出す。20は口径12.8cm、器高4cm、底径7.6cmで底部と体部の変換は比較的明瞭であるが、体部の立ち上がり、口唇部の形状は2と同様である。両者とも器肉は厚目である。21・22を南比企の製品に類似を求めれば、鳩山古窯跡群小谷6号窯跡出土の一群に形態・計測値が近似している。

25号住居跡13は口径12.3cm、器高3.7cm、底径8cm前後、14は口径13.2cm、器高3.7cm、底径8cmである。底部と体部の変換は明瞭さを欠く。13は腰部に深目の差し込みが見られる。体部は内



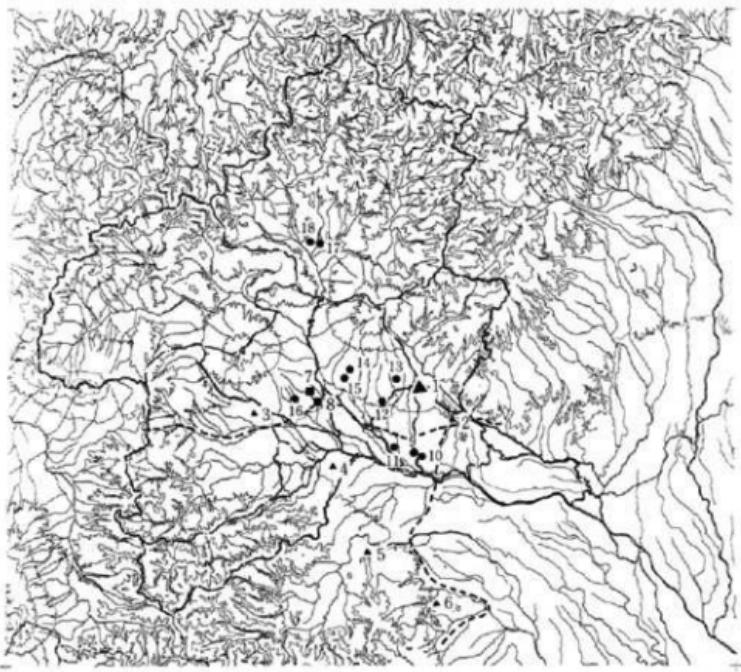
第16図 県内出土の再調整土器（須恵器）

湾して立ち上がり口唇部が微妙に外反する。器肉は薄く均一である。同じく鳩山古窯跡群の広町B6号窯溝状遺構の出土遺物中に類似を求めることができる。

鳩山古窯跡群における出土遺物の研究は本窯跡群調査報告書に詳細に行われている。また埼玉県下研究者の当該期須恵器に対する研究成果は枚挙にいとまがない。詳しくはそれらによられた
いが、年代の比定には鳩山古窯跡群報告書の研究成果を採用する。

小谷6号窯跡は小谷B窯跡の変遷ではⅢ期に位置付けられている。このⅢ期はさらに前・中・後半に細分され、小谷B6号窯の実年代はおよそ741~764年の間、とくに741年に近い段階と位置付けられている。しかし、同窯跡群での一般的傾向は、口径の大型品から暫時小型化への変遷が考えられており、その点では、8世紀第3~第4四半期の頃に相当する。また広町B6号窯跡溝状遺構は750年代を中心に8世紀第3四半期の後半までの間に考えられている。しかし、B6号窯跡溝状遺構の出土遺物には、出土位置により形態差及び時間差が認められ、小角田前25号住出土の資料に相当する遺物は上層に属するとされる。これを考慮すれば上層及び小角田前25号の遺物には8世紀第3四半期の後半から第4四半期にかけての年代が与えられる。

小角田前遺跡25号住及び104号住の遺物には各々土師器壺・甕が共伴し、他の住居跡も同様な組み合わせを見ることができる。さらに三ツ木遺跡においても多数の共伴遺物が存在している。土師器壺類は8世紀前半での大小の差が淘汰され、口径12~13cm大の計測値をもつものに統一される傾向にある。また土師器甕類は短胴化が進み肩部に張りが強くなる形態に変化する。ここに示した資料との共伴例ではいずれも類似した様相が覗われ、相互に比較的近似する時期として捉らえることができる。群馬県内での編年観によれば、これらは概ね8世紀後半第3四半期から第4四半期に考えられているものである。小角田104号住の土師器壺類は底部に不安定な丸味をもち、底部にやや偏平傾向の認められる他の資料よりやや古い段階にある。このことは、鳩山古窯跡群で得られた年代観と、県内土器の間に大きな齟齬がないことになる。また、荒砥上川久保遺跡5区5号住や6区1号井戸跡出土の壺は8世紀中頃から後半にかけての年代が考えられている。県内各地の遺跡から出土している底部再調整、とくに底部回転糸切り後の周辺笠削りの技法をもつ須恵器は、その形態と共に共伴する他の切り離し技法をもつ須恵器や土師器との組み合わせの上で時期的に見てかなり単一な様相を見せていている。それらの中で前橋市柳久保、群馬町保渡田東遺跡にある口径14cmを上回る一群は、その度目的側面から周辺再調整技法による須恵器の中でやや古式の様相が覗える例も存在する。しかし底部回転糸切り無調整、周辺笠切りなどの共伴例から8世紀中頃の時間枠を大きく逸脱するものとは考えにくい。このような全県的な状況の中で山際窯跡出土の壺4・5はこれら一連の器形変遷の中組み込めないものである。同資料は口径における大小の分化はあるものの器高の示す独自性は県内資料の中にあって十三宝塚遺跡にからうじて存在するにすぎず、特異ともいえる。技法・形態・計測値から短絡的にその類似性を認め、年代の援用はかなりの危険性を伴うことは多いものの、敢えて参考資料を求める。南北企鳩山窯跡群の虫草山8号窯跡出土の遺物は深みの形態を持つ壺類が一般的である(第17図)。口径・器高とも



- | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|-------------|----------|
| 1. 山際・鹿の川窯跡群 | 5. 未野窯跡群 | 9. 三ッ木遺跡 | 14. 芳賀東部遺跡群 | 18. 後田遺跡 |
| 2. 太田金山窯跡群 | 6. 南北企窯跡群 | 10. 小角田前遺跡 | 15. 柳久保遺跡 | |
| 3. 秋間窯跡群 | 7. 団分寺二寺 | 12. 茅砥上川久保遺跡 | 16. 保渡田遺跡 | |
| 4. 藤岡窯跡群 | 8. 国府 | 13. 雷電山窯跡群 | 17. 戸神源訪遺跡 | |



第17図 遺跡位置図・鳩山町虫草山8号窯跡遺物（1：6）

山際窯跡の（第4図-5）壺に類似し特に径口指数は30を中心にしており一致する点が多い。ちなみに虫草山8号窯跡の遺物に対して埼玉県の編年序列ではIII期8世紀第三四半期の年代が与えられている。山際窯跡の国分寺創建瓦焼成という事実に与えられている年代との一致は必ずしも偶然の一一致とは思えないものがある。

須恵器壺の製作技法に関して、上野が基本とする窓切りに対し、糸切り技法の系統は埼玉県南比企窯跡群にある。南比企窯跡群は開窯当初、8世紀初頭を前後する段階で糸切りによる技法⁶⁰を有し、全国的に最も最古の一例と考えられている。従来より、須恵器蓋に冠する環状つまみ及びかえり、削り出し高台、瓦当背面の布目紋など、上野からの技術流入が一般的に論じられる傾向にあった。しかしこの糸切りの技法系譜を見る限り、時間的な問題はもとより、製品生産の確立の度合いからも雲泥の差がある。ここで、我彼の優位性を云々する用意はないが、すくなくとも山際窯跡の地理的環境や、東毛地域にもたらされる南比企産の製品は両地域間に何等かの交流があったことを伺わせるに十分な証拠となっているのではないだろうか。近年の当該期遺跡調査の増加に伴って利根川左岸の東毛地域には多くの南比企産須恵器が指摘されている。現状では東毛に於ける8世紀を中心とする須恵器生産窯跡の存在はあまり知られていない。ただ7世紀末から9世紀初頭にかけての須恵器が採集される太田萩原窯跡の存在があり問題が残るもの、需給関係が十分に成されなかった状況が窺われ、大型器種を主に西毛地域窯跡群の製品に仰ぎ、南比企産の小型製品がこれを補完するような立場にあったと考えられる。雷電山・鹿の川の瓦専用窯跡の後を受けて瓦陶兼用窯として開窯した山際窯跡に見られる周辺再調製技法の背景には南比企産須恵器の流入を考慮しなければならないし、さらに言及すれば山際窯跡での須恵器製作に南比企窯跡群内からの技術導入が図られた可能性もある。新田郡内に限られるとしても前代の政治的背景を考慮すれば、それらの技術交流は十分可能である。また政治的・名目的な官道である東山道を廃した後の、両地域は広範な経済圏としての側面も注視する必要があろう。

群馬県内にはおよそ11の地域に窯跡群が知られており、各地の遺跡に少数とはいって、広範囲に分布する再調整須恵器は、当然各地域の窯業跡で生産された製品がもたらされた考えるのが最も自然である。しかし、須恵器生産技術に関する限り、上野國の窓工具の使用を主体とする技術系統の中で再調整を持つ窯跡の存在は現在山際窯跡を除いて知られていない。県内各地に分布する再調整須恵器が山際窯跡を中心とした東毛地域からの一元的供給、あるいは南比企産の搬入による結果であることは即断できないが、少なくとも技法上の関連からは各地域とも有機的な関係にあったことが伺える。そしてその背景は、国家的事業としての国分寺造営に拘わる意識の反映であり、一つの具体的な現れであったとも考えられる。

底部再調製に関しては、県内窯跡の内容実態が不明な現在、窓から糸への技法変遷の中でどのような位置を占めるかが確立している訳ではなく、今後の研究に負うところが大きい。

山際窯跡出土須恵器の一部にはその技法上、県内よりはむしろ南比企を中心とした埼玉県にその関係を見いだすことができる。東毛という地理的環境とともに当該地での南比企産須恵器の出

土状況はさらにこの印象を強くしている。山際窯の開窯の直接の契機が国分寺創建に伴う瓦生産に主たる目的があり、天平13年の詔に始まる一連の造寺にかかる事業としての時間的位置づけの中にある。しかし、須恵器製作技術から見た場合、8世紀第3四半期を中心とした極めて限定した時間帯を想定することもできる。この立場に立てば、天平19年頃にはほぼ伽藍の完成をみたとされる上野国分寺の造営事業の過程に於いて、山際窯跡の瓦生産はどのように位置づけられるのであろうか。現在のところ、須恵器編年やその年代観は相対的に武藏国における窯跡出土資料による研究に負う所が大きく、東毛地域は言うに及ばず窯業生産跡資料を中心とした体系的な群馬県歴史時代土器編年研究のより進展が待ち望まれる。

上野国分寺創建瓦の歴史的背景

前項のまとめでは、「上野国分寺創建統一意匠」の焼造の開始される段階に就いて記述したが、本項ではこれらの年代観・造瓦組織・開窯の背景等に就いて記述してみたい。

年代観

大和金光明寺・諸国国分寺の創建に就いては、先学等により文献史料からの国分寺創建・発願の繼承等様々な論議がなされている。本来ならば、筆者自身もこれらの文献史料等の記述に対し、諸先学の論述に対して自分の考えを述べ、その後に筆者自身が史料を扱わなければならないが、⁶⁰⁾身の浅学により考え方を述べるに能はないこの為、井上薫氏の大著をもって自身の拠所としたい。そして、国分寺の創建年代を『類聚三代格』(以下『三代格』と略記)の天平13年の詔及び『続日本紀』(以下『続紀』と略記)天平13年正月丁酉条・同年月乙巳条の記載を一応の創建年の上限として考えておきたい。

上野国分寺の創建年は現在史料に残ることは皆無であるものの、確実な上限に天平勝宝元年(749)4月戊寅条(続紀)の石上部君諸弟・同5月癸丑条の毛野朝臣足人が国分寺に知識物を献じた記事を挙げることが出来る。ただし、天平勝宝元年以前に創建が無かったことを示すものではない。この両者の前年、天平19年11月己卯(続紀)の国分寺督促の詔により両者の貢獻が想定されるが1年5ヶ月間の短期間に詔→通達→国分寺建立・貢獻→考課(中央通達)→叙位のプロセスではやや疑問がある。⁶¹⁾又、近年、この知識物が“瓦”を推測する考え方方が述べられているが、寺の造営には幾多の材量のみならず、仏像・仏具等諸々のもの=知識である為“瓦”を想定するのではありません。しかし、天平勝宝元年(749)2月壬戌(続紀)の郡領補任に就いての勅の記事は、何らかの状況の反映と見なすことが出来る。それは、各地で天平19年の督促の詔が出る以

前から国分寺建立に伴なう貢献に何らかの代償処置的意味合いのことがなされていて（叙位等）更に郡領に対する詔の内容からすれば在地有力層からの貢献が多かったことが想起される。これを具体的に天平13年12月乙卯条（統紀）（前略）勅。天下諸國。或有百姓精廟造塔者悉聽。（後略）に見出すことが出来よう。そして、在地の郡領以外の有力者からの貢献も多かったことが窺われ、この郡領補任の勅を発すること自体の記事の内容から、種々の混乱が生じていたことも想起される。この様に、国分寺の創建には郡領（司）層及び郡領以外の有力者の在地での知識に頼らざねばならなかつたのが実態であろう。

こうした中、神護景雲元年（767）5月乙卯条（統紀）の上毛野坂本公男嶋・同黒益及び、桧前部君老刀自の三人が朝臣を賜っている。又、上毛野坂本公男嶋は天平勝宝5年にこの朝臣を賜ることは大きな意味がある。これは、外五位が天平神亀5年3月甲子日付（統紀）により待遇が半減され、天平末年には、真人・朝臣・宿称の一部は外五位を経る叙位があるが、宿称の一部・忌寸・連等は原則として外五位を経るか経りという差別が慣例固定している。このことから、上毛野坂本君・桧前部君は朝臣と賜わることにより五位以上に叙位されることが可能になったということである。この前者の上毛野公坂本朝臣男嶋・黒益の二朝臣性の改性記を含め吾妻郡擬少領上毛野坂本朝臣直道等の存在から天平19年の詔に対する造園分寺活動の一端の示唆が可能であろう。後者の上野佐位朝臣老刀自は、神護景雲二年（768）六月戌寅条（統紀）では老刀自が膳司の掌膳外從五位下の官職を有する官人であった記事があり、さらに老刀自を国造に任じている。老刀自はこの1年間に外從五位上から掌膳外從五位下の采女となっている。采女に対する規定は、養老後官職員令からすれば郡少領以上の姉妹で、年令13才～30才までの比較的緩やかな規定しかない。他方、正倉院に伝存する「撒布屏風袋第二號銘文」には以下の銘文が記されている。

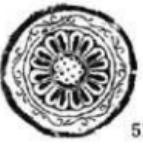
上野國佐位郡佐位郷柄前部黒麻呂庸布壹段
長二丈八尺
廣二尺四寸
天平感宝元年八月
主當國司介正六位上駕十二等度口
御司大領外從五位下君實味麻呂
とある。この天平感宝元年は749年であり、前記老刀自が統紀に初見する18年前である。銘文には郡司大領外從五位下君實味麻呂とあることから、老刀自とは有縁であることが推測される。

山際窓跡から採集されている瓦類から、佐位郡内の刻印文字瓦の郷名は、組瓦から創建統一意匠から降った時期であること前項述べた。老刀自が景雲二年に掌膳采女となるには、采女規定（後官職員令）から13才～30才の間でも、掌膳になるにはそこそこの年令であったと思われる。そして、天平神護2年12癸巳条（統紀）の記事等から、桧前部氏の何らかの思惑があったと想起せられる。この“外從五位下”の叙位がいつ頃であったか明らかではないが、この叙位も上述山際窓跡での佐位郡郷名を執拗に瓦に施す段階に係わると思われる。この佐位郡郷名瓦は、十三宝塚遺跡（佐位郡々寺乃至佐位朝臣氏・桧前部氏の氏寺）で一括の出土例がある。⁶⁰

上述して来たとおりの諸事・事情等がある。国分寺の創建（天平19年督促の詔の記事の堂宇を指す）建物を寺域内全てと考えるよりも、寧・塔・金堂・僧房の最低限の建物は、天平年間には少なくも着工があり、又、具体的な証左も乏しい中現状では竣工の断定はとうてい出来かねるため、竣工があったと考えてもいいのではないかと思う。この点から統一意匠の上限はやはり、天

鎧瓦		宇瓦		女瓦		第2型式の組瓦	
上橋木庵寺の創建からの単弁八葉の系譜は山王・秋闇系に対する連合相続が発達する。							
上橋木庵寺山系 悟寺	笠置第1型式	間野谷 3 2	井 4 か	笠女第1型式	勢多郡 22 23 24 25 26	山田郡 27	雀 35 36 37 38 39 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41
上野国分寺型式	A	B	C	A	笠宇第1型式重模 左偏行 12	山田 16 17 18	佐位郡 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40
上野国分寺型式	A	B	C	C	左偏行 右偏行 13 14	子王 二 19 20	不詳 人か 42 椿? 43

第18図 山際・魔の川窯跡組瓦図(1)

	鎧瓦	字瓦	下野国分寺
笠鎧第2型式A 22		笠字第2型式A 23	
	44 	45 	
笠鎧第2型式B	46 	47 	
笠鎧・字第三型式(亞式)段階		48 	50 
		49 	51 

44は笠鎧第2型式Aの瓦芯が彫り直されたものである。45は外区に右偏行唐草文を配する意匠で、意匠の要素は下野国分寺創建段階の意匠と共通する。

笠鎧・字第三型式は、個別の瓦芯に対して称号されるのでは無い。これは、南北古窯跡群での上野国分寺瓦の生産が始まる如く、造瓦は量産体制段階に至り、国分寺の本格的な創建後、第1型式の意匠は祖形となるものの、実際の瓦芯意匠は第2型式を踏襲したが、系列の中では派生種的な存在であったと考えられる。この為、第2型式以降の実態は「段階」としての存在で細分は今後の課題になる。

下野国分寺の創建段階の軒瓦には、上野国分寺式の意匠要素に共通がある。50・51の外区の右偏行唐草文は45の在り方に同じあり、唐草の文様向体6・49に類似している。工人の移動も考慮されよう。

笠字第1型式以後の亞種は、「創建統一意匠」を祖形とし「笠字第1型式亞種」とされるものである。笠鎧第1型式Aの瓦芯彫り直した一群が多い点は、笠字第1型式亞種と組瓦になる可能性が高く、この埴工人の何らかの変革が推測される。

平13年頃と想定せざるを得ない。又、下限は、瓦芯の状態からやや長期に及んだと思われるものの、その期間想定には無理があるが、後出種の笠鎧2型の下限に老刀自の動静（上野佐位朝臣氏の動静）をやはり考慮する必要が感じられる点から、一応神護景雲年間と想定しておきたい。

造瓦組織と開窯の背景

造瓦組織に就いては若干前項目で述べて来た。ここでは、その根本理念に就いて記述したい。
「上野国分寺の統一の創建の意匠」の創出は大江正行氏が論述しておられる。この論点の概略は、
上野国分寺創建以前の上植木・雷電山系は末期に新羅系意匠融合し、これに山王・秋間系の高句麗系の様相が大きく影響し合うとした。確かに、諸国分寺では単弁5葉蓮華文の意匠は国内では相模国分寺に類する意匠が認められるだけであり、上野国内での系譜からも一種独特なもので、近県の意匠と比較しても異なったものである。この上野国分寺統一意匠の創出の証明は、天台瓦窯遺跡の報告書中で大江氏が論述したのが唯一といって能く、国分寺創建前代に於ける上野国内の勢力団式の中では他見を要さない証明である。

この統一意匠の造瓦製造は、国分寺を建立しようとする举国一致の事業である。この国分寺建立に伴なう資材は、現在の土木建築と同様に、ありとあらゆる材量・用具・人材・知識が必要であった筈で、瓦はその一部でしかない。そして、これらは國府の上級役人上野國14部の郡司などが、國府で談合し各郡に作業分担があったと思われるが、特殊な部分等は工人の寄合統一組織的

により各作業があったと考えられ、寺地の占地から色々な談合が有った筈であり、造東大寺の縮小版的な組織（調整機能等）が存在せねば摹国一致での造国分寺は先ず不可能に近い状態であったと考えられる。されば、造瓦生産は、造国分寺機構の中では一部門としての存在であつた筈である。この造瓦部門が上述の統一意匠の決定は、上野東・西の合議により決定がなされたと解さねばならない。

具体的な造瓦部門の組織は、西毛地区で造瓦工人の居た勢多郡司媒が、自郡の雷電山系工人を出し、新田郡司が中心となり新たな粘土産出地を発見しそこに雷電山系工人を入職させたと想定出来るが、一つ大きな問題がある。これは、統一意匠の焼造に伴ない新たな『一本作り』の技法⁶⁸が鏡瓦に用いられた点である。この点に就いては、県内では大江氏・前沢和之氏の指摘があり、⁶⁹造国分寺瓦の為に中央から工人が派遣されたか工人が出張し技法を伝授されて来たのかの可能性がある点である。この点は、高井住弘氏の指摘のとおり、同一技法の認められる鏡を各々例にとり検討せねばならない。

そして、上述した国分寺創建という一大事業の背景をして笠懸古窯跡群は成立したと解釈せねばならない。そして、背景としては、各郡司層・有力氏族との思惑が絡んでのことと想像されるが、第1義として、国分寺建立という一大事業の為の開窯が鹿の川窯乃至山際窯にあったことが重要な点である。そして、その操窯は、勢多郡司媒・新田郡司媒によりあり、これに参画した山田郡司媒が何らかの形で支援したものと考えられる。そして、佐位郡司檢前部媒（黒麻呂）は、上植木・雷電山系という図式の中で、勢多郡司と共に何らかの参画があり、若干遅れて佐位郡各郷の財を徴し造瓦生産に係わり、焼造された一部を自郡の十三宝塚（佐位郡衙乃至檢前部氏の氏寺）へもたらしたと考えられる。又、新田郡の各寺院乃至官的建物にも新田郡司媒がもたらされたと考えられ、併焼された須恵器は、あくまでも、造瓦の基本方針から外れるものであって、それは、あくまでも從の存在として関係4郡内に分散したと考えられる。

上述して來た点から、笠懸古窯跡群の性格は大義名分に“官窯”として、上野国内で窯跡群として初めて成立し、國分寺創建頃の8世紀代の上野國の“官窯”的在り方とは正にこの笠懸古窯跡群の成立経過があるのである。須田茂氏は統一意匠鏡瓦等の分布から、新田郡との係わりを想定され鹿の川窯と山際窯の性格を述べ『鹿の川・寺井系の上野國分寺瓦』の固有名詞を設定されているが、國分寺創建頃、国内各所から瓦を供給したものが、急速瓦当文様の意匠を統一という現象とこの意匠を出発点とし、以後上野國の主体文様（瓦）意匠となる点は、やはり、国内全体の國司・郡司層との計画に基づくという面から見なければならない。このことから、統一意匠に対してはこの意匠から新たに発達する型式の初型として捉えなければならず、且、国内に同系統の文様が生産されることからすれば、「上野國分寺式」という広い視点に立っての名称が妥当と考える。ここに大江正行氏の設定した名称の本来的な意義があると思う。そして、この統一意匠が正に、上野国内勢力の具象として「上野國分寺式」の模式初型として名称を与えることが可能なのである。

前述してきたとおり、「上野国分寺創建統一意匠」=笠鎧瓦・宇第1型式Aの上限年代は天平9年(737)乃至天平13年(741)頃に想定され笠鎧第2型式A・Bには神護景雲年間(760年代の末年)頃の年代を下限として想定したい。そして、上野国分尼寺の創建が1段落した頃に想定される笠鎧第3型式(亜種段階)は神護景雲年間を前後する頃と考えられる。これらのことから瓦範種の時間幅は約30年間となる。

一方、上野国分尼寺の創建が1段落した頃には、恐らく十三宝塚の寺院(以下十三宝塚寺院と仮称する)の創建があったと考えられる。この上野国分尼寺の創建・十三宝塚寺院創建頃の窯跡に山際1号窯等が想定される。そして、1号窯より上位のレベルに構築された2~3号窯は、現状として1号窯の後出窯として、上野国分尼寺・十三宝塚寺院創建頃の瓦生産が多い時期での築窯と類推される。このことから、現在露呈する3基の窯体は概ね上述の点から神護景雲年間頃であったと推測される。そして、2・3号窯の中間から出土した完器の須恵器坏は760年代頃をしてその年代とされる。

以上の点から、上野国分二寺の創建段階は天平9年頃から神護景雲年間の約30年が想定され、この間に笠鎧第1~3型式の存続があったものと考えられる。この30年間のとらえ方として、第1型式A—第1型式B—第2型式A—第2型式B—第3型式元年の5段階の変遷が型式学的に想定される。そして、この5段階を30年に均等配分するならば、1段階6年程となるが実態はこの算数計算とは異なると考えられる。それは国分僧寺の七重塔建立という前代未聞の造塔工事や丈六仏の铸造・金堂の完成等単純的に創建時の堂塔造立があったと思えぬ点にある。しかしながら、あえて第2型式の出現(上野国分尼寺創建段階)年代を述べれば、上述点を考慮し、上野国分僧寺の創建から少なくとも10年程の期間を750年~760年代頃として想定しておきたい。そして、上述した点を踏まえれば第4図-5の完器の須恵器坏は、土器編年序列をなす場合に非常に重要な存在になることが明瞭になったと考える。この点は執筆の綿貫、採集した筆者にすればその喜びには大なるものがある。

現状での分析として以上のことと述べて来たが内在する問題点・矛盾等も含まれるのは限られた資料の中には必然として諸先輩をはじめ同輩諸氏におゆるしを乞うものである。又、山際・鹿の川窯跡に最も係わりの深い僧寺に就いては調査報告書も公刊されたので今後問題点の所在を明らかにし別稿としたい。

本稿を草するにあたっては大江正行・増田修・若月省吾・小島純一・小菅将夫の4氏に御助言を賜った巻末ながら御礼を厚く申し上げます。尚、第4図-5・第11図-6の遺物は昭和57年に笠懸村(当時)教育委員会に提出した。

参考文献

- (1) 黒坂勝美編 「續日本紀」 新訂増補 國史大系 <普及版> 吉川弘文館 昭和49年(1974)
- (2) 井上光貞・関見・土田直輔・青木和夫校注「日本思想史3 律令」岩波書店 昭和51年(1976)
- (3) 「群馬県史」資料編4 原始古代4文献 群馬県 昭和60年(1985)

註

- (1) 井上唯雄・若月省吾「笠懸村の原始・古代」『笠懸村誌』 昭和58年 笠懸村
- (2) 相京總史「群馬県の古窯跡群の概観—群馬県における天台瓦窯の特質—」『天台瓦窯遺跡 中之条古窯跡群における天台C地区瓦窯の調査』昭和57年 (1982) 群馬県吾妻郡中之条町教育委員会
氏は、群馬県下の古窯跡を初めて群単位に捉えその概要をまとめておられる。この各群は、ほぼ古代の都に対応するかの如くまとめておられ、群馬県下の古代窯業生産の背影を知る上にとって重要である。又、設定された古窯跡に対し、この背影に就いて概述された論文に大江正行「群馬県における古代窯跡群の背影」『群馬文化199号』昭和59年 (1984) 群馬県地域文化研究協議会があり、この2冊が近年の基本文献である。
- (3) 河井潤三・山田 博「群馬県太田・大間々地域の第三系と後期中新世における関東西方部の古地理について」『石油技術』251新井房夫「群馬県の地質と地下資源 第20万分1群馬県地質図説明書』昭和39年 (1964) 内外地圖株式会社
- (4) 群馬県歴史考古同人会「土器部会研究資料」昭和57年 (1983)
- (5) 中沢 恒「出土土器の分類と編年」『清里陣場』昭和56年群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (6) 尾崎紀左雄・相沢忠洋「鹿の川窯跡」『日本考古学年報1』昭和23年 (1948) 日本考古学協会
井上唯雄「山原窯跡」「鹿の川窯跡」「笠懸村」昭和58年 (1983) 笠懸村誌編纂委員会
- (7) 岡本 男・戸沢充則「3 関東」『日本の考古学 II 鶴岡時代』昭和40年 (1965) 河出書房新社
- (8) 笠懸村埋蔵文化財調査報告第三集「笠懸村稻荷山遺跡」昭和55年 (1980) 笠懸村教育委員会
- (9) 笠懸村埋蔵文化財調査報告第四集「笠懸村和田遺跡」昭和56年 (1981) 笠懸村教育委員会
- (10) 井上唯雄「馬見岡鐵道跡」「笠懸村誌」昭和58年 (1983) 笠懸村誌編纂委員会
- (11) 挿「外堀山遺跡」「群馬県史」資料編2 原始古代2 群馬県史編さん委員会 昭和61年 (1986) に概要を記述した。
- (12) 笠懸町教育委員若月省吾氏より御教示を受けた。
- (13) 桐生市教育委員会増田 修氏が高校時代、友人が採集し自作して来た瓦を氏が実見している。この女瓦は格子系の印きが施されていったという。増田 修氏の御教示による。
- (14) 須恵晋也「古瓦の様式と形式・型式」「飛鳥白鳳の古瓦」昭和45年 (1970) 齋賀良国博物館
大江正行「軒丸瓦の文様について」「上野国分寺跡寺城絆の調査」群馬町埋蔵文化財調査報告書第1集 昭和50年 (1975)
- (15) 岩澤正作「笠懸村古代瓦の窯址発見の始末」「上毛及上毛人」第62号大正11年8月
- (16) 山際宿見発見の「始末」の前、豊国覚堂「新田郡立霧島の史蹟探査」「上毛及上毛人」第62号大正11年6月に山(岩)崎林太郎氏居宅裏に瓦窯発見の記事があり、発見者は岩澤正作氏とされている。詳細は次号に採集した瓦の拓本とともに掲載するとされている。拓本と瓦窯発見の状況を述べた註5の文が始めてとすべきであろう。
- (17) 福島武雄「上野国分寺跡の古瓦」「上毛及上毛人」大正10年8月第52号
- (18) 田島伊作「碓氷郡秋間村の古瓦発見記」「上毛及上毛人」昭和9年9月第208号
- (19) 柴田忠常「鹿田山窯跡」「群馬県史蹟名勝」第2卷群馬県史蹟名勝刊行会大正15年 (1926)
- (20) 大江正行「古代瓦窯跡存在的意義をめぐって」「天代瓦窯跡」 1982 吾妻郡中之条町教育委員会
「史跡上野田分寺跡」 1988 群馬県教育委員会
- (21) ここで言う湖側的意味は生産跡としての山原窯跡の次元であり、地域消費遺跡からすれば須恵器の生産量に拘わりなく山原窯跡は主体的な存在となろう。
- (22) 大江正行「特殊遺跡」「太田八幡遺跡出土土器の胎土分析」「太田八幡遺跡」1990 鶴群馬県埋蔵文化財調査事業団によれば、山原窯跡の灰原より内黒燒、内面研磨の採集品が得られており、胎土分析の結果から山原窯として妥当な値を示し山原窯跡の焼成品目の一と考案されている。八幡遺跡をはじめ東毛地域には、この種の遺物が比較的多く見られ、外面口縁部下に「鉗」模様と見られる凹線を巡らす形態がある。山原窯跡の時期的・生産目的の背景を示唆する資料として興味深い。
- (23) 県内8世紀代の須恵器窯には、底部に全面回転範囲を加え、切り離し技法の不明な遺物が多い。箇切り・糸切りのいずれかと思われるがここでは明らかに糸切り技法の確認できる遺物を対象にする。
- (24) 田中 康「須恵製作技術の再検討」「考古学研究」 第11巻第2号 昭和39年
- (25) 大江正行は「上野国分寺の統一の創建意匠」(註13前掲書)とした文様系譜(上野国分寺系)を「上野国分寺式」と改めて名称設定されている。この「上野国分寺式」の瓦には、笠懸古代窯跡群で焼造した瓦と藤岡古窯跡群で焼造した瓦の2者の系譜があるものの、瓦当意匠には類似意匠でも多く細分困難で組瓦の把握も困難な状態である。しかし、この前者の最古の鶴・芋瓦の瓦当意匠は、後出2系譜の瓦当意匠の形相となる意匠である。筆者は、この最古の鶴・芋瓦を「上野国分寺創建統一意匠」として昭和63年頃より用いている。從前に於この名称設定の記述をしていなかったので、ここで、上述意匠を以て「上野国分寺創建統一意匠」の名称設定をする。
- 「上野国分寺系」の記述は註13前掲書以外では、大江正行「金井庵寺の意匠をめぐって」「金井庵寺遺跡一町道4-83号線に伴う发掘調査」昭和54年 (1979) 群馬県吾妻郡吾妻町教育委員会及び、註2前者前掲書があり、「上野国分寺式」の名称設定は、大江正行「(1)上野国分寺式との係わりから見て」「有馬高寺跡発掘調査報告書」第III章考察 第1節瓦類 氷川市発掘調査報告書第16集 昭和63年 (1988) に詳述されている。
- (26) 「半裁作り」の名称は筆者の造語である。從前より瓦の成形技法の名称に、「分割技法」等で呼称されている技法と同義語である。造語(名称設定)の意図は、同技法は分割の意図より半分に截断するのが実態であり、「半分に截断する」の意味として「半裁」とし、凡全国的な作瓦技法である為「半裁作り」として用いている。そして、「上野国分寺創建統一意匠」

と同様に、上述意図を以て「半載作り」の名称設定をしたい。

- 註5 前掲書（後者）及び、須田 茂「山際窯跡・鹿の川窯跡」「群馬県史」資料編2 原始古代2 群馬県史編さん委員会 昭和61年（1986）
- 註6 「彼」の形而直しの中間段階は、勢多郡柏川村宇通遺跡（宇通寺）での既出がある。宇通寺の瓦類を整理された大江正行氏の御教示による。
- 註7 大江正行「金井庵寺の意義をめぐって」「金井庵寺遺跡一町道4-83号線に伴う発掘調査」昭和54年（1979）群馬県吾妻郡吾妻町教育委員会 昭和59年（1984）
- 註8 大江正行「瓦当部背面の技法について」「上野国分寺寺域縁辺の調査」群馬町埋蔵文化財発掘調査報告書第1集 昭和50年（1975）
- 註9 この黒色焼成技術法は、笠原古代窯跡群中で生産された可能性がある「須恵器内黒土器」の技法に通ずるものである。筆者らが山際窯跡で採集した「内黒土器」は、小沢達樹・大江正行「太田市八幡遺跡出土の胎土分析」「太田市八幡遺跡」群馬県教育委員会・御賀馬県埋蔵文化財調査事業団の分析試料に供した為土器は無くなつたが、実測図は同書中に掲載されている。
- 註10 高井佳弘「第Ⅶ章出土した遺物 第1節瓦類 3軒丸瓦」「史跡上野国分寺跡」群馬県教育委員会 平成元年（1988）
- 註11 大江正行「第3回 関東古瓦研究会 研究資料No.3」関東古瓦研究会群馬部会 昭和57年（1982）
- 註12 須田 茂「上野国新田郡における古代寺院について一地方寺院の形態とその形成背景に関する史論一」「研究紀要7」朝群馬県埋蔵文化財調査事業団 平成2年（1990）
- 註13 大江正行「第4章まとめ 第2節 瓦」「国分寺道路」朝群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘調査報告書第10-4集 朝群馬県埋蔵文化財調査事業団 平成2年（1990）
- 註14 第15回ー1・第18回ー11は千本木政一氏の採集資料である。氏は新里村宇野に在住し昔より近隣遺跡の表面採集活動等をされておられる。氏の採集された資料には重要なものが多い。第14回ー1の実蘭園は大江氏が実蘭・採括されたもので町誌・県史等に使用されている。この外、雷電山窯跡・新宮遺跡で採集されている瓦類の多くは氏の所蔵品である。
- 註15 近年当該の山際・鹿の川窯跡に係る論述が須田 茂・高井佳弘氏により公刊されている。両氏は、新田郡内の寺院及び瓦出土遺跡と国分寺から出土した鏡・字瓦に就いて、概ね次ぎの前提に立っている。

1. 「統一意匠」の鏡・字瓦と綱印きの女瓦・「大」「三」（漢数字に類似する文字瓦類）等の墨書き文字瓦を「鹿の川窯跡」のみで生産されたとする。
2. 上述以外の「統一意匠」の後出種の鏡・字瓦及び格子系印きの女瓦・「山田」「勢多」等の刻印文字瓦類を「山際窯跡」で生産したとする。

この1・2の前提に立ち須田氏は、註 前掲書中で論述しその論旨は次ぎのとおりである。「鹿の川窯跡は新田郡が宮室・國分寺創建統一意匠の鏡瓦を新田郡・國分寺に供給する目録をもって開業した」とし、「山際窯跡は山田・勢多・佐々木郡が宮室に国分寺・各郡に向けて開業があったとされている。そして、この両窯跡は、「官」としての性格が薄く感じられるとしている。

一方、高井氏は、国分寺出土の瓦（鏡・字瓦）に就いて記述する中（註30前掲書）で、やはり、上述の1・2を論述の出発点としているものの、「統一意匠」字瓦女瓦面部凸面には綱印きと斜格子を施す二者の存在を報告し（345点中後者は4と少ないものの斜格子印きを施す「統一意匠」字瓦は存在する）している。

この両者の前提となっている点は筆者もある程度までは傾向として捉えられると思うが、両窯跡は採集資料でしか知られておらず、それらも主要な資料は既に周知されている。これらの中から鹿の川窯跡では綱印きの女瓦しか生産しなかったという点は未だ確定は出来ないと考える。これは、鹿の川窯跡では、斜格子印きの女瓦も採集されている実態があり（註5後者前掲書）他方、山際窯跡では、「統一意匠」の鏡瓦破片・彫り直し（第15回ー1・2）があり、第3回の故岩沼正作氏の採集資料には綱印きの女瓦もある。又、国分寺中間地域D区17号住居出土の女瓦（第68回ー5）には綱印きと斜格子の両者を施す資料がある。

よしんば、胎土をもって1・2を論ずるにしても今回の資料でも両窯跡に共通する胎土があり、両氏共に胎土での説明はなされておられない。「鹿の川窯跡生産」とか「山際窯跡生産」とする「生産」は、馬見岡遺跡の様に、焼造窯（窯跡の特徴は出来ない）から離れた特定の生産工房の存在もある。そして、鹿の川窯跡で焼造された瓦の「造瓦所」と山際窯跡で焼造された瓦の「造瓦所」がどの様な状態であったかという点と工人系譜等未解決の問題も多い。

上述してきたとおり、筆者としては窯跡と焼造製品を限定して考えるのではなく、現状では、「鹿の川窯跡の主体焼造瓦は」と「山際窯跡の主体焼造瓦は」と表現するのが妥当と考える。そして、鏡・字瓦・男瓦・女瓦を実際に促し詳細に分析することが必須であろう。これらの点を踏まえれば、両氏が前提としている論述には大きな矛盾が内在している。

- 註16 25と同じ
- 註17 ここに掲載した再調整技術法をもつ資料は集成を目的としたものではなく、県内全域を網羅的に扱ってはいない。消費遺跡での量的傾向を見るためであり、およその動向に大過ないと考えている。
- 註18 「三ッ木遺跡」1984、「小舟田前遺跡」1985、「西今井遺跡」1987 朝群馬県埋蔵文化財調査事業団 「十三宝塚遺跡」II 1987 群馬県教育委員会 「柳久保遺跡群」VII 1988 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 「芳賀谷地遺跡」I・II 前橋市教育委員会 「保渡田東遺跡」1986 群馬県教育委員会 「戸神御訪遺跡」1990、「後田遺跡」II 1988、「田郷上平遺跡」1988 朝群馬県埋蔵文化財調査事業団

- (45) 飯田陽一「南北企業跡群製の須恵器」「荒砥上川久保遺跡」1982 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (46) 大江氏の御教示によれば、7世紀代の瓦の多くと、8世紀代の笠懸古窯跡群などを含む特定窯跡群製の瓦に、輪軸左回転の傾向があるという。山陰窯跡群出土の須恵器には、左回転による例が多くあり、同窯跡を営んだ工人像について、瓦陶の両者を作成した職域の可能性が考えられる。須恵器での輪軸左回転は月夜野窑跡でも認められる。
- (47) 42と同じ
- (48) 小島純一「月田古墳B1」柏川村教育委員会 1982 小島氏のご原意で実見した。胎土中に白色の針状鉱物の混入が認められ南北企業跡群の製品の可能性が高い。
- (49) 南北企業跡群製の須恵器についてはとくに同定する機会を設けていない。同定能力に関しては胎土中の白色針状鉱物の存否が唯一の指標であり、さらに掲載資料のほとんどは実見していないため、南北企業跡群製の存在量は全く不明である。多くは報文中の胎土特徴によっており、実際はかなりの数にのぼる可能性がある。
- (50) 「鳩山窯跡群」I・II 1986・1990 鳩山町教育委員会
- (51) 「埼玉の窯業調査報告書」昭和62年 埼玉県歴史資料館
- (52) 「鳩山窯跡群」II 1990 鳩山町教育委員会
- (53) 須田 広茂「入谷遺跡」新田町文化財調査報告書第8冊 1987 群馬県新田町教育委員会
大胡町では撲継・製鐵跡などとともに、全長4.5mの小規模な須恵器窯跡が検出されている。壺・蓋付き・短頭壺及び蓋などが生産されている。供給先是「京寺」・「国衙」など、かなり観察的と考えられている。壺頭底部切り離しは使用とされる。山下成信「八ヶ峰生產址遺構」「上大屋・櫛越地区遺跡群」1986 群馬県勢多郡大胡町教育委員会
- (54) 藤岡謙二郎編「古代日本の交通路」I・II 昭和53年 大明堂 秋山元秀「武藏國」・金坂清則「上野國」宝龟2年(781)、上野→武藏→下野經由の東山道を正式ルートとしている武藏國は東海道経路に移属が図られた。この背景には、武藏國の中央部に広がる横積台地や沖積平野の開発の進展が考えられている。この結果、新田郡を中心とした上野國と武藏國西部地域には新たな経済圏としての結び付けが展開したと考えられる。
- (55) (2)前掲書
- (56) 21と同じ
- (57) 井上 幹「奈良朝仏教史の研究」昭和41年(1966) 吉川弘文館
- (58) 前沢和之「第7回歌第3節 國分寺の創建」「史跡上野國分寺跡」平成元年(1988) 群馬県教育委員会
- (59) 県教育委員会により発掘調査が実施された。発掘時点での遺跡の性格付について「寺」から「都衙」という具合にその性格付に対して一定の一見解が出ていない状況下にもかかわらず史跡指定されている。都衙・寺の論争は半ばを過ぎたかの感があるものの「都衙」の表現をも疑問視する人もいる。筆者は自身、検出遺構・出土遺物から、從前よりの都寺説と檢前部氏(都司)の私寺のどちらかと思っているが寺としての前提は變らない。
- 又、十三宝塚遺跡と同様に「都衙」「寺院跡」と遺跡の性格付が分かれた地域にとって重要な遺跡に「上西原遺跡」がある。この遺跡で検出された基壇・基壇を廻る溝等があるものの、他の遺跡を鑑みても「都衙」とは考え難い。出土遺物には、瓦類・土器・鐵製品・塑像等がある。この中で瓦類は笠懸古窯跡群で焼造された製品であり、やはり寺院跡と判断されるが、十三宝塚遺跡と比較した場合、その差異には著しい違いがある点からすれば官的な寺院とは考え難い。調査担当の松田氏は最初「都衙」として論述されていたが、昨今では、十三宝塚遺跡と共に「都衙」としている。この転換に伴なう論述は無く、何知なる論識をもってなすのか学理上の大きな矛盾である。
- 又、勢多郡内には柏川村宇道遺跡(宇道寺跡)・新里村青雲寺遺跡・赤堀村川上廻寺等があり、上西原遺跡同様に笠懸古窯跡群焼造の瓦を堂宇の屋根に葺いた痕跡がみとめられる。これらの寺院跡等も基礎的研究を踏まえ系統的な研究成果によりその性格付がなされる必要性があり筆者自身も自戒している。
- (60) 大江正行註27前掲書。
- (61) 柴惣「上野國分尼寺々地考」「群馬の考古学」財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団創立10周年記念論集 群馬県埋蔵文化財調査事業団 昭和63年(1987)の中で尼寺と共に僧寺各地について一部記述した。
- (62) 大江氏は「上野國分僧寺城縦縫の調査」群馬県埋蔵文化財調査報告第1集群馬町教育委員会昭和50年(1975)の考察の中で述べ前沢氏は「瓦からみた上野國分寺」「史跡上野國分寺跡」平成元年(1988)群馬県教育委員会
- (63) 高井佳弘註30前掲書の中で述べておられる。
- (64) 官室に就いての定義は色々な問題がある。1つは中央に於けるものと、地方に於けるもの、また、地方の中でも中央に近い地方というように地理的規制もある。そして、上野国の場合には地方に設定される。では、地方に於ける「公」窯とはどの様な状態なのを考えねばならない。地方官衙を探ろうとする時群馬では「こうゆう実態があつて」更に、「その背景がこの様に考えられるから」という点を明らかにしてからそれが「公」なのか「私」なのかという点で考収せねばならない。でなければ、上野国(関東地方)には「官」という言葉が該当する窯は一切なく、官の建物ですから「私」を前提にせねばならない特に「都家」と呼ばれるものは私の私用の場合がある。又、時期によっても異なると考える。少、なくも時期・状況等から実態を踏まえて判断せねばならない。

地方出土の古代木簡について

高島英之

1はじめに

1928年、三重県袖井遺跡において日本ではじめての木簡の出土をみて以来六十余年、今日までに中世を含む木簡の出土例は全国で500余遺跡・総点数にして20万点を越えるに至り、木簡はもはや日本史の史料として不可欠のものとなっている。⁽¹⁾

この間、木簡に関する研究も2つの方面から進められてきた。⁽²⁾

すなわち一つは木簡を史料として利用した研究である。とくに古代の木簡は史料的に限界にきていた古代史研究に新たな活力を与え、その将来に無限の可能性を開くことになった。木簡を文献史料として利用する歴史研究ばかりでなく、用字法や字訓・文体等の面で木簡を素材とした国語学的研究、書風についての書道史的研究など、さまざまな分野でそれぞれ成果があげられている。また周知のように考古学の分野でも出土木簡の記載内容に据って遺跡・遺物の性格や年代を推定するのに利用されている。

これに対しても一つが木簡そのものに関する基礎的な研究である。すなわち木簡の実物に即した、形態・法量・木取り・樹種・料材の製作技法・書蹟・書式等の諸点に関する研究や、木簡の用途と機能に関する諸問題、それに木簡の出土位置・層位・伴出遺物に関する検討、など木簡の史料的特性に立脚して解明すべき課題でいわば“木簡の史料学的研究”と称される分野である。

戻に指摘されるように木簡はごく少数の例外を除けばすべてが遺跡から出土した考古学的遺物であり、文献史料であると同時に出土品、それも木製品であるという史料的特性を有しているわけであるから、その出土状況や木製品としての属性に留意し、木簡そのものに関する種々の基礎的な検討を行ってこそ、はじめて歴史事象に関する研究の材料として有効に利用できるのである。⁽³⁾ 小稿は、かかる木簡の史料学的研究の立場から、地方の遺跡から出土した古代の木簡について、主にそれらの用途と機能の面を中心に、ごく基礎的な諸問題について若干の検討を試みようとするものである。

元来、私がこのようなテーマに取り組んだのも、律令国家の地方支配がいかなる形で行なわれていたかという点を、まさに律令税制や地方行政に密着した史料である木簡の検討を通して明らかにしたいと考えたことに発している。地方の遺跡から出土した古代の木簡はきわめて断片的なものではあるが、律令制下の地方行政の実態を直接うかがうことのできる好個の史料である。⁽⁴⁾ 故にまず律令地方行政の諸様相を解明するための準備的な作業の1つとして木簡そのものに関する基礎的な検討を行う必要があると思われる。そして、地方の遺跡から出土した木簡を体系的に取扱うことによって、宮都遺跡出土の木簡とはまた異なったそれらの史料的特質が浮かび上ってくる。⁽⁵⁾

るものと考える。すなわち史料学的視座に立つ小稿の主眼とする点もまさにそこに存するわけである。

木簡自体はそれぞれにあまりにも断片的なものであり、得られた成果については期待されるべくもなく、甚だ物足りないありきたりの観察結果を報告せざるを得なくなつたのは遺憾である。地方木簡を概括するには未だ時期尚早というのが実情であり、小稿は現時点における特徴的な事項を整理したというにすぎない。しかしながら、たとえ結果がそうであったとしても、資料的に豊富であり、史料的利用という面ばかりでなく史料学的側面においてもとりあげられる機会の多い宮都遺跡出土の木簡に対置される地方遺跡出土の木簡についても、一定の類型を分類整理してみることは史料論としてあながち無意味なことはいえないだろう。地方出土の古代木簡は今日までに約130遺跡・8000点が知られる。⁽⁶⁾ここではそのなかで判読・分類可能なものをとりあげ、木簡の用途別に分類・整理して、そのあり方について若干の見通しを述べることにしたい。⁽⁷⁾

なお小稿でとりあげた史料は1990年10月までに公表されたものに拠っている。

2 木簡の出土状況

古代木簡が出土した地方の遺跡は、現在までに報告されている限りで127遺跡を数える。⁽⁸⁾それらの遺跡を種類別に分類すると表1のごとくなり、官衙・寺院等の遺跡が約半数を占める。これは木簡出土遺跡の性格としては、予想されたとも当然とも言うべき見通しであった。なお、集落遺跡および性格不明の遺跡とされるなかにも、官衙などに関連する性格を有すると考えられるものがいくつか存在している。また、表1に掲げた遺跡は、必ずしも広範囲にわたる調査が行なわれ、遺跡の範囲や遺構群の構成が明確に把握されているものばかりではなく、少規模な発掘調査で何の遺構も確認できていないものや、遺跡のごく一部分が調査されたにすぎないものが多々存在している。つまり現段階では性格が不明である遺跡も今後の調査の進展いかんによってはそれが官衙城の一部ないし近接する場所である可能性を有するということである。またこれらの遺跡からは木簡以外にも墨書き器であるとか陶器、鉢形、石器、彩釉陶器、鐵内産・鐵内系土器などの特殊な遺物が出土している場合が多く、たとえ集落であったとしてもそれは地方官衙や寺院などと密接な関連を有する人々が居住したところであったと考えられる。要するに木簡が出土する遺跡とは、おおむね官衙や寺院などの公的性格を有する遺跡か、それらと密接な関連を有する遺跡であると限定してよい。

仕丁・役夫・兵士などの召喚状のごとき類の木簡は集落遺跡から出土する可能性があると思われるのだが、そのような事例を未だ聞かないところをみると、召喚状や請求文書のような木簡にはそのまま宛所で廃棄されずに宛所から人や物とともに再び差出にもどされ、差出者が記載事項に相違なく人や物が送られてきたかどうかをチェックするための資料となる、といった機能が存在していたことに因るのではないかと思われる。⁽⁹⁾また典型的な一般集落遺跡からの木簡の出土事例が皆無であることをみるならば、あくまでも木簡が律令文書行政のなかでのみその役割を果し

表1 地方の古代木簡出土遺跡

地名	遺跡名	所在地	備考	高畠庵寺 三才庵寺 井上葉菴堂遺跡	福岡県福岡市 福岡県福岡市 福岡県小郡市	御原庵寺開連?
城跡	沼尻城跡	着手県水沢市	鍋守府 陸奥国府・鍋守府	じょうべのま遺跡	富山県入善町	
	多賀城跡	宮城県多賀城市		高麗遺跡	富山県滑浦町	
	秋田城跡	秋田県秋田市		東大寺御厨江庄造跡	石川県板任市	
	弘田城跡	秋田県仙北町		藤原宮西御井ノ井	奈良県橿原市	「弘仁」木簡
	城輪櫛跡	山形県酒田市	出羽国府?			
国府跡(合推定地)	下野國府跡	伊勢県朝木市		手取清水遺跡	秋田県横手市	
	尾張強國府跡	愛知県稻沢市	丹波國府推定地	熊野田遺跡	山形県酒田市	
	千代川遺跡	京都府亀岡市	第3次山城國府推定地	平形遺跡	山形県藤島町	
	八々遺跡	京都府大山崎町		菅原遺跡	山形県米沢市	
	但馬國府推定地	兵庫県日高町		三ツ寺丘遺跡	福岡県郡馬町	
	美作國府跡	岡山県津山市		小敷田遺跡	埼玉県行田市	
	備後國府推定地	広島県府中市		鰐二ヶ原ノ山遺跡	東京都多摩市	官衙か? 官衙開連か?
	周防國府跡	山口県周防市		宮久保遺跡	神奈川県綾瀬市	
	長門國府推定地	山口県下関市		北畠付道跡	長野県更埴市	
	因幡國府跡	鳥取県国府町		曾根遺跡	新潟県豊浦町	
	出雲國府跡	鳥取県松江市		發久遺跡	新潟県荒谷村	
郡家跡(合推定地)	伝云遺跡	山形県川西町	出羽国置關郡家?	高草道遺跡	石川県小松市	
	今小路西遺跡	新潟県上越市	柏原國置倉郡家	柳町西道跡	石川県小松市	
	恒川遺跡	長野県飯田市	信濃國伊奈郡家?	大森鞍島遺跡	福井県滑水町	
	道遺跡	静岡県駿河市	駿河國足益郡家?	角谷道跡	福井県三方町	
	獅子ヶ谷遺跡	静岡県藤枝市	駿河國志太郡家?	龜名道跡	静岡県磐田市	
	坂尻沉遺跡	静岡県袋井市	遠江国佐益郡家?	大瀬道跡	愛知県甚目寺町	
	伊場山遺跡	静岡県浜松市	遠江国菅都郡家?	服部道跡	滋賀県守山市	
	櫻子遺跡	静岡県浜松市	伊豆国伊賀郡家?	川田原田遺跡	滋賀県守山市	
	城山遺跡	静岡県可美村	近江国生家郡家?	西河原森ノ内遺跡	滋賀県主守町	
	下郡遺跡	三重県上野市		光相寺遺跡	滋賀県近江町	
	勤子院遺跡	滋賀県近江八幡市		高瀬遺跡	滋賀県高島町	
	折津岡岬上郡家跡	大阪府高槻市		黒塚遺跡	三重県松阪市	
	内明道跡	大阪府柏原市	河内国安宿郡家	赤田遺跡	大阪府高槻市	
	吉田南道跡	兵庫県神戸市	播磨國明石郡家	杉垣内遺跡	大阪府高槻市	
	福成寺道跡	兵庫県豐岡市	但馬國城崎郡家	上田部遺跡	大阪府高槻市	
	吉野ヶ里遺跡	佐賀県神埼町	肥前國神崎郡家	大藏寺遺跡	大阪府高槻市	
伯耆街	生石2遺跡	山形県酒田市	城輪鹽開官衙	桺原南道跡	大阪府高槻市	
	小丸丸遺跡	兵庫県豊岡市	播磨國布勢歌家	万力北遺跡	大阪府和泉市	
	周防御鉄錢寺跡	山口県周防市		東郷遺跡	大阪府八尾市	
	大宰府跡	福岡県太宰府市		秋月遺跡	和歌山県和歌市	
官衙街	市川難遺跡	宮城県多賀城市	多賀城開連	布ケ森遺跡	兵庫県高刀町	
	新青淵遺跡	山形県酒田市	城輪鹽開連	狩狹遺跡	兵庫県出石町	
	下曾我遺跡	神奈川県小田原市		福成寺	兵庫県開聞町	
	北上・井下遺跡	長野県豊野町	駿河國志太郡家開連	庭田遺跡	岡山県岡山市	
	御池合之遺跡	静岡県藤枝市	遠江國府開連	白坪遺跡	鳥取県太田市	
	御殿二之宮遺跡	静岡県磐碧町		下川津遺跡	香川県坂出市	
	鶴遺跡	滋賀県高島町	近江國府開連?	前川遺跡	愛媛県松山市	
	野畑遺跡	滋賀県大津市		相田C遺跡	福岡県福岡市	
	那珂今城遺跡	大阪府高槻市		佐賀縣神崎町	佐賀県神埼町	
	出合遺跡	兵庫県神戸市		喜賢目遺跡		
	山畠遺跡	兵庫県春日市				
	川岸遺跡	兵庫県日高町				
	下岡田遺跡	広島県福山市				
寺院跡	豊山院方二寺城暨	宮城県仙台市	上野国分寺開連?	善谷遺跡	岩手県江刺市	河川跡
	国分寺遺跡	群馬県群馬町		大浦遺跡	山形県米沢市	性格不明
	能登国分寺跡	石川県七尾市		門田条里遺跡	福島県会津若松市	水田跡
	・三小牛八寺跡	石川県金沢市		居村B遺跡	神奈川県茅ヶ崎市	性格不明
	神照寺坊造跡	滋賀県近江八幡市		近岡遺跡	石川県金沢市	官衙開連か?
	鹽船庵廢寺			田名遺跡	山形県米沢市	
	野瀬遺跡			神明原元宮川遺跡	福井県静岡市	
	野野地区遺跡			池ヶ谷道跡	静岡県静岡市	
	津井遺跡			居倉遺跡	静岡県田舎川町	
	長尾尾田遺跡			勝川遺跡	愛知県日井市	
	但馬園分寺跡			姫井遺跡	三重県多度町	
	安芸郡分寺寺承跡			尾上遺跡	滋賀県湖北町	
	安芸郡分寺跡			岸田遺跡	滋賀県米原町	
	安寄遺跡			北大浦遺跡	滋賀県大津市	
	安寄遺跡			佐京遺跡	大阪府八尾市	
				久米雀田II遺跡	愛媛県松山市	
				丸子大(黒田)堀内遺跡	福岡県大野城市	

たものであると言つていいことがあるだろう。

なお、現段階では遺跡の性格別に出土木簡を類型化することはできないようである。つまり国府跡出土の木簡であるとか郡家跡出土の木簡というような意味で、それぞれ木簡群の史料的特質を論ずるにはまだあまりにも資料が少ないのである。例外的に木簡から比較的よく遺跡の性格が看取でき、群として特徴をとらえられるものは東北各地の城柵遺跡および大宰府跡出土の事例であるが、これらはそれぞれ官衙としてもかなり特異な性格を有するものであり、そこから出土した木簡の内容にある程度まとまった特徴を指摘しうる点はあまりにも当然のことと言えよう。また宮都遺跡では、往々にして一括資料の木簡群の記載内容の検討からそれらの木簡が出土した遺構を含む一帯の官司名や施設名などを類推できるようなケースがあるが、地方の遺跡では木簡から具体的な官司の名称や性格をある程度推測できるような事例はほとんどない。これは地方官衙の場合、既存の文献史料から官衙内部の具体的な部署や建物の機能・名称等が判明するものが少ないということと、一遺跡から出土する木簡で資料的にまとまっているものもまたきわめて少ないということに因るからである。

3 地方出土古代木簡の諸様相

本章では木簡の種類別に、地方出土の木簡を分類・整理して、そのあり方について見通しを述べることにする（表2参照）。

小稿でとりあげた木簡出土遺跡は94遺跡で、そこから出土した木簡の総点数は7479点であるが、そのなかで分類可能で検討の対象としたものはわずかに460点にすぎない。この点をみてもいかに木簡が断片的な資料であるかがわかる。さて、その記載内容が判別できるもの460点の内わけは、文書様木簡182点、付札145点、題籠19点、習書118点ということになる（表2参照）。以下、各種類別についていくことにしたい。なお、帳簿・記録類の木簡は、文書様木簡の範疇に含まれるものであるが、地方出土の木簡史料のなかにはかなり特徴的なものが見出せるので、別に一項を設けることにした。また、物品付札、習書、題籠については、さしたる特徴を指摘できるに至らなかったので触れないことにする。

（1）文書木簡

ここで言う文書木簡とは、所謂、狭義の文書木簡のことと、書式上何らかの形で授受関係が明らかにされているものをいう。つまり文書の差出と宛所が明記されているか、あるいは明確にそのような記載がなくとも、記載してある文意からいざれかへ差出したことが明らかであるものも含まれる。このような狭義の文書木簡と考えられるものは全部で52点存在している。

小稿では、それをさらに次の6例に分類して整理した。

- ①某官司からの命令（下達文書）
- ②某官司への報告（上申文書）
- ③請求文書

④送り状（進上状）

⑤その他

⑥文書であることは判明するが、上のどれにあたるか不明であるもの

この分類は、かって横田拓実氏が平城宮跡出土の文書木簡を検討された際、行なわれたものに扱っている。この分類は主として文書木簡の機能面を基準としたもので、公式令に規定された文書様式による分類ではない。しかしながら文書木簡個々について、それぞれの遺跡・遺構との関わり合いの中で、それらの基礎的な諸問題についてみていくとする際、「文書木簡が官司・官人に対して具体的にいかなる動き（機能）をもち、物資や人（木簡を携行する人）との関係を保ちながらいかに移動し廃棄されたかを追求すること」に重点がおかれており、氏の分類方法に據るのが最も妥当であると思われる。

①某官司からの命令（下達文書）

この分類にあてはまる文書木簡は、所管官司から被管官司、官司から所属の官人およびその他の人物、などに宛てられた下達文書である。このような例は11点存在する。

払田柵跡出土の1号は、差出と宛所の記載はないが、上級官司から払田柵へ年料の租を下すことを内容とした命令文書と考えられている。尚、この場合、木簡自体は物実（年料租）とともに動いているとは考えられないようである。

道伝遺跡出土の木簡（2号）も、計収の際に国司から郡司に与えられたもので、一種の命令文書と考えてよいだろう。

居村B遺跡出土の4号は「某郡（年号）十年度の物品を放生の布施にあてる」と命じた、國から郡への命令文書と考えられる。

下野国府跡出土の3号と御子ヶ谷遺跡出土の5・6号は、いずれも召喚状である。3号は削削であり、また5号も判読できない部分が多いので詳細は不明であるが、6号は女性を召喚することを里正に命じている点が重要であろう。出土遺跡である御子ヶ谷遺跡が駿河国志太郡家跡に考えられているところからみて、この木簡の宛先となった「丈部麻呂」が召喚された女性を引率して郡家へ参上した時に携行したものと考えられる。なお、宮都遺跡から出土した下達文書木簡で最も多くみられるのは召喚状である。早川庄八氏によれば「召文」は公式様文書の「符」から派生したものであるというが、ここでとりあげた木簡では、書止めまでは確認できない。

山垣遺跡出土の7～9号の中では、明確に下達文書と判明するものは8号のみであり、他の2点は現存する部分の文意からそのように判断したもので、詳細については明らかでない部分も多い。8号は公式様文書の「符」の形をとっている。下端が欠損していて現状では実際の指示内容は明らかではないが、このような書式の場合はおおむね召喚状である。水上郡の郡司から所管の春部里長等に宛てられたものであるが、仮に山垣遺跡を春部里関係の官衙あるいはそれに類する施設であるとする考えに従うならば、この木簡は宛所で廃棄されたものと言えるだろう。なお、人物の召喚に「符」を用いた例が正倉院文書や天平六年の出雲国計会帳にみえる。また木簡では

表2 遺跡別の木簡出土点数とその内わけ

遺跡名	出土数	文書様本簡					付札			不明				
		文書統	某官印から の書	某官印へ の書	請求	通上代 (通下代)	帳簿・記録類	その他 の文書	不明	札	買通物 札	物品 札	その他の 不明	不明
相沢城	19	3							3	3	2	1	1	12
多賀城	361	20		1	1	3		8	7	3	1	2	6	332
市川橋	1													1
郡山	3													1
秋田城	223	3				1			2	5	3	2	3	212
私田權	32	9	1	1	3			1	3	2		2	1	20
手取清水	1	1				1								
笠原	3	1							1					2
道伝	6	2	1				1							4
生石	2	1												1
新青波	1													1
熊野田	1	1							1					
門田条里	1	1				1								
三ツ寺	2													1
下野国府	5161	(5150)6	1			1	1	2	1	(5140)			10	1
小敷田	10	5				1	2		2				2	3
今小路西	2									1		1		1
宮久保	1									1	1			
居村	B	2	1	1									(2)	
曾根	5													5
発久	7	2					1	1						1
高瀬	1	1							1					4
じょうべのま	6	2				1			1	2	2			2
能登国分寺	1								1	1				
三小牛ハバ	3													2
近岡	1	1							1					
高堂	2													2
田名	1								1	1				
角谷	1	1							1					
大森鍋島	1													1
神明原元宮川	2								2	1	1			
瀬名	1	1					1							
池ヶ谷	2								1					1
郡	18	1					1		9	2	7			8
御子ヶ谷	10	7	2			1	1		3					3
居倉	5													5
御殿二之宮	7								4	4				3
桃子	4													4
伊場	106	18				1	5	3	2	7	24	14	10	1
城山	34	3					1		2					7
勝川	1									1	1			24
袖井	3									2	2			1
杉堀内	1													1
下郡	1	1							1					
畠田庵寺	1													1
服部	3					1			1	1				1
鳴	5	2					2		2	1		1		1
永田	1	1						1						

遺跡名	地点数	文書様本箇						付札				その他	書類	不明				
		文書紙	某官司から の命令 (下達)	某官司へ の報告 (上申)	請求	選上状 送り印	帳簿・記録類 送り印	その他の文書	不明	付札既付	資産物 付札	物品 付札	その他の 付札					
川田川原田	1	1								1								
神照寺坊	1	1				1												
光相寺	6	3							3	1		1			2			
西河原森ノ内	4	4				2	1	1										
勤学院	1												1					
佛堂	2													2				
狐塚	1	1							1									
北大津	1	1				1												
百々	1								1	1								
千代川	1								1		1							
藤原宮西北隅	1	1				1									1			
郡家寺城	1														1			
上田郷	13	6	2			2			2	1	1				6			
桜原南	1														1			
大藏司	2									1	1				1			
佐堂	1								1	1								
東郷	1														1			
万町北	1	1		1														
吉田南	5	4				4									1			
出合	6	3				1			2						3			
辻井	7								1		1				6			
山垣	21	10	3			3	2		2	3		3	1		7			
長尾沖田	3	1			1										2			
福成寺	3						1								2			
砂入	2	1							1						1			
但馬國府推定地	33	4							4	2		2	6		21			
但馬國分寺	36	12		3	3	2		1	3	5	4	1		3	16			
川岸	1														1			
拂狹	7	1			1					1	1				5			
小犬丸	3	2	1						1						1			
因幡國府	4												1		3			
出雲國府	12	1			1										11			
白坏	25	1							1	7	1	6			17			
美作國府	2														2			
下岡田	6									2	1	1			4			
安芸國分尼寺	1														1			
周防國府	1	1							1									
長門國分寺	1													1				
安養寺	1									1	1							
下川津	1														1			
高畠庵寺	12	1						1	1	1				2	8			
井相田C	3	3					3											
九大橋内	2	2				2												
大宰府	1165	17	1	2		2	4	5	3	48	4	44		72	108			
井上萬能堂	5	2				2									3			
荒堅目	1	1		1														
吉野ヶ里	8	1							1	3	1	2		1	3			
計	7479	182	11	10	8	14	30	15	26	8	60	145	50	7	88	19	118	1872

平城宮跡出土の史料中にそのような例が存在する。²⁰

小丸遺跡出土の10号は布施駅家の戸主である□部乙公の戸口30人に對し穀を給するという内容であり、また大宰府跡出土の11号は大宰府から大監田中朝臣某に對して筑前・筑後・肥などの国に班給するための稻穀を下すという内容で、ともに稻穀の支給に関する下達文書と言えるが、とくに後者の文意は非常にとりにくく解釈には不明な点が多い。

以上検討を加えてきた下達文書木簡の差出・宛所関係をまとめれば、

- ・国司——→郡司………1・2・4号
- ・郡司——→里正（長）…6・7・8号
- ・大宰府——→官人………11号
- ・某司——→布勢駅家……10号
- ・不明……………3・5・9号

となる。

②某官司への報告（上申文書）

個人もしくは下級の官司から上級官司に宛てられたもので、10点存在する。但し19号（大宰府跡出土）は、記載内容から病氣のための欠勤願いのようなものと考えられたので上申文書に分類したのだが、明確にそう判断できるわけではなく、可能性を指摘できる程度である。公式令の規定ではこのような上申文書の場合は「解」の書式を取ることになっているのだが、実際に解文になっているのは多賀城跡出土の12号だけである。これは安積団（軍團）が多賀城に宛てた報告であり、宛所で廃棄されたものである。

払田柵跡出土の13号は「寺書生仙氏監」が柵を開四月廿六日に受けとったことを示す受領書である。差出者が「寺書生仙氏監」、宛所が払田柵の関係にある上申文書と考えられよう。

14・15号はともに田の面積を記したもので、官司の手控え的な記録ともとれるが、14号に年月日および人名が記されているのでこれを報告主と考えて、某地の田の面積を記し、班田状況を某所に報告したものと考えうる。但し上田部遺跡では木簡はすべて水田跡からの出土であり、遺構にも顕著な特徴はみられないで、宛所の性格については不明である。

16・17号は国分寺内の各部署において、いかなる人物が仕事に從事しているかを報告したものと考えられる。このような仕事の割りあてを示す木簡は、官司における労務管理のため日々の記録であることが多いが、16号の冒頭に文字は判読できないが事書きと考えられる記載があるので、国分寺内の監督部署へ人夫らの就労状況を報告したものとみることができる。この場合、宛所は労務管理にあたった部署であり、廃棄もそこであると考えられる。18号も前記2点と同じく但馬國分寺跡から出土したもので、こちらは運送の指揮・貢納物の掌領にあたった綱丁が、運夫か貢納者を報告したものと考えられる。やはり一種の就労報告と言えるだろう。宛所および廃棄場所は前記2点と同じく国分寺内の監督部署であろう。

20号は兵士59人の内訳を記したもので、これもまた一種の就労報告と言えるだろう。

21号は判読できる部分が大変少ないので、「御前」の文言が上申文書に使われるものであるので上申文書とした。人名のような文言が記されているので就労報告である可能性が考えられるが断定はできない。差出・宛所は不明である。

なお、横田拓実氏は、このような就労報告の木簡は、作業現場における人夫の就労状況を所轄部署へ報告するものであると同時に、就労している人員の移動の際に官衙などの諸門口における⁰⁶通過許可書のごとき機能も有していたのではないかと考えておられるようである。

上述してきた上申文書の差出・宛所関係を整理すれば、およそ次のようになろう。

- ・多賀城← 安積團……………12号
- ・払田櫛← 「寺書生仙氏監」……………13号
- ・但馬国分寺内の管理部署← 某……………16・17号
- ・但馬国分寺内の管理部署← 「綱丁物マ宿太万呂」……………18号
- ・大宰府← 「日下部牛宿」……………19号
- ・大宰府← 某……………20号
- ・不明……………14・15・21号

③請求文書

物資の請求に関わるもので、公式様文書でいえば「解」「移」などが使用される場合が多い。宮都遺跡出土の文書木簡では、この請求文書が最も多いのであるが、地方出土のものは8点にすぎない。このうち払田櫛跡出土の24号は小さな断片で、「解 申請」の三文字しか明らかでないので、詳細は不明である。また同じく払田櫛跡出土の23号は、記載されている文言に軍団関係のものがあるので注目されているが、請求した物品名の部分が判読できていないので、これも請求文書としては不詳である。さて上記以外の6点では、純粹に物品を請求したものは3点(22・28・29号)で、のこりの3点(25~27号)は出舉にかかるものと考えられる。

物品請求のうち、多賀城跡出土の22号は上申文書、下達文書あるいは平行文書であるか不明であり、宛所・差出も現状では判明しない。ただ内容が食器類の請求に関わるものであることを出土した一帯に木工房と推定できるような様子がうかがえるので、多賀城内の某官署から城内の木工房へ木製食器を請求したものである可能性が指摘できる。一方、但馬国分寺跡出土の28・29号は二点とも上申文書で解文の形式をとっている。28号は国分寺内の「鉢所」から同じく国分寺内で物品などの管理を担当していた部署へ宛てられたものであり、また29号は人夫10人から国分寺内の物品などの管理にあたっていた部署へ宛てられたものである。

さて次に出舉関係の申請文書木簡である。周知のごとく出舉は古代を通じてひろく一般に行なわれており、国司による公出舉ばかりでなく王臣家・社寺・豪族によるものや、さらには農民相互のものまであり、また貸借の対象も粗穀に限ったものではなかった。⁰⁷まさに社会のあらゆる局面においてさまざまな形で行なわれていたようである。正倉院文書中に多量に存在する、造東大寺司で行なわれた錢出舉の申請文書(「月借錢解」と「出舉錢解」)が有名であるが、ここでとり

あげた木簡は当時最も一般的に行なわれていたと考えられる在地における稻穀の出挙に関わる文書だけに、その意義は高いものと言えるだろう。

まず払田柵跡出土の25号であるが、現状では事書きの一部が残存するのみで差出・宛所は不明である。解文であるところをみれば宛所は個人ではなく官司や公的機関と考えられ、払田柵内の某官司に宛てられたものであろうか。そうなるとその際の出挙の主体は「払田柵」かその管轄下の某官司ということになる。次に万町北遺跡出土の26号は、現状では貸借を意味する文言はなく厳密には出挙にかかるものかどうかは不明であるが、この場合「啓」状であることもあり、書式からみて個人に宛てられた文書であり、私出挙の申請文書である可能性が指摘できる。その際、宛所の「志紀殿」は在地における豪族あるいは富裕な農民であると考えられる。最後に但馬国分寺跡出土の27号であるが、これは米と赤豆の貸借申請文書である。裏面の年月日の記載の下の二人分の人名は、正倉院文書の「出挙錢解」「月借錢解」等の書式からみれば保証人と考えられる。この場合の宛所すなわち出挙の主体は但馬国分寺ということになる。

以上の通り地方出土の請求文書木簡は、物品請求のものと貸借申請（出挙）のものとにわけられた。先にも述べたように宮都跡から出土する文書木簡では物品の請求にかかるものが最も多いのであるが、地方から出土した事例はごく少数である。これは、当然のことながら地方官衙の内部機構が中央政府に比してきわめて簡素であり、官衙内における官司相互の物品の移動が文書を介さずとも成立しえたからではないだろうか。以上検討してきた請求文書木簡の差出・宛所関係を整理すると次のようになる。

- ・多賀城内の某官司——→多賀城内の木工房………22号
- ・払田柵内の某官司←——某人……………23号
- ・「志紀殿」←——某人……………26号
- ・但馬国分寺←——「頂龍麻呂」……………27号
- ・但馬国分寺内の物品管理部署←—但馬国分寺内の鑄所………28号
- ・但馬国分寺内の物品管理部署←—役夫……………29号
- ・不明……………24・25号

④進上状（送り状）

一般的には某官司（あるいはそれに準ずる場所）から某官司に進上された物資に付帯する送り状である。他に、人員の移動に関わるものにもこの進上状の形式によるもののが存在する。進上状と考えられるものは14点存在する。このうち36・38・39・41号の4点はいずれも欠損が甚しいか墨痕が薄れているかで記載内容はほとんど不明である。それらを除いた10点はおおむね物品等の進上状と人の進上状の二種類に類別できる。

物品等の進上状は6点（31・34・35・40・42・43号）存在する。31号は削削で全体の文意ははっきりしないが、解文の形式をとっており、おそらくは武器の進上状であると考えられる。宛所は出土地である多賀城であろうが、差出は城内の武器工房であるのか城外の某地であるのかは判明

しない。34号は、「都可郷」から下野国府に宛てられた藤の進上状である。なお裏面の記載によれば、この木簡はその後、国府の「藤所」なる官司から都賀郡の「雜器所」に宛てた「返抄」として再び送られたことになる。つまりこの木簡は二次的に、国府「藤所」から都賀郡家内の「雜器所」への下達文書になっているわけである。そこでこの木簡の出土地すなわち廃棄場所が問題となってくるわけだが、進上状としてみれば宛所は下野国府、差出は下野国都賀郡「都可郷」ということになる。35号は豊・絞薦・立薦の進上状であるが宛所・差出は記載されていない。進上状の場合、宮都跡出土の事例をみてもおおよそそれらの出土地は宛所と考えられる場所であり、それらは宛所で廃棄される場合が主であったと考えられる。とすれば、この木簡の宛所は出土遺跡である小敷田遺跡と考えるのが一応妥当であろう。40号は不明な点が多いが、皇后宮への税を急ぎ奉上するという意でとり、進上状と考えるが、宛所は不明である。進上すべき「皇后宮税」であるが、在地社会との関連から考えて封戸・庄・出舉などによるものと推測できよう。42号は但馬国氣多郡内に所在したと考えられる思住郷から但馬国分寺に宛てて材木を進上したものである。なお、この木簡で注意されるのは、下半部に材木の運搬にあたったと思われる人々の名が記されていることである。のことからこの木簡が単に材木の進上状として機能したのみならず、進上途上の通行の際の保証となり、更に運送にあたった役夫の就労報告としての役割をも担っていたのではないかと推察できる。また出雲国府跡出土の43号は、現状では物品名の記載がなく、物品の進上状であるのかどうかは不明であるが、記載様式からみて「兵士財部」某が何らかのものを進上したものか、それとも彼にかかる何らかのものを進上したものと考え、進上状としてとりあげた。宛所の記載はないが、それはすなわち出土地である出雲国府であろう。差出者は「兵士財部」某本人か、あるいはその関係者ということになろう。

次に、人の進上に関する文書木簡についてみていくことにしたい。それらは4点(30・32・33・37号)存在している。30号は陸奥国の大河軍団から多賀城に宛てて進上した射手の進上状である。32号は断片であり、全体の文意はつかめないが、兵士の進上状の一部と考えられる。差出・宛所の記載は現存部分にはないが、当然のことながら宛所は多賀城であろう。33号は事書きの部分しか判読できていないが、解文の形式をとる、人・五人の進上状である。差出は不明であるが宛所は秋田城であろう。37号も上下両端が欠損した断片であり、事書きと一人の人物名しか判読できないが、役夫の進上状である。人名「□長谷淨成」の左にも人名らしい記載があったようであるから、進上する役夫の名が列記してあったのだろう。なお上端部、欠損している部分には「解」の文字があって、解文の形式であったものと思われる。宛所は出土地である駿河国志太郡家、差出は不明である。このように地方出土の進上状木簡には、人の移動にかかわるものが多いが、これは宮都跡出土のものにはみられない種類の事例である。

以上、検討してきた進上状木簡の差出・宛所関係を整理すると次のとくなる。

- ・多賀城← 白河軍團.....30号
 - ・多賀城← 某所.....31号

- ・多賀城……………某所……………32号
- ・秋田城……………某所……………33号
- ・下野国府……………「都可郷」……………34号
- ・某所（小敷田遺跡）……………某所……………35号
- ・駿河国志太郡家……………某所……………37号
- ・某所（特徴遺跡）……………人物……………40号
- ・但馬國分寺……………思住郷……………42号
- ・出雲国府……………「兵士財部」某もしくはその間者……………43号
- ・不明……………36・38・39・41号

⑤その他の文書

上述の4種類の分類にあてはまらないのが文書と考えられる木簡が8点（44～51）存在している。なお、下野国府跡出土の44号「返抄」は前項でもとりあげたので（34号）ここでは略す。小敷田遺跡出土の45・46号は、ともに書簡文である。45号は差出・宛所とともに不明であるが、46号は「大徳若子」が宛所である。但しこれにも差出者の記載ではなく、また書き出しの部分の記載のみで終わっていることにも若干の疑問が残る。⁽⁴⁰⁾ ただ、2点とも個人間でとりかわされたものと考えられる。

発久遺跡出土の47号も下野国府跡出土44号と同じく「返抄」である。⁽⁴¹⁾ ただし44号のように送られてきた進上状に受領側で加筆して二次的に返抄としたのではなく、当初から返抄として作成されたものとみられる。

伊場遺跡出土の48、49号は、ともに過所とされている。しかしながら2点とも公式令過所式による書式ではなく、また平城宮跡出土の過所木簡とも書式は異なる。48号の方は、表面に遠江国栗原郡浜津郷の人が美濃関（不破関？）を越えて京に向う旨を記しており、裏面に記された駅家は京までの途中で通過する駅家であろうと考えられている。なお、過所だとすると給された人が携行していくはずであるが、それが何故伊場遺跡の地から出土したかについては諸説ある。同じく伊場遺跡出土の49号も、実際、文意をよく解釈することは難しいのであるが、裏面に「持物者」とあり、所持品を記したような点がうかがえ、末尾には評の官人とみられる「川前連」某の署名がみられるなど、過所の書式と類似する点がみられるので、一種の過所的な機能を持つものと考えられている。

西河原森ノ内遺跡出土の50号も小敷田遺跡出土の45・46号と同じく個人間でとりかわされた書簡である。⁽⁴²⁾ 差出は「棕□」某、宛所は「ト部」某、で内容は「棕□」某から「ト部」某へ下した命令文である。個人間の下達文書ということになろう。

高畠廃寺出土の51号は、形態からみれば付札様であるが、文意からみて文書ではないかと考えた。内容は「三□□四日」に、凶荒のために米四斛を下すと言うもので、一種の下達文書とみることができる。しかしその発給主体や宛所は不明確である。

⑥小 結

地方の遺跡から出土した文書木簡は、律令文書行政の実態を伝える資料として1点1点が貴重なものであることは勿論であるが、特に払田棚跡出土の1号、道伝遺跡出土の2号は国司から郡司に与えられた命令文書で、ともに地方財政の運用に関わるものとして高い価値を有しよう。また、郡司からさらに下級の郷・里の段階に宛てられたものも、在地における文書行政に即した資料として重要であろう。

文書木簡の中でも、個人間でとりかわされた書簡に類するものと、人の進上状などは宮都跡出土の史料にはみられないものであり、木簡の多様な利用の一端を示すものと言えるだろう。

木簡の動きという面からみれば、平城宮などの宮都跡出土の文書木簡では宮内の官司間、宮内の官司と官人の間、など宮内でとりかわされたものがほとんどであるのに対し、地方の遺跡から出土した事例では、むしろ地方官衙間、官衙外の場所と某官衙・官司の間でとりかわされたと考えられるものが多いようである。これは各官司の国内もしくは都内管轄機能に関わるものであろうが、地方官衙内の機構が中央政府に比してきわめて簡素であるために、人や物品の移動・出納が文書を介さずとも成立したというような事情にも因るのではないだろうか。

但し、文書木簡自体の機能としては基本的には宮都跡出土のものと変わりない。

(2) 帳簿・記録類の木簡

文書としての授受関係がないもので、諸官司などにおける物資の出納や人員の移動、就労状況等に関する日常的な記録や手控えである。このような日々の記録を記した木簡が蓄積され、後はそれらを整理することによって正式な紙の文書なり記録なりが作成されたものと考えられている。

このような帳簿・記録類の木簡が、地方の遺跡から71点出土している。勿論この中には小断片や削屑で、記載されている文字からみて帳簿・記録類の断片ではないかと類推したものも含まれる。以下、①出納に関わる帳簿・記録類、②人事に関わる記録類、③その他の帳簿・記録類の順に検討してみる。

①物資の出納に関わる帳簿・記録類

物資の出納に関わる帳簿・記録類と考えられるものは30点存在する。この中で特に米や稻に関わるものが多い。

米や稻の出納に関する帳簿・記録類は52~57・60~65・71~74・77・79・80号の19点である。この中で56・57・60・62・65・72号の6点は、人別に米や稻の収量数・負担数・もしくは貸付数などを記した帳簿である。なお66・67号もそのような例に属するかと思われるが、数量の単位が不明であるので、米・稻関係のものと断定することはできない。また54・61・74号の3点は、日ごとに稻の束数を記す日記様の書式である。54号は1日分の稻の束数の記録のようであるが、61・74号はともに数十日分を日ごとに列記しており、莊園関係の木簡として著名な63号も同様の書式であると言えよう。61号は貞觀15年(873年)の9月17日から10月7日までの各日の稻の収穫量を

記したものである。63号はある莊園の弘仁元年(810年)の獲稻数を記し、続けてその中からの種々の支出を詳細に書き上げている。支出の日付がいずれも月末近くであるところから、毎月の支出をまとめて記したものとみられる。また74号は某年某月の巳日から卯日まで23日間にわたって日々ごとに稻の束数を記しているが、その束数が意味するものが、収穫量であるのか、春米数であるのかは不明である。

上述の他では、飯・稻の支給量を人別に記録した52号、正倉の納物の出入状況を記録し、出納責任者が連署した「倉化」とみられる53号、郡から管下の里へ給付する飯に関する記録(64号)、役夫・工人等への米の支給量の日次の記録(71号)、出撃に関わる記録(77・79号)などが存在している。この中では「倉化」の53号がとくに注目されるが、「倉化」については後述する。なお、55・73・80号の3点は米・稻関係の帳簿・記録類であることは断定できるものの詳細については不明である。

次に、米・稻以外の物資の出納記録・帳簿類であるが、58・59・69・78・81号の5点があげられる。58・59・69号はともに「人名+数量」を列記する書式で、人別の何らかの物資の負担数の記録と考えられる。各数量の単位が、59号では「斤」、69号では「布」となっているが、物品名までは判明しない。78号は「十月廿四日」付で「竺志前」国から貢進されてきた贊の明細記録であると考えられる。81号は国符をもって購入した物品の日次の明細記録である。

これら以外では、物資にかかるものではないが九州大学構内遺跡から田の面積を記録したものと考えられる木簡が2点出土している(75・76号)。その他、鶴遺跡出土の68号、西河原森ノ内遺跡出土の70号などは出納関係の帳簿・記録類であると考えられるが、いずれも欠損・磨滅などが甚しく、詳細は不明である。また下野国府跡出土の大量の削屑の中にも、出納関係の帳簿・記録類と推測できるようなものが多数みられるが、これも何分にも削屑の小片であるので何とも言えない。

②人事に関わる記録類

人事に関わる記録類には、人名を列記した歴名と、考選にかかるものとがみられる。それらは合計26点である。

歴名の木簡は82~83・85~104号の22点である。このうち82・91・92・104号については一応歴名とは考えられるものの、確定はできない。

まず一般公民の歴名が4点(83・93・95・97号)存在する。83号には戸主との統柄や身体的特徴を表わすと思われる注記がなされており、戸籍・計帳などの原簿のようなものになった可能性が指摘できよう。95号は戸主の歴名、97号は正丁の歴名であるが、何のためにこのような歴名が作成されたかについては明らかにできない。

次に多賀城跡から軍人・兵士等の歴名等と考えられる断片が4点(85~88号)出土している。また同じく多賀城跡出土の84号は、歴名作成のための原簿となるような個人データを記したカード的機能を有していた木簡と考えられている(この木簡に記された人物も兵士であると考えられ

ている)。この他には郡司の子弟で太宰府の使部となっている者の歴名である103号、奴婢の歴名と考えられる98号、国分寺の僧の歴名と考えられる99号などが存在している。

歴名以外の人事関係の記録としては、多賀城跡出土の105号、太宰府跡出土の106~108号の計4点があげられる。105号には考第に關わる文言がみえるが断片でありそれ以上は判明しない。大宰府跡出土の106・107号には「上日」の記載があるがこれら2点とも断片である。同じく大宰府跡出土の108号も上日を記した記録木簡であるが、欠損が甚しく詳細は不明である。

③その他の帳簿・記録類

上記の分類にあてはまらないが、帳簿・記録類に分類できると思われる木簡が6点存在している。

それらの内容についてみると、道伝遺跡出土の109号は、四天王法会の際使用される経巻名とその数量を列記したものである。発久遺跡出土の110号は、延暦14年(795年)の月朔干支を抄出した略暦である。伊場遺跡出土の111号は里名を列記したものであり、また同じく伊場遺跡出土の112号は敷智郡内の民間の倉庫や屋の数を列記したもので、郡内の倉・屋を把握するため郡家もしくはその関連施設で作成された帳簿であると考えられる。^回城山遺跡出土の113号は具注暦であり、^回北大津遺跡出土の114号は文字の語義・和訓等を抄出したものとみられる。以上のような帳簿・記録類木簡は現在までの出土例の中ではいずれもきわめて特異なものであり、他に例をみないものである。

④小 結

上述してきたように地方出土の木簡では帳簿・記録類の木簡がかなり豊富で多様である。帳簿・記録類木簡が作成され、使用された理由については、從来から、それを上級官司へ提出する物資の出納状況・労働量・労賃・食料などの報告書類を作成するにあたっての基礎資料をするためであったという説明がなされている。既にみてきたように帳簿・記録類の木簡には、1日ごとや1人ずつの詳細な記録の列記であるものが多くみられる。そのような、木簡に記された日別人別の細かいデータを整理して、紙による正規の報告書・決算書が作成されたのであろう。

宮都遺跡、特に平城宮跡からこれまで出土した帳簿・記録類の木簡には、物品の請求・支給あるいは購入にかかわるものや勤務場所ごとの就労状況の記録が多い。また平安時代の文獻史料からも、宮中の儀式や祭祀などの際に出仕者、賜禄を受ける者、或いは行事の遂行にあたった者などの歴名を記した木簡が使用されていたことが判明している。このような宮都における傾向に対して、地方から出土したものでは米や糧の出納にかかわる記録や、一般公民の名を記したものが多いという顕著な特色が指摘できる。これは律令制下の人民支配の最前線ともいべき地方官衙もしくはそれに関連する遺跡から出土したものとして当然予想されるべきことであったが、その背景を考える上では次のような東野治之氏の諸説が参考になろう。

東野氏によれば、「延暦交替式」所引の天平勝宝7年(755年)7月5日付太政官宣に付された「今案」の中の、國府正倉における不動物の欠負及び欠損に關連する、

又有長官率史生分頭収納上、共署倉札、後至下盡、所納有欠、史生以上可預其事。
(国史大系本12頁)。

という記事にみえる「倉札」が、国府の正倉における「不動物の出納状況や責任者などをその都度記録しておく木札」であるということで、さらに同式所引の和銅元年(708年)閏8月10日付太政官符。

太政官符。大税者、自今已後、別定不動之倉、以為國貯之物。蓋製造。国郡司等各税文及倉案、注其人時定倉。往々校欠譽。所司通書人。(国史大系本7頁)。

にみえる「倉案」もさきの「倉札」と同一のものであり、国府の正倉の出納記録として木簡が使用されていたことを指摘しておられる。つまり地方官衙の倉庫における出納記録として木簡が使用されていたことの一例が文献史料上でも確認できたわけである。

さらにここで注目されるのは、「倉札」「倉案」に国・郡司が署名を加えるべきことを太政官が命じていることで、国府の正倉では単なる手控え的な記録ではなく、かなり公的な記録として木簡が使用されていたことがうかがえる。国府の正倉における出納事務の「公的記録」として木簡が使用されていたことが史料上で確認できる以上、在地においては郡家あるいはそれ以下の地方行政の段階でも幅広く記録材として使用されたであろうことは容易に想像できる。先述してきたように地方出土の出納記録木簡に、稻・米に関わるものが多いという事実はそのような推測を裏付けるのではないだろうか。当然のことながら地方官衙はまさに直接的に民衆に対していたわけであり、律令国家を維持するための基盤である班田・徵稅・徵発・造籍などの現場となったわけである。太政官へ申送する四度公文および枝文の種類だけでも大変な量であることを考えれば、そこでは膨大な量の帳簿・記録類木簡があらゆる場面において使用されたものと考えられる。

ところで地方の遺跡から出土した帳簿・記録類木簡には大変長大なものがみられる。伊場遺跡出土の112号(約1.2m)と鶴遺跡出土の61号(約1.7m)はその顕著な例であろうが、道伝遺跡出土の109号(約51cm)、城山遺跡出土の113号(約58cm)、西河原森ノ内遺跡の出土の69号(約67cm)・96号(約52cm)、北大津遺跡出土の114号(約69cm)、藤原宮西北隅出土の63号(約98cm)、吉田南遺跡出土の64号(約52cm)、山垣遺跡出土の72号(約70cm)など現状で50cmを越えるものだけでも10点にのぼり、さらに手取清水遺跡出土の52号、門田条里遺跡出土の53号、山垣遺跡出土の73・74号、伊場遺跡出土の111号などのように現状では欠損しているが、原形は長大なものであったと推定できるものも他に多く存在する。113号・114号の2点は、他とかなり性格が異なるので一応除外しておくとして61・72・109・112号の4点には穿孔が施されているかあるいは木釘が残っていて、それらがいざこかに掲出されていたことをうかがわせる。掲出されていたとすれば、それは当然、その場に居る官人などの目に触れることを予想してのことであり、その際、木簡は紙の文書の補助的な記録材などではなく、木簡そのものがその場では一時的記録として機能していたものと思われる。これは穿孔などのないものにも考えられることであろう。木簡が長大であるということは記載内容が多いことに拘るのだろうが、木というかなり限定された記録材に多くの記

載事項を盛りこんでいること自体、単なる手控えのようなものではなく、記録としてかなり重要な機能を有していたのではないだろうか。さらに注目すべきは、このような長大な帳簿・記録類木簡が、現在のところ主に地方の遺跡から出土した事例に限られるという点である。そのような例が宮都跡の出土資料にほとんどみられない理由については、中央官司と地方官司の出納作業あるいは記録作成方法の相違に因るものなのか、それとも中央官司では長大木簡にみられるような種類のものは紙の記録として作られるからであるのか判明しないが、この点も先の文献史料との検討を併せて、在地における帳簿・記録類木簡の多用を示すものと思われる。

(3) 貢進物付札

付札は一般的には、貢進物付札と物品付札とに分けられる。前者は租税などの貢進物の貢納に際して付けられた札で、一種の送り状であると同時に、付けられた荷物の内容を証明する機能を有していた。それらはまた貢進物の収納にあたって、貢納が文書で報告されている通りになされているかどうかを品目・数量・品質などについて勘査する際の資料として利用された。後者は宮内や官衙などで作成され、添付されたもので、物品の保管や整理のためのものであり、品目名やその数量を記載している。内容的には特別な意味を有するものではなく、記載内容もずっと少なく単純である。⁵⁰ このように貢進物付札と物品付札とは機能上異なるものであり、宮都跡出土の事例ではその記載様式に歴然たるものがあって両者の区別は容易につくのであるが、地方出土のものにはそれが貢進物貢納の際に使用されたものであるのかそれとも官衙等における物品の保管・整理のためのものであるのか判断がつきにくいものが多く存在する。それは後述するようにこれらの記載様式が宮都跡出土の貢進物付札に比べてきわめて単純なものが多いからである。

なお、付札総点数145点中、形態や記載様式からみれば付札と考えられるが、欠損や墨書の磨滅などにより詳細が不明であるものや、貢進物付札とも物品付札ともいずれとも判断しがたいものが88点ほどあり、⁵¹ また物品付札に分類できるものが7点存在しているので、貢進物付札は50点ということになる。物品付札については特にさしたる特徴を見出すに至らず、宮都跡出土の資料と変わりないので言及しない。

地方出土の貢進物付札について論点の中で最も特筆すべきは書式の問題である。

貢進物付札の書き出しが、国・郡（評）・郷（里・五十戸）のどの段階からなされているかみてみると、書き出しが明らかなものの42点中、国名からはじまるもの4点（3・11・47・49号）、郡（評）名からはじまるもの8点（1・36・38・40・42・43・46・48号）、郷（里・五十戸）名からはじまるもの22点（7・10・12～16・18・20・23～25・27～32・34・35・37・39号）、人名からはじまるもの8点（2・4～6・9・21・22・41号）、ということになった。国名から記載をはじめる例は、多賀城跡出土の3号、田名遺跡出土の11号、大宰府跡出土の47・49号である。このうち田名遺跡の11号は国・郡・里・貢進者名・貢納量等を記載するものであり、書式からみて宮都に貢進する際の付札とみられ、それが在地から出土したことについては何らかの特異な事情に因るものとみられる。⁵² それ以外では、それぞれの差出地は、3号では武藏国、47号では肥前国、49号では豊後

国といずれも貢進地とは異なる国である。貢進状況としては宮都出土の貢進付札のケースと類似するものであろう。多賀城と大宰府はともに地方官衙としてともに例外的に他国からの物資の貢進、移送がなされていたことが文献史料上でも確認される場所であり、これらの木簡の出土は史料の記述を実証するものとしても重要である。

次に書き出しが郡（評）名、あるいはそれ以下からはじまる貢進物付札についてみてみると、書き出しが郡（評）名からはじまるものは主に一国内、郷（里・五十戸）名からはじまるものは一郡内における輸貢に、それぞれ関わるものであると推測できるかもしれない。特に書き出しが郡名からはじまる胆沢城跡出土の1号、但馬國分寺跡出土の38・40号、下岡田遺跡出土の43号などでは、そこに記された郡名がそれぞれ当該遺跡所在の国の管下に存在する郡のものであり、また書き出しが郷（里・五十戸）の段階からはじまるものが9点みられる伊場遺跡出土の貢進物付札にみえる郷（里・五十戸）名も1点以外すべて伊場遺跡の所在する敷智郡（評）内の郷（里・五十戸）のもの、郡遺跡（駿河国益頭郡家）出土の13・14号とともに益頭郡管下の郷であること、御殿二之宮遺跡出土の29～31号も遺跡所在郡である磐田郡下の郷であること、などの点からみても、先の推論が成り立つように思われる。しかしながら但馬國分寺跡出土の貢進物付札4点（38～41号）の書式を検討してみると、確かに38・40号では書き出しが郡の段階であるのだが、39号では郷名から、また41号では貢進者名からとなっており、国分寺という国レベルの施設へ貢進したものであるにも拘わらず、僅か4点の出土例の中でも書き出しはそれぞれ郡名・郷名・貢進者名と大変多様である。このことからみて国レベルへの貢進には郡（評）名から記載する、郡レベルへの貢進には郷（里・五十戸）名から記載する、といった厳密な基準があったわけではなく、一国内、あるいは一郡内における貢進に際してはかなり自由に記載事項の省略が許されていたと考えられる。なお書き出しが貢進者名からはじまるもの8点（2・4・5・6・9・21・22・41号）の中でも秋田城跡出土の4点とじょうべのま遺跡出土の9号の場合は、地名の不記載も単なる省略ではなく、4号では貢進主体が「浪人」であることに、また9号の場合では貢納先が庄家であることに因るためであろう。

ところでこれら付札の記載内容から各貢進物の性格が判明するものを挙げると、胆沢城跡出土の2号（胆沢城への白米）、多賀城跡出土の3号（多賀城への米）、秋田城跡出土の4号（調米）、じょうべのま遺跡出土の8・9号（庄家への上納白米）、鶴遺跡出土の36号（庸米）、但馬國分寺跡出土の38～40号（国分寺田・寺封・国分寺稻・あるいは造営料か？）、41号（国分寺への智識錢）、大宰府跡出土の47号（調簿帳）などである。なお下岡田遺跡出土の43号が何らかの庸物の付札であるとみられ、大宰府跡出土の48号が中男作物の苦の付札と推測できる。それら以外では貢進物の性格は明らかにしがたい。特に能登国分寺跡出土の10号、神明原・元宮川遺跡出土の12号、伊場遺跡出土の16・23・24・27号、御殿二之宮遺跡出土の29～32号などについては物品名の記載がなく、それらがどのような性格のいかなる物品に付されていたのかは全く判明しない。それらの書式をみると概ね「郷名十人名」であり、それらの貢進物が個人を単位とする賦課によるもので

あったことはわかるが、具体的な品目・税目については不明である。これらの他にも現状では欠損などで全体像が判明し得ないものや、品目・税目等をきちんと記載している事例をも考慮に入れて勘案しても、地方における貢進物付札の記載内容のうち中心的事項となったのは郷名と人名であったと推察できるようである。それらの書式の多くが「郷名+人名」であるということは、国名・郡名などの地名ばかりでなく、物品名や貢進年月日の記載がなくとも充分官衙における貢進物の勘査に耐え得るものであったことを示していると見做してよからう。今泉隆雄氏によれば國府における貢進物の勘査が計帳を基本台帳とし貢進者個人の貢進物単位に行なわれたということであるから、そこから考えると付札の記載内容のうち地方官衙段階で最も重視されたのは貢進者名であることになるから、それらの付札の記載内容の中心が貢進者名であるということもうなづける。

なお、地方出土の貢進物付札の書式、記載内容からみれば、それらは京進の前段階として一時的に地方官衙に宛てて送進された物資に付されていたものではなく、地方官衙段階を各々貢進の最終目的地として送られた際のものと考えられるようである。

4 おわりに

以上、小稿では地方出土の古代木簡について、史料学的視座から木簡そのものに関する諸問題についてごく簡単な整理と検討を試み、若干の見通しを述べてきた。結果的には木簡のごく表面上に現われた事象の検討に終始し、律令地方行政へ何らの提言めいたこともなし得ず、甚だ無味乾燥な内容のものとなってしまった。また何分にも資料的にまだ少ないものを扱っているわけで、今後の各地における発掘調査の進展に伴なう新たな木簡資料の出土により、小稿で示した理解の再検討を余儀なくされる可能性が多大であることは改めていうまでもないことである。そのような意味では上述してきたことは言わば單なる臆測にすぎない。序言でも述べたごとく現状で地方木簡を総括的に把握し理解するには未だ時期尚早であり、小稿は現段階においてそれらにみられる特徴を列記し、整理したにすぎないものである。しかしながら從来史料的利用の面でも史料学的にも宮都木簡に比して等閑視されている地方木簡に関しても、現状下における一定の類型化を試み分類・整理してみると、「木簡の史料学」的見地から言ってあながち無意味とは言い切れないだろう。地方出土の木簡は上述してきたようにきわめて断片的なものであり、また顕著な特色のない遺跡・遺構から単発的に出土する場合が多く、いきおい1点の木簡に記された内容を素朴に遺跡全体像の解釈・性格決定の根拠にしがちである。性格が明らかにできない遺跡から出土した木簡の動きをあとづけたり機能を理解するのは困難であるが、木簡そのものの性格、機能を厳密に追及し解明することによって、遺跡自体の理解もある程度可能になる場合もある。そのような意味からも地方木簡の総体的な整理、機能把握は必要なことと考える。さらに重要なことは、すでに諸氏も指摘されるように記載内容のみならず形態・法量など形状面の「もの」の詳細な検討である。何度も繰り返すが木簡は出土遺物であるのだからその出土状況を検討するこ

とは勿論、考古学研究者がごく普通に土器・石器などを詳細に観察し紋様・調整・製作技法・胎土・材質を検討するのと同じく、木簡の用材・材の作成技法・整形の状況・形態・法量などについての検討をおろそかにすることはできない。例えば現状で見えている墨書きが一次的なものであるのかそれとも削り直した後に記された二次的なものであるのかによって記載内容の解釈も影響されようし、現状でみられる形状が二次的に変更をうけていて形状と内容が結びつかない場合もある。また木簡の形状からその機能がはじめて理解できることもある。上記の検討はまず木簡の出土遺跡の調査担当者がなすべき課題であるが、史料的利用の際にもそれらの事項を徹底的に考慮に入れねば、後に立つ論の妥当性にも関わってこよう。このような意味でも木簡自体の基礎的な検討は必要なことと言えるだろう。

律令国家は行政の技術として文書を重要視し、これを高度に発達させて支配の手段とした。これが「律令制文書主義」であり、「律令制のもとでは、行政上のあらゆる命令および報告は文書を以て行なう」とことが原則とされた。そしてこの「律令制文書主義」の一端で木簡はその役割を果していたのである、恐らくは紙の文書の前段階に多種多様な木簡の使用があつたとみられる。律令体制の末端であり、人民支配の最前線であつた地方官衙段階においては、平川南氏がいみじくも喝破されたる如く「木簡が果した役割は中央に比して大きく、複雑多岐であった」と考えられよう。周知のように何も文書主義は律令国家のみならずすべての官僚制的支配の面でみられるものであるが、「律令文書主義」の原則からみて、古代史科学の研究が律令制国家の解明にむけて重要な一翼を担っていることはすでに諸氏の業績によって明らかである。また近年では特に古代史科学は長足の進歩を遂げつつあり、刮目にする成果が次々と示されるに至っている。斯の如き現状にありながら小稿は度々「史料論」を標榜しながらも如上の観点や新しい研究成果、研究方法を充分にとり入れることなく、何ら新しい視点や重要な問題を提起するに至らなかつた。また難解な行論に終始し且つ不充分な内容のものとなってしまったが、大方の御叱正をお願いして今はひとまず擱筆することにしたい。

なお小稿は、1989年8月25日、第17回古代史サマーセミナー第1分科会において「木簡からみた地方行政」と題して行った報告を文章化したものである。小稿をまとめるにあたっては平川南先生から種々の貴重な御助言を賜わり、また先のセミナー報告に際しては佐々木慶一・篠川賢・吉井哲の三氏（順不同）をはじめ御参会の多くの方々に御高配、御教示を賜った。末尾ながら記して深甚なる謝意を表する。

註

- (1) 鈴木敏雄「三重県桑名郡多度村柏井貝塚考」(『考古学雑誌』18-10-11 1928)、島田貞彦「伊勢国桑名郡柏井貝塚について」(『考古学雑誌』22-10 1932)、鈴木敏雄「三重考古誌考」桑名郡多度町柏井貝塚誌考全 1971、柴原永造男「柏井遺跡出土の木簡」(『木簡研究』2 1980、同「柏井遺跡出土木簡の再検討」(『木簡研究』8 1986)など。
- (2) 近年の木簡研究の動向については、今泉龍雄「日本木簡研究の現状と課題」(『歴史学研究』483 1980)、同「木簡」(『季刊考古学』18 1987)、鬼頭清明「日本における木簡研究の現状と課題」(『歴史評論』389 1982)、同「木簡」(1989)などを参照。
- (3) 杉俊男「木簡研究の課題」(『第1回木簡研究集会記録』 1976)、同「木と紙——木簡研究の一覧」(『横田健一先生還暦記

- 念日本史論叢」1976)、坪井清足「木簡学の漫遊」(『考古学論考』1982)など。
- (4) 私はこれまでかかる観點から主に宮都跡出土の木簡を素材としてさきやかな検討を試みてきた。拙稿「貢物付札をめぐる若干の問題」(『史友』19 1987)、同「平城宮・京跡出土の物品付札について」(『青山考古』5 1987)、同「参河国猪豆郡賛賀造付札の再検討」(『史友』20 1988)、同「地獄の木簡」(『史友』21 1989)、同「付札状木製品について」(『唐村「放生木簡」シンポジウムの記録』1989)など。
- (5) 地方木簡を概観した研究としては平川南「地方の木簡」(『木簡—古代からのメッセージ—』1990)がある。
- (6) 現行木簡はのぞく。
- (7) 木簡の性格や用途・機能を考える際に、古代木簡の範疇においては時差はありますから問題にならないと考え、今回はかかる観点をあえて考慮に入れず、8世紀から10世紀までの木簡をすべて同列に取り扱った。
- (8) 中近世を含む木簡出土遺跡については守崎保廣「木簡出土遺跡一覧」および同「木簡出土遺跡報告書等目録」(ともに『木簡研究』10 1989)を参照。なお小稿ではそれ以降増加した資料もとりあげた。
- (9) もちろんすべての召喚状や請求文書木簡が宛所から差出にもどされているわけではない。当然、宛所で廃棄されたと考えられるものも存在する。
- (10) 木簡の分類方法については、奈良國立文化財研究所『平城宮木簡』1 1969、弥永真三「古代史料論—木簡」(『岩波講座日本歴史』25 1976)、岸俊男「木簡」(『日本古文書学講座』2 1978)、横田拓実・鬼頭清明「木簡」1978などを参照。
- (11) 出土総点数7479点と言っても、その中には下野国府跡出土の削削約5000点、大宰府跡出土の削削約900点なども含まれているので、実際、ある程度形状を保っているものは約1500点ほどと言えよう。なお、下野国府跡出土の木簡5161点のほとんどは削削であるが、そのすべてが国府内における文書木簡の断片と考えられており、内容からみれば国府財政や国府機構、國と都との関係、國府における政務と儀礼の実態を解明する上で重要な手掛りとなる稀有の史料群と言うことができるのだが、木簡そのものの用途や機能といった面からみると判明しえないものがほとんどである。故に小稿では厳密に木簡の用途および機能が判明する17点のみをとりあげて検討の対象とした。さらに全国から出土した木簡のうち、ある程度説明は可能であるが内容は全く判別できないもの1872点も検討の対象たりえないから、それらも除外して、結局のところ464点ということになるのである。
- (12) 横田拓実「文書様木簡の諸問題」(『奈良國立文化財研究所研究論集』IV 1978)。
- (13) 公式令に定められた文書様式によって分類し、律令文書体系の中に木簡を位置づけた研究として早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』7 1985)がある。
- (14) 命令書ではあるが、上級官司側(文書発行側)では、被管の諸官司へ下達したことの記録(出納記録)としての性格を有していたと考えられている(平川南「弘法寺跡出土の新木簡について」(『日本歴史』357 1978)、のち同氏著「紙文書の研究」1989)に「下締日記」木簡と改題して再録)。
- (15) 平川南「山形縣道伝遺跡の木簡」(『道伝遺跡発掘調査報告書』1984)、のち同氏著「紙文書の研究」1989に「計取官物」木簡と改題して再録)。
- (16) 富永富士雄「居村遺跡と出土木簡」(『茅ヶ崎市史研究』13 1989)、大平聰「居村「放生」木簡と古代の放生」(『六浦文化研究』1 1989)、鈴木清民「神奈川県内出土の木簡」(『木簡—古代からのメッセージ—』1990)など。
- (17) 召喚状木簡の用途や機能、召喚状における紙と木の関係については鬼頭清明「召文」についての二つの問題(『信濃』38-9 1986)を参照。なお、同氏によれば、紙の正文と召喚すべき人物に届けられる「召文」木簡という紙・木の使いわけが考えられるという。
- (18) 早川庄八氏註印前掲論文。
- (19) 現在までそのように考える説が支配的であったが、この考え方に対してごく最近、平川南氏が否定的な見解を示しておられる(平川氏註印前掲論文)。
- (20) 早川庄八氏註印前掲論文。
- (21) 「平城宮木簡」1(『解説』1969、所収56号木簡)。
- 符三野郡石鶴等 □□
右為打 勤旨紙召宜知此狀以
英為急遲符到奉行
大風郡連真道
- (22) 上申文書の場合、木簡が宛所から差出にもどされ、差出で廃棄されることはない。14・15号を上申文書とすれば当然その出土地である上田郡跡が木簡の廻所であったということになる。なお平野邦雄「上田郡跡出土の木簡」(『日本歴史』256 1969)を参照。
- (23) 宮大寺などそのような日常的な事務管理にあたった部署には「政所院」「大衆院」などがある(今泉龍雄「但馬郡分寺木簡の諸問題」「但馬郡分寺木簡」1981)。
- (24) 横田拓実氏註印前掲論文。
- (25) 薦田香織「出船一天平から延喜まで」(同「日本古代財政史の研究」1981)。
- (26) 今泉龍雄氏註印前掲論文。
- (27) 平川南「下野国府跡出土の木簡について」(『下野国府跡』IV 1982)、のち同氏著「紙文書の研究」1989に「返抄」木簡と改題して再録)、詳細は同論文によられたい。

- (2) 鬼頭清明「皇后宮職論」(『奈良國立文化財研究所研究論集』II 1974)。
- (3) 白河閉が進上してきた射手の名前を、多賀城側で手控えに記録した帳簿・記録類木簡とも考えられるが、事書きが記載してあることや、その事にあたった責任者とみられる火長の名が記されていることから、文書木簡で、且つ進上状にあたるものと考えた。
- (4) なお、本木簡を、書簡文の体裁をとる呪符木簡であるとする宮瀬文二氏の意見もあるが、一応ここでは個人宛の書簡文書木簡と考えておく(宮瀬文二「埼玉県行田市小敷田遺跡出土木簡について」『古代史研究』4 1985)。
- (5) 川上貞雄・平川南・小林昌二「新潟県北蒲原郡笠神村発久遺跡出土の木簡について」(『新潟史学』24 1990)。
- (6) 『平城宮木簡』2 1975、所収1926号木簡。
- (7) なお、現状で読みとれる駅家名は、いずれも参河国内の駅家である。
- (8) 伊場遺跡を「歴智郡家」と考える説に立つ人々は、本木簡は通所符の案文であり、発給者である郡家に残されていたのだとしている。一方「東原駅家」説をとる人々は、通所符が何らかの理由で、出発地であった駅家で棄棄されたとみている(竹内理三氏編『伊場木簡の研究』1981)。
- (9) 東野治之「伊場遺跡出土已亥年銘木簡と評の官制」(竹内理三氏編著34前掲書)。なお本木簡は通所ではなく、祭祀にともない馬を獻上した際の奉獻文とする佐々木康一氏の意見もある(同「伊場遺跡と馬—馬主木簡の意義」)、竹内理三氏編著34(前掲書)。
- (10) 本木簡については福岡耕二「国語の表記史と森ノ内遺跡木簡」(『木簡研究』9 1987)に詳しい。
- (11) 裏面に記された人名が発給主体の担当責任者であるかもしれないが、その主体がいかなる性格の機關であったのか、それともこの木簡が出土した道跡である寺院と考えてよいのか、明かでない部分が多い。
- (12) 加藤優「1982年出土の木簡—奈良・藤原宮跡」(『木簡研究』5 1983)、村井康彦「宮所蔵の構造—宮都と国衙の開一」(『国立歴史民俗博物館研究報告』8 1985)。
- (13) 井上薬師堂道跡(福岡県・小郡市)からはもう1点、下記のような出舉にかかる内容の帳簿・記録類木簡が出土しているが、曲物の側板に墨書きされている点に疑問がある。
- ・見上出舉千百七束
 - 二石六斗七升^{半升}
 - ・百九十四 上□義上五束
 - 石六斗
 - 百十束七把 加義上五束 (111) × 43 × 4 065
- (14) 佐藤和彦「多賀城跡出土の墨名作成用木簡について」(『東北歴史資料館研究紀要』10 1984)。
- (15) 川上貞雄・平川南・小林昌二氏著34(前掲論文)。
- (16) 原秀三郎氏は、これを盾とみた場合、この1箇のみで完結したものではなく具注暦を構成する一片にすぎないことから、同様の木簡が数十枚何らかの形で編成されるかあるいは函のようなものに収められたとして1つの具注暦を構成していたのではないかと考えられた(川上「静岡県城山遺跡出土の具注暦木簡について」『木簡研究』3 1981)。原氏が言われるよう、本木簡が数十枚の木簡で構成される1年分の具注暦のうちの1枚であるとするならば、それは從来考えられていた日本における木簡使用の概念に一石を投じるものとなる。すなわち、首尾一貫した内容をもつ記録や文書が規格性を有する複数の木簡によって構成されるという例はこれまでのわが国における木簡使用法に全くみられないものである。一方これに対し東野治之氏は、本木簡は完結した具注暦の一部を構成する部品といったようなものではなく、巻子の具注暦を一々挿入する手間を省き、被見を容易ならしめるために当面必要な曆日を抄出したものと考えておられる(同「具注暦と木簡」同氏著『日本古代木簡の研究』1983)。
- (17) 書式は、漢字1字を記し、その下に注記ししきものがいくつか記されるという体裁をとっている。判読できない箇所が多いのであるが判明した部分を総合して林紀昭氏は、文字の下に記された注記が、①大字の同語譜を記したもの(采二取、被二聞)、②大字の和訓を示したもの(賛久、證・加ム移訛・體・ツ・ク)に分けられ、本木簡が各文字の語譜・発音を列記したものではないかと推察された(林紀昭・近藤滋「北大津遺跡出土の木簡」『第3回木簡研究会記録』1979)。本木簡の具体的な用途・機能は判明しがたい。林氏は何らかの原典に註記を加えたものと考えておられるが、帳簿・記録類木簡に多くみられるような、段や行数を揃えて記すという方法がとられていないようであり、かなり自由な記し方をしているところからみて、手控え的に各文字の語譜や訓を書き出したものと推測できないだろうか。なお、本木簡は、漢字の註記、万葉假名による字訓・助詞の利用、「ム」「ツ」などの略体假名の使用など飛鳥時代後期の訓詁の実態を知ることができる貴重な史料として、国語史研究に種々の新たな問題を提起するものとして注目されている。
- (18) 東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」(『奈良國立文化財研究所研究論集』II 1974、のち同氏著「正倉院文書と木簡の研究」1977に再録)、山田英雄「平安時代の日記にみえる木簡」(『木簡研究』6 1984)、古瀬奈津子「日簡について」(『歴博』29 1988)など。
- (19) 東野氏註34(前掲論文)。
- (20) 「倉化」については他に原秀三郎「倉札・札家考」(『木簡研究』8 1986)を参照。なおこの「倉化」の実例が門田条里遺跡出土の53号に他ならない。
- (21) ここでえて「公的」と言ったのは、帳簿・記録類木簡が日常的な記録を記したもので、それをもとに上級官司へ報告される紙の文書が作成されたという、木簡の補助的記録材との役割を強調する従来の通説に対する意味においてである。

近年、いわゆる「長屋王家木簡」(平城京左京3条2坊1・2・7・8坪出土木簡)の中に長大な木簡が存在していたことが判明した。1点は「以大命待……」にはじまる文書木簡(52cm)、もう1点はいわゆる「都祁水室木簡」で都祁水室における出納帳簿である(78cm)。この2点は確かに宮部出土の事例であり、長大木簡が何でも地方出土事例のみに限定されるわけではないということになる。ただ、現在までの宮部出土木簡の類似な出土例からみればむしろ例外と言った方がよいかもしれない。また「長屋王家」という中央官庁の正規の事務処理の場よりは1ランク下の段階の史料であり、その意味では地方出土木簡の事例に通ずるものがある。なお「長屋王家木簡」については奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』21 1989、同『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1989、同『平城京長屋王邸宅と木簡』 1990などを参照。

④ 京造された物資については国府段階と中央政府段階の二段階の勘定をうけた。すなわち国府では計帳をもとに貢進者単位のチェックが、中央政府では調査帳をもとに国・都単位のチェックがおこなわれたと考えられている(今泉隆雄「貢進物付札をめぐる諸問題」「奈良國立文化財研究所研究論文集」IV 1978)。なお近年、今津勝紀氏は貢進物付札の主たる機能を「天皇による貢納の視覚的確認」に対する表示にあるとして、検収の際に用いられたのではないかとする考えを示された。この今津氏の意見は種々の点で注目すべきものであろうが、私にはやはり貢進物付札に検収の際に利用するという機能が存在していると思われる。なお貢進物付札に関しては他に東野治之「古代税制と荷札木簡」(『ヒストリア』86 1980、のち同氏著『日本古代木簡の研究』1983に再録)、並野和己「荷札木簡の一考察」(『奈良古代史論集』1 1985)などを参照。

60 批評「平城宮・京跡出土の物品付札について」(『青山考古』5 1987)。
60 大宰府跡不丁地区からは多数の付札が出土しているが、その多くは「郡名+物品名+数量」という書式をとるもので、貢進物付札とも物品付札とも判別つきにくい。倉生朝彦氏はそれらを府庫における物品の整理札と考えておられるが(九州歴史資料館『大宰府史跡昭和58年度発掘調査取扱説明書』1984、同『大宰府史跡昭和59年度発掘調査概報』1985、同『大宰府史跡出土木簡取扱説明書』2 1985)、そう判断してしまうにも若干疑問の余地がある。故に今回はそれを検討の対象から除外しておくことにした。また神奈川県鎌倉市今小路西遺跡(相模國鎌倉郡家)から出土した次のような付札は、

・種五斗天平五年十月四日×

・卿長丸子□□

(266) × 30 × 6039

貢進地名がないところからみて、鎌倉郡下の某郡から同郡家へ貢進した際の貢進物付札とも、郡家で種を倉庫に収納する際に用いられた収納整理札(物品付札)とも考えられ(松尾光「鎌倉出土の木簡と古代の輸」『学習院女子短期大学紀要』25 1987、鈴木清民氏註前掲論文など)性格を明確にしがたいのでこれも検討の対象から外した。

60 本遺跡が木簡にみられる差出地であるのであるが若狭国三方郡内に所在することから考えれば、宮都に貢進される荷に付けられる付札が何らかの理由で使用されずに在地に残されたと考えるのが妥当であろう。ただ、本遺跡がこの貢進物付札の作成段階であるのかそれとも荷が京進される前に一度集積された段階であるのかは明らかでない。

60 平川南「陸奥・出羽官衙財政について—いわゆる「征夷」との関連を中心として—」(『歴史』48 1976)、平野邦雄「大宰府の徵税機構」(『律令国家と貴賤社会』1969)、佐々木恵志「大宰府の管内支配変質に関する試論—主に財政的側面から—」(『奈良平安時代史論集』下 1979) ほか多数。

60 上述の他では能登郡分寺跡出土の10号、神明原・元宮川遺跡出土の12号、佐堂遺跡出土の37号などに記された郡(里・五十戸)名も、それぞれ当該遺跡所在郡(群)管下のものである。

60 なお宮久保遺跡出土の7号は、「鎌倉御銀倉里」とあるにもかかわらず出土地が鶴郡である高座郡であることが問題となる。これがこれを郡レベルへの貢進の際に単に郡名記載を省略しただけであるのか、それとも一旦鎌倉郡レベルへ貢進されたものが後に何らかの事情で鶴郡へ移送されたものなのかなは現時点では判明しない(神奈川地域研究会「シンボジウム宮久保木簡と古代の相模」1984、松尾光「宮久保木簡をめぐる2、3の問題」(『大和市史研究』14 1988)、鈴木清民氏註前掲論文、など)。

60 今泉氏註前掲論文。

60 但論、地方出土の貢進物付札の記載内容にみられる特徴を、宮都へ送られた付札が勘定に際して果たした機能を根拠として説明しきれることは考えていいが、地方の事例の場合、貢進物付札であるにもかかわらず肝腎の物品名の記載がないものが多くみられることや、郡名すらなく人名から書き出すものも存在していることからみて、地方官衙段階においては貢進者個人の名が勘定に際しての主觀的事項であったと考えざるを得ないだろう。なお以下の如き、人名のみ記す付札については貢進物付札とも物品付札ともとれると考え、今回はとりあげなかったが、前記の推論を前提とするならば貢進物付札と考えることが可能であろう。

④伊場遺跡出土42号木簡

(123) × 22 × 6 019

若狭郡廣万呂

②山垣遺跡出土12号木簡

春マ久夜利

226 × 25 × 4 051

60 東野治之氏は、京進される物資の荷にはほとんどの場合複数の付札が付されていて、その中には検収の際に取り除かれる付札と最後まで残される付札があったと考えておられる(東野氏註前掲論文)。私はこの東野氏の考えを妥当なものとみているが、これに敷衍するならば当然地方官衙段階における検収の際に取り除かれる札の存在が想定できる。だが地方出土貢進物付札の現時点における事例にはそのようなケースのものはないようである。

60 例えば兵庫県山垣遺跡出土の封緘用木簡(山垣遺跡出土20号木簡)は当初記載内容や形状からみても全く性格が判明せず、"特異な付札"。ぐらいに理解するしかなかったが、近年出土した「長屋王家」木簡の中に全く同様な形状で「封」の記載

- のある封職用木簡が存在していたことから、そのように用途と機能を確定し得たのである（平川南氏註5前掲論文参照）
- 脚註 早川庄八「天平六年出雲國計会帳の研究」（『日本古代史論集』下 1962）、同「前期難波宮と古代の官制」（『思想』703 1983、のち同氏著「日本古代官僚制の研究」1986に再録）、ほか早川氏の多くの論考を参照。
- 脚註 平川氏註5前掲論文。
- 脚註 早川庄八氏註5前掲論文、同「宣旨試論」1990、石上英一「日本古代史料学の方法試論」（『東洋文化研究所紀要』106 1988）、同「日本古代史料学の構築」（『第17回古代史サマーセミナー発表資料』1990）、大平聰「正倉院文書研究試論」（『日本史研究』318 1989）、平川南氏註5前掲書、今津勝紀氏註5前掲論文、山下有美「計会制度と律令文書行政」（『日本史研究』337 1990）ほか多数。

35	櫻樹郡□頭守部□代耕一石□五百石	一八八×二〇×九・五	○三一	43	高田郡□□□	一七五×四〇×七	○三一
36	遠敷郡安足村小丹里 安足人足村米六年	柚井遺跡出土	○三一	44	×□子□一石	下岡田遺跡出土	○三一
37	□田五十戸奈×	一六〇×三一×六	○五一	45	・知佐□一石五升	安養寺遺跡出土	○三九
38	朝來郡伊由郷米五斗	佐堂遺跡出土	○三九	46	・久須許大伴マ	高窓寺出土	○三一
39	□□郷巴西マ乙万呂米五斗	(一〇八)×(一九)×四	○三九	47	・太丹□□□	肥前國松浦郡神戸調導館	○三一
40	二方郡温泉郷五戸私マ庭足四斗六升	(一八四)×三一×三	○三九	48	・夜須郡吉賀張	(一五六)×二七×三	○三一
41	義父□万呂十一貫欠一石	(一九五)×二七×四	○三一	49	・調長大神マ道祖	(一八七)×(一八)×三	○八一
42	□□□□□郷□方マ公福積 白米	二六二×三五×五	○三三		一四四×二四×四	○三一	
	以上但馬國分寺跡出土	以上但馬國分寺跡出土	文献一一		(七〇)×(一四)×一	○三一	
	延暦十六年正月廿日				+ (一五)×(五)×一	○八一	
	(二一六)×一四×三				以上大宰府跡出土	○三九	
	特狹遺跡出土		文献一一			文献一二	

26	上里戸主海部曾	(八五)×一五×六	○八一
27	栗原玉作マ真	(一〇五・五)×二九×三	○一九
28	小文舞□□口	一三四×一九・三×三・五 以上伊場遺跡出土	○八一
29	大郷 小長谷マ宮	一六八×三二×三 文献一八・一九	○一一
30	久米舞□□□□	一八五×一三×三	○一
31	豊國舞戸主小長谷マ色万呂戸小長× (一六一)×一七×三	○八一	
32	狹東舞戸主文委マ麻×	一〇九×一八×三 以上御殿二之宮遺跡出土	○一九
33	五斗×	○三九 勝川遺跡出土	○三九
34	櫻樹舞守部春□□□模一解	一九〇×一六×三 文献四三	○一九
18	乙未年入野里人君子部□×	(六三)×二五×二・五	○一九
19	竹田□□□里□□	一六一)×二八×五	○一九
20	・鳥文戸主刑マ石×	一七五×一六×三	○一
21	□□□□マ龍万呂天平七	(一)〇)×一五×六	○一九
22	・若狭マ五百國布二 ・丈八尺織	二六三×二八×一	○五一
23	赤坂 ^麻 主刑マ廣麻 ^麻	九一×(一〇)×三・五	○三一
24	栗原若日下マ五百鶴	三三七×一〇×九	○五一
25	□□舞戸主石マ×	(一〇)×一〇×四	○一九

武藏国攝羅郡米五斗

部領使□□刑部古□□

大同四年十二月□□

100×30×10

○三一
文献九

多賀城跡出土

能登國中臣廣足一斗

私マ首字治麻呂一斗

○三三
文献三九

浪人丈部八手五斗×

勝寶五年調米×

(三七〇)×二五×七

○三三
文献四〇

春米長万呂

一五一×二一一×四

○三三
文献三八

春米鳩守

一二九×二一×四
以上秋田城跡出土○三三
文献一五・三七

7

鎌倉郷鎌倉□寸稻
田令輕マ麻呂郡福長輕マ眞國天平五年九月
二五〇×二二×九○五一
文献三八8
上白米五斗

宮久保遺跡出土

○五一
文献三八9
丈部吉稚丸上白米五斗
十月七日一二四×二四×?
○五一○一九
文献一七10
辛卯年十一月新井里人宗我マ□×○一九
文献一七以上じょうべのま遺跡出土
文献一七○一九
文献一七11
他田里戸主宇刀マ真酒一一一×一七×五
神明原元宮川遺跡出土○五一
文献四一12
物マ里五□字治マ角末呂一一九×二六×三
以上郡遺跡出土○三三
文献四一13
高楊郷□□×(一〇六)×三〇×四
以上郡遺跡出土○一九
文献四一14
□□□□□□□□(一〇六)×三〇×四
以上郡遺跡出土○一九
文献四一15
□□□□□□□□(一〇六)×三〇×四
以上郡遺跡出土○一九
文献四一16
辛卯年十一月新井里人宗我マ□×(一〇六)×三〇×四
以上郡遺跡出土○一九
文献四一

伊場遺跡出土

文献一八·一九

The diagram illustrates the Nine Palaces (九宮) arranged in a square grid. The central square is labeled '中' (Center). The four squares along the vertical axis are labeled '上' (North), '下' (South), '左' (West), and '右' (East). The four squares along the diagonal axis are labeled '巳' (South-East), '午' (South), '未' (South-West), and '申' (West). The four corner squares are labeled '亥' (North-West), '戌' (North), '卯' (North-East), and '辰' (East).

城山遺跡出土
文獻一九

114

貴久田
賀加ム喜母
近江佐母

六八五×七四×五
北大津遺跡出土
○一九
文獻三五

貢進物付札

1
進

(九八) ×一六×六

〇五九

2 和我連□□進白五斗

一八五×二五×四
以上粗泥城跡出土

○五一

(一四三)×(一四)×三 ○一九

多賀城跡出土

文献九

135 ×上日六十□

(一四二)×三七×五 ○一九

大宰府跡出土 文献二

136

四天王□ 合三百卅□ 多心經十六 涅槃經陀六十五 八名書陀卅

規音經一 精進經一百八 十一面陀一百十

× × 三月朔戊○申日

五一ニ×三四×七 伝道遺跡出土 ○一

文献二

137

口本□ 日田山□○人

文献二

138

口 三月朔戊○申日

五二ニ×三四×七 伝道遺跡出土 ○一

文献二

廿一十九年正月

× × 未日

(一四五)×四〇×八 ○一九

文獻三

廿一十月

139

口田里□○口

○一九

文獻二

大宰府跡出土

文獻二

140

口中○口

○一九

文獻二

廿一十一月

口竹里

○一九

文獻二

(九〇)×(一四)×三 ○八一

大宰府跡出土

(四〇)×(一六)×六 ○八一

伊場遺跡出土 文獻一八・一九

廿一十二月

口○口

○一九

文獻二

廿一十三月

口○口

○一九

文獻二

廿一十四月

口○口

○一九

文獻二

廿一十五月

口○口

○一九

文獻二

語部□支□屋一

原人

経部経部足石様一屋一

文獻一八・一九

語部牛麻呂様一

肥人部

蘇可部□男様一屋一

文獻一八・一九

委爾部長様一

五十戸

加□五十戸人

文獻一八・一九

宗爾部□屋一

語部小衣屋一様一

語部小君様一

文獻一八・一九

廿一十六月

口○口

○一九

文獻二

語部山麻呂様一

原人部

蘇可部□男様一屋一

文獻一八・一九

語部足踏屋一

原人部

蘇可部□男様一屋一

文獻一八・一九

語部衣依屋

原人部

蘇可部□男様一屋一

文獻一八・一九

③ その他の記録

戸主三宅連唯麻呂	戸主多○□	戸主黃文
戸主登美史東人	戸主木主○□	戸主正清
戸主馬道首少広	戸主郡主寸得足	戸主正丁
		井相田 c 遺跡出土
		(一七八) × (二八) × 五 ○八一
		(一〇二) × (二四) × 四 ○八一
		(二〇三) × (二四) × 五 ○八一
		井相田 c 遺跡出土
		(一〇一) × (二四) × 八 ○八一
		西河原森ノ内遺跡出土 文献一三
		100-102は省略する
・ × □丁□万呂春マ鷗□秦マ三久万呂□□×	□□□	100
・ □□□	□	101
・ □□□	□	102
加津良正丁小林□	龍五月正丁	
凡人仁正丁足人小子	波知禪子正丁	
又足人弟人小子	廣津家第万呂	
山垣遺跡出土	服マ万呂×	
	泰人マ□□×	
	□□□	
□長石子 正丸	猪□	
水取今丸	○八一	
□□中丸 御丈丸	□□□女	
牛甘長丸	□□馬丸 南日女	
(二三五) × (一七) × 五	吉成女	
福成寺遺跡出土	○八一	
文献三四	六	
103		
受 吳マ廣野	× □速賀郡子弟名	
升一 宿奈	□料受□師伊福マ□□	
	□受使マ他田舎千成	
	受使部三家連安	
	瓦工	
受 薩田	× 四月三日休□花□	
升一	(西九) × (一九)	
	□□□	
大宰府跡出土	(五八) × (二四) × 四 ○八一	
文献一二	○八一	
104		
マ 薩田	神マ 津田良	
乃年	□□廣麿	
	大宰府跡出土	
	(一一七) × (三六) × 四 ○八一	
	文献一二	
(一八三) × (三六) × 五 ○八一		
但馬國分寺跡出土		
文献一一		

里人赤加部十
山マ田母之本廿
○□□之倍十

田□刀之本五

四六×四五×七
井上薬師堂遺跡出土

○一一
文献三二

米一石
三石
白米半
反俵廿一石米
加太里白米一石
(依古文)
日符賣
○□□
六月廿三日符賣進甲料皮

(二四六)×四六×六
井上薬師堂遺跡出土

○八一
文献三二

(一八)×(三八)×七
多賀城跡出土

丈部大麻呂
鳥
馬H國川合里子
年〇九左衛門
鳥

鳥
鳥
鳥
鳥取部丈部鳥

(一〇八)×一〇×七
多賀城跡出土

○五
文献九

白日
○□人
○□□之倍十

田□刀之本五

四六×四五×七
井上薬師堂遺跡出土

○一一
文献三二

下野國府跡出土

○九一
文献三

② 人事記錄

×物部人長
鳥□通
(一四一)×(一五)×九

○八一
文献九

黒万呂跡占マ□用賣
弟万呂母占マ小□□□
戸主同□□□
下句一人番長火
多賀城跡出土

一四〇×三五×一五
○三二
文献九

鳥
鳥
鳥
鳥

丈部大麻呂
鳥
馬H國川合里子
年〇九左衛門
鳥

鳥
鳥
鳥
鳥取部丈部鳥

(一〇八)×一〇×七
多賀城跡出土

○五
文献九

月
十月
○□□
服部意美麻呂

鳥
鳥
鳥
鳥

多賀城跡出土

○三一
文献九

物部□事百五十
人番長族

鳥
鳥
鳥
鳥

一三九×三二×一三
多賀城跡出土

○三一
文献九

下句一人番長火
多賀城跡出土

鳥
鳥
鳥
鳥

一四〇×三五×一五
○三二
文献九

白日
○□人
○□□之倍十

田□刀之本五

四六×四五×七
井上薬師堂遺跡出土

○一一
文献九

葱□□□□□倭マ一斤
五戸□□□□□又唐□□□□□呂
石道一斤
五百マ□□□□□

宗宣マ□□□□□
(刻)

（刻）
（刻綴）

□知麻呂一斤
■麻呂一斤
廣麻呂一斤
百百一斤
若麻呂一斤
■□麻呂一斤
□□□□□麻呂一斤

(四〇三) × 四〇 × 五・二 ○一

伊場遺跡出土

文獻一八・一九

63号はあまりにも長大・膨大であるため省略する

九八二×五七×五

○一

藤原宮西北隅井戸跡出土

寺前田□□女稀百□
東好□□目須女州□
神照寺坊遺跡出土

○一
文獻二七

寺前田□□女稀百□
東好□□目須女州□
神照寺坊遺跡出土

（一三七）×三四×五
○一

神照寺坊遺跡出土

○一
文獻二七

マ金□十八束同マ□長女西東
□□□知万呂十束□己

（一四四）×一一・七×三・五 ○一九
伊場遺跡出土
文獻一八・一九

貞觀十五年九月十七日薦員百八十一份

廿二日薦員二百卅六份

廿八日薦員三百卅五份

○一九

十八日薦員二百卅五份

石付五百加支
九百三十分

廿八坪冊扮廿七坪冊八份

廿九日薦員六条七里廿七坪五百七十份

○一九

十九日薦員二百五十一份

廿三追田百冊八份

廿四日薦員百冊分

廿八日薦員三百卅五份

○一九

四日十七坪五十份

廿四日薦員百冊分

廿四日薦員三百卅五份

○一九

五日庄前廿四坪

二百十五份七坪廿五

廿四坪冊分

廿四日薦員三百卅五份

○一九

六日廿四坪百

八合七坪廿廿四坪百

廿四坪冊分

廿四日薦員三百卅五份

○一九

六日廿四坪百

七坪廿廿四坪百

廿四坪冊分

廿四日薦員三百卅五份

○一九

一六六五×（六四）×一三 ○一
文獻一八

合四人

35

直上疊廿五級萬八立

圓一枚 合百廿枚



大生部乙虫

□□部龜

(或)

丈部力男



大伴部建良

二二三×(三八)×

一

○一九
多賀城跡出土

○一九
文献九

○一九
水可進上□×

×

□+□

×

(九七)×(一六)×五

じょうべのま遺跡出土

○八一
文献一七

○八一

○八一
小敷田遺跡出土

○八一

○八一

31

解申進上作物事

○一九

□□

(或)

○一九

○一九
文献九

○一九

水可進上

□×

×

□+□

×

○一九

37

申進上夫事

〔長谷淨成〕

○一九

38

○一九

32

進上兵士子及

○一九

○一九

多賀城跡出土

○一九
文献九

○一九

33

解申進人事合五人



○一九
文献九

○一九

34

都可鄉進藝一荀×

○一九

「檢閱」所逐抄部

器所

申送×

(一九〇)×(一九)×

五

○一九

○一九
文献一五

○一九

35

下野國府跡出土

○一九

36

文獻三

○一九

</div

二六四×三四×六

○一 文獻八

② 某官司への報告 (上申文書)

(上申文書)

大宰府跡出土

○一 文獻八

「□度問見」安積团解
〔番事〕
舉番度玉前刺繡本土安積團公津都番度選長口十六伎

○一 文獻八

「□度問見」安積團解
〔番事〕
舉番度玉前刺繡本土安積團公津都番度選長口十六伎

○一 文獻八

「□度問見」安積團解
〔番事〕
舉番度玉前刺繡本土安積團公津都番度選長口十六伎

○一 文獻八

・舉上× ×二人□×

(上申文書)

五三九×三七×五

○一 文獻九

多賀城跡外郭西辺出土

○一 文獻九

×□件稱請取聞四月廿六日寺書生仙氏監

○一 文獻九

(一一一)×二四×五

○一 文獻一

松田棚跡出土

○一 文獻一

・×今遣二取□ □口毫歩

○一 文獻一

・天平七年閏十一月廿三日□ 主道守千足

○一 文獻一

(一八〇)×二〇×六

○一 文獻一

上田部遺跡出土

○一 文獻一

・×□十六尻今遣定五百廿三尻

○一 文獻一

×□十六尻今遣定五百廿三尻

○一 文獻一

(一四三)×(三三)×三・五 ○一九

○一 文獻一

上田部遺跡出土

○一 文獻一

15

○一 文獻一

西口 □ 方角
前女川人頭刀自女

○一 文獻八

舍□(下)

僧殿日下マ倉主女 净人乙女 川人小山

○一 文獻八

文書木簡

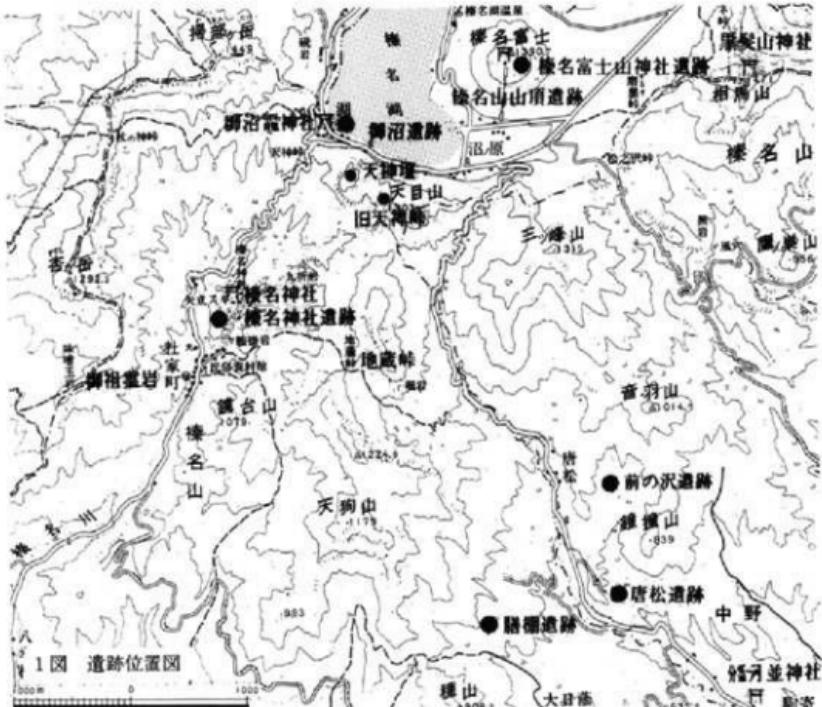
延喜式内社上野国榛名神社遺跡をめぐって

—— 厳殿寺の故地を求めて ——

川原嘉久治

1 はじめに

筆者はかねてより榛名神社の淵源を求めて活動してきたところである。群馬県群馬郡榛名町榛名山字嚴山鉢座の延喜式内社榛名神社境内に発見された遺跡について、「上野国總社神社主祭神の性格に関する一考察」(1989)の中で筆者は遺跡名称「榛名神社遺跡」をあたえ、その概略を述べた。その後同遺跡において榛名町歴史民俗資料館々長清水喜臣氏により錫杖頭、小金銅仏が発見され、さらに「鏡」銘の墨書き土器の発見もあった。削平壇を中心に採集された遺物量は豊富で9世紀頃を初現とし10~12世紀に集中するが、一部中世遺物も含んでいた。この状況は現榛名神社の地における初期神佛習合の実状を示すものがあり、ひいては現榛名神社創建の淵源をも追究し得る性格をもつ重要な遺跡・遺物であり、以下にそれを言及したい。



1図 遺跡位置図

まず榛名神社の研究は尾崎喜左雄博士の『上野国神名帳の研究』に代表され、また伝世遺物の古鏡類などが所蔵されるものの神社の測量や、神佛習合期の実像までは遡及されなかった。そのため本稿では榛名町歴史民俗資料館の同遺跡採集の全遺物、同資料館展示の伝世遺物について総合的な検討を行い、文献史・資料による考證も合わせて考察を加える。これらの資料は古代資料に乏しかった榛名神社の史的空白期を埋めることができるほどの質で、今後正式な遺跡調査が行われ、それに基づき故地の将来的保護へと結ばれれば望外の喜びである。なお、遺跡名称を榛名神社遺跡としたのは延喜式内社としての榛名神社の位置づけを明確にする意図によるものである。

2 遺跡の位置と立地

群馬郡榛名町榛名山字嚴山甲849番地内、榛名山外輪山の中腹に所在する本遺跡は、榛名神社の隨神門と榛名神社本殿のほぼ中間の参道（旧県道）西側山腹の東南面にあり、正面とする南方下方に谷地開析源の榛名川の流れを見下す標高900mに位置し、岩場を避け、急斜面を整地造成した削平壇の遺構群で、江戸時代後期の木版榛名山全図（2図）の2一講堂跡、3一中堂跡辺りに該当し、後で述べる榛名嚴寺（石殿）との関係が推察され、周辺の20箇所にも削平壇を認める。



2図 榛名山全図（一部）（故小山義祐氏蔵）

1. 榛名神社本殿
2. 講堂跡
3. 中堂跡
4. ウバ石
5. 萬福院
6. 金剛院
7. 墓地
8. 円乗院
9. 実相院
10. 嚅敷寺(本坊)
11. 榛名川
12. 伝嚴敷寺跡

本図は年紀跡はない。江戸時代末期に慶長年間に建立された三重塔が取り壊され、慶応年間に現位置に再建されたが、上回は旧位置に三重塔が描かれているため、取り壊わし以前の製作である。5・6・8に切妻堂宇があるが、現在はない。7・9も同様である。このほか文化頃の絵図が知られていゆが、それより本図の建物表現が多く、遡るかもしれない。

それについては天明三年(1783)刊の『榛名山志』に、「⁽⁴⁾ 薩芝壇 天姥波上萬福院上ノ山ニアリ、相傳フ、往古当山三千百坊ノ時、此處中堂ノアリシ地ト(中略)、地面山腹ニアルニカタサカリノ地ナリ、(後略)」とあり、また、周辺の険しい幽谷の状況は『上信日記』に詳細に見られるが、⁽⁵⁾ 神佛習合による密教靈場として自然地形にその第一条件を備えている。また、近くに見られる天神壇、味曾玉(御祖靈)⁽⁶⁾の名称からは、前代における山岳信仰と榛名神社結合の一面を窺うこと⁽⁷⁾ができるのである。

3 古代の榛名神社

榛名神社に冠せられる榛名の地名称が史料の上に見えるようになるのは、「延喜式」延長五年(927)撰上の上野國「神名」12社中より以後のことである。しかし、残存する諸家本「延喜式」には「榛名」(九条家本)、「椿⁽⁸⁾名」(吉田家本)、「椿⁽⁹⁾名」(兼永本・梵舞本)などと書かれており、九条家本以外の3本は「彼国案内者云榛名ト云」と註している。さらに長元三年(1030)の「上野國交替実録帳」は「椿樟明神社」と混濁とした記載をするなど、國府の役人さへも「椿樟」と書き表わすなど、作為的な混用か否かは判然としないが、複雑であったことは確かであろう。

一方、それに遡る「萬葉集」(8世紀末成立)巻十四東歌、上野国歌中に見られる個有名称の「伊香保の沼」、「伊香保嶺」を総合して、江戸時代末の諸地誌は、「今の榛名山は都て上古の伊香保」と解釈し、伊香保から榛名へ転じたとするが、転化過程の説明が不足で意味不詳気味ではあるが、「イカホ」の語義は「巖秀」(険しい山)に因むとして解され、榛名神社の洪鐘銘文永五年(1268)⁽¹⁰⁾〔上信日記〕による榛名神社の別當寺である「榛名巖寺」^(マツ)銘及び、「神道集」巻第四十八「郡馬桃井上村内八ヶ櫻現事」に記される「石巖寺」⁽¹¹⁾名称の「巖」との整合性が認められ、古代における「巖秀」(イカホ)に因む名義が汲まれたものと考えられ、それゆえ呼称範囲も現在の総称榛名山に重なったとして考えられる。

ところで、「延喜式」所載の上野国の神名では、甘楽郡の貫前神社、群馬郡の伊香保神社、勢多郡の赤城神社を大社とするが、伊香保神社を大社に選ぶ群馬郡下には、榛名神社及び、甲波宿⁽¹²⁾神社が小社として記載されている。この三社の中で、伊香保神社と甲波宿神社は「続日本後紀」や「三代実録」など、9世紀中頃には神階奉授・昇叙の記録が見えて地域での信仰状況が窺えるが、榛名神社は前二社に遅れることおよそ1世紀、延長五年(927)「延喜式」にはじめて登場する。それは榛名神社が、当時の群馬郡下における有力神社として認められた証明でもあるが、それはいったい何を意味するのであろうかが問題で、本稿と関連することとなる。その概略は、有力氏族の祭祀権よりも、むしろ神佛習合による教理の隆盛によったことを遺跡地から汲みとることができるのである。そうした場合の社格は、成立背景にもよるが、「令集解」巻廿八、儀制令、春時祭田条に「(前略)執_レ禮。於_レ國郡司_レ者。唯知_レ其監檢_レ。(中略)古記云。春時祭田之日。謂國郡里每_レ村在神社。人夫聚祭。若祈年祭歟也。(後略)」とあり、國郡の役人臨席の下に行われた村々の社の存在と、祭の実状が窺い知れるが、8世紀中頃の越中国の実例に基づく西垣晴次説

に、「私的な村毎に祀られ、祭の時だけ社殿が設けられるような社と、村をこえた範囲に信仰圏をもち、10世紀には式内社として律令国家の神祇大系のうちに公的に位置づけられた、固有の神名をもつ社との二類型が存在していた。」の指摘のうち、榛名神社の場合は後者に該当するが、このことは「上野国神名帳」(表1)記載の分布域から明らかとなおり、地域をこえた相当な規模の信仰圏を擁していたことは判然としよう。しかし、榛名神社は六国史など古代史料のなかに神階奉授に関する記録はなく、「上野国交替実錄帳」の「正一位椿株明神社」も内容不詳であるが、公的な形での神階奉授はされていないと考えられる。「上野国神名帳」(国帳)は、總社本と類聚本が鎮守神の第六位で正一位の神階を冠し、一宮本は從一位とするがその根拠は不明である。しかし、靈験あらたかであっても必ずしも神階の奉授はなされていない。そのことは、民間の信仰に強く支えられていたことの証左でもある。上田正昭氏論によれば『統日本紀』大宝二年(702)七月癸酉条「山背國乙訓郡鎮座の火雷神、早ごとに雨を祈るに、頻に徵驗あり、宜しく大幣及び、月並の幣の例に入るべし」とある所謂乙訓神は、官社には列したが実際に神階奉授がなされたのは延暦三年(784)である。このような例は平安時代に多いとされる。

榛名神社の現鎮座地は、群馬郡榛名町榛名山字巖谷だが、神社がこの地に遷座されたのは神佛習合信奉の密教徒によると考えられており、旧社地は現榛名神社の北北東10km弱離れた群馬郡箕郷町西明屋所在で巨石主体の椿山古墳(6・7世紀)を境内とする小祠椿山神社をあてる考え方がある。椿名神社は「上野名跡誌」に、「箕輪故城ノ東南椿山ト云ニ古祠アリ、天照皇大神・三輪大明神・西宮大神、三社相殿ト云額ニハ三輪大明神トアリ、(中略) 延喜式ニ群馬郡三座ノ内椿名神社是ナリト云。神名帳頭注ニ椿名神社其所榛名トアリ、モト椿名ハ榛名ヲ写ヒカメクルニハアラスカ字形ヨク似タリ名跡考ニ云如クスハモト榛名ノ里宮ナトニハアラヌカ。」と記されており、江戸時代末における榛名神社遷座の一覧を担うことになるのであるが、三輪大明神の篇額を掲げること及び、その祭神からすれば、榛名町の榛名神社主祭神との直接的結び付きは判然とせず、そこには複雑な来歴が考えられ、同級を論ずるならば、箕郷町所在の小祠ばかりでなく、群馬郡倉渕村の椿山の地名称や、椿名神社の所在もあり、別に、近世以降の分社・合祀・移祀からの検討を最も必要とすると思っている。榛名神社の名称について江戸時代の国学者伴信友は、「神名帳考證」の中で、尾張国愛知郡鎮座の針名神社の項で「國帳從三位 針名天神 ○信友按 上野国群馬郡榛名神社今榛名村ニ在リ、〔姓氏〕 檜前舎人連 火明命十四世孫波利那連公之後也」と具体的な氏族名称とはりなの名称を考證の結論としてあげ注目されるが、それに対し、尾崎喜左雄博士は「萬葉集」に見られる「傍の椿原」を榛名山東麓の相馬ヶ原の地に比定し、さらに古代信仰の自然神の対象を相馬嶺(山)に当て、初期榛名信仰の形態を自然崇拜におくとともに、相馬山と箕郷町西明屋鎮座椿名神社の位置関係及び、大形石室を有する椿山古墳をはじめ周辺古墳群の存在による有力氏族車持氏、石上部氏介存の背景をもって、小祠椿名神社の地を、榛名神社の故地として推定されておられたのである。しかし、前述の同級小祠との比較さらに単独靈峰でもない榛名山系の特定山をもって自然信仰の対象とすることには無理があり、それ以降の崇拜

の展開が余りにも小規模過ぎ、視点に大極を逸した感がある。

以上のように、古代榛名神社に対しては未解明の部分が多く見られ、次に史料記録を見たい。

長元三年（1030）の「上野国交替実録帳」記載の榛名神社の項には「玉殿一字、幣殿一字、鳥居二基、向屋一字、美豆垣一廻、荒垣一廻、舞人倍從一字、厨屋一字」など、神社関係施設の記載は見られるが、佛教施設の存在を示す記録は他社と同様記載されていないが、天暦五年（951）の記事をもつ佛教説話集『三宝絵詞』に「上野國くるまの郡のほどの寺の上座禪音法師は、寺のかたはらのかみのはな」（後略）とあり、天治二年（1125）書写『僧妙達蘇生注記』に記される「上野国群馬郡在石殿座主禪惟師、石殿之側明神料花（後略）」などの記載により、神格よりも佛教施設の存在が主体的に表現され、寺名の「寺または石殿」は、後述の御序宣に見える「榛名寺」もしくは洪鐘銘の「榛名巖寺」を指すものであり、寺名称は「石」と地名を冠しても当時の巖とそれに因る一名称に固執されることなく、古代の寺名称が地名を冠した別称で呼ぶことに通じている。また、「かたはらのかみ」、「側明神」は言うまでもなく榛名神社の存在を示していると考えきしつかえなく、密教主導の形をも感じ得られる。

前代の榛名信仰は、山を神格化し、その祭祀の場は山麓に設けられており、平安時代の神佛習合の興隆期には現在の深山幽谷に鎮座地を遷されたとされるが、前述のように榛名神社にのこされている確かな古代資料は少ない。しかし中世における榛名神社は、榛名寺・巖殿寺・満行寺などと称された別當寺を中心に、鎌倉時代には三千百坊ありとまで言われ、鎮護国家の靈地として繁栄し、建久元年（1190）十二月には、国の權威とされる健児と檢非兩使の榛名寺の境内に入ることを禁じた御序宣が下され、^四上野国府在府官人によりこれが伝達された、いわゆる「留守所下文」である。

留守所下 可令早任旧例任宿願榛名寺領内停止 健児並檢非兩使事

右十一月十五日御序宣、同年十二月七日到来、榛名山云垂跡、云本地、旁以鎮護國家

恒化修良之靈地云々者且任旧例且宿願可令停止健児並檢非兩使於榛名寺領内之由從序

明鎮也仍府内國中諸人宣承知勿違失以下 建久元年十二月 日 （後略）

この後白河上皇の中央院から下された御序宣によって、榛名寺領域の保護は特例をもって行われたと推察され、さらには、平安時代末期には院庁に達するまでの寺格を有していたことがわかり、成立はそれ以前になる。寺名称榛名寺は、神佛習合による榛名神社の別當寺をさすが、「上信日記」⁵⁰は榛名神社洪鐘銘に「上野國榛名巖寺 奉鉢三尺五寸鐘一口 文永五年（1268）戊辰二月十日（後略）」の銘文を見たとあり（この鐘は、明治初年神佛分離により鋸つぶされた）寺名変化の推移も窺える。この頃、榛名一山を支配したのは座主職で、社傳による座主には藤原一族の後胤が世襲し、承元四年（1210）の快良から、嘉慶二年（1388）の印まで凡そ2世紀に亘り支配する中で、軍事力を有し、そして僧兵化されてきたのである。それでは、当時における榛名神社の信仰圏はどのような状況であったか、「上野国神名帳」にその手がかりを求めてみる。「上野国神名帳」には前橋市元總社町鎮座總社神社所藏本（總社本）、富岡市一宮町鎮座貫前神社所藏本（一

宮本) 塙保己一編「群書類從」採

表 1 上野国神名帳記載「榛名神」

錄本(類從本)の三本が存在するが、奥書に永仁六年(1298)書写⁽⁵⁾と記す「總社本」と、後代の書写本と考えられる「一宮本」による榛名神社(一宮本は椿名)の鎮座地は、表1のとおりで、平安時代末頃～中世における榛名時代は群馬郡西部に信仰の中心が置かれている。榛名連峰の主峰相馬山を中心に据え、その東西を伊香保神社の信仰(群馬郡西部一座、同東部四座、勢多郡一座)と分かつが、この状況は、群馬郡東西二郡の中に造営された上野国府への関与も推察され、閉鎖性の地域神とし

神名帳 鎮座地	總社神社本	一ノ宮貫前神社本
鎮守神	正一位 榛名大明神	從一位 椿名大明神
片岡郡	從五位 榛名本戸明神	從五位下 椿名本戸明神
群馬西郡	從四位 榛名本戸明神 從四位 椿名若御子明神 從四位 榛名上神明神 從五位 榛名大所明神	從一位 椿名大明神 從四位上 椿名本戸明神 從四位上 椿名若御子明神 從四位下 椿名上神明神 從五位上 椿名大所明神
勢田郡	從四位 榛名本戸明神 從五位 椿名若御子明神	從四位 椿名本戸明神 從五位上 椿名若御子明神

註 势多郡の「田」は、總社本記載による。

てこれを祭った有力氏族には、旧群馬郡東部を支配下に擁した有馬氏(阿利真君)が伊香保神を、旧群馬郡西部にその勢力圏を有した車持公、石上部君などが榛名神を信奉したと考えられている。

現在、榛名山麓には、榛名神社、椿名神社、榛名木戸神社、戸榛名神社などの榛名神社が分祀され、平安時代成立の要素をもつ「上野国神名帳」記載神の状況を反映しているが、この榛名神社は、中世には神佛習合による地蔵信仰の中から宮号を佛教名「満行宮・満行権現」などと称されるようになり、満行の名称は、地名、寺院名称として現代へと引き継がれている。

4 周辺の遺跡 (1図)

(1) 榛名山山頂遺跡

A) 榛名富士山神社遺跡 独立山峰であるが、その景観は正しく名のとおり靈山富士を見る思いだが、山頂に須恵器の散布を伝える。また榛名富士山神社奉納物とされる推定室町時代の伝世御正体(9図-3)には富士山権現の文字が刻まれ、中央に毛彫りの觀音像を配している。

B) 御沼遺跡 榛名山山頂の榛名湖に所在。榛名神湖・御手洗沼(靈池)・伊香保沼などと称され、湖面に靈山榛名富士を写し、萬葉集や、榛名信仰に因む呼称をもつ古代～近世の信仰遺跡で、江戸時代に至っても享保二十一年(1736)の結氷期御涉り行事の記録がある。その湖内周辺から平安時代からの和鏡類(写真9-1)及び古銭が発見された池中納鏡遺跡もある。未確認情報に須恵器片の採集を聞く。標高:榛名富士1390.7m、榛名湖1.000m。⁽⁶⁾

(2) 前の沢遺跡

群馬郡箕郷町大字善地字駒寄前の沢256番地。いわゆる榛名神社の表参道からやや外れた山林に所在。林道の開削工事の折に中期弥生式土器、9世紀代以降の土師器、須恵器（羽釜・高台付塊・蓋）の破片など多量の土器類が発見され、遺跡地範囲は広域にわたるとされている。出土遺跡は未見だが、唐松遺跡の近接地であることは、榛名山中における古代遺跡と榛名神社の関係を知る上で重要な遺跡に当たることは間違いない。

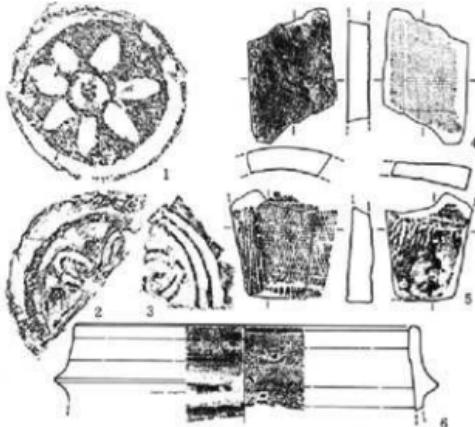
(3) 唐松遺跡

群馬郡箕郷町大字中野字唐松の山中に所在。十文字扇状台地東裾を流れる車川に沿うように県道箕郷一榛名山線が通る。箕郷町一善地一唐松一氷室峠一榛名湖へ通するこの道路は、唐松を過ぎると地蔵峠を越えて榛名神社隨神門の脇へ出る山道に通ず。この山道が箕郷町から現在地への遷座を推定されている榛名神社の表参道に當てられ、その道筋に數段の階段状の削平壙をもつ唐松遺跡があり、出土遺物の鏡瓦（3図1～3）、土師器、須恵器、灰釉陶器類から9世紀初頭～中頃の上限年代が与えられ、神佛習合期の佛教を根幹に据えた在地佛教による瓦葺佛堂の遺跡と推測される。榛名神社本地佛の地蔵菩薩の名を負う地蔵峠を背後にするこの地は寺の狭山の俗称地で、前の沢を隔てた東の鐘撞山は旧事の鐘撞の場に推定されているが、山頂には、箕郷町西明屋に所在した金剛院の開闢を印す金剛院銘の石塔が立ち、近世瓦が散布する。金剛院は18世紀代に見られる修験の寺であり、これに係わる鐘撞山として考えたい。

(4) 脇棚遺跡

群馬郡榛名町下室田字脇棚の旧大字林（村有林）に所在。林野所有者 大日蔵部落一天狗山一榛名神社への道を僅かに外れる、榛名連峰の一峰天狗山の東麓標高750mに位置し、緩斜面の中央を林道が通り、林道の切り取り面に礎石状の自然石が認められる。当遺跡の採集遺物は古瓦（3図4～5）、土師器壊・塊・甕・須恵器壊・塊・羽釜

（3図6）などで、上限は9世紀中頃で、唐松遺跡同様在地佛教の神佛習合段階の瓦葺佛堂を推測される遺跡として注目される。また当遺跡の地は船尾山柳沢寺（北群馬郡榛東村字山子田）別院跡の伝承地でもある。唐松、脇棚の両遺跡とも在地佛教の小規模寺院と考えられる訳であるが、9世紀以降において西毛地域に小佛堂を示唆する散布地は増加する傾向にあり、近接地にも箕郷町生原遺跡、榛東村黒髪神社遺跡が同じ状況にあるが、それはとりもなおき



3図 唐松・脇棚遺跡遺物図 1:4 1～3唐松、他脇棚
1～3は住谷修編『上野瓦砾西毛篇』1980より

す在地佛教の一般浸透の反映と考えられ、2遺跡とともに在地佛教の展開に伴なうことと、密教浸透を反映しての寺院跡として、その性格を位置づけておきたい。

5 榛名神社遺跡の概要

榛名神社境内に分布する本遺跡における遺物の採集地については後で述べるが、削平壇の一部及び榛名神社本殿脇の神頤所裏である。榛名川に沿って南東向斜面をなす山中大部分の地域に遺物の散布を推察されるが、榛名神社関係の建造物所在地以外は、急斜面の岩場をなす行者渓をはじめ、山中には杉・雜木が繁り、さらに腐葉土と雜草に覆われるため遺物の発見は困難を極める。この中の遺跡の発見は、近年開削された榛名神社所有林整備の作業道が1988年夏の豪雨により壇14附近の路面と、切り取り面崩落の流出土砂が下方の参道（旧県道）にまで達し、その中に土

遺跡地は榛名町榛名山小字^{山ノ上}裏山^{山ノ上}にあり、地名軒は古來より^{山ノ上}であつたらしく、現嚴敷寺の古名も^{山ノ上}寺とし、それに因んでいる。

嚴敷寺の遺跡地は梨橋を進んで左山側に削平壇があり、20箇所が数えられ、その北半分が古地と考えられる。南半分には中世以前の房・院名跡が伝承された削平壇がある。このほか平成2年11月現在で27箇所を5図に記入することができた。



4図 現榛名神社地界図

現榛名町現形図は1:10,000のため地界図を使用

器・鉄器類などの遺物発見を端緒とする。特に壇14下方は南向きの偏斜面山肌の切り取り部分には包含層と、遺構の一部がかかった状況が認められる。このことは附近に散乱する焼土粒と、現在も作業道面に露頭する火力を受けた自然石の存在により證明されるし、また切り取り地層断面の中に遺物の存在を確認し、採集を行っている。

6 遺構（2図・4図・5図・6図・7図）

榛名神社境内のいわゆる社僧地区は山岳・狭谷に立地するため、山肌急斜面（25°～35°）を削平造成された大小各様の壇が見受けられる。確認された20ヶ所余の削平壇については5図に示したが、古代・中世・近世の多期に及ぶ遺構群が存在することは採集遺物類の年代観により判然とするが、一部は古代の削平壇再利用の状況を呈している。また隨神門（二王門）脇を東へ折れて300m程入った山中に芦田小屋の地名があり、地蔵跡越えと天狗山参道の分岐点の台地に石垣積みの削平壇が2ヶ所認められる。この遺構は中世までの巖殿寺所在地（2図12）の伝承をもつが、後で述べる他遺構などとの関係から、中世を含むそれ以降の遺跡として考えたい。

ところで、この度踏査・確認した削平壇は大形礎石を据え、錫杖頭が採集された壇10（5図）を中心とし、山腹に新たに発見された壇1～19の第1群。下方の参道と榛名川に沿って点散する

表2 榛名神社遺跡削平壇遺構諸元その他

但し、榛名神社本社地内を除く（単位m）

番号	削 平 壇		遺 勉			主な遺物	概 要	時 代	現 況
	規 模 m	対・比高差 m	礎 石	石 壇	古 代	中 世	近 世		
壇 1	20×10							土 壤	平 安 山 林
ノ 2	7×3	壇 1 -10							ノ
ノ 3	10×10	ノ 2 -8	○						ノ
ノ 4	20×10	ノ 3 -5							ノ
ノ 5	20×10								ノ
ノ 6	30×7								ノ
ノ 7	10×6								ノ
ノ 8	7×5	ノ 6 -7							ノ
ノ 9	20×7								ノ
ノ 10	40×20	ノ 1 -10 ○	○					錫杖頭、釘類、白磁片、建物、土壙	ノ
ノ 11	10×8								ノ
ノ 12	40×10								ノ
ノ 13	10×8				○			金銅製小形地蔵菩薩像	但し、下方壇19との間
ノ 14	15×5	ノ 10 -10		○				「鰐」墨書、土器他遺物多量	ノ
ノ 15	30×10	ノ 9 -10							ノ
ノ 16	10×7								ノ
ノ 17	20×15								ノ
ノ 18	20×5	ノ 15 -15							ノ
ノ 19	30×10	ノ 18 -10	○					段 差	ノ
ノ 20	50×20	ノ 19 -2	○					2図5萬福院	中世山林
ノ 21	50×20	參 道 -5	○ ○ ○ ○ ○					2図8円乗院	ノ
ノ 22	50×20	ノ +7	○		○			2図6金剛院	ノ
ノ 23	15×7	榛名川 +15	○						ノ
ノ 24	15×5	ノ +5	○					魂不動、富夜燈	境 内
ノ 25	10×5	ノ +15	○						ノ
ノ 26	25×8	壇 25 -1	○		○			2図9実相院	ノ
ノ 27	15×7	ノ 26 -1	○						ノ
神額所			○					燈火塗（8図20）	2図1本殿
									平 安 社 地

トーンの細かい網点は古代を推定した削平壙を示し、點状網点は中世以降を推定。

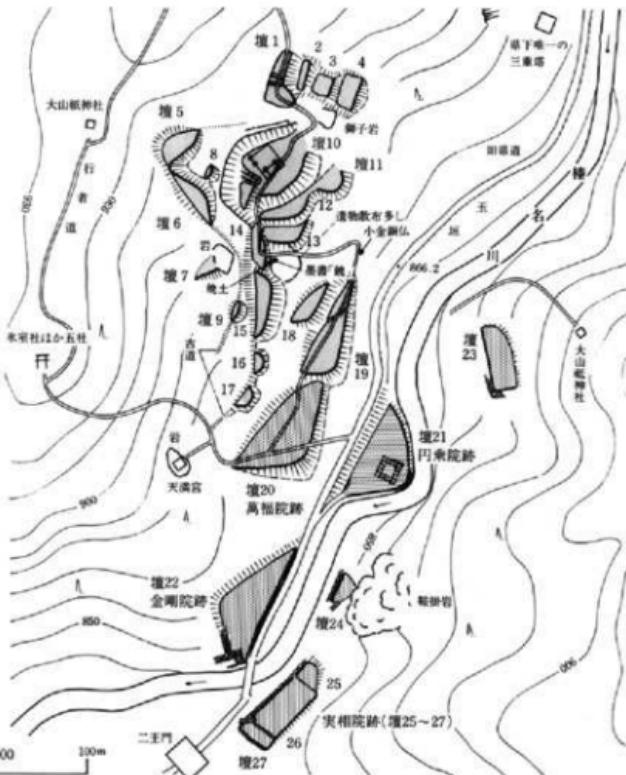
遺物は壙14と壙13の境が崩落し、それを中心に採集される。このあたりは土器類のはか、羽口・鉄滓・小形釘など工房を思わせる種が含まれる。そのほか土器類は灰釉陶器なども見受けられるが土師器棟、須恵器羽蓋など日常の厨房具なども含まれている。

清水氏は壙10から平安時代の鉢枕頭、白磁、壙19上方から小金鋲仏を採集。

壙21から室町時代後期の船載鉄船耳壙(茶壙)片と時期不詳の茶臼片・常滑焼片が採集されている。

土器類の散布はこのほか図右上から230m離れた本社地内からも採集される。

以上、8世紀以前は見当らず。



5図 各削平壙配置概念図

本図は権名町現形図1:10,000を拡大し、歩測を基に合成作成

須恵器					計
世紀	9	10	11	12	
環	3		1	46	55
壙	5	5	4	4	19
羽蓋	6	2	5	9	
瓶	2		2	2	
鏡			2	2	
大甕			14	14	
小甕			2	2	
不明			19	19	
計	8	13	7	94	122

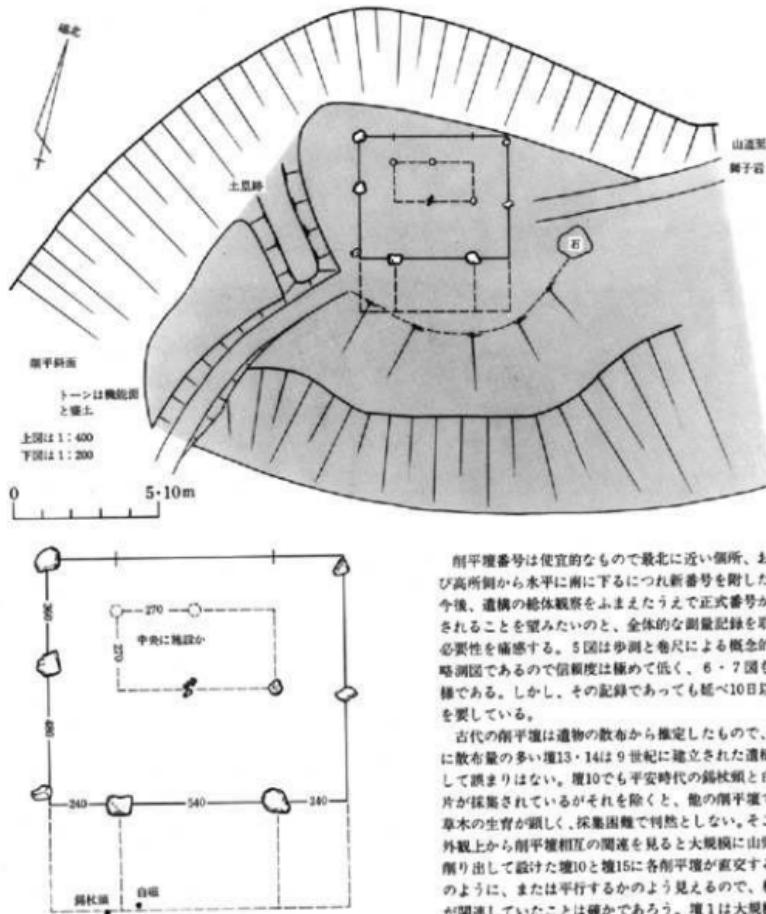
土 師 質 土 器					計
世紀	9	10	11	12	
環		1	6	53	60
壙		11	3	16	30
羽蓋		2		6	8
瓶			1	1	2
鏡		3	6	96	105
甕			2	2	
不明				45	45
計		1	23	9	219

土 師 器					計
世紀	9	10	11	12	
環	1	3			6
甕	1	2			143
長甕	3				149
不明					65
計	5	5			210

古代陶・磁器

常滑燒	2
中世	2
船載耳壙	1
羽口	1
金屬滓	若干
鐵製遺物	
刀子	1
鐵	1
釘	14
計	621

表3 世紀別遺物数量表

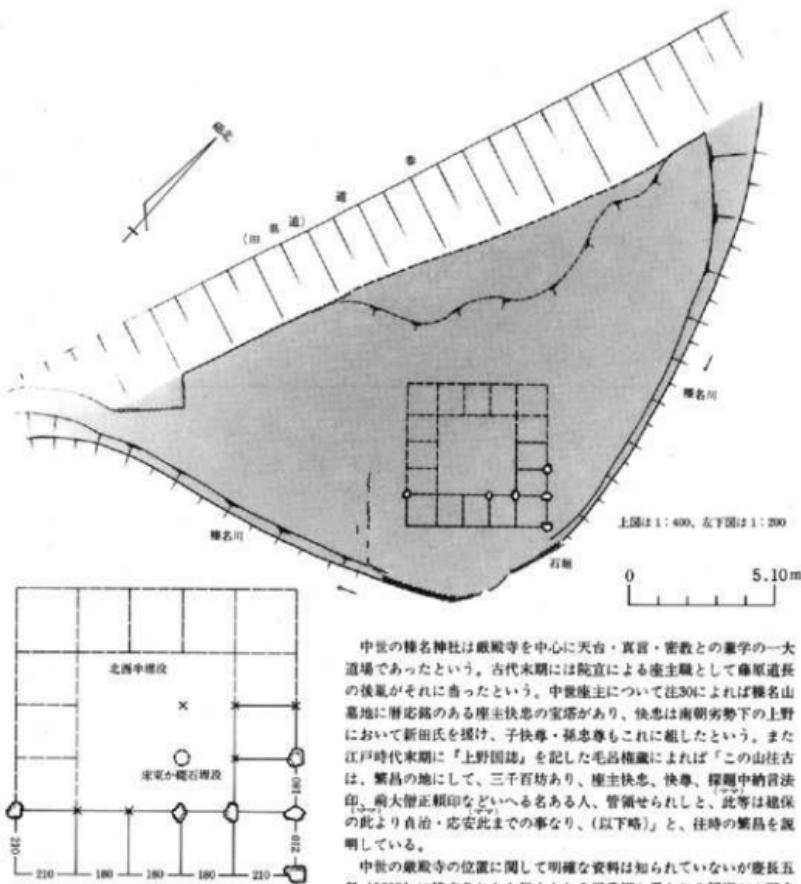


削平番号は便宜的なもので最北に近い個所、および高所側から水平に南に下るにつれ新番号を附した。今後、遺構の總体観察をふまえたうえで正式番号が附されることを望みたいとの、全体的な測量記録を取る必要性を痛感する。5図は歩測と査定による概念的な略測図であるので信頼度は極めて低く、6・7図も同様である。しかし、その記録であっても延べ10日以上を要している。

古代の削平道は遺物の散布から推定したもので、特に散布量の多い墳13・14は9世紀に建立された遺構として誤まりはない。墳10でも平安時代の鎌鉾頭と白磁片が採集されているがそれを除くと、他の削平道では草木の生育が頗しく、採集困難で何然としない。そこで外観上から削平道相互の関連を見るに大規模に山側を削り出して設けた墳10と墳15に各削平道が直交するかのように、または平行するかのよう見えて、相互に開通していたことは確かであろう。墳1は大規模の削り出しのように見えるが尾根上の自然の平坦面にあり、それを削り出しているので、大規模造成の墳5・10とは異なる。

今回の観察は墳10に大形の削平な自然石礎石が見られるので、そこに注目した。墳5には外観から見えていない。墳10は上面が長辺約40m、短辺約20mに造成された削平道で、山寄りは削られた斜面が7~8mの高さに見え、相当な土量を下方に押し出し、環の東辺を下から見上げると15m以上の高さがあるように感する。南辺の礎石列に接して長さ約7m、幅4~5m、高さ70cmほどの低い土塁が接して存在する。礎石は図示した下方右側から102×75cm、80×60cm、50×60cm、上の2石が77×79cmと78×80cmを測る。柱間は北辺が不明瞭で軒側中央で540cm、左1間分が240cm、梁間が480cmと360cmを測り、推定団は、左・右を折り返して作成した。さらには南東側には削平道上に空白があるため縫などが存在する余地があるため加えた。さらに中央部分には礎石抜取を思わせる礎石が1個所に、また50cm大の石が埋もれて存在する個所があり、中央施設が存在したらしい。北東側には移動したと考られる削平な自然石礎石が2石残存している。この建物で注目されるのは移動していないと考えられる大石の礎石4石と、わずか移動していると見える南端の礎石1石からすると、裏側の複数位置が奥側に寄っていることにあり、入母屋風の建物ではなく、切妻の中世系の仏堂が二重写しに浮んでくる。

6図 削平道10遺構概念図 1:400と1:200



中世の櫛名神社は鐵殿寺を中心に天台・真言・密教との兼業の一大道場であったといふ。古代末期には院宣による座主職として藤原道長の後裔がそれに当たったといふ。中世座主について注30によれば櫛名山墓地に附記のある座主快志の宝塔があり、快志は南朝劣勢下の上野において新田氏を援け、子快尊・孫忠尊もこれに組したといふ。また江戸時代末期に『上野国誌』を記した毛利権蔵によれば「この山往古は、繁昌の地にして、三千百坊あり、座主快志、快春、探題中納言法印、前大僧正頼印などいへる名ある人、管領せられしと、此等は越後の此より直治、応安此までの事なり。(以下略)」と、往時の繁昌を説明している。

中世の鐵殿寺の位置に関して明確な資料は知られていないが慶長五年(1600)に建立されたと伝えられる三重塔と思われる層塔が2箇中に見え、現在の慶長三年に竣工した三重塔位置とは大きく異なる。本

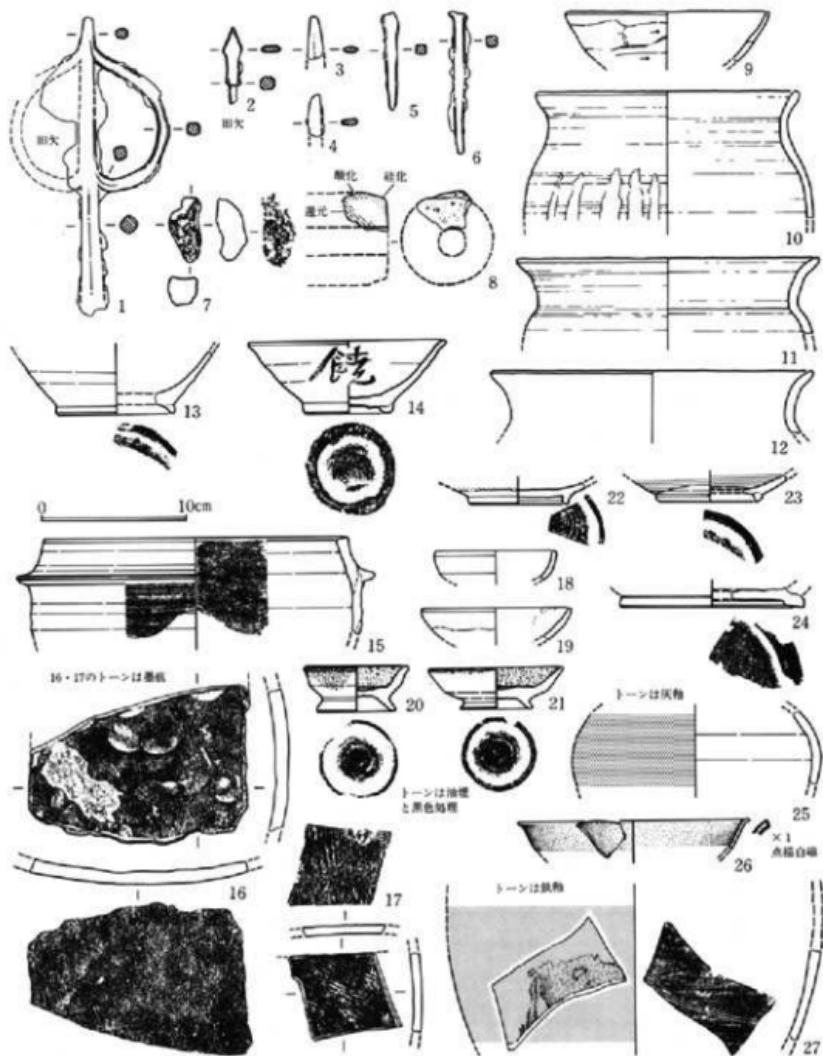
社側に近接して表現されているため、江戸時代末期に老朽化した塔が取壊される前代の記録である。その絵図中のやや左寄に「中堂アト」、「コク堂アト」の記載が見られ、中世遺構跡の表現かもしれない。現況の削平塙のいすれに該当するのであろうか、適切な対照は発掘調査によらねば困難であるが、現況からすると江戸時代の円乗院跡とされる堆21にて茶臼用の小形の上臼片と、室町時代15・16世紀の船載鉄船茶葉片(6図27)、當番施片を探査しているので、江戸時代の伝承のある金剛院跡(堆22)、円乗院跡(堆21)、萬福院跡(堆20)、中批堂宇の可能性をわざかながら求めたい。

現在の円乗院跡には扁平自然石の礎石が存在し、東西で70×55cm、西隅2列の北側より70×48cm、61×48cm、70×45cmが並び、2石欠落があり南端で48×51cmを測る。各々柱間は上図のとおり東側は210-180-180-180-210cmの五間分が数えられ、間の三間分が柱間180cmを測る。西側柱の柱間は縦にして内側の3間分が狭いのと外側側柱の並びの礎石がやや大きいことから、身屋を構える構造かもしれない。図上の推定は万形としたが、削平塙の西側には空白があり、さらに棟が西側に向って延びる可能性も強いが残念ながら北西半は埋没し、不明であるが九印破線の礎石が埋没している。床束の礎石のようである。

この削平塙は櫛名川に面して設けられ、南北約50m、東西約22mを測り、東端部の櫛名川沿いに石垣が組まれ、礎石建物との間に古様の石垣も見られ、南北面側柱列より2.7mの位置に幅約1mの雨落溝様の石組が埋没し、南東辺石垣に続いている西側は理塙。

7図 削平塙21(円乗院跡)造構概念図

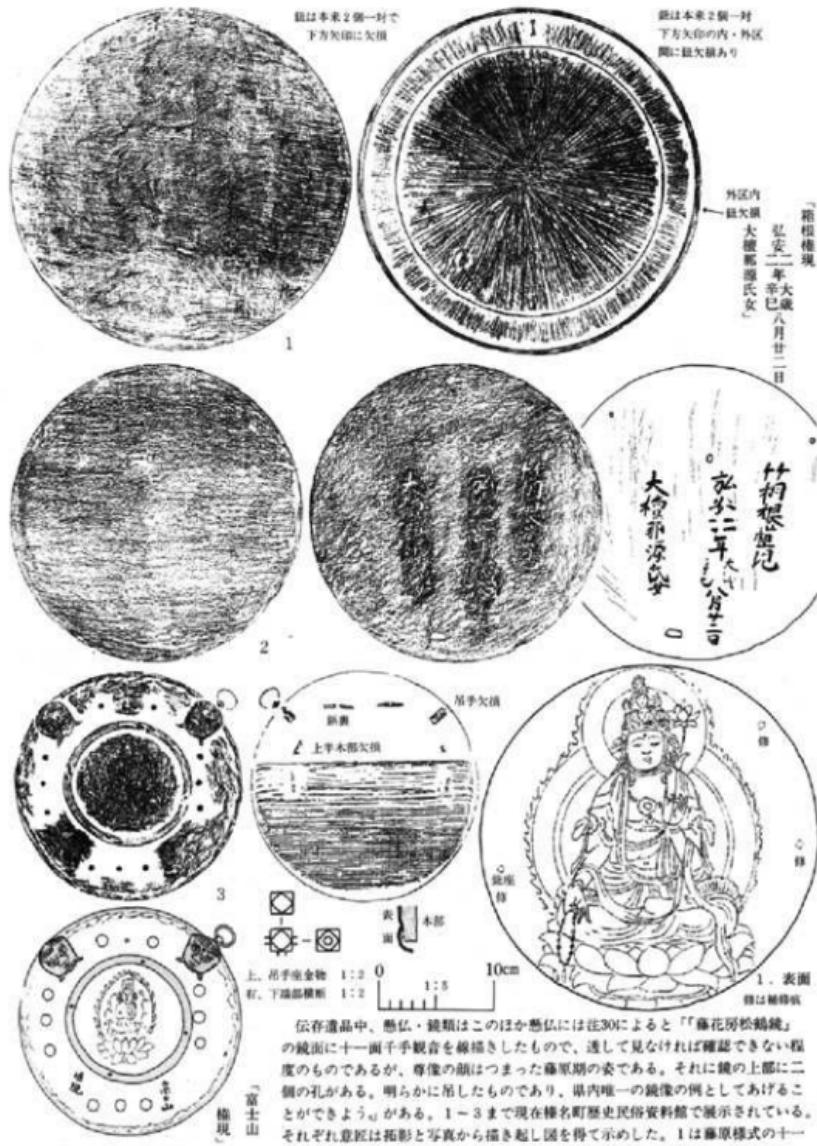
1:400と1:200



採集遺物で注目される点は、周辺道路の唐松・鶴羽道路において瓦類が存在することにあり、椎名神社道路からは採集されていない。採集遺物の主体は清水氏の採集によるが、このほか小金銅仏(写真10-1)がある。上図中、1~6は鉄製で1は平安時代、7は鉄津、8は羽口であるが焼化率物は鋼・鉄不明。9~12は土器でいずれも9世紀頃の製作。10・11は鐵鍔を用いている。13~17は須恵器で、13・14は10世紀初頭頃。14には「鏡」銘墨柄と、内面にも墨書が見られるが不明。16・17は須恵器大腰片を使用した転用碗。18~21は土器質土器皿で11世紀頃の製作。このほか小形の12世紀以降と考えられる個体もある。22~25は灰陶陶器で9・10世紀頃の製作。26は中国製白磁で皿に類する小碗で北宋。27は室町時代。

8図 椎名神社遺跡採集遺物

1:4



9図 横名神社關連伝在遺品

西游记

既知の壇20～22の第2群。それに榛名川の東側河崖に造成され壇23～27の第3群の3ブロックに分けられる。各壇の状況についてはその概略を表-2に提示したが、礎石を有するところの壇10、壇21については、後の6図、7図において詳述を行いたい。

7 遺物に関して

(1) 伝世遺物

現在、榛名神社に所蔵されている古代～中世の遺物には伝世品の古鏡、懸佛類があり、古鏡は平安時代の二面があり、うち一面は山頂湖の榛名湖採集と伝えられる双鳳麒麟八花鏡（写真9-1）で本遺跡とは別地での出土品である。御正体は鎌倉時代初期頃の十一面觀音像（9図-1）と、弘安四年（1281）銘を刻む鎌倉時代の箱根權現台板（9図-2）及び、山頂榛名富士山神社伝世品で、室町時代の富士山權現銘を刻んだ觀音像懸佛（9図-3）ほかがある。十一面觀音は榛名神社の本地仏を地蔵菩薩とする以前の御正体として密教との結び付きが論ぜられる。しかしそ所蔵遺物の絶対量の不足から、古代榛名神社の性格を明確に位置づけるまでには至っていない。

(2) 遺跡採集遺物

こうした状況の中で、この度発見採集された多量の古代遺物（表-3）は、古代榛名神社の史的空白期を補い得る好資料で、その散布状況は榛名神社本社地から削平壇地帯へと広域におよぶが、壇14周辺に集中する傾向であった。採集遺物の内訳は土師器壺・長甕・甕（8図9～12）、須恵器壺・塊・大甕・中・小形甕・瓶・羽釜・硯（8図13～17）、土師質土器壺・塊・皿・甕・甕形・蓋形・灰釉陶器盤・皿・瓶（8図22～25）、10～12世紀の中国製白磁碗（8図-26）、15～16世紀の常滑の茶壺（8図-27）、羽口（8図-8）、鉄器類では錫杖頭（8図-1）、工具刀子（8図-3・4）、15～16世紀の鉄鎌（8図-2）、釘（8図-5・6）、鉄洋（8図-7）金銅製小形地蔵菩薩像（写真10-1）など多種多様である。これら遺物の製作年代は、9世紀代の土師器・須恵器を初現とし、10～12世紀頃の遺物が多く認められ、生活に関する土器類、宗教に関わる特殊遺物及び、生産遺物がある。壺・皿が信仰遺跡のためか小形であること、瓦が採集されていないことは大変重要な意味を含んでいる。

生活に密着した土器類には、壺・塊・羽釜・甕・長甕などが例として挙げられ、宗教・信仰などの場に供された特殊遺物として小形の燈火皿（8図18～21）がある。素材は土師質土器で皿・小形塊類は10個以上が確認される。また須恵器の硯は大甕破片の転用硯で稀に見る大形硯（8図-16）と、小形硯（同一-17）が採集された。このような山岳地帯の遺跡で硯が発見されたことは、「鏡」銘の墨書土器（8図-14）をみると、硯・墨などの筆記用具を日常必需品とする宗教集団の存在を示し、さらにその裏付けとして錫杖頭（8図-1）の発見がある。壇10（推定主体堂）発見の錫杖頭は鉄製品で残存長20.3cm。中心となる柄に宝珠形（心葉形）の輪を対（一方は欠失）に付着、柄の先端を対の輪の上に出す簡素な作りである。錫杖は現存するほとんどが伝世品で、全国的にも出土例稀少の中で特筆される日光男体山山頂遺跡出土品で、同報告書所載の錫

杖頭第一型式（奈良～平安時代）に類似するが、この錫杖頭の出土は榛名神社遺跡の性格を明確に示すもので、大変貴重な発見であるとともに、高水準の密教修業場の存在を推察し得る。

墨書「饒」銘の須恵器壇は、10世紀中頃の製品とされるが、饒の文字のもつ意味合もまた深く重い。すなわち、静岡県南伊豆町修善寺蔵の「大般若波羅密多經」卷第五百三十八、大治五年(1130)の奥書に「難業苦業大饒益」と記されており一切経との関りも判然とするが、時代を少し遡って見ると、弘仁十三年(822)頃成立の仏教説話集『日本靈異記』中巻、第七、天平十六年(744)に「饒貶菩薩」、同第十五・第二十八の「大富饒貶」、同第三十三の「多饒留貶」、下巻、第三十八に「饒益有情故」の記載文が散見され、字類抄「饒ユタカニ」、名義抄「饒ユタカナリ」と注されている。この饒益はまた、貞觀元年(859)初鑄の饒益神宝の銘字として採用されており、饒益は単に利益と解することにも通ずるが、密教の世界では佛の教へに従って得るめぐみを現世で受けるために祈禱を行うとされ、祈禱の主旨を表わすのに用いられたのが饒の文字であろう。このことは、前出、鎮國の典・人天の大宝と言われる「大般若波羅密多經」の「難行苦行大饒益」に通ずるのであり、当時の世相を如実に反映する一面でもある。

また、壇13～19の間では宗教的遺物の代表とも言われる平安時代の金銅製小形地蔵菩薩像（写真10-1）が採集されている。台座に取付の跡はない。地蔵は神佛習合期の榛名神社の本地佛に当り、その発見もまた重要性を帯びるものである。

その他、漆付着の土師質土器壇の採集もあったが、羽口片、鉄滓、工具刀子及び多量の釘類採集は工房の存在を示唆し、鉄滓から考えられる鍛冶の存在は、佛具の修補と、建築用器具・材類の製作と補修に関わる生産の場として極めて当然の存在と思えるのである。

8 考 察

前項までは古代の榛名神社を通観し、合せて遺跡採集遺物及び伝世遺物について概観したが、榛名神社には、つぎの4点からなる疑問点が見られた。すなわち、(1)神社創祀と遷座（神社名称を含む）への疑問。(2)氏人との関連。(3)神佛習合期の諸問題。(4)祭神について。などの問題であるが、いずれの問題点も、現在までのところ、榛名神社遺跡そのものの遺構を除いての論が先行されたため、筆者としては多くの疑問を感じざるを得ない。

たしかに、古代史上における榛名神社の記録は少ないが、神社史料中に社名が見え、たとえば延長五年(927)成立の『延喜式』にはじめて登場した榛名神社の記録がもっとも古く、続いて長元三年(1030)の「上野国交替実錄帳」には「椿椿明神社」とする神社名が記載されている。一方、寺名を用いた記載は多く見られ、天暦五年(951)の『三宝繪詞』は「寺のかたはらのかみ」と記し、天治二年(1125)『僧妙達蘇生注記』では「石殿之側明神」として石殿の寺名称を記載し、さらに建久元年(1190)の『御序宣』は「榛名寺」の名称を使用するなど、寺院主導の記載が多い。これは神社に対する別当寺の関係を表わすのではなく、神社即寺院の呼称状況を示した結果であって、榛名神社遺跡の状況もまたその在り方を證明しているので、むしろ『三宝繪詞』(951年

頃)に正統性が与えられ、榛名神社、石殿(巖殿寺)の創建は遺物類から類推すれば9世紀代まで遡り得るし、それ以前の遺物類を集計した遺物(表3)の莫大な量中に8世紀代の遺物が極めて微弱なため、遺物類の集中散布のあった地の上方にある削平壇14近辺の地、削平壇10に9世紀の石殿(巖寺)の中心建物(中心部に施設あり一須弥壇か)の創建が行われたことと推定し得るのである。

神佛習合期の問題として考えられることは、日本における古い形態の山岳信仰と、山岳密教の
結び付きである。現に、榛名神社の近くに味曾玉岳(御祖靈岩・祖靈峰)⁽⁹⁾が聳之、前代における
山頂他界思想による祖靈や死靈の鎮まる山として考えられる。そして一方では相馬山を対象とした
靈(雷神・水神)神は水源、水流信仰を生み、やがて山頂湖榛名湖に対する池中納鏡信仰から、
榛名神社の萬年泉へと変貌する。したがってこれを信仰する氏人層は、榛名神社の官社への昇格
時期の延長五年(927)を他社を比較した場合、在地権力者を除く氏人や、山林佛徒により信仰圈
を拡大することによって徐々に官社への道も開かれたと考えられるが、官社としての神階の奉授
は行われなかつたのであろう。

このように、榛名信仰は前代の山岳信仰と、山岳密教の結合した神佛習合期を迎えるが、役小角修法の場と伝わる行者渢、行者堂跡及び、神楽殿背後の大洞窟仙之洞は弘法大師誦経の場の伝承と、本殿背後の御婆岩の洞窟の在り方は、まさに『聖不動經』の「驗ありて、法の成せんことを欲せば、山林寂静の處に入り、清淨の地を求めて道場を建立し、護摩事をなすべし、速やかに成就せんことを得ん」そのもので、修驗道の修業適山の名にふさわしい地である。特に注目されるのは、これらの地のすべてが、遺跡地と榛名神社の僅か250mの間に存在することである。

遺跡採集の遺物類は、神佛習合期における榛名神社の在り方を如実に示し、錫杖頭、燈火器、小形の杯類、金銅製小形地蔵菩薩像などはその代表的な有形遺物であるが、これに対して精神的修法による信仰の特徴を表わしているのが出土器墨書銘の「餽」である。

「餽」について密教界から関連を求めてみた。北関東における靈山として著名な男体山(二荒山・補陀落山)は、天応二年(782)勝道上人の登頂により開基とされ、そしてその徳を称えた空海作の「沙門勝道靈山水瑩玄珠碑」の文面に「當下至_一山頂_一爲_レ神供養。以崇_一神威_一。餽_中群生福_上(當に山頂に至って神の爲に供養し、以て神威を崇め、群生の福を饋にすべし)」とあり、神靈・諸靈の籠もる山に対して生きとし生ける者への幸いの福を饋にする意の文字として用いられている。さらに同碑文には「去延暦年中、柏原皇帝聞之。便任上野國講師。他利有時。」とあり、延暦八(789)年頃、勝道上人は上野國講師として補任されるが、その後の大同二年(807)には下野国に大旱害が起り、国司らの依頼により補陀落山頂で祈雨の呪術を行っている。これには山岳信仰と、密教呪術の習合による祈雨、除厄、疫病退散、鎮護国家祈禱的一面が窺い知れる。

日光男体山頂遺跡における出土遺物の製作年代は、古くは古墳時代まで遡り、奈良・平安時代に該当する遺物が最も多いようであるが、このことは、前代における山岳信仰に、山岳密教が受容された事実を物語っているのであろう。

ところで、榛名神社遺跡における特徴は、遺構群から瓦の採集が皆無と言うことである。この地帯は唐松・膳棚遺跡において瓦の出土が多くあり、供給上瓦葺が可能な地帯である。それでありながら瓦が葺かれなかったのはそれなりの理由が存在すると考えられる。前2遺跡は在地佛教と密教との影響により、あえてそうした占地をなしたと推測したが、それに対し榛名神社遺跡内の石殿（榛名寺・巖寺）は、密教の修業場として、中世には巖殿寺として、在地佛教、佛堂とは別の展開を成した修行の中心地と推測され、そこに瓦も長らく葺かれなかった理由も存在し、寺の建立者としては、在地權力者を除く、いわゆる一般民衆の介存を推察できるのである。

現在、榛名神社遺跡においては、8世紀以前における信仰の場を示す遺物の発見はないが、原始信仰に根ざした初源と、古墳時代の信仰、奈良・平安時代の信仰との係わりを遺跡例、たとえば、味曾玉（御祖靈）岳から榛名神社本殿脇に移祀されたと伝わる國祖社の旧地などの踏査・考證を積み重ねる中で、榛名山中における前代の信仰の場が存在することを信じたい。そう言った面では、榛名神社の歴史的実像の解明は、実質的にいまスタートについたところと言えよう。

なお、本稿は、榛名神社遺跡と、その採集遺物に重点をおいた考察であり、榛名神社構成の根源には触れ得られない面もあるが、これらの問題については、今後における榛名山中の遺跡発見踏査活動継続と、その報告の中で、逐次考察を行うことを付記して、本稿において生ずる責を果す考えである。

終りになったが、本稿を草するにあたり、群馬県立図書館・群馬県立文書館・榛名町歴史民俗資料館・群馬県教育委員会文化財保護課・清水喜臣（榛名町歴史民俗資料館長）・有坂喜代子（同資料館）・飯島克巳（榛名町教育委員会社会教育課文化財担当）、故小山義祐（榛名町榛名山大龍旅館）と御家族の皆さん、群馬県埋蔵文化財調査事業団の皆さんからの資料提供及び、御教示・御助言を頂き、記して謝意を表します。（順不同）

註

- 川原嘉久治「上野国總社神社主祭神の性格に関する一考察」群馬県埋蔵文化財調査事業団『研究紀要』6 (1989)
- 尾崎喜左雄「上野国の信仰と文化」(尾崎先生著書刊行会。1970) 「上野國神名帳の研究」(同 1974)
- 故小山義祐著、推定江戸時代後期「榛名山全圖」の一部によるが、同図は広範囲にわたり榛名連峰を絵図にしている。
- 「榛名山志」(佐藤寛雄著。明天三年。(1783)刊)「察駿道史料集」東日本編(五来重編「山岳宗教史研究叢書」17。1981)所載「雲々塚」によるが、文中の天帝塚はウバ石(2図4)の誤りであろう。天帝塚は、榛名神社本殿の東北、御番所の近くにある。なお、同項には「今乘船堂ノ本尊ハ古中堂ノ薬師如來行基ノ作トイフ。」の記載も見られる。
- 清水慎吾著。文政六年(1823)刊。「群馬県史料集」第六卷 日記編II(群馬県文化事業振興会。1946)所収。
- 文政二年(1819)四月廿二日記に「前略」二天門をいるより腰をわたれば谷川右になかれて松、杉おひたて左、右の山みないはを也。落葉の籠をかしきに鞍掛岩といふ其上にそひえてまことの馬鞍のきましたり。中の嵐の石門に形似て十か一の大さき也。雷電岩、嵐天岩など足ともより指をたてるように空をのきたりて、櫓門を入れてみやしろにまうつ袖する岩といふあはひ尺ばかりなるをすりぬけてゆく。御要岩といえるもいはれぬ大岩のかしらつきかたちつきそなはりてそひえたるもののみやしろつくりかけたる也。此いはほのうちに神はこもらせ給ひて七重のくろかねの門あり。(中略)そはとまれかくまるかくる岩かねのここしくそひえちて神々しきはやかて此御山そんにおはすなる。(中略)大黒岩、つつら岩、よろひ岩、そき岩、亀岩、瓶子岩などかそへつくすべくもあらず、いとおほかり、今榛名山巖殿寺といへと昔は榛名寺といひをおほえ…(後略)と記される。文中の、「此御山そんにおはすなる」に注目したい。
- 前掲 訂4) 桑原峰「古記ニハ皇祖魂山 神祖靈庵トアリ 俗ニ御祖廟觀トカク 往古天神地祇ラ茲ニテ祭リシト」とある
- 前掲 訂4) 天神壇「山面ニ石宮アリ、天祖天神地祇ラ茲ル、當山開闢ノ祭場ト伝ヘリ」の記載が見られる。
- 延長五年(927)撰上。「延喜式」卷第十 神祇十 神名下 (〔新訂増補〕國史大系)
- 長元三年(1030)成立。九条家本延喜式紙背。「群馬県史」史料編4 (群馬県史編さん委員会。1985)所収。

- 〔群馬郡〕 正 位 椿櫻明神社 玉殿一字 幡殿一字 島居二基 向屋一字 美豆垣一題 荒垣一題 鮎人陪從屋一字
「厨屋一字」の記載によるが、これは、名神小社、伊香保神社と同じ規模内容である。
- 04 前掲 註(5)「上野国國名鏡寺 奉納三尺五寸鏡一口 文永五年戊辰二月十日 大勅進僧 宗円 大工 高階友慶」
- 05 安房院編。正平七~十五年(1352~60)頃成立。(近藤喜博編『神道集』1984)
- 卷第八ノ四十八「馬鹿桃井郷上村内ハケ桜現事」249頁に「寺號ノ額ニハ船尾寺ト被ケル打、此寺、谷峯ヲ隔テ寺ヲ立、石嚴寺ト類打ツ、坊舍ハ六十六坊也。」の記事が見られ、後文に同所の火災記事もある。
- 06 「続日本後紀」承和二年(835)9月29日条に「伊香保社」。承和十三年(846)8月12日条に「甲波宿祢神」の記載がある。(『新訂増補 国史大系』)
- 07 「令集解」儀制令春時祭田条(『新訂増補 国史大系』)
- 08 西垣晴次「民衆の宗教」(宮登他著「神と仏=民俗宗教の諸相」)〔日本民俗文化大系〕4(1983)所収。
- 09 上田正昭「神廟界の背景」(日本古代の国家と宗教)上巻・井上薰教授追記念会編 1980)
- 「続日本紀」によれば延暦三年に貢賀上下二社・松尾社・乙訓社に叔父がおこなわれた記載が見られる。
- 09 前掲 註(2)「山と信仰」(上野国の信仰と文化)411頁~412頁
- 10 富田永世編著「上野名跡誌」二編・巻上「群馬郡」の項。(明治15年(1882)刊)
- 11 「延喜式巻第十之五 東山道五 上野国十二座 群馬郡」の項。(伴信友「神名帳考證」巻廿六(『伴信友全集』巻一))
- 12 前掲 註(2)「上野國神名帳の研究」
- 13 前掲 註(9)
- 14 源為恵「三宝詔訓」天暦五年(951)記事。(『群馬県史』資料編4。群馬県史編さん委員会。1985)
「或本云、妙連和尚の入定してよみかへりたる記云。天暦五年九月十五日出羽國うみそつらいつほり」にはじまる絵詞には、上野国大掾三村他數名の名前が見られる。(前略)「中略 又上野國くるまの都をほどの寺の上原博士音法師は、寺のかたはらのかみのはな、米、鶴、油をわきほりとりて、人にわかたさるむくいに、五丈六尺の大蛇(蛇)になりて、其寺の石すえの下に五尺入りてせり」(後略)。この説話の記事は、つぎの「妙連御蘇生記」に関連する。
- 15 「僧妙連蘇生記」(続群書類訓)十六 雜部。(前掲 註(2)「群馬県史」)。(前略)「中略 上野國群馬都在石殿座主押部、石殿之側明神料花、餅、油等貧乏、不行他人。只己猶貰取罪、大蛇成、石殿之側伏。(後略)」。
- 16 「椿名神社関係古文書・記録類」2(『室町町誌』(室町町誌編さん委員会。1966))
- 17 前掲 註(5)・10
- 18 前掲 註(2)「上野国神名帳の研究」
- 19 前掲 註(2)「室町町誌」794頁、般若坊所蔵「椿名湖御抄記」享保二十一年(1736)。
- 20 「群馬県遺跡台帳」西毛編(群馬県文化財保護協会。1974)
- 21 「群馬郡西部都村落」(上野国群馬郡都村落)群馬郡。明治15年(1882)完成。(群馬県文化事業振興会。1980))、上野国群馬郡下室田村「古跡」の項に、柳沢寺跡跡跡「村ノ北方字日陰ニアリ、区域詳ナラス、伝云。柳沢寺跡属ナリト、其跡ノ地ノ普羅那ト呼ブ、今古瓦地中ヨリ出ツ、其跡名詳ナラス、柳沢寺跡由来山子田村ニ詳ニス。依テコ、ニ略ス。」と記載される。本道路の第1報は、註(1)川原富久治「上野国總社神社主祭神の性格に関する一考察」による。
- 22 「群馬の古鏡」(群馬県立歴史博物館 1980)
- 23 「椿名神社調査報告書」「總説」(群馬県教育委員会。1976)
- 24 「日光男体山一山頂道路発掘調査報告書」(日光二荒山神社編。1963)
- 25 「静岡県史」資料編 古代 (静岡県。1989)
- 26 「日本宮殿記」(日本古典文学全集)6。(1979)
- 27 木津博明氏御教示による。国分寺中間地域遺跡出土例あり。
- 28 前掲 註(6)
- 29 前掲 註(9)
- 30 「聖不動經」(『修驗道行者勤行集』所収)
- 31 「沙門勝道歷山壁元珠碑」(『勝道上人の資料』(『日光市史』古代編。(日光市史編さん委員会。1979))所収
他に、空海の詩文を集めた「漏宿庵彈性墨集」卷二。「平安道文」など、数多く採録されている。
- 32 前掲 註(3)。「勝道上人は、下野郡芳賀郡(木暮郡芳賀郡)の出身。後世、その出身地と伝えられる場所もあるが、確証は得られない。若田氏の出。下野国に若田の地名はないが、西隣の上野国片桐郡に若田という地名があり、「和名類聚抄」ではこれを利加多と読んでいる。現在の碓氷郡八幡、豊岡(現在は、いずれも高崎市)などの村々がそれにあたる。おそらく、この地から出た一族で、「のちに東へ移ったものであろう」との考察文があり、本稿8「考察」で触れた、延暦八年(789)頃、「上野國講師補任」文と共に大家興味深い問題である。赤城山開山など、上野国内に潜在する、勝道上人足跡伝承についての検證を行うことも決して徒労に終始するものではないものと考えられる。
- 33 前掲 註(4)「椿名神社」の項に、「國祖社 創建年月不詳。慶長年間再建、もとは椿名山西部の御祖廟窟にあった。推断前は本地堂または国造殿といった。明治二十九年國祖社の古称にもどる」とある。「椿名山誌」は「本地堂 勝軍地蔵」。

参考文献

- 「榛名神社社記」(榛名神社社務所 1925)
小山守輔「榛名神社々記」 1933
依田省三「榛名信仰」上・下(『上毛及び上毛人』142号・143号。(1929年2月・3月))
毛呂惟藏「上野國誌」 1910
大江正行「田端高寺の推定」「田端遺跡」(上越新幹線関係埋蔵文化財調査報告書 第9集 1988)
木津博明「古代群馬郡考上・下」(『群馬文化』219・220号。1989)
井田安雄「榛名信仰」(『日光山と関東の修験道』(五味重監修『山岳宗教史研究叢書』8。1979) 所収)
高柳重雄「古代山岳信仰の歴史的考察」1969
和歌森太郎「山岳宗教の成立と展開」(『山岳宗教史研究叢書』。1975)
『山形県史』資料編 十五上 古代中世資料 (山形県 1977)



写真1 大島居より二王門を望む 南→



写真2 削平壇群に迫る風・雷天岳 南東→



写真3 削平壇10全景 北東→



写真4 削平壇10礎石配置近景 北→

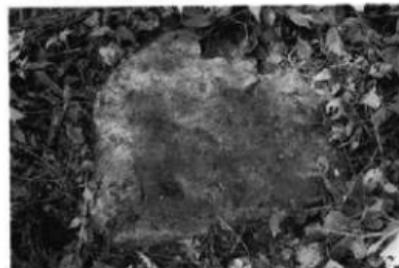


写真5 削平壇10礎石 西より2石目 北→



写真6 削平壇10礎石 東折側中央左 北→



写真7 削平壇21(円乗院跡)全景 西→



写真8 削平壇21の礎石 北西→

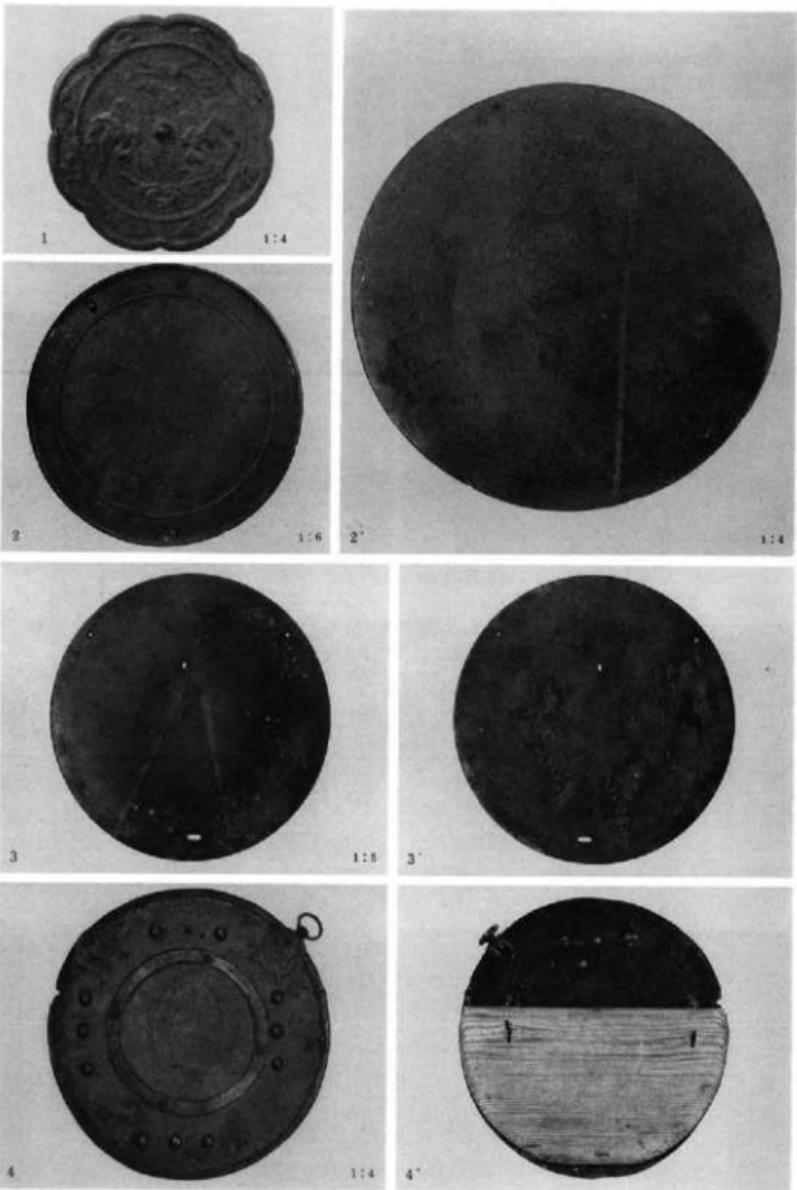


写真9 棒名神社開運伝存遺品

1は「群馬の古鏡」(群馬県立歴史博物館) 1980より

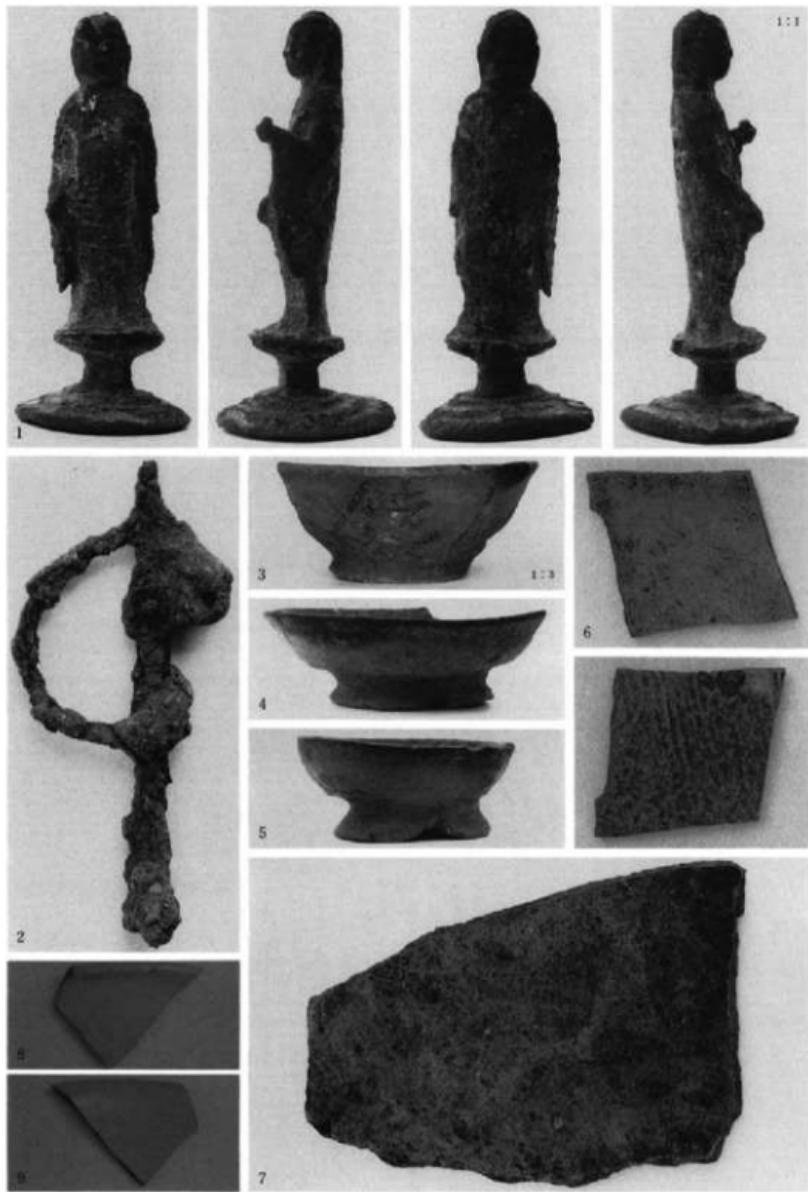


写真10 桧名神社遺跡採集遺物

3を除き清水氏採集、1・3を除き約1:2

研究紀要 8

平成3年3月31日発行

編集行 財団群馬県埋蔵文化財調査事業団
法人 群馬県勢多郡北橘村下箱田784-2
群馬県勢多郡北橘村下箱田784-2
Tel (0279) 52-2511#0

印刷 朝日印刷工業株式会社

BULLETIN
OF
PUBLIC CORPORATION
FOR ARCHAEOLOGICAL
OPERATIONS OF GUNMA

VIII

CONTENTS

- Pit Houses of the Early Jomon Period in Gunma Prefecture. by HARA Masanobu (1)
- The Origins of Akaido Type Pottery. by OHKI Shinichirou (17)
- An Adventing Process of Previous Mounded Tombs in East Japan
— An Aspect of Just Before Adventing Mounded Tombs at The Basin of The River Kabura. by WAKABAYASHI Masato (33)
- The Factor of the Changes in Haji Pottery Types.
— Some Phases of Sue Pottery-copied Haji Pottery at its first appeared time in
Gunma Prefecture. by SAKAGUTI Hajime (35)
- Ushibuse Sand Stone and Mounded Tombs.
— by MIGISHIMA Kazuo, TSUGANEZAWA Yoshishige, NAGUMO Yoshiaki,
KOBAYASHI Tohru, INOUE Masami, ISOGAI Akiko (63)
- Concerning of the Yamagiwa kiln in Kasagake town Kouzuke Kokubunji temple's Tiles-roofed
kiln in established time.
— Introduction of Archeological materials —
— by WATANUKI Kunio, KIZU Hiroaki (93)
- A Fundamental Study on Wooden Tablets, in Ancient Japan by TAKASHIMA Hideyuki (137)
- Study concerned of ancient in the Haruna-jinja's site. by KAWAHARA Kakuji (177)

PUBLIC CORPORATIONS FOR ARCHAEOLOGICAL OPERATIONS OF GUNMA

March

01-350 / 6 / 8(5)



013500006000800 05



財團法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団